

平成 19 年

# 塩竈市議会会議録

(第120巻)

第1回臨時会 5月16日 開 会  
5月16日 閉 会

第2回臨時会 5月25日 開 会  
5月25日 閉 会

第2回定例会 6月14日 開 会  
6月27日 閉 会

塩竈市議会事務局

# 平成 1 9 年 5 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 ( 5 月 1 6 日 )

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
5 . 16	水	本会議	仮議席の指定、議長の選挙、副議長の選挙、議席の指定 会期の決定、議員提出議案第 5 号、各常任委員会委員の選 任、議会運営委員会委員の選任、塩釜地区消防事務組合議 会議員の選挙、塩釜地区環境組合議会議員の選挙、宮城県 後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、塩竈市農業委員 会委員の推薦について、議案第 5 3 号	1

## 平成 1 9 年 5 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 ( 5 月 2 5 日 )

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
5 . 25	金	本会議	会期の決定、諸般の報告、承認第 1 号ないし第 4 号 議案第 5 4 号ないし第 5 6 号	1

# 平成 1 9 年 6 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 4 日 間 ( 6 月 1 4 日 ~ 6 月 2 7 日 )

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会 期
6 . 14	木	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、請願第 1 号、議案第 5 7 号ないし第 6 6 号	1
15	金	休 会		2
16	土	"		3
17	日	"		4
18	月	本 会 議	施政方針に対する質問 13 : 00 ~ 佐藤 英治 議員 小野 幸男 議員 鎌田 礼二 議員	5
19	火	"	施政方針に対する質問 13 : 00 ~ 中川 邦彦 議員 東海林京子 議員 阿部かほる 議員	6
20	水	"	施政方針に対する質問 13 : 00 ~ 浅野 敏江 議員 小野 絹子 議員 伊藤 栄一 議員	7
21	木	休 会	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	8
22	金	"	民生常任委員会 10 : 00 ~	9
23	土	"		1 0
24	日	"		1 1
25	月	"	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	1 2
26	火	"		1 3
27	水	本 会 議	委員長報告 ( 閉会 )	1 4



# 塩竈市議会平成19年5月臨時会会議録

# 塩竈市議会平成19年6月定例会会議録

## 目次

### (5月臨時会)

#### 第1日目 平成19年5月16日(水曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
副議長の選挙	5
議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議員提出議案第5号	7
提案理由説明	7
採 決	8
各常任委員会委員の選任	8
議会運営委員会委員の選任	9
塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙	10
塩釜地区環境組合議会議員の選挙	10
宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	11
塩竈市農業委員会委員の推薦について	12
議案第53号	12
提案理由説明	12
採 決	13
閉 会	14

## ( 5月臨時会 )

### 第 1 日 目 平成 1 9 年 5 月 2 5 日 ( 金 曜 日 )

開 会 .....	15
議事日程第 1 号 .....	15
開 議 .....	17
会議録署名議員の指名 .....	17
会期の決定 .....	17
諸般の報告 .....	17
承認第 1 号ないし第 4 号 .....	19
提案理由説明 .....	19
質 疑 .....	20
伊 勢 由 典 君 .....	20
採 決 .....	26
議案第 54 号ないし第 56 号 .....	26
提案理由説明 .....	27
質 疑 .....	34
吉 川 弘 君 .....	34
伊 勢 由 典 君 .....	40
佐 藤 貞 夫 君 .....	41
採 決 .....	45
閉 会 .....	45

## ( 6 月定例会 )

### 第 1 日 目 平成 1 9 年 6 月 1 4 日 ( 木曜日 )

開 会	47
議事日程第 1 号	47
開 議	49
会議録署名議員の指名	49
会期の決定	49
諸般の報告	49
請願第 1 号	58
議案第 57 号ないし第 66 号 ( 各常任委員会付託 )	58
提案理由説明	58
総括質疑	73
曾 我 ミ ヨ 君	73
吉 川 弘 君	75
散 会	78

### 第 2 日 目 平成 1 9 年 6 月 1 8 日 ( 月曜日 )

議事日程第 2 号	79
開 議	81
会議録署名議員の指名	81
議案第 57 号ないし第 66 号 ( 施政方針に対する質問 )	69
佐 藤 英 治 君	
シャッターオープン事業	81
どのような構想か ( エリアも含めて )	
中心市街地活性化法との整合性	
うらと子どもパスポート	81
経過と実情	
県内拡大の意図	

住民参加型公募債	82
他市の状況（実例と成果）	
今後の進め方	
教育環境の整備の具体案について	
再生法	82
この法の目的と市の対応	
組織の見直し	82
重点と考える点	
人的構想	
広域化について	83
斎場の協議状況	
新時代の広域行政への考え	
合併への議論	83
市長の積極的議論に転化した理由	
小 野 幸 男 君	
元気です塩竈	96
商業振興の取り組み状況について	
安心です塩竈	96
高齢者福祉の考え方	
地域介護の拠点として地域包括支援センターについて	
小規模特別養護老人ホーム整備の考え方	
大好きです塩竈	97
バス交通体系の本市の対応について	
うらと子どもパスポート事業の推進方について	
さらなる行財政改革の推進	97
斎場業務の進捗状況と広域化についての考え方	
高齢者の健康づくり	98
前立腺がん検診事業について	

鎌田礼二君	
海辺の賑わい地区 .....	109
計画段階の試算とオープン後との比較	
中心商店街への回遊の具体的な方策は	
今後の開発計画（進め方）について	
学校力と学力向上 .....	109
学校力とは	
塩竈市内児童・生徒の学力は他市町と比べてどうか	
学校の安全 .....	110
校舎の耐震工事の進め方について	
広域行政 .....	110
斎場業務の広域化とは	
塩竈斎場のサービス（清掃）について	
現在の塩竈斎場の将来は	
散会 .....	120

### 第3日目 平成19年6月19日（火曜日）

議事日程第3号 .....	121
開議 .....	123
会議録署名議員の指名 .....	123
議案第57号ないし第66号（施政方針に対する質問） .....	123
中川邦彦君	
元気です塩竈 .....	123
港湾の整備と塩釜港の港湾機能の強化について	
北浜造船各社の移転計画について	
移転後の緑地計画と住環境の整備について	
大好きです塩竈 .....	125
人口対策と交流人口対策について	
市民と行政による協働のまちづくりについて	

行財政改革の推進	126
職員定数の削減と職員給与の適正化について	
事務事業の見直しについて	
受益者負担について	
東海林 京子 君	
元気です塩竈	141
商業振興の取り組みについて	
・シャッターオープン事業について	
・住民の居住地域内の製造小売店の再生について	
地域経済の活性化・雇用対策について	
・人口減少の歯止め策について	
・雇用の安定、働き続けられる制度の確立について	
安心です塩竈	142
防災対策について	
・危険箇所の点検と対応について	
(崖崩れ対策並びに持ち主不在の廃屋の放置対策)	
少子化対策について	
・子育て家庭に対する助成制度について	
高齢者福祉について	
・市内の老健施設・特養ホーム等の入所待機者の解消について	
市立病院について	
・療養型病床の現状と今後の方針について	
・人工透析の再開について	
大好きです塩竈	145
学校教育について	
・これまでの教育方針とこれからの教育方針の主たる違いについて	
・学校力を高めるとは具体的にどういうことか	
しおナビ100円バスについて	
・東西線(大日向・玉川・母子沢及び牛生・芦畔・舟入地区)の	

路線新設について	
・本町・マリンゲート・青葉ヶ丘・千賀の台への乗り入れについて	
阿 部 かほる 君	
「日本で一番住みたいまち塩竈」の将来展望について	155
「平成19年度を新時代に向けたスタートの年と位置付け...」とあ るが、20年・30年後の塩竈市の姿・位置付けについて	
道州制導入と市町村合併の基本的な考え方と方針について	157
市民の意見をどのような方法で集約するのか 特例法の適用期限以内に結論を出すのかどうか	
教育環境について	157
家庭教育・学校教育・社会教育の今後の取り組みについて	
バス交通体系について	158
「しおナビ100円バス」利用者への配慮について	
散 会	165

## 第4日目 平成19年6月20日（水曜日）

議事日程第4号	167
開 議	169
会議録署名議員の指名	169
議案第57号ないし第66号（施政方針に対する質問）	169
浅 野 敏 江 君	
市政運営の基本的な考え方	169
少子高齢化時代における本市の取り組みについて	
元気です塩竈	171
ブランド化についての市の考え方 ロゴマークの制定と活用について	
安心です塩竈	172
不審者情報提供システムの活用方法について	
大好きです塩竈	173

浦戸地区を含む本市の人口対策の具体的な取り組みについて

小 野 絹 子 君

市民生活の実態把握と福祉施策について .....	185
増税による市民への影響について	
乳幼児医療費無料化の年齢拡大について	
介護保険の保険料、利用料の減免について	
「藻塩の里」の恒久整備について	
地域公共交通について .....	187
バス路線の拡大について	
北駅設置について	
まちづくりと産業施策について .....	187
中心市街地への回遊策について	
大型商業施設開店後の地元商店やマリゲートへの影響、交通問題 について	
区画整理事業の今後の取り組みについて	
浦戸のカキ処理施設への市の助成について	
越の浦春日線の整備について	

伊 藤 栄 一 君

市政運営の基本姿勢 .....	202
平成15年、市長がかわり長期総合計画は5つの柱に沿って細部に わたり説明を受けてきたが、今回の施政方針は3点に集約されてい る。その真意は	
元気です塩竈 .....	203
水産業の振興	
・漁船誘致活動と塩竈市魚市場の優位性とあるが、県内の気仙沼、 石巻、女川と比較した場合、塩竈市魚市場の優位性は何か	
商業振興	
・シャッターオープン事業を具体的に	
安心です塩竈 .....	203

市立病院について	
・ 毎年多額の繰出金を行うものか、それ以外の考え方について	
大好きです塩竈 .....	203
学校教育	
・ 塩竈独自の教育、教師の指導力、道徳、絆、マナー、ルールにつ	
いて	
浦戸地区の活性化	
・ 農業振興を図るため、宝の島浦戸を思い切って開墾し、一部フラ	
ワーアイランドに貸与してはどうか	
本町、市民活動推進室	
・ 増設を検討しているとあるが、今野屋跡地利用の考えはないのか	
散 会 .....	216

## 第 5 日 目 平 成 1 9 年 6 月 2 7 日 ( 水 曜 日 )

議事日程第 5 号 .....	219
開 議 .....	221
会議録署名議員の指名 .....	222
議案第57号ないし第66号(各常任委員会委員長議案審査報告) .....	222
討 論 .....	225
吉 川 弘 君 .....	226
佐 藤 英 治 君 .....	228
採 決 .....	229
請願第 1 号(産業建設常任委員会委員長請願審査報告) .....	229
採 決 .....	230
閉 会 .....	230

平成19年5月臨時会	5月16日	開会
	5月16日	閉会
平成19年5月臨時会	5月25日	開会
	5月25日	閉会
平成19年6月定例会	6月14日	開会
	6月27日	閉会

議案審議一覽表  
 請願審議一覽表  
 請願文書表  
 議員提出議案

## 塩竈市議会 5 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
		議長の選挙	( 当選 ) 志賀直哉	19.5.16
		副議長の選挙	( 当選 ) 今野恭一	19.5.16
		議席の指定	別紙のとおり	19.5.16
	議員提出 議案第 5 号	塩竈市議会委員会条例の一部を改正する 条例	原案可決	19.5.16
		総務教育・民生・産業建設各常任委員会 委員の選任	別紙のとおり	19.5.16
		議会運営委員会委員の選任	別紙のとおり	19.5.16
		塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙	( 指名推選 ) 中川邦彦 伊藤栄一 今野恭一	19.5.16
		塩釜地区環境組合議会議員の選挙	( 指名推選 ) 浅野敏江 香取嗣雄	19.5.16
		宮城県後期高齢者医療広域連合議会議 員選挙	( 指名推選 ) 菊地 進	19.5.16
		塩竈市農業委員会の委員の推薦につい て	( 指名推選 ) 嶺岸淳一 鈴木昭一	19.5.16
	議案第53号	監査委員の選任について	同 意	19.5.16

## 塩竈市議会議員（議席の指定）

席次	氏名	席次	氏名
1	曾我三三	2	中川邦彦
3	小野絹子	4	吉川弘
5	伊勢由典	6	佐藤貞夫
7	東海林京子	8	伊藤博章
9	浅野敏江	10	小野幸男
11	嶺岸淳一	12	志賀直哉
13	佐藤英治	14	伊藤栄一
15	菊地進	16	今野恭一
17	阿部かほる	18	鈴木昭一
19	鎌田礼二	20	木村吉雄
21	香取嗣雄		

## 塩竈市議会常任委員会

総務教育常任委員会（7）	
委員長	佐藤英治
副委員長	鎌田礼二
委員	小野絹子
〃	伊勢由典
〃	東海林京子
〃	小野幸男
〃	今野恭一

民生常任委員会（7）	
委員長	浅野敏江
副委員長	曾我三三
委員	佐藤貞夫
〃	伊藤博章
〃	志賀直哉
〃	菊地進
〃	鈴木昭一

産業建設常任委員会（7）	
委員長	香取嗣雄
副委員長	阿部かほる
委員	中川邦彦
〃	吉川弘
〃	嶺岸淳一
〃	伊藤栄一
〃	木村吉雄

## 塩竈市議会議会運営委員会

議会運営委員会（５）	
委員長	菊地進
副委員長	伊勢由典
委員	浅野敏江
〃	佐藤英治
〃	阿部かほる

## 塩竈市議会 5 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について)	承認	19.5.25
	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成19年(八)第1636号 学校給食費請求事件の訴えの提起について)	承認	19.5.25
	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (平成19年(八)第1734号 学校給食費請求事件の訴えの提起について)	承認	19.5.25
	承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (平成19年(八)第2025号 学校給食費請求事件の訴えの提起について)	承認	19.5.25
	議案第54号	特別職の職員の給与に関する条例及び塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	19.5.25
	議案第55号	平成19年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	19.5.25
	議案第56号	平成19年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算	原案可決	19.5.25

## 塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覽表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
総務教育	議案第58号	塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	原案可決	19.6.27
	議案第59号	平成19年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	19.6.27
	議案第63号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	19.6.27
	議案第64号	町の区域を変更することについて	原案可決	19.6.27
	議案第65号	宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について	原案可決	19.6.27
	議案第66号	浦戸地区辺地総合整備計画の変更について	原案可決	19.6.27
民 生	議案第57号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	19.6.27
	議案第59号	平成19年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	19.6.27
	議案第60号	平成19年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	19.6.27
	議案第61号	平成19年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	19.6.27
産業建設	議案第59号	平成19年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	19.6.27
	議案第62号	民事調停の申立てについて	原案可決	19.6.27

## 塩竈市議会 6 月定例会請願審議一覽表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第1号	日豪EPA / FTA交渉に対する請願	19.6.8	産業建設	継続審査	19.6.27

平成19年6月14日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 1 号
受理年月日	平成19年6月8日
件 名	日豪EPA / FTA交渉に対する請願
要 旨	<p>【請願理由】</p> <p>4月から開始された日豪EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）交渉に対し、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられています。豪州政府の要求通り、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約4,300億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、2兆～3兆円規模になるとされています。</p> <p>また、食料自給は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。</p> <p>さらに、昨年、干ばつによって大減産となったようにオーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。</p> <p>私たちは、日豪EPA / FTA交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える重要品目を交渉から除外するなどの対策を求めます。つきましては、貴議会におかれまして、地方自治法第99条の規定に基づき下記事項を内容とする意見書を政府関係機関に提出いただくとともに、その実現に向けて強力な働きかけをお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 日豪EPA / FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉を中断することを求めます。</p> <p>2. 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを求めます。</p>
提 出 者 住 所 ・ 氏 名	仙台市青葉区本町2-12-7 食・緑・水を創る宮城県民会議 会長 工 藤 昭 彦
紹 介 議 員 氏 名	小 野 絹 子      東海林 京 子
付 託 委 員 会	産業建設 常任委員会

議員提出議案第5号

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成19年5月16日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	佐 藤	貞 夫
東海林	京 子	伊 藤	博 章
浅 野	敏 江	小 野	幸 男
嶺 岸	淳 一	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉 殿

「別 紙」

### 塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

塩竈市議会委員会条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第3号中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会運営のより一層の充実と円滑化を図るため、所要の改正を行おうとするものである。

平成19年5月臨時会 5月16日 開会  
5月16日 閉会

## 塩竈市議会会議録

平成19年5月16日（水曜日）

塩竈市議会5月臨時会会議録

（第1日目）第6号

議事日程 第1号

平成19年5月16日(水曜日)午後1時開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 副議長の選挙
- 第 4 議席の指定
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 議員提出議案第5号
- 第 8 各常任委員会委員の選任
- 第 9 議会運営委員会委員の選任
- 第10 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙
- 第11 塩釜地区環境組合議会議員の選挙
- 第12 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第13 塩竈市農業委員会委員の推薦について
- 第14 議案第53号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第14

出席議員(21名)

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番  | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番  | 小 野 絹 子 君 | 4番  | 吉 川 弘 君   |
| 5番  | 伊 勢 由 典 君 | 6番  | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番  | 東海林 京 子 君 | 8番  | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番  | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君   | 16番 | 今 野 恭 一 君 |

17番 阿部 かほる 君

19番 鎌田 礼二 君

21番 香取 嗣雄 君

18番 鈴木 昭一 君

20番 木村 吉雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐藤 昭 君	副 市 長	加藤 慶教 君
収 入 役	田中 一夫 君	総 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	山本 進 君
市 民 生 活 部 長	大浦 満 君	健 康 福 祉 部 長	棟形 均 君
産 業 部 長	三浦 一泰 君	建 設 部 長	内形 繁夫 君
総務部政策調整監	小山田 幸雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
市 民 生 活 部 次 長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君	健 康 福 祉 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	木下 彰 君
産 業 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	荒川 和浩 君	建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	茂庭 秀久 君
総務部総務課長	郷古 正夫 君	総務部総務課長補佐 兼 総 務 係 長	佐藤 信彦 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	市立病院事務部次長 兼 業 務 課 長	伊藤 喜昭 君
水 道 部 長	佐々木 栄一 君	水 道 部 次 長	大和田 功次 君
水道部総務課長 兼 経 営 企 画 室 長	尾形 則雄 君	監 査 委 員	高橋 洋一 君
監 査 事 務 局 長	丹野 文雄 君		

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	佐久間 明 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	安藤 英治 君
議 事 調 査 係 主 査	戸枝 幹雄 君	議 事 調 査 係 主 査	斉藤 隆 君

午後1時 開議

事務局長（佐久間 明君） 一般選挙後初めての議会でありますので、地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなります。

ご紹介を申し上げます。出席議員のうち年長者は伊藤栄一議員であります。伊藤栄一議員、臨時議長をお願いいたします。（拍手）

臨時議長（伊藤栄一君） ただいまご紹介をいただきました、年長者の伊藤栄一です。よろしくお願いを申し上げます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。皆様のご協力を切にお願いを申し上げる次第であります。

去る5月9日告示招集になりました平成19年塩竈市議会第1回臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は市長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。ポケットベルや携帯電話などを持参されている方は電源を切るようお願いを申し上げます。

これより議事に入ります。

#### 日程第1 仮議席の指定

臨時議長（伊藤栄一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま諸君がご着席の議席を指定いたします。

#### 日程第2 議長の選挙

臨時議長（伊藤栄一君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（伊藤栄一君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（伊藤栄一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

臨時議長（伊藤栄一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、仮議席1番から順に投票を願います。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前をお書きくださるようお願い申し上げます。

〔投票〕

臨時議長（伊藤栄一君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

臨時議長（伊藤栄一君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（伊藤栄一君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。1番曾我三三君、21番香取嗣雄君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

開票いたします。

〔開票〕

臨時議長（伊藤栄一君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

事務局長（佐久間 明君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は21票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数です。

有効投票のうち 志賀直哉議員 15票

小野絹子議員 6票

なお、この選挙の法定得票数は6票です。以上です。（拍手）

臨時議長（伊藤栄一君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました志賀直哉議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました志賀直哉君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

志賀直哉君からごあいさつをお願いいたします。(拍手)

議長(志賀直哉君) ただいま皆様のご厚意により、議長に選任されました志賀と申します。

菊地議長のもと、2年間、副議長としていろいろ市政に参加させてもらいました。本当に大変な塩竈市政、財政改革、また議員改革を私のモットーに、ここ2年間頑張っていくつもりでございます。皆様のご協力よろしくをお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。(拍手)

臨時議長(伊藤栄一君) これをもって臨時議長の職務を終わります。

この間における各位のご協力に対し、心から感謝を申し上げるものでございます。議長と交代いたします。

〔臨時議長 伊藤栄一君 退席、議長 志賀直哉君 着席〕

### 日程第3 副議長の選挙

議長(志賀直哉君) 日程第3、これより副議長の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長(志賀直哉君) ただいまの出席者数は21名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長(志賀直哉君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長(志賀直哉君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、仮議席1番より順次投票を願います。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前もお書きくださるようお願いいたします。

〔投票〕

議長（志賀直哉君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

議長（志賀直哉君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（志賀直哉君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。2番中川邦彦君、20番木村吉雄君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

開票をお願いいたします。

〔開 票〕

議長（志賀直哉君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

事務局長（佐久間 明君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は21票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数です。

有効投票のうち	今野恭一議員	10票
	吉川 弘議員	6票
	嶺岸淳一議員	5票

なお、この選挙の法定得票数は6票です。以上です。（拍手）

議長（志賀直哉君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました今野恭一君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました今野恭一君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

今野恭一副議長のごあいさつをお願いいたします。（拍手）

副議長（今野恭一君） ただいまご紹介を賜りました今野恭一でございます。皆様のご推挙により、図らずも副議長の大役を拝命いたしました。これからは、さらなる研さんを積み、議長ともども市民の負託にこたえられるよう精いっぱい頑張ってまいりますので、どうぞ皆様今後ともご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げ、よろしくようお願い申し上げまして就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

再開は13時50分といたします。

午後 1 時 2 9 分 休憩

午後 1 時 5 0 分 再開

議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 議席の指定

議長（志賀直哉君） 日程第 4、議席の指定を行います。

議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長が指定いたします。

議員諸君の議席は、仮議席のとおり指定いたします。

日程第 5 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第 5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1 番曾我ミヨ君、2 番中川邦彦君を指名いたします。

日程第 6 会期の決定

議長（志賀直哉君） 日程第 6、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、1 日と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 7 議員提出議案第 5 号

議長（志賀直哉君） 日程第 7、議員提出議案第 5 号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第 5 号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。15番菊地 進君。

15番（菊地 進君） ただいま議題に供されました議員提出議案第 5 号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例については、総務教育常任委員会及び産業建

設常任委員会の定数を7名に改め、議会運営のより一層の充実と円滑化を図るものです。ご配付の内容を参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） ただいま上程中の議員提出議案第5号については、質疑、委員会付託、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、議員提出議案第5号についてはさよう取り扱うことに決定いたしました。

議員提出議案第5号については、原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第5号については原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 各常任委員会委員の選任

議長（志賀直哉君） 日程第8、各常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名いたします。

総務教育常任委員には3番小野絹子君、5番伊勢由典君、7番東海林京子君、10番小野幸男君、13番佐藤英治君、16番今野恭一君、19番鎌田礼二君の7名であります。

次に、民生常任委員には1番曾我ミヨ君、6番佐藤貞夫君、8番伊藤博章君、9番浅野敏江君、12番志賀直哉、15番菊地進君、18番鈴木昭一君の7名であります。

次に、産業建設常任委員には2番中川邦彦君、4番吉川弘君、11番嶺岸淳一君、14番伊藤栄一君、17番阿部かほる君、20番木村吉雄君、21番香取嗣雄君の7名であります。

以上の方々を各常任委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、ただいま指名しました方々を各常任委員に選任することに決しました。

ただいま選任された各常任委員の方々は、次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

開催場所を申し上げます。総務教育常任委員会は北側委員会室、民生常任委員会は委員会室、産業建設常任委員会は議員控室といたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 5 分 休憩

午後 2 時 1 8 分 再開

議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

総務教育常任委員長には13番佐藤英治君、同じく副委員長には19番鎌田礼二君。

民生常任委員長には9番浅野敏江君、同じく副委員長には1番曾我ミヨ君。

産業建設常任委員長には21番香取嗣雄君、同じく副委員長には17番阿部かほる君。

以上、選出されたので、ご報告いたします。（拍手）

#### 日程第9 議会運営委員会委員の選任

議長（志賀直哉君） 日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名いたします。

議会運営委員には5番伊勢由典君、9番浅野敏江君、13番佐藤英治君、15番菊地進君、17番阿部かほる君の5名であります。

以上5名を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任された議会運営委員の方々は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果の報告をお願いします。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

それでは、委員会室において開催をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 0 分 休憩

午後 2 時 3 4 分 再開

議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長には15番菊地 進君、副委員長には5番伊勢由典君が選出されたのでご報告いたします。

日程第 1 0 塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙

議長（志賀直哉君） 日程第10、塩釜地区消防事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の数は、同組規約第5条の規定により3名であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

塩釜地区消防事務組合議会議員には2番中川邦彦君、14番伊藤栄一君、16番今野恭一君の3名を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認めます。よって、塩釜地区消防事務組合議会議員には2番中川邦彦君、14番伊藤栄一君、16番今野恭一君の3名が当選されました。

ただいま塩釜地区消防事務組合議会議員に当選された2番中川邦彦君、14番伊藤栄一君、16番今野恭一君に本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第 1 1 塩釜地区環境組合議会議員の選挙

議長（志賀直哉君） 日程第11、塩釜地区環境組合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の数は、同組合同規約第5条の規定により2名であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

塩釜地区環境組合議会議員には9番浅野敏江君、21番香取嗣雄君の両名を指名いたします。

ただいまの指名についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認めます。よって、塩釜地区環境組合議会議員には9番浅野敏江君、21番香取嗣雄君の両名が当選されました。

ただいま塩釜地区環境組合議会議員に当選されました9番浅野敏江君、21番香取嗣雄君に本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

## 日程第12 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（志賀直哉君） 日程第12、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の数は、同組合同規約第1条の規定により1名であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

さらにお諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員には15番菊地 進君を指名いたします。

ただいまの指名についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認めます。よって、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員には15番菊地 進君が当選されました。

ただいま宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました15番菊地 進君に本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

### 日程第13 塩竈市農業委員会委員の推薦について

議長（志賀直哉君） 日程第13、塩竈市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

推薦の方法については議長において指名したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

農業委員会等に関する法律第12条に規定する農業委員となる方を指名いたします。本市議会から推薦する農業委員には11番嶺岸淳一君、18番鈴木昭一君を推薦いたします。

なお、ただいま指名した方々は除斥の対象となりますのでご退席を願っております。

お諮りいたします。ただいま指名しました2名の方々を本市農業委員会の委員として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、ただいま指名しました2名の方々を本市農業委員会の委員として推薦することに決しました。

〔両名 着席〕

### 日程第14 議案第53号

議長（志賀直哉君） 日程第14、議案第53号を議題といたします。

議案の朗読は省略をいたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 議案第53号の提案理由をご説明申し上げます前に、お許しをいただきまして一言ごあいさつを述べさせていただきます。

去る4月22日執行の塩竈市議会議員選挙において、ご当選を果たされ就任いただきました議員各位に心からお祝いを申し上げます。

私もおかげさまで市民の皆様から市長に再任させていただき、今後4年間の市政を担当させていただくこととなりました。マニフェストを実行し、「日本で一番住みたいまち塩竈」の実現へ誠心誠意、皆様とともに努力をいたしてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、ただいま上程されました議案第53号は、市議会議員の任期満了による改選に伴い、議員選出の監査委員を新たに選任するため、議会の同意を求めらるるものでありまして、鈴木昭一議員を監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により市議会の同意を求めようとするものでございます。

同議員は、議員各位ご承知のとおり、人格、識見ともに適任の方でありますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） ただいま選任の同意を求められております18番鈴木昭一君については除斥の対象になりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。議案第53号については、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、議案第53号については同意を与えることに決しました。

〔議員着席〕

議長（志賀直哉君） なお、新任の監査委員から就任のあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

監査委員（鈴木昭一君） ただいま皆様方のご推薦をいただきまして、市長より監査委員の大役をご指名をいただきました。本当に身に余る光栄とその責任の重大さを感じている次第で

ございます。

初めての経験でもございますので、しっかりと先輩各位のご指導をいただきながら、一生懸命職務を全うしてまいりたいと、このように思います。どうぞ皆様方のさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。(拍手)

議長(志賀直哉君) 以上をもって本臨時会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年5月16日

塩竈市議会臨時議長 伊藤 栄一

塩竈市議会議長 志賀 直哉

塩竈市議会議員 曾我 ミヨ

塩竈市議会議員 中川 邦彦

平成19年5月臨時会 5月25日 開会  
5月25日 閉会

## 塩竈市議会会議録

平成19年 5 月25日（金曜日）

塩竈市議会 5 月臨時会会議録

（第 1 日目）第 7 号

議事日程 第1号

平成19年5月25日(金曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第1号ないし第4号
- 第5 議案第54号ないし第56号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭 君 副市長 加藤 慶 教 君

収 入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	山 本 進 君
市 民 生 活 部 長	大 浦 満 君	健 康 福 祉 部 長	棟 形 均 君
産 業 部 長	三 浦 一 泰 君	建 設 部 長	内 形 繁 夫 君
総 務 部 政 策 調 整 監	小 山 田 幸 雄 君	総 務 部 次 長 兼 行 政 改 革 推 進 専 門 監 兼 政 策 課 長	田 中 た え 子 君
市 民 生 活 部 次 長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君	健 康 福 祉 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	木 下 彰 君
産 業 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	茂 庭 秀 久 君
総 務 部 総 務 課 長	郷 古 正 夫 君	総 務 部 財 政 課 長	菅 原 靖 彦 君
総 務 部 税 務 課 長	福 田 文 弘 君	産 業 部 水 産 課 長	渡 辺 常 幸 君
総 務 部 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	佐 藤 信 彦 君	市 立 病 院 事 務 部 長	佐 藤 雄 一 君
市 立 病 院 事 務 部 次 長 兼 業 務 課 長	伊 藤 喜 昭 君	水 道 部 長	佐 々 木 栄 一 君
水 道 部 次 長	大 和 田 功 次 君	水 道 部 総 務 課 長 兼 経 営 企 画 室 長	尾 形 則 雄 君
教 育 委 員 会 委 員 長	東 海 林 良 雲 君	教 育 委 員 会 教 育 長	小 倉 和 憲 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	伊 賀 光 男 君	教 育 委 員 会 教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 セ ン タ ー 館 長 兼 市 民 交 流 セ ン タ ー 館 長 兼 市 民 図 書 館 長	渡 辺 誠 一 郎 君
教 育 委 員 会 教 育 部 総 務 課 長	小 山 浩 幸 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監 査 事 務 局 長	丹 野 文 雄 君		

#### 事務局出席職員氏名

事 務 局 長	佐 久 間 明 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	安 藤 英 治 君
議 事 調 査 係 主 査	戸 枝 幹 雄 君	議 事 調 査 係 主 査	斉 藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（志賀直哉君） 去る 5 月 18 日告示招集になりました平成 19 年度第 2 回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、3 番小野絹子君、4 番吉川 弘君を指名いたします。

#### 日程第 2 会期の決定

議長（志賀直哉君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたします。

#### 日程第 3 諸般の報告

議長（志賀直哉君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告は、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長に指定しておりました専決処分の報告であります。専決第 2 号「平成 18 年度塩竈市一般会計補正予算」、専決第 3 号「平成 18 年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」、専決第 4 号「平成 18 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、専決第 5 号「平成 18 年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」、専決第 6 号「平成 18 年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」、専決第 7 号「平成 18 年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算」、専決第 8 号「平成 18 年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」、専決第 9 号「平成 18 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、専決第 10 号「平成 18 年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」、専決第 11 号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」、専決第 12 号「塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例」、以上 11 件については 3 月 31 日、専決第 16 号「平成 19 年（八）第 1636 号

学校給食費請求事件の和解」については5月14日、それぞれ専決処分され、地方自治法第180条第2項の規定により、5月18日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに、監査委員より、議長あてに提出されました定期監査の結果報告5件であります。

これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、個人情報に留意の上、ご発言くださるようお願い申し上げます。8番伊藤博章君。

8番（伊藤博章君） それでは、私の方から、定期監査報告の市民生活部浦戸交通課の部分についてお伺いをしたいと思います。

まず、監査結果の中に、監査の過程で一部改善または留意すべき点が見受けられたという点がございますが、簡単で結構ですので、どういう点だったのかご説明をいただきたいと思いません。

議長（志賀直哉君） 高橋監査委員。

監査委員（高橋洋一君） 一部改善または留意すべき事項ということで、例えば事務処理上の問題の中で抜けている部分、例えば印鑑が抜けているとか、事務処理の手続が本来なされるべきではない形でなされているというような事務的なミスが結構ありまして、そういった部分について指摘して、直していただくということでお話をしているところです。

議長（志賀直哉君） 伊藤議員。

8番（伊藤博章君） ありがとうございます。この辺、ぜひ早急に改善方をお願いをしたいと思います。

そこで、関連してお伺いしたいんですが、歳出の部、浦戸診療所費、ここの部分についてちょっとお伺いしたいのは、現在、残念ながらお医者さんが不足をしているという状況というか、不定期での診療ということになっているかと思うんですが、今後の見通しについてお話をいただければと思ひましてお伺いします。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 浦戸診療所の医師の件についてご説明を申し上げます。

昨年9月ぐらいに、今まで診療行為に当たっていただきました、塩釜医師会の方から派遣をいただいております医師の方が、主に体調的な理由によりまして診療を中断されました。それ以降、医師が不在というような状況は避けなければならないということで市立病院の方から、今、週1度ぐらいの割合で市立病院の医師に診療に当たっていただいております。その後、塩釜医師会の方と医師常駐ということに向けての意見交換をさせていただいているところ

であります。

候補となっておられます医師の方も今おられまして、現場の勤務状況といったものを確認をいただきながら、医師の常駐について、今、話し合いを継続させていただいている状況にございます。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 伊藤博章君。

8番（伊藤博章君） 大変難しい問題を抱えられて一生懸命お取り組みされている姿が、今、お話としていただきました。

ここからは要望でございます。ぜひ、医師会の方からの医師の派遣ということ、市長の政治的な働きの中で早急に進められていただきたいと思っております。その上で、その間、今、市立病院の先生に一生懸命行っているわけですが、できれば不定期ではなくて定期的にとということ、それからもう1点は、できる限り4時ぐらいまでいてくれるとありがたいんだというお話がありましたので、その辺、ぜひご参考にさせていただければと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 承認第1号ないし第4号

議長（志賀直哉君） 日程第4、承認第1号ないし第4号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま上程いただきました承認第1号から承認第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これら4件の案件は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をさせていただきましたので、その専決処分の承認を求めるものでございます。

まず、承認第1号は、「宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について」でございます。平成19年3月31日限り、公立深谷病院企業団が解散し、同組合から脱退をいたしました。このため、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更についての協議を、組合に加入する全地方公共団体で行わなければなりません。この協議は同法第290条の規定により、議会の議決を必要とする事項となっております。また、この協議は、本年3月30日までにを行う必要がありましたが、同組合からは3月19日付で依頼文書が送達されてきましたので、平成19年3月22日付で専決処分させていただいたものでございます。

次に、承認第2号から承認第4号は、いずれも「学校給食費請求事件の訴えの提起について」でございます。平成17年度分学校給食費の支払いを正当な理由がなく行わず、督促や催促に対しても連絡がなかった児童・生徒の保護者の方に対し、平成19年3月20日に民事訴訟法に基づき仙台簡易裁判所に支払督促の申し立てを行いました。この支払督促の申し立てそのものは議決案件ではありません。しかし、督促の申し立てに対し債務者の方が督促異議の申し立てを行いますと、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされ、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をいただくこととなります。仙台簡易裁判所からの異議の申立書の送達書につきましては、4月5日から5月7日にかけて文書が送達されてきました。審理を5月上旬から行う内容が含まれておりましたので、各案件とも送達日をもって議案記載の内容で専決処分をさせていただいたものでございます。

よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（志賀直哉君） これより、承認第1号ないし第4号の質疑に入ります。5番伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） それでは、ただいま提案されました承認第2号ないし第3号、第4号について質疑を行いたいと思います。

今回の承認第2号ですが、私どもに届いております、先ほどの専決第13号、この番号で言いますとちょっと書類が複雑なので整理をしますと、4の2というところの関係になるかと思えます。その1ページのところにこの方の訴訟に移行したということでの、一つは承認第2号として、そして専決第13号として別紙に記載されております。概要についてはそういうことで訴訟に移行したものであるということになっております。概要についてはこのとおりの形で移行したも

のということです。

こうした点で、訴えられた方、訴えた市の側が被告と言われるところ、先ほどの提案理由にもございましたように、平成17年度の学校給食費の支払いが行われず、再度の催促あるいは督促の連絡がなかったために仙台簡易裁判所に支払督促、市の側が行ったと。しかし、被告が督促異議の申し立てのために民事訴訟に移って、その点で、市長の先ほど承認第2号の報告と承認を求めるといふ形の報告になっております。

一方、先ほど諸般の報告の方でございました、諸般の報告1というところ、資料番号では1になるかと思えます。そこでは、同被告といえますか、その方の関係で専決第16号として和解という形になっております。専決第16号平成19年(八)第1636号学校給食事件の和解。こういうことで和解に至ったという経過が付されております。その和解内容は、これまた書類が別紙になっておりますが、1の2というところの別紙綴に記載されておりますし、その内容については先ほどの1のところの和解の条件については、1のところの専決第16号にそれが書かれております。

和解の条項としては、この方の中身でいいますと、市に対して支払義務を負うということ、それを認めるということが和解の項目の中に一つ含まれております。二つ目として、分割して学校に持参、平成19年度の5月ないし8月までと。三つ目は、その支払いを二度にわたって怠る場合は同項の期限を失うという、和解条件としてはかなり厳しいものなのかなと。そして四つ目のところで和解条件を失った場合は年5%の遅延金を支払うと、こういう内容になっております。

そこで、こうした専決処分が行われて、あるいは承認が求められておるわけなんですけど、そこで議案としては、これまた書類がちょっと煩雑になりますが、正式な書類としては4番のところで承認第2号という形で議会の方に付されております。その承認を求めるといふことです。地方自治法の絡みがあって第179条の3の規定によって承認を求めると。議決すべきこと、報告承認を求めるといふ内容でございます。

それと同様に、議案の関係でいいますと、議案の4のところと同様に承認第3号ないし第4号というのが付されておまして、これは専決処分をしたということでの中身ですが、内容的には、相手からの申し立てがあって簡易裁判所で訴訟に移ったという内容でございます。

それで、この問題は、過般、平成16年度だったでしょうか、学校給食費の未納問題ということでさきの総務教育常任協議会にての報告がございまして、そして昨年、平成18年の2月24日

の2月議会の冒頭、ないしは5月の臨時議会の二度にわたる専決処分ないしは承認ということでの事件として議会に報告があったと記憶をしております。

そこで伺いたいわけですが、今回のこの3件の承認案件について、1件は和解ということで1のところには和解が載っております。その他の2件ということで承認案件になっているわけですが、この点で、和解に至ったのはそれはそれで条件は厳しい中身ですが和解には至った。そのほかの2件については、一体どういうふうに行進しているのか、その点について伺いをしたい。

それから、17年度の給食費の未納者について、何人ぐらいの、一定の時点での区切りで教育委員会でもある程度承知はしているかと思うんですが、どのぐらいの人数あるいは金額、あるいは申し立て、あるいは連絡なしと、こういった問題をどのように把握しているのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 係争に至ります経緯につきましては、先ほど提案理由説明の中でご説明をさせていただいたとおりであります。平成17年度分の学校給食費の支払いについて、督促や催告に対しましても連絡がございませんでした児童・生徒の保護者の方々に対しまして、平成19年3月20日に民事訴訟法に基づき仙台簡易裁判所に支払督促の申し立てをさせていただきましたということを申し上げます。

このことに対しまして、4月5日から5月7日にかけて、仙台簡易裁判所から審理を5月上旬から行うという旨の内容が含まれる文書が送達されてきましたということでありまして。この時点で、3件につきましては専決承認という形で議案として提案をさせていただいたわけでありまして。その後、1件につきましては、和解に至ったということについては議員もご理解いただいたとおりであります。その他の方々につきましては、今、裁判所より和解ができないかということで話し合いを継続させていただいている状況でございます。

次に、何人程度というお話でありました。17年度の給食費未払い者につきましては、18年3月末時点で215名、567万円、未納率が約2.3%でございました。その後、5月、6月、10月とそれぞれお話し合い、督促、催告あるいは配達証明付きの郵送等々の手続を経ました結果、19年2月時点での未払いは108名でございます。このうち、何らその後の申し入れに対しまして相談がないケースが21件、28人でありまして。残りの80名の方につきましては、今お話し合いをさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） 経過としては、その和解の途中というか、承認案件のそういう流れ、そして、先ほどの、現実に連絡なしというケースも含めると11件ほどあるんだというのが経過として我々も初めて知ったところでございます。そこで、こうした学校給食の未納問題というのは結構全国的な社会問題として大きくマスコミなどにも報じられておりますし、我が市でも16年度の学校給食費の問題についてこういうふうな取り扱いをしているということになっております。

そこで、学校給食費の未納について、今回出されたのは17年度ですので、17年度のこの未納の関係で市の教育委員会として払われた努力、やはり教育的配慮というか、子供さんの関係が一番我々としては心配するところでありまして、その点も含めてどのような対応をされておったのか、まず最初にお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど、教育委員会としてこうした未納を生んでいるという事態をどういうふうにとらえているのか、親権者として親と子供という関係、学校という関係、教育委員会という関係になりますが、その辺の深刻化する問題だととらえていいと思うんですね。そこで、今の教育の置かれているこうした点からも、親の責任そのものも問われる課題なのかなと、一つは思います。そこがまず一つあるわけですが、改めてこの問題について教育委員会としてのとらえ方を2点目お伺いをしたい。

それから、もう一つは、さまざまな手だてを打ってきたんだろうと思うんです。前もそういうふうには言っていましたし、いろいろな準要保護というのかな、あるいは就学援助、こういうものの対処なりいろいろな手は打ってきたんだろうと思うんですが、改めてその辺の教育委員会の対処について、17年度のこうした問題が生じた中での考え方と経過についてお聞きをしたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 前段で私、何ら連絡や相談がないケースについては21件ということでご報告させていただいたと思いますが、今、議員の方から11件というようなご質問がありましたので、間違いだと思しますので、訂正いただきたいと思います。

私は以上です。

議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） 給食費等未納については、子供には責任がありませんので

子供たちに影響のないように、子供たちが自分の家庭の給食費云々ということはわからない、そういう手だてをしながら保護者の方にいろいろな面で催促をしております。

それから、給食についてはやはりいろいろな面で当然、今塩竈市で徴収している給食費については食べたものですので、それについてそれぞれ平等性等も含めて一生懸命払ってもらっている方もいらっしゃいますので払ってもらうのは原則だと思いますので、そういう考えで教育委員会としてはお願いしております。

と同時に、その支払い、これまでも督促についてご相談があったら教育委員会なり学校の方にご連絡くださいと必ず1項目設けてそれぞれこれまで手だてをしております、就学援助の方についてもそれぞれこういう制度、それぞれの家庭にまた入学式とか授業参観等でもこういうのがありますと、その他経緯の中でそういうご家庭でお困りの方についてはこういう制度がありますよというのは常にお知らせしております。それで、生活保護の方にもご理解いただいて納めていただいているところでございます。以上です。

議長（志賀直哉君） 伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） 失礼しました。その点については訂正をさせていただきます。

そこで、子供たちの手だてについてはある程度の配慮といえますか、子供さんにそうした点が及ばないような手だても打っているようですし、教育委員会としても連絡はいろいろとっていると。就学援助あるいは先ほどの準要保護なども行っているということになっているようです。

そこで、もう一つ答弁を忘れているのかどうか、教育委員会として、こうした親の側の責任という問題についてちょっとご回答がございませんでしたので、その辺の見解について教育委員会の所見を伺いたい。

特に、教育というのは、やはりこの面でも教育は3本柱だろうと思うんですね。一つは、知育、徳育、そして体育と。この三つがいわば教育の柱で、しかしもう一方では、学校給食というのも教育の一環というのは、これは重要な柱だというふうにとらえております。そこら辺も含めて、やはり重要性については私たちも十分承知をしているわけなんです。だから、進んでいる自治体といえますか、あるいはこの問題で対処しているところでこういう訴訟に訴えない、相手側が申し立てをしたという経過で訴訟に移ったという経過なんです、例えば北海道の三笠市というところ、これは人口自体が少ないということもあるわけなんです、例えば小学校の給食費は無料にしているというケースもあります。これは一つの特異事例といえます

か、ある意味では少子化対策の一環として行っている市もあります。ないしは千葉県の浦安市では学校給食センターがやはり同様の問題についてとても悩んでいて、やはり給食の徴収員を1人採用してその徴収について専門に当たるというような取り組みも行っている自治体もございます。

したがって、この点で教育の問題の大きな柱は、すべてが教育という、子供さんを成長させるという、この柱で貫かれているわけなんです。ただ、この問題、専決処分あるいは承認案件が出てきている中で、連絡が来ないという問題との絡み、いろいろな保護者との絡みの関係の中で、一言で言うと教育行政から司法の手に移ってしまっているという、この取り扱いについて行政の手だての点から司法の審判にゆだねられているという点で、例えば先進例で浦安市の採用なんかもやはりやって、裁判に持ち込まないで相手の関係で必要な徴収を行うというのは本来の筋ではないのかなと、本来ですよ。

こういう点も含めて、和解条件を見てもかなり厳しいですし、司法の審判というか、和解条件を聞いても、それぞれの異議申し立てをした方々の生活実態がありますから、私はどういう生活をしているかわかりませんが、いずれにしても、その点からいっても教育行政の手から司法に移ってそれを行っているというのは重大な問題ではないかと。先ほど言ったような徴収員を配置するなり、あくまでも教育としての関係、徴収するなら裁判まで持ち込まないようなやり方が本来の教育の筋ではないのかなというふうに思うんですが、その辺についてお聞きします。

つまり2点ですね。親権者の関係と、そして教育委員会の所見と、それから今言ったような点についてどのような考えをとっているのかお聞きします。

議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） 先ほどもお話ししましたけれども、保護者の方には、お子さんが食されたものについてはぜひお支払いくださいということで、その他の諸経費については手続はすべて市の予算の方でやっておりますので、その辺をご理解いただきながら親権者としての義務であるということをお願いをしているところでございます。

もう1点については、今、議員からお話あったように、確かに我々も司法の手云々ということがありますがけれども、それまで各学校で保護者に対してお支払いの督促をしてきているわけで、同時に各学校だけではなく、その後、私の名前、または市長名でもお願いしますということでこれまで督促をお願いしてきた経緯があるわけです。それで、その中でも返事もない方が

今回こういうような形になったわけですから、その中でいろいろとお願いして教育委員会の方にもいろいろ相談した方もいらっしゃると思いますので、そういうことで私たちはできるだけ私たちの手でやりたいという努力はしてきました。その辺をご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号ないし第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、承認第1号ないし第4号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、承認第1号についてお諮りいたします。承認第1号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、承認第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号ないし第4号についてお諮りいたします。承認第2号ないし第4号については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、承認第2号ないし第4号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第54号ないし第56号

議長（志賀直哉君） 日程第5、議案第54号ないし56号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま上程をいただきました議案第54号から第56号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第54号「特別職の職員の給与に関する条例及び塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、特例的に本年4月までの期間で減額を実施しておりました、市長、副市長及び常勤の監査委員並びに教育長の給料月額について、平成19年5月分から平成20年3月分までを、収入役の給料月額につきましては任期が終了するまでを引き続き特例的に減額を行うための改正を行うものでございます。

次は、議案第55号及び第56号でございます。いずれも、地方自治法施行令第166条の2の規定により、繰上充用を行おうとするものでございます。

まず、議案第55号「平成19年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」でございますが、平成18年度の魚市場事業特別会計は、「三陸塩竈ひがしもの」のブランド化定着推進や、漁船誘致に業界の皆様と一体となって取り組んだことから、魚市場使用料収入は前年度から大幅に増加をいたしております。また、委託業務の見直しをさらに進めて経費の節減を図るとともに、防鳥ネットの整備など、魚市場施設における衛生管理の向上に努めました。収支改善の取り組みにより、平成18年度の単年度収支は黒字となり、累積赤字額もわずかではありますが減少をいたしております。しかしながら、なお多額の歳入不足額を生じておりますことから、平成19年度の歳入を繰り上げて充当する繰上充用の措置を行おうとするものでございます。

次は、平成19年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算でございます。平成18年度の駐車場事業特別会計でございますが、休日並びに夜間の時間帯のサービス向上策実施や委託料の節減などにより収支の改善を図りました。この結果、累積赤字額は圧縮されておりますが、なお生じる歳入不足額について、平成19年度の歳入を繰り上げて充当する繰上充用の措置を行おうとするものでございます。

両会計ともに、なお一層の増収と経費削減に努めるとともに、今後につきましては連結赤字額の縮小という観点から、累積赤字圧縮に向けた一般会計からの繰出増額についても検討を加え、繰上充用金の縮減を図ってまいります。

なお、関連いたします平成18年度一般会計等の決算見直し並びに魚市場及び公共駐車場事業

特別会計の決算見通しにつきまして、それぞれ担当部長からご説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長兼危機管理監（山本 進君） それでは、私の方から平成18年度一般会計及び各特別会計の決算見通しにつきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが資料 8 をご準備いただきたいと思います。

まず、1 ページ目をお開きください。ここでは、平成18年度の各会計の決算見通しと専決処分による各会計の補正の内容について要約してございます。

まず、1 の平成18年度の各会計の決算見通しでございますが、一般会計では、歳入が182億4,168万7,000円、歳出が178億8,787万円となり、歳入歳出差引額は3億5,381万7,000円となる見込みであります。特別会計では、魚市場事業及び公共駐車場事業の両特別会計につきまして、歳入不足を生じる見込みでございます。他の特別会計につきましては、歳入歳出同額で決算となる見込みでございます。

次に、2 の専決処分による補正内容についてご説明申し上げます。一般会計では、歳入歳出ともに7,804万5,000円の減額補正を行っております。歳入におきましては、地方消費税交付金、地方交付税等を増額するとともに、市税、国庫支出金、財政調整基金繰入金等をそれぞれ減額しております。歳出におきましては、各特別会計の繰出金等の補正を行っております。

また、各特別会計では特定財源が確定したことなどに伴う補正を行っております。なお、歳入不足となります魚市場事業及び公共駐車場事業特別会計につきましては、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、それぞれ繰上充用で措置させていただきたいというふうに考えております。

次、2 ページをごらんください。

1 の一般会計についてでございますが、1 ページでただいまご説明申し上げましたが、平成18年度の決算見通しは右から三つ目の欄、決算見込額B欄でお示しのとおり、歳入182億4,168万7,000円に対しまして、歳出が178億8,787万円、歳入歳出差引で3億5,381万7,000円となる見込みでございます。

次、2 の特別会計についてであります。表の一番右端、D - F の欄でございますが、歳入

歳出差引残額をご参照願います。交通事業、老人保健医療事業、漁業集落排水事業、公共用地先行取得事業、介護保険事業会計の介護サービス事業勘定につきましては、それぞれ収支均衡が図られる見通しとなっております。また、国民健康保険事業、下水道事業、介護保険事業会計の保険事業勘定、及び土地区画整理事業会計につきましては黒字が生じておりますが、これは翌年度への事業費の繰り越しに伴うものでありますので、これを除きますと歳入歳出同額となるものでございます。一方、魚市場事業特別会計につきましては、3億6,718万5,000円、駐車場事業の会計につきましては、4,886万円の歳入不足が生じる見込みであります。この歳入不足につきましては、平成19年度の歳入を充ててまいりたいと考えております。

以上で私の説明を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 私から、議案第55号、平成19年度魚市場事業特別会計補正予算並びに第56号、同じく19年度公共駐車場事業特別会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。資料 7で18年度の両会計の決算見込みをご報告し、ご説明とさせていただきたいと思っております。

資料 7の3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、魚市場会計の18年度の決算見込みでございます。なお、数字は切り捨てて一部のみ読み上げさせていただきます。表の真ん中の決算見込額（b）の欄で主なものをご説明申し上げます。歳入の1行目、使用料及び手数料ですが、これは水揚額に応じて賦課しております魚市場使用料や貸事務室の使用料、入場車両の登録許可手数料などですが、合わせまして7,712万3,000円、4行目の繰入金、これは総務省通知に基づく一般会計からのルール分の繰入金でございますが3,917万6,000円、次に諸収入、これは貸事務室の光熱水費などでございますが、合わせまして1,486万8,000円となっており、歳入の合計額は1億3,205万2,000円となる見込みでございます。

次に、歳出ですが、まず1行目の総務管理費、これは光熱水費や警備委託業務などの経費でございますが1億2,952万4,000円、3行下の繰上充用金、これは17年度の赤字分を補てん処理した金額でございますが3億6,810万3,000円で、支出合計額が4億9,923万7,000円となります。なお、この同じ欄の中の括弧書きでお示ししております1億3,113万3,000円は、繰上充用金に充てました額を除いた単年度の純粋な支出額でございます。

以上の結果、累積収支でございますが、これは各段にあります番号で申し上げますと、6番

の収入合計から12番の支出合計額を引いた額でございますが、3億6,718万4,000円の赤字になる見込みでございます。この額につきまして、今年度19年度の予算に前年度の繰上充用金としまして同額を補正させていただき、18年度会計の決算処理をさせていただこうとするものでございます。なお、11番の繰上充用金を除きました18年度の単年度収支につきましては、単年度収支の欄にありますように、91万9,000円の黒字となっております。

次に、備考(1)魚市場使用料をご説明します。内訳の表にございますように、漁船による水揚げ高が71億2,410万8,000円、陸送による搬入魚取扱額が33億6,243万4,000円、輸入冷凍魚取扱額が14億3,524万3,000円で、合計119億2,178万7,000円となりました。これにより、卸売機関からは魚市場使用料としてそれぞれの使用料率を掛けて算出した合計5,530万3,000円を納めていただいております。

次に、(2)繰入金でございますが3,917万6,000円となっております。内訳は、営業費用の30%相当額として3,908万5,000円、償還金元金利子の50%に相当する額が9万1,000円でございます。このルール分の繰入金とは、下段の説明にございますように、総務省財政局長通知に基づき基準が示されているものでございますので、参照いただきたいと思います。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。過去3カ年の漁業種別の水揚げデータをお示ししております。右側の18年度の欄で主な漁業種の状況を前年度と比較しながらご説明します。

まず、上から四つ目の鮪延縄船でございますが、数量6,577トン、金額54億1,204万円で、おかげさまでもろもろの漁船誘致活動の成果があり、数量で19%、金額では25%の増となっております。その二つ下の、鰹鮪旋網船でございますが、3,269トン、15億6,720万7,000円で、数量、金額とも倍増しています。これは、昨年8月に本マグロのまとまった水揚げがあったことが大きな要因となっております。さらに、小舟、その他の刺網、そしてその他の漁業の三つの漁業種ですが、合わせますと約1億1,000万円を超えており、一定の水揚げで推移をしております。漁船による水揚げの合計ですが、1万139トン、71億2,410万9,000円で、ともに30%を超える増となっております。

次に、貨物自動車ですが、これは陸送による搬入魚をあらわしています。6,586トン、33億6,243万5,000円で、前年に比べ数量、金額とも数%の増加となっております。その下の輸入冷凍魚でございますが、平成11年度から上場が途絶えておりましたが、17年2月から水揚げ手数料を1000分の5から1000分の2と軽減し、上場の促進を図っておりました。おかげさまで、卸売

機関のご協力があり上場が続いております。18年度は、2,371トン、14億3,524万4,000円となり、数量では減少いたしましたが取扱額ではほぼ同額となっております。これら二つを合わせました搬入物の合計では8,957トン、47億9,767万8,000円で、金額で3%の増となっております。全体では、合計の欄にございますように、数量が1万9,096トン、12%の増、金額では119億2,178万7,000円、20%の増となりました。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

平成13年度から6カ年の状況をグラフで示しております。まず、左のグラフをごらんいただきたいと思いますが、数量はほぼ1万8,000トン前後で推移しております。また、グラフの下の方から内訳を見ていただきますと、鮪延縄漁業による水揚げは順調に推移してきており、その上の鰹鮪旋網漁業は年によって変動があること、そして一番色の濃い貨物自動車の占める割合が高いこと、また16年度から復活いたしました輸入冷凍魚の扱いが順調な状況にあることなどがわかりいただけるかと思えます。

次に、右のグラフでございますが、水揚額の推移を表しております。15年度の95億円という極めて厳しい状況から業界の努力によって回復傾向にあることがわかりいただけるかと思えます。これは、市議会を初め関係者のご協力を得て取り組んできた漁船誘致活動の成果であり、また、「三陸塩竈ひがしもの」のブランドが定着し始めたこと、さらに競り場への鳥の侵入を防ぐ防鳥ネットや、競り場を常に低温に保ち衛生度を高めるための散水装置を設置したこと、日本で初めてのインドネシア人漁船員専用の休憩所を設置したことが漁業者側からも高く評価されていることなど、業界もこの厳しい経済環境の中で経費を負担されながら取り組んできたもろもろのことが高く評価され、成果となっているものと考えております。

内訳を見ますと、鮪延縄漁業が順調に伸びております。これは、ただいま申し上げました業界挙げてのもろもろの取り組みが水揚げ増に直結しているものととらえております。次に、旋網漁業ですが、この漁業種は、海況によって影響を受けやすく変動が大きくなっております。次に、貨物自動車ですが、これは安定的に推移しております。輸入冷凍魚につきましても、極めて貴重な水揚げと判断しております。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは、過去5年間の魚市場会計の推移を示しております。主だったものをご説明申し上げます。歳入欄をごらんください。1番、使用料は水揚額に応じ、4,500万円から6,000万円程度で推移し、2番、事務室使用料は1,800万円台となっております。3番、手数料は16年度から

入場車両許可手数料の改正を行い、300万円台の収入となっております。5番、繰入金ですが、これは営業費用の30%相当額で3,000万円台後半の金額となっております。6番、繰入金は元金利子の50%相当額で償還金が少なくなるに従い減少してきております。この5番、6番がルール分の繰入金でございます。7番、繰入金は単年度赤字分を補てんするために一般会計から繰り入れていただいている額ですが、18年度はルール分の繰り入れだけで黒字となり、計上はしなくて済んでおります。次に、9番、諸収入ですが、自動販売機設置の有料化、有料ランドリーの導入などにより前年度に比べ増収となっております。これらの結果、歳入合計は1億5,000万円台から1億3,000万円台へと減少してきております。

次に、歳出をごらんください。1番、人件費ですが、定数の見直し、配置人員や年齢構成などの工夫を重ね、減少をしてきております。3番、光熱水費につきましては各種契約内容の見直しなどにより節減を図ってきております。6番、委託料につきましても契約仕様の見直し、委託先の見直しなどを図り削減に努めております。7番、使用料は漁港管理者である宮城県へ水揚額に応じて支払う使用料でございます。歳出全体については、人件費の軽減策や委託業務の見直し、そして軽易な修繕業務は職員ができるだけみずから直接行うなど諸経費の節減に努めてまいりました。この結果、水揚げが伸びましても歳出総額は1億3,000万円台となり、一定の成果があらわれているのではないかと考えているところでございます。

以上の結果といたしまして、下から4行目の実質単年度収支は91万9,000円の黒字となりました。これは、平成11年以来の7年ぶりの黒字であり、一連の漁船誘致活動や経費節減策の積み上げによるものであり、また、120億円の水揚げがあれば何とかルール分の繰入額のみで黒字基調で推移できることが明確になったものと考えております。私たちといたしましては、この黒字基調を維持するためにも、業界とともに今後の核となる漁業種の育成、漁獲量の確保、ブランド化の推進、衛生管理の充実などを進め、また一方では、さらなる歳出の削減を行い、できるだけ早く当会計の健全化が実現できますよう努めてまいり所存でございます。

以上、議案55号のご説明とさせていただきます。

続きまして、7ページからの資料で、公共駐車場に係る18年度決算見通しをご説明申し上げます。

真ん中の決算見込額の欄でご説明します。収入ですが、使用料などが1,435万5,000円、2行下の一般会計からの繰入金が400万円で、合計1,858万3,000円となりました。支出につきましては、管理費が809万3,000円、繰上充用金が5,935万円で、支出合計が6,744万3,000円となる

見込みでございます。この結果、単年度収支では、繰入金を合わせまして1,049万円の黒字となり、累積収支では4,886万円の赤字の見込みであり、この分を今年度19年度の改定で補正していただき、18年度の会計に繰り上げて充用させていただこうとするものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

平成6年度から18年度までの収支状況を示しております。

収入の1行目の料金収入ですが、2,000万円台から1,200万円台へと大きく減少し、16年度は1,300万円、それが17年度からは1,400万円台へと、おかげさまで一定の回復傾向とすることができております。また、2行目の諸収入ですが、これは、自動販売機設置による収入でございます。

次に、支出の管理費用でございますが、経費節減に努め、16年度は1,100万円台となり、17年度は自動料金機の設置経費もあり1,400万円台となりましたが、18年度は809万3,000円となっております。この結果、収益的収支につきましては、中ごろの段にありますように、649万円の黒字となっております。

次に、資本的収支でございますが、繰入金に関しましては地方債の返還が残ってありました平成9年度までは1,500万円、その後は500万円、そして16年度から400万円としています。これらの結果、下から2行目の単年度収支に関しましては1,049万円の黒字となり、累積赤字については18年度末で4,886万円となる見込みでございます。単年度収支が1,000万円を超える黒字となりましたのは平成9年度以来ですが、これは、市内のイベント情報を積極的に発信し、開催状況に合わせて駐車場の運営時間を延長して車両を受け入れたこと、また、休日や夜間のこれまで利用者が少なかった時間帯をワンコインで利用できるようにし、利用しやすい駐車場になるよう努めたこと、さらには、少額ではございますが、自動販売機を設置し、料金以外の収益増を図り、運営経費についても契約の見直しなどを行い、節減に努めたことによるものと考えております。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

月別の利用台数と使用料などを示しております。18年度の月別の推移を見ますと、町中での各種催事などにより利用者が増減していることがわかります。また、一番下の合計欄を見ていただきますと、前年に比べ500台ほど利用台数がふえております。

この内容ですが、10ページをごらんいただきたいと思います。上の表の1行目の時間駐車が台数で12.6%、使用料で11.4%の伸びとなり、2行目の定期駐車場の減少分をカバーしている状

況となっております。今後とも、商店街を利用される皆様にとって使いやすい駐車場となるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、商店別利用状況ですが、増減欄にありますように、前年に比べ1割程度増加しております。商店街のにぎわいの再生がこの駐車場の生命線であり、さらに商店街活性化にも尽力してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に11ページをごらん願います。

18年度から28年度までの収支計画をお示ししております。平成19年度から料金収入を1,230万円、管理費用は施設の老朽化もございますので1,050万円、一般会計からの繰入金金を400万円と設定しております。この結果といたしまして、下から3行目の単年度収支につきましては、600万円の黒字を見込んでおります。累積収支も27年度には黒字に転じるものと考えております。今後とも利用者の視点に立ったサービスの向上や、施設の改善、さらなる維持管理経費の節減に努め、一年でも早く赤字解消ができますよう努力してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、議案第56号のご説明とさせていただきます。

議長（志賀直哉君） これより、議案第54号ないし56号の質疑に入ります。

4番吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） 私の方から、議案第55号、平成19年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算について質疑をさせていただきます。

平成18年度の魚市場事業会計の決算見込みですが、市場会計が成り立つ金額、水揚額が130億円、これには満たないものの、今回119億円となった結果、実質単年度収支が91万9,000円と黒字になって、今報告されたとおり、7年ぶりですか、平成11年度から久しぶりに黒字になったという報告がされました。そういう点では、まずは魚市場会計の健全化、当面の目標としては単年度実質収支を黒字にするという点で、やはりこれが達成したということでは漁業関係者、それから当局に対する敬意、ご努力を改めて感謝申し上げたいというふうに思っております。

質疑の第1点については、漁船からの水揚げについてですけれども、平成17年度もそうでしたけれども、マグロはえ縄船の水揚金額が17年度は前年度比113%になって、今回は125%と、このように2年連続引き上がって、これに対する評価としては、やはり漁船誘致に対する取り組みがだんだんと功を奏しているという内容だというふうに報告されておりますけれども、そ

の点では、特に漁船誘致に対する歳出が百四十数万円と、この金額、どういう内容になっていて、このぐらいの金額で間に合うのかどうか、その辺をお聞きしたいというふうに思っております。

あと、漁船誘致ですね、新たな地域に向けて取り組まれているのかどうか、その点がまず第1点です。この間も外国人の船員の休憩室整備に向けてプレハブをつくるとか、そういう面ではやはり努力がされてきていることには感謝申し上げます。

それから2点目は、カツオ・マグロまき網船ですね。これは平成17年度は水揚額が8億円でして、前年度比では何と27%まで落ち込んでいる。その後18年度は15億6,000万円と。しかし、それでも16年度の約30億円の半分になっているんですね。ですから、このまき網船の水揚額がなかなか安定しない問題というのは、この辺についてはどのように分析されているのかお聞かせ願いたいというふうに思っております。

それから3点目は、カツオ・マグロ一本釣り船ですね。これに対して、水揚手数料が1000分の5から1000分の2に引き下げたと。このことがやはり平成17年度、前年度比で167%になって、金額では3,829万円になったと。ところが、18年度、船が1隻も入らない。当然金額もゼロになったと。本当にこんな伸びだったのがゼロになる、こういう内容について私もなかなか理解できないんですけれども、これについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

4点目です。これは搬入魚、その中で貨物自動車の金額、平成16年度は40億7,000万円となって、平成17年度は約32億円、平成18年度は33億6,000万円と、このようになってこれも船からの水揚げと違って貨物にもかかわらずこれが非常に安定していないというふうに私は見ているんですけれども、これについてもどのような分析をしているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

5点目は、輸入冷凍魚ですね。これは平成11年度から15年度まで金額がゼロだったものが16年度は3億9,000万円となって、17年の2月から水揚手数料を1000分の2に引き下げたと。そういうことによって17年度は14億3,800万円、そして18年度も同じ14億3,500万円と、このように大きな変化をつくってきているわけなんですけれども、このことはやはり手数料を下げたことが大きな原因だというふうに思いますけれども、今後もこの手数料についてはやはり引き下げていく、そういう検討もされているのかどうかお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私からは、漁船からの水揚げを増大するために漁船誘致活動についてご

質問いただきました。このことにつきましては、水産振興協議会が中心となりまして漁業関係者、買受人、卸売機関、さらには問屋組合等々の方々がそれぞれご参加をいただく。それから、私ども行政、それから、議会につきましても、この4年間、議長さんが欠かさずご出席をいただいたという状況にあります。加えまして、商工会議所の方からもご支援をいただいております。

そういった中で、主に宮崎、大分、高知、徳島あるいは三重といったように本市の魚市場を活発にご活用いただいている方々、あるいは過去には立ち寄っていただいた方々で残念ながら今立ち寄っていただいております方々等を中心に誘致活動に取り組ませていただいたところであります。おかげさまで、所期の成果が上がったというふうに考えております。

これから先、当然のことではありますが、新たな地域拡大ということも大変重要な課題ではないかなというふうに考えておりますが、やはり一定程度の戦略的といいますか、そういうものに基づいてご訪問させていただくということでないか、なかなか成果というものが上がらないのかなというふうに考えておりますが、この辺につきましては漁業関係者が大変大きな蓄積を持っておられますので、関係者の皆様方と今後の漁船誘致活動についてはご相談をさせていただきながら取り組んでまいりたいと思っております。

カツオ・マグロまき網については、先ほど海況等によりまして大変大きな影響が発生するというので、残念ながら安定的な状況に立ち至っていないということについてはご報告を申し上げたところであります。その他の部分につきましては担当よりご説明をいたさせます。よろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 私から、まず漁船対策費の内訳につきましてご説明を申し上げます。

この計上させていただいております百数十万円の漁船対策費でございますが、この内訳でございますが主なるものとしたしましては、水揚優良漁船表彰に係る経費、それから入港されました漁船の使われる水、これにつきまして半額負担をさせていただいて歓迎をしているという姿勢を示させていただいております。それらの経費を主にしたものでございます。漁船誘致活動に係る直接の旅費、こういったものにつきましては、それぞれの業界、関係する団体、皆様方にご参加いただく方、直接にご負担をいただいておりますという状況でございますのでこういった金額ということでございます。

次に、カツオ一本釣り船等の1000分の5を1000分の2にしている優遇策、これらをもう少し拡充すべきではないかという趣旨のご発言だったかと思います。私たちといたしましては、一つは経済行為であり、やはりそれなりの使用料というものは水とかを含めましてかかるわけですので、基本となる経費はご負担いただきたいというのが基本の考え方でございます。しかしながら、この魚市場として、やはり次の漁業種、これをどう育てていくのかということから、やはり業界と協議をしながら、先ほど来、ご説明しております二つの漁業種につきましては塩竈の将来を担うであろうというふうなことで取り組ませていただいております。17年度からということですので、一本釣り船、水揚げは昨年度はなくなってしまいましたが、やはりいろいろ業界として難しい販路拡大とか、そういった問題もあるかと思っております。もう少し長い目でこの漁業種を育てていくということからこういった対策を今後とも継続させていただきたいと、そんなふう考えているところでございます。

それから、搬入魚の水揚額等が安定していない状況にあるのではなかろうかというふうなご指摘でございます。塩竈の場合のここで言う搬入魚、これは陸送で持ってくるマグロ類でございます。このマグロ類、現在中国などを中心にヨーロッパ等も含めましてすしとか赤身の魚ということで大変な人気を博しているということで、これまで日本、特に塩竈にというふうなことで集まってきたマグロ類が世界的な市場の中で競争になってきているということがこの数値にあらわれてきているのではなかろうかというふうにとらえておるところでございます。やはり、マグロ、そして刺身というものが、もう既に日本だけの食べ物ではなくなっているということが背景にはあるかと思っておりますので、こういった中で塩竈がこういった役割を果たしていくべきなのかということは、もう少し大きい視野も加味して業界とともに考えていきたいと、そんなふう考えているところでございます。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） わかりました。それでは誘致についても、もと入った船についても検討されながら今後いろいろ誘致先を拡大していただきたいと思っております。

それから、まき網船の水揚額が不安定ということで、海況による影響というふうに言われましたけれども、その辺でやはりカツオとかマグロの資源、これが少なくなっている影響がどのようになっているのか。あと考えられるのは燃料油ですね。これが高騰しているという問題があるわけですが、その辺での影響がどういうふうになっているのか。

それから、カツオについて一本釣り船とのかかわりですけれども、この問題でも言われると

おり、マグロに次いで安定した漁獲量となっていると。そういう位置づけで取り組まれているというふうに思いますけれども、そういう面で気仙沼とか石巻とか、他市なんかが入っているというふうに思いますけれども、本市の場合、どういう点が改善として現在求められているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、搬入魚ですけれども、特に貨物自動車について、これもなかなか安定していないという状況の中で、言われるとおり、日本だけではなく世界的に刺身とかマグロがずっと広がっているという問題がありますけれども、その辺では特にいち早く高規格道路に乗せていくということで、越の浦春日線、これが現在途中でとまっているわけですがけれども、やはり残り区間をいち早く整備、やはりつなぐということが必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺について考えがあればお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、事務室の使用料ですね。現在、事務室はどのぐらいの数があって、パーセントにするとどのぐらいの割合が使われているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、水揚岸壁のところの補修計画が今後どのようなになっているかお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） まず、まき網船によるカツオ・マグロの資源の状況ということでございます。私たちが認識しておりますのは、マグロにつきましては極めて厳しい状況になってきているというふうにまず一つはとらえております。

それから、カツオにつきましては、これまで再開発事業の中で調査してきた結果といたしましては、安定的な資源があるのではなかろうかということでございまして、こちらにつきましては、最近の漁獲実績を見てもそういったデータになっているかというふうにとらえております。

まき網漁業につきましては、資源保護の観点から今後の漁業種としてどうした形にすべきなのかという議論も片方でされておる漁業種ととらえておりますので、資源の状況、さらにはそういったこれから将来に向けての安定的な資源確保という視点から、あるべき漁業種の柱として今後とも取り上げていくべきかどうかということにつきましては、もう少し高い視点から研究していかなければいけないものだろうと、そんなふうにとらえているところもございます。

次に、燃料油の高騰の影響ということでございます。これも、漁船誘致活動の中で漁業者の方々からはそういった問題があるということを何回もお聞かせをいただきまして、塩竈は日本

に先駆けて燃料高騰対策の決起集会というようなものも市長のもとで開催をさせていただいたという実績もございます。やはり、お聞きしますと、これまでですとまき網船でマグロを探すというのは、漁業者にとっては、マグロというものは一つの夢であり、ぜひ探したいということで時間とお金をかけてでも行くということでこれまで塩竈にマグロを揚げていただいた。しかしながら、燃料油が高騰している中で、そこまでは行かないので近くにあるカツオをとって帰ってくるというような影響が出ているというふうにお聞きをしているところでもございます。

それから、一本釣りによるカツオ船でございますけれども、我々としては、資源の安定したカツオをこれからの塩竈の柱にしたいということで1000分の2というふうな対策を業界とともに考えまして実施させていただいたわけでございます。しかしながら、実際にやってみた中で課題として出されましたのは、一度失ってしまった販路をもう一度復活させることの難しさ、そしてこのカツオ船に伴いまして、いろいろえさを供給するのをどうしたらいいのかというようなこと、こういったことも沖合に生けすをつくるというようないろいろな工夫もなされたわけでございますが、これがまだまだ定着するところまでは行かないというようなことで昨年のような実態になっているかと考えておりますが、今後とも我々としてはこれを何とか実現していきたいということでさらに業界と話し合いを重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、搬入魚でございますが、これに伴いましての高速道への接続ということでございます。これは魚市場だけの問題ではなくて背後地の加工団地にとりましても極めて大切な視点ではないかというふうにとらえてございますので、我々としてはなお積極的に取り組みたいと思っておるところでございます。

それから、事務室の使用料等につきましては、後ほど担当課長からご報告をさせていただきたいと思えます。

水揚岸壁の補修でございますが、陸上部分になっているところは塩竈市の管理下にございます。傷みのひどかった部分につきましては、昨年度から今年度にかけて市の方で補修をさせていただきました。それにつながっております県が管理されておる部分、こちらにつきましても同様はかなり傷んでいる部分がございます。これの早急な補修ということにつきましては、昨年来、その前からなんです県の方にはお願いをさせていただいておりまして、今年度から何らかの動きをとっていただけるのではないかというふうな状況まで来てございますが、

なお、これが確実に行われますよう、さらに働きかけを強めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 渡辺水産課長。

産業部水産課長（渡辺常幸君） 魚市場内の事務室の利用状況についてご説明申し上げます。

全部で70室ありまして、現在の利用状況はそのうち54室であります。16室が一応空き家のよ  
うな状況になっております。

議長（志賀直哉君） 吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） 最後になりますけれども、岸壁の補修については、議会の方でも努力し  
てとにかく取り組んでいきたいというふうに思っていますし、ぜひ県の方に早急に改修をお願  
ひしたいと、そういうふうにご努力をお願いしたいと思っております。

それから、今後の課題としては卸売機関の一元化ですね。昨年の当局答弁では、両卸売機  
関、これは市の方でも入って一定の協議を進めていると。そういう中で基本的に一本化という  
ことで一致はされておって、そして月に一遍ぐらいつの定期的な会議を開いて、その後、や  
はりもう少し時間をかしてほしいと言われておりますけれども、その後の経過と今後の見通し  
ですね、その辺について伺いたいというふうに思います。以上です。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 卸売機関の一元化につきましては、本議会におきましても再三再四、今  
後の向かう方向として一元化であるべきではないかというようなご指摘をちょうだいいたして  
おります。我々も、塩竈市魚市場の抜本的な対応策としては、やはり卸売機関が一元化すべ  
きであるということで、1年半ぐらひかけましてこの議論をさせていただいているところであ  
ります。

総論としては、両機関とも将来の方向性としては一元化ということについてはご理解をいた  
だいておりますが、各論の話になりますと、まだ若干調整が必要な部分がございますその部  
分の調整にまだ時間を要しているという状況にありますが、我々も、何としてもこの卸売機関  
の一元化を目指して努力をいたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 5番伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） 1点だけちょっとお伺いをします。

臨時会の中で昨年度の決算見込みが出ているんですが、従来ですと、努力目標というか、シ  
ミュレーションがある程度示されているんですが今回はないと。公共駐車場の関係で最後のと

ころにそういうのが載っているんですね。ちょっとこれはどういうふうに判断すればいいのか、18年度の収支見込みについてはそのとおりであります、これが欠落した関係についてだけちょっと確認をさせていただきます。魚市場ですね。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 昨年度からこういったスタイルでお示しをさせていただいております。その前までは、目標値を業界とお話し合いをしまして120億円とか130億円、この会計が成り立つための最低限の金額というふうなことで出させていただいた時期もございますが、なかなかこういった目標の数値を具体的に出すということにつきまして、業界としても今の海況、それから世界的な市場の変化の中で難しい部分があるんだというようなこともございましてこういった状況になってございます。私たちといたしましては、120億円があれば何とか黒字でやっていけるというふうな数値が今回出てまいりましたので、魚市場会計を成り立たせる最低限の数値は120億円だろうと。これを一つの目標値に置きましてこれからの運営に当たらせていただきたいと、そんなふう考えているところでございます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 今回、魚市場会計、駐車場会計につきまして、繰上充用という大変心苦しいお願いをさせていただいております。本来、こういう会計処理でなく、やはり単年度で収支が整うというのが大前提だと思っておりますが、先ほど、部長がご説明させていただきましたとおり、旧来は、魚市場会計につきましては年間130億円という水揚額があればというお話をさせていただいてまいりましたが、18年度につきましては、さまざまな努力、特に業界の方々のご協力によりまして120億円でおかげさまで91万9,000円という金額ではありますが黒字を計上させていただくことができました。今後につきましては、こういった状況がなるべく早く解決されるように、特に国におきましては再生法制が今議論をされております。いずれ、連結決算ということが我々地方自治体にも求められるわけでございますので、魚市場会計、駐車場会計につきましても、できるだけ早くこういった状況が解決されますよう、改めて議会の方にもご説明をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 6番佐藤貞夫君。

6番（佐藤貞夫君） この二つの特別会計の繰上充用について提案がありました。基本的な考え方につきましては、今、吉川議員からいろいろ質問があったわけであります。

私は、やはりこれまでの監査委員の指摘やあるいは連結決算の方式が出てきて今までと違っ

たような取り組みになったのかなと、一部ではそう思うわけです。そういう意味では、大変な努力をしたなという感じはしますけれども、やはり正しい基本的な考え方につきましては、今、市長がいわゆる繰上充用は非常手段だと。本来であれば出納閉鎖期前にいろいろな財源を見つけて補正をするのが基本的な考えでありますから、非常手段として認められている制度ですからこれはやむを得ないと思います。

しかし、この両会計のいろいろな経過をたどってみますと、非常に産地市場のいろいろな経過から見ますと、原料の誘致というのは、やはり漁船誘致は基本だろうと思うんですね。そういう意味では、今後も継続してやろうという形でありますから、やはり県外船、大分船とか宮崎船とか、それに三重、高知ですか、あるいは徳島とかいろいろなところへ行っているようではありますが、基本的なこの考えを継続して、やはり漁船誘致を十分にやって、そしてこれまでの信用回復をしながら漁船誘致を図っていく。これは基本だろうと思います。したがって、これをぜひともやっていただきたいです。

さらには、原料確保のためにどうすればいいか。やはりこれだけ落ち込んでいるわけですから、塩竈は産地市場の役割をどう果たすか。とくに、かつていろいろな取り決めをした経過がございましたが、なかなかうまくいかなかった。しかし、私は塩竈の置かれた立場、あるいはこの塩竈をどうするかという形になれば、やはり市場を中心として産業振興を図っていく。そして、図っていきながら塩竈の再生を図っていく、にぎわいをつくっていく、こういう基本的な考え方をぜひひとつやっていただきたいと、こう思っているわけでございます。

そこで、いろいろなものを見ますと、また疑問があるんだな。例えば駐車場会計、課長、いつから駐車場を開設したか知っていますか。いつからこの繰上充用やっているかわかっているか。ずっと繰上充用やっているんですよ。この駐車場をつくったのは昭和53年なの。あのとき、どれだけの議論をしたか。当時、建設省に起債を申し込んでしまった。そのためにどうしても結局塩竈市がつくらざるを得なくなった。最終的に議会は猛烈に反対した。議会に示した資料はどんな資料だったかわかりますか。あの駐車場を1台当たり9回転するという計画だった。今、1回転もしてないでしょう。0.93でしょう、この資料によると。いかにずさんだったかということなの。だから今日のこの実態になっている。ようやく目が覚めて、これを見ますとかつて1,500万円の市費が投入された。今400万円が3カ年でありますけれどもそれでも黒字になった。大変な努力はしていると思いますよ。しかし、これでは、まだまだ私は不十分だと思う。かつての経過からいったら。そういう面では、佐藤市長だって、400万円ずつつぎ込ん

でもようやく黒字にしたというその努力は認めますけれども、さらに努力をしていただいて、かつて千何百万円という管理費用がかかったんですよ。半分で今済んでいるじゃありませんか、管理費用も。一体何をやってきたのかと、何を議会に示してきたのかと。いろいろな疑問が残っているんです、我々から見れば。

だから、やればできるんだという自信を持って皆さんが「これだけのことをおれたちはやれたんだ。もっと自信を持ってやろう」と、そういう気持ちをぜひ持ってほしいなと、こう思っているわけです。そのために新たな決意で取り組む、そういう姿勢を示してほしいと思っているわけであります。

魚市場につきましても、塩竈はかつて太平洋、グアム、インドネシア、あの辺の皆開拓者ですよ、輸入マグロの。気仙沼だの皆は後から追ってきた。ところが今、その王座を奪われている。今ようやく何とかしようという形で漁船誘致を初めとするいろいろなことをやっている。

この手数料の問題につきましても今後どうするか、仙台港のやつを塩竈港に冷凍魚の取り扱いしようといういろいろな動きをやっています。その場合、手数料を下げてまでもやるという基本的な姿勢を示さなかったらなかなか来ないと思う。

そういう意味では、原魚確保、原材料確保が私は塩竈市魚市場の産業振興策の一番基本ですから、その辺の考え方を、基本的にやるということをごぜひここで表明していただきたい。予算委員会とか決算委員会とかではなく、本会議できちっと表明するのがやはり基本でありますから、その辺、お尋ねを申し上げておきたいと思います。以上です。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 今、魚市場会計、駐車場会計につきまして担当からそれぞれご説明させました。私からも、こういった状況をできるだけ早く解消させていただくという決意表明はさせていただいたつもりであります。

そういった中で、例えば輸入冷凍魚の問題もご指摘をいただきましたが、今現在、既に関係者の方々、一定の取り組みをしていただいております。なおかつ、我々、1000分の5を1000分の2にということで、利用拡大を図るということについてはご説明申し上げさせていただきました。魚市場の状況を考えますと、これ以上のということについては我々も困難だと思っておりますので、そういった中でいかに取扱量をふやしていくかということにつきましても、先ほど申し上げさせていただいたとおりであります。

また、駐車場会計につきましても資料7の11ページ目に書いてありますが、平成20年度が30

年目であります。我々、こういった取り組みをいつまでも続けるのかというようなご批判にこたえるためにこの4年間利用拡大、経費の縮減等々に取り組ませていただき、かつては3,000万円の一般会計からの繰り出しを今ようやく400万円であります。なおかつ、400万円を差し引きましても600万円を超える単年度黒字が計上できるようなところまでこぎつけたということでもあります。繰り返し申し上げますが、こういった状況が一日も早く解決されますように我々もなお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 佐藤貞夫君。

6番（佐藤貞夫君） 今、市長から魚市場会計のあり方、あるいはその駐車場会計についても基本的な考えを伺いました。

やはり、塩竈はいろいろな面で日本の水産業界をリードしてきたと思うんです。そういう面では、やはり東北を代表する港よりもむしろ東日本、あるいは日本、あるいは東洋一の市場をつくったということまで言われたわけですから、その辺を忘れずに日本の水産業界をリードしてきたという自信と確信を持ってぜひ取り組みをしてほしいと、こう思っているわけでありませぬ。

やはりいろいろな問題はあつた。しかし、このケース見た場合、特に私はいろいろな努力しているなと、こう思いますけれども、今までの努力は一体何だったのか、佐藤市長になってこれだけの数字、数字にあらわれていますよ。やはりすごいなと思いますよ。特に駐車場会計なんかすごいですよ。かつて1,500万円入れていたんだ。管理費用が1,500万円かかっていた。今は900万円ですよ、八百何万円でしょう、すごいなと。今までの一体何だったのかと。やはりそういう面ではこの会計を見て本当に再建をする熱意、あるいは意欲、そういうものが見られたなと思いますから、これを契機に、この経過にこだわらずに一日も早く塩竈市が本当に再生できる見通しをつけて我々に示してほしいと、こう思います。以上です。

議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号ないし第56号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、議案第54号ないし第56号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号ないし第56号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第54号ないし第56号については、原案のとおり可決されました。

以上で臨時議会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時議会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

午後2時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年5月25日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 小野絹子

塩竈市議会議員 吉川弘





平成19年6月14日（木曜日）

塩竈市議会6月定例会会議録

（第1日目）第8号

議事日程 第1号

平成19年6月14日(木曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 請願第1号
- 第5 議案第57号ないし第66号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭君 副市長 加藤 慶教君

収 入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	山 本 進 君
市 民 生 活 部 長	大 浦 満 君	健 康 福 祉 部 長	棟 形 均 君
産 業 部 長	三 浦 一 泰 君	建 設 部 長	内 形 繁 夫 君
総 務 部 政 策 調 整 監	小 山 田 幸 雄 君	総 務 部 次 長 兼 行 政 改 革 推 進 専 門 監 兼 政 策 課 長	田 中 た え 子 君
市 民 生 活 部 次 長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君	健 康 福 祉 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	木 下 彰 君
産 業 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	茂 庭 秀 久 君
総 務 部 総 務 課 長	郷 古 正 夫 君	総 務 部 財 政 課 長	菅 原 靖 彦 君
総 務 部 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	佐 藤 信 彦 君	市 立 病 院 長	伊 藤 喜 和 君
市 立 病 院 事 務 部 長	佐 藤 雄 一 君	市 立 病 院 事 務 部 次 長 兼 業 務 課 長	伊 藤 喜 昭 君
水 道 部 長	佐 々 木 栄 一 君	水 道 部 次 長	大 和 田 功 次 君
水 道 部 総 務 課 長 兼 経 営 企 画 室 長	尾 形 則 雄 君	教 育 委 員 会 教 育 長	小 倉 和 憲 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	伊 賀 光 男 君	教 育 委 員 会 教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 セ ン タ ー 館 長 兼 市 民 交 流 セ ン タ ー 館 長 兼 市 民 図 書 館 長	渡 辺 誠 一 郎 君
教 育 委 員 会 教 育 部 総 務 課 長	小 山 浩 幸 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 木 英 助 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	星 清 輝 君	公 平 委 員 会 委 員	佐 浦 弘 一 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君	監 査 事 務 局 長	丹 野 文 雄 君

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	佐 久 間 明 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	安 藤 英 治 君
議 事 調 査 係 主 査	戸 枝 幹 雄 君	議 事 調 査 係 主 査	斉 藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（志賀直哉君） 去る 6 月 7 日告示招集になりました平成19年第 2 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

なお、本日は暑いので上着を脱いでも結構でございます。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話などを持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、5 番伊勢由典君、6 番佐藤貞夫君を指名いたします。

#### 日程第 2 会期の決定

議長（志賀直哉君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は14日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は14日間と決定いたしました。

#### 日程第 3 諸般の報告

議長（志賀直哉君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第180条第 1 項の規定により、市長に指定しておりました専決処分の報告であります。専決第17号車両追突事故による損害賠償の額の決定について、並びに専決第18号車両追突事故による損害賠償の額の決定については、平成19年 5 月28日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第 2 項の規定により、平成19年 6 月 7 日付で議長あてに報告がなされたものであります。

また、報告第 1 号一般会計・国民健康保険事業特別会計・下水道事業特別会計・漁業集落排

水事業特別会計・介護保険事業特別会計・土地区画整理事業特別会計繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号平成18年度塩竈市土地開発公社事業決算について及び報告第3号平成19年度塩竈市土地開発公社事業計画及び予算については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ6月7日付にて議長あてに報告がなされたものであります。

さらに、監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告1件であります。

これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、個人情報に留意の上、ご発言くださるようお願いいたします。5番伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） ただいま諸般の報告ということで日程が示されております。そこで、私は一つは繰越明許費の問題について最初にお尋ねをしたいと思います。

これは先ほど諸般の報告の中で報告が議長あてに6月7日あったということであります。地方自治法に基づくものと見ますと、繰越明許費は地方自治法の213条、予算で年度内に支出されておって、年度内で支出されないで翌年度繰り越しということなわけですが、特にこうした2億、これを見ますと資料の2のところの1ページのところ一般会計で2億3,000万円ほど何がしかの繰越明許費がございます。そうした点で、そのいわば5月31日出納閉鎖以後でのその収納されないもの、あるいはできなかったものという性格を帯びているんだろうと思いますので、そのいわばそれぞれの会計ごとのいわば繰越明許費になぜ至ったのか、その点の理由の一つはお尋ねをしたいと思います。

次に、土地開発公社について何点かお尋ねをしたいと思います。

今回土地開発公社というのは、6月議会のところでしか示されておりません。平成19年度の事業予算が4ないしは平成18年度の事業決算が3ということで触れられております。

そこで、18年度の決算も踏まえながら、さらに何点かお尋ねをしたいわけですが、その一つは、資料で言いますとこの決算書の中で3のところ、資料3で概況というのが載っております。開いていただくとそういうところが触れられております。そこで、この概況の中では海辺の賑わい地区の整理事業でこの海岸通194番の4、仮換地をした8,254平米、これを大手企業に賃借をするということに付されております。18年度決算ですね。

それで、さらにこの点で、3の2ページの下段のところに、賃借として8,254平米、460万円としております。これは決算です。

さらに、同じ 3の6ページ、7ページのところでは、平成18年度の市の土地開発公社の収支決算書が記されておいて、収入で693万円、支出で749万円、当期損失として同じ資料 3の14ページのところで当期損失、損失ですね、55万円とこういうふうに付されております。

調べてみますと、開発公社の決算の状況の中で言いますと、例えば近年、14年度では486万円の純利益を生じると。15年度は69万円。16年度がちょっと8万何がしかの損失と。それで17年度が436万円の純利益を生じると、生むということで、18年度が55万円ということになっているようでございます。

そこで、いわば18年度のこうした決算を踏まえてみますと、先ほど言った資料 3の11ページのところで改めてその収支明細書というのが付されております。先ほど言った693万円、あるいは749万円の収入、支出がございしますが、その中で、そのうち収入でその事業収益、1款のところ2項1目になるんですかね、土地造成収益事業として2号用地賃貸料とこういうことで468万円が記載されております。これはたしか17年度の決算ではなかったかと思うんですね。で、18年度の予算の関係では同じ 3の6から7ページのところで当初予算で761万円予算を組んでおりますが、しかし、決算上は468万円。そうしますと、減額として293万円の減になります。

そこで伺いたいのは、その一つはこの点で土地造成費、当初761万円、2号用地としてこの賃貸をするということでしたが、一つはなぜ減額に至ったのか、その理由を1点お聞きをしたいと思います。

それから、同様の決算書の中で先ほど触れられました明細書の中の下段の方に、支払利息というのが新しく規定されているんですね。2号用地に関する支払利息282万円でしょうか。この支払利息が決算上示されておいて、先ほどの差し引きも含めると、残念ながら公社の55万円なりの損失が生じてしまったと、こういうことになるようなんですが、そこでそういう点でなぜこういういわば項目がなり、決算上こうした282万円の新たな支払利息が取り扱って出てきたのかをお伺いをしたいと思います。

それから、その18年度決算、土地開発公社で資料 3の2ページの概況というところで、これは億単位ですからちょっと額があれですけども、借入金31億114万円、長期での借入れをやった。これは平成17年度だと思うんですね。18年度31億1,221万円に対して、いろいろありますが、平成18年度末で31億2,221万円。そうしますと、未償還の額が今言った当初の借入れと差し引きますと、1,106万円の増ということですね。ことしの未償還額がふえてしまう

ということになります。そこで、いろいろこの決算上の関係でその増に至った1,106万円に至った結果と言いますか、決算ですから結果と経過についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

あとはそこら辺の点について確認をまず1点しておきたいと思います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊勢議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、報告第1号繰り越しについてであります。

限られた予算を有効に活用するということからいたしますと、極力繰越額を少なくするという事で予算執行に取り組みさせていただいておりますが、そういった中、やむを得ない事由によりましてここに記載をさせていただきましたような金額につきましては繰り越しとさせていただきますいております。

例えば、一般会計であります、2億1,143万5,000円です。事由は学校の耐震補強工事です。今耐震補強に取り組んでおります一小、二小につきましては、事業計画では平成19年度着工という予定でございました。しかしながら、国におきましては学校の耐震化が急がれるということで、補正予算を計上いたしております。そういった補正予算を有効に活用し、できるだけ早く耐震補強工事に着工、完了したいということで、18年度の年度途中でこのような予算措置をさせていただいております。このような観点から、発注が1月以降にずれこんでおります。結果といたしまして繰り越しが生じたというような事由であります。

また、下水道事業、藤倉ポンプ場の今整備を行っておりますが、この地区につきましては4億3,553万6,000円の繰り越しとなっておりますが、これは藤倉ポンプ場土木工事につきましては、全体の工事の進捗の関係上、発注時期が1月以降にずれこんだということと、議会の議決が必要な発注額等々がございまして、繰り越しとさせていただいたところであります。

土地区画整理事業につきましては、1億6,568万円の繰り越しを計上させていただいております。主に道路整備であります。仮換地指定等が完了した地区から順次整備を進めさせていただいておりますが、そのような手続の関係上このような繰越額を計上させていただいております。

全会計合わせますと8億4,098万1,000円です。全会計の2.1%が繰り越しの状況にあります。なお今後とも繰越額の縮減に一層努めてまいりたいと考えております。

土地開発公社につきましては担当よりご説明をいたさせます。

議長（志賀直哉君） 田中総務部次長。

総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長（田中たえ子君） 開発公社の事務局の立場で私の方からお答えさせていただきます。

まず、第1点目、今回の18年度の決算で造成地賃貸借の収益並びに支払利息がなぜ生じたのかというご質問かと思えます。

18年度決算の2ページのところに概況としてご説明させていただいておりますが、本年度は造成地賃借事業といたしまして、海辺の賑わい土地区画整理事業地内の仮換地後の8,254平米を、海辺の賑わい地区の参画事業者でありますイオン株式会社へ賃貸を開始しておりますので、新たに生じたという内容のものでございます。

さらに、10ページ、11ページに戻っていただきまして、造成地の賃貸借の収益が、決算が468万1,000円ほどというふうになってございます。こちら18年度の予算計上時には761万2,000円を計上させていただいております。予算計上時にはイオンの着工が7月ごろ予定されるのではないかとということで、7月から3月までの9カ月間を予算を計上しておったところでございます。しかし、決算段階では9月28日に事業用借地権の契約の締結をいたしまして、10月16日着工ということでしたので、その時点で引き渡しを行いました結果、賃貸料につきましては10月16日から3月31日までの約半年分ということになりましたので、こちらの分が減額になっているという状況でございます。

それから、続きまして、支払利息、これも今まで生じていなかった内容でございます。先ほど説明しましたように、これまでの開発公社はすべて1号用地ということで持ってございましたが、平成17年に海辺の賑わい地区の開発公社の用地を有効活用するという目的で定款を変更いたしまして、その中の一部を2号用地に変更しているところでございます。それが先ほど申し上げました賃貸借、10月16日に引き渡した時点で2号用地に切りかえというふうになってございます。2号用地につきましては、当該年の事業の収支にて処理するということになりますので、そちらの利子等の事業収入をもって処理するということになりますので、賃貸料、それから支払利息、そういった分の不足額は準備金より補てんするということになりますので、歳出上はその支払利息を事業外費用の中の支払利息として計上するという内容になってございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

こちらの内容につきましては282万2,002円ということでございますが、海辺の賑わい地区の8,254平米に対する利息ということございまして、18年度の借り入れが約0.47%ということ

になってございますので、それにかかる利息というふうになってございます。

それから、もう1点、先ほど未償還の部分が1,100万円ほどふえているのではないかと  
お話をちょうだいしました。

こちらは23・24ページをごらんいただきたいというふうに思っております。

24ページの上の方の段、こちら18年3月30日で借りた金額でございます。こちらが31億114  
万円ほどお借りしております。で、これを返済するために、今年度借り入れたのが31億1,121  
万5,000円ということになります。この差の1,000万円ほどにつきましては、こちらの上の方  
に記載してございますが、それぞれ都市銀行、それから市中銀行から借り入れをしてござい  
ますので、0.4ないし0.47で借り入れをしてございますので、そちらの31億円に対する利子相  
当分が増加しているということになりますのでお願いをしたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 5番伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） そうしますと、その利子相当分、全体のやつはまず決算上そういうこと  
でのさまざまな事情、賃借の関係はわかりました。そういうことの事情が背景にあるという  
ことでの減額で確認をさせていただきます。

それで、1,106万円ほど増になってしまう。未償還分ですね。こういうことで、いかほどの  
その利率になろうとするのか。この上の方の表を見ますと0.47、0.470%ですね。こういうも  
のですが、しかし、そのふえたということになれば当然利率がかぶさってくるのかなという  
ところですので、この利率がいかほどなのか、1点まず最初に確認をしておきたいと思いま  
す。

それから、19年度の予算の関係で、これを踏まえながら19年度の予算執行議案の関係でちょ  
っと何点かお尋ねをしたいと思います。

19年度の予算は 4のところに付されております。 4の1ページを開きますと、先ほど前  
段決算で報告がございましたように、造成事業、賃借事業ということで、今年度はその19年  
度土地開発公社の事業としては公共用地取得事業というのは特になしと。それで、1、2で、  
そして、次にその造成事業のところ賃借をしますよと。造成事業の賃借をしますよという  
ことになっておって、先ほど貨物ヤードのところのように賃借をする。1,861万円なりとこう  
いうことになっております。

それから、議案のところ、議案第2号ですね。次のページ、2、3ページのところで議  
案として示されておるのは、収入が、これで言いますと収入総額が2ページの収入、第1款

事業収入の収入合計で2,072万円。一方、支出については3,834万円。つまるところ、損失として差し引きで私がもう1回確認した感じでは、1,762万円の損失を土地開発公社自身が生じてしまうと、こういうことになるんだろうと思うんですね。

そこで、そういうその予算上そう組まざるを得なかった点で、改めて先ほど予算上の細目、つまりページ数で言いますと、この平成19年度の予算書の5ページ、6ページにその詳細な中身が詳しく書かれております。例えば、収入で先ほど2,072万円、総収入が書かれておりますが、賃借料が先ほど言ったように1,861万円、ちょうど段数としては造成事業の収益費ですね、ここに書かれております。当初2,000万円と言われましたが、4、5月は2分の1ということのようです。それで、支出が先ほど言ったように3,834万円で、その先ほどの利息の分で見ますと、2号用地造成事業利率2.5%で3,834万円の支出ということになります。

ざっとしますと、その支出の分野で78%も利息の支払いが生じているという点ですね。やはりこの土地開発公社のこれまでの経営の中で、一定の純利益なり、あるいは若干の損失はあったかもしれませんが、こういう点でもそのいわばこういう予算上組まざるを得なかった、あるいはその実施計画を組まざるを得なかったという問題があるかと思うわけです。そこで、これはこうした点について決算、こうした事業変更がこういうふうに組まれていて、損益計算上も9ページのところではたしか損益計算予算の中で、19年度やはり同様に純損失を生じるというように示されておる。過般の議会の中でもたしか公社側には4億円が入ると、20年間賃借してですね。しかし、いろいろ計算してみて、例えば今の利息分で仮に2,800万円で20年間とすると、4億収入が仮にあったにしても、単純に数えても5億6,000万円ぐらいになるはずなんですね。そうすると、その点でも公社自身、20年間の賃借は一応そういうことでの設定になっているようですが、公社自身のこの収益と言いますか、損失上のやはり問題点をこうむるのではないのかというふうに思いますので、そこら辺をひとつお聞きをしたい。

それから、公社の問題で、もう一つ、そこばかり触れるわけにはいきませんから、土地開発公社の位置図というのが5番で示されております。土地面積も含めて全体のどこに一体土地開発公社が保有している土地があるのかというのが触れられております。これを踏まえて、昨年8月30日に総教の協議会、総務教育常任協議会の中で、塩竈市土地開発公社の経営健全化計画というものが平成18年6月21日付によって市に指定されたということになっております。31億、約32億を圧縮をすると。22億円で圧縮をすることというのが総教の中でもいろいろ示されております。今年度の予算はそれは触れられておりませんから、いわばこういう一定

の予算の中ではそれは全然触れられておりませんが、そこら辺の関係で、市当局の、これは市の方でのいわば経営健全化、公社の経営健全化方針というのが示されて、市の側でのいわば計画を示すと。それを実施するという事に相なろうかと思しますので、今後いわば考え方について1点お聞きをしておきたいというふうに思います。

議長（志賀直哉君） 加藤副市長。

副市長（加藤慶教君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、前段の利率の関係でございますけれども、今年度19年度の予算そのものにつきましては、最大の2.5%の金利でもって計算をし、予算上計上させていただいております。ただ、これまで都市銀行あるいは市中銀行の方にいろいろ交渉した経過からいきますと、18年度0.47あるいは0.4でこれまで借入れをさせていただいておりましたけれども、最近の金融情勢大分変動されておまして、金利につきましてもこの4倍近く1.875、これがプライムレートになっているようでありますけれども、これがぎりぎりの線だという内々の話をいただいておりますので、なかなか18年度のような利率での計算はならないなという感触を得て、今借入れの方に当たってございます。

それから、後段の健全化計画の関係であります。その中で、港奥部の用地についてのみ限定をされている20年間4億という話出ておりますが、開発公社で保有しております土地は市内8カ所に点在をしておまして、それが金額ではご案内のとおり総額31億の簿価になっているというような状況でございます。その中でも取得後、もう公社できた年の昭和48年ごろにもう取得した土地がまだそのままになっているというような状況もございまして、それらの金利等も言ってみれば全体の簿価を押し上げているような状況にもなっているわけでございます。

それで、ただいまお尋ねがございました経営健全化の問題であります。昨年の3月末に宮城県への指定を、健全化団体の指定を受けようということで、昨年の3月に県の方に申請をさせていただきまして、6月末にその指定をいただいております。それで、この指定をいただくことのメリットといたしましては、起債充当などの財政支援措置が国の方から受けられるというようなメリットがございまして、塩竈市が開発公社から引き取る際に、そういった支援措置をしていきたいということで、県の方にお願いをした結果、そういった認められてきたわけでございます。

その計画の内容の中では、平成18年から22年度までの5カ年間の間で買い取りを進めて、

今現在先ほどお話ございましたような内容での市が債務保証をしておりますので、その債務保証の額を10%以上減少させることを基本的な考え方として今回の計画をつくって指定を受けたということにございます。その具体的には、現在持っている保有地を当初計画どおりに利用できる土地、あるいは計画を全面的に変更して利用すべき土地、最終的には処分も含めないとこの土地についてはどうも利用はできないなという三つのランクづけを行っておるところでございますので、そういった5カ年の中で何とか起債等の充当していただくような支援措置をいただけるような状況にもっていきたいということでやっておりまして、22年度の買い戻しとしておるわけでございます。

ただ、現在国の方では、再生法制化が今国会で審議がなされておりますので、その動きでありますとか、資金調達にかかる金利も上昇傾向にあるということから、こういった金利の動向等も見据えながら、可能な限り前倒しができるような庁内での具体的な取り組みを今協議に入っているところでございますので、そういった流れの中でこの公社の問題を整理し、なおかつ、本体である市の全体の会計を健全化に向けて進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（志賀直哉君） 5番伊勢由典君。

5番（伊勢由典君） 全体の流れは今報告があったとおりかと思います。そこで、こうした健全化計画の前倒しも進めていく。国の方の再生法も今参議院の審議段階なのかな、そういう段階に来ております。23日の会期末までの中で成立するかどうか、その辺はわかりませんが、いずれにしても、地方自治体のそうした財政状況に対する国のさまざまな点も出てくるかと思えます。

そこで、1点だけ提言になります。

先ほどのその起債充当率が高いんだということのようですが、やはりこの公拡法そのものは当時のいろんな開発の中でつくられた法律で、やはり国のいわば責任もあるんですね。もちろん、その先行取得をして、それをその土地を有効活用ということでの公拡法がつけられたというのはそれはそれで、そして、やはりその起債の場合、やはりその利率を引き下げると。これは国に対する要望かと思えますし、総務省関係に対する国機関の関係での、仮にやる場合ですね。やはりそういうことも一言言っておかないと、地方自治体はその負の財産を受けて泣きを見るということになったのでは困るわけで、ましてや一般会計のさまざまな分野で市民のいわば使える予算がまた圧縮されるということではたまったものではございません

ので、そこはやはり国への意見は恐らくどこの自治体も同様の問題を抱えて、頭を痛めているだろうと思いますので、やはりそういう点もひとつ今後ぜひ政治行動なども働きかけていただいて、前倒しを進めるというのであれば、そこら辺も含めてぜひ政治行動の一環の中に組んでいただきたいということを要望して終わりたいと思います。

議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 請願第1号

議長（志賀直哉君） 日程第4、請願第1号を議題といたします。

本定例会において所定の期日までに受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。

#### 日程第5 議案第57号ないし第66号

議長（志賀直哉君） 日程第5、議案第57号ないし第66号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 本日、ここに平成19年度の補正予算案を初めとする議案をご審議いただくに当たりまして、市政運営の所信の一端と施策の概要について申し上げますので、市民の皆様と議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

我が国は、世界に例のないスピードで少子高齢化が進み、さらには人口減少に転じておりますが、本市におきましてもその動きが顕著にあらわれております。また、経済の面では、景気回復の兆しが首都圏や近畿圏などにとどまり、東北地方には波及しておらず、結果的には本市の産業経済は依然として厳しい状況にございます。さらに、国際的な漁業規制や物流形態の変化、さらには製造業の海外シフトによる臨海型の工業の衰退等により、本市の産業構造も大きく変革をいたしております。

この地域経済の状況に加え、国の「歳出・歳入一体改革」の影響を受け、本市は厳しい環境下での行財政運営を強いられており、今後さらに激化が予測される都市間競争を生き抜くた

めにも、自主・自立的な行財政運営が喫緊の課題となっております。

こうした中、市政のかじ取りを担わせていただきました4年間における行財政改革により当面の財政危機を回避し、その上で本市の行財政課題でありました防災対策の強化を初め、少子高齢化対策や教育環境を充実させ、さらには長年の懸案でございました貨物ヤード跡地の整備による中心市街地の活性化など、ふるさと再生への取り組みを推進してまいりました。

私は、議員各位そして市民の皆様とともに、これまでに築いてまいりました行財政基盤やまちづくりの視点を土台にし、未来へ向かう行政のかじ取り役として、ふるさと塩竈の再生に挑戦し続けてまいります。

歴史を振り返りますと、本市は海の恵みを享受しながら水産・港湾都市として発展し、歴史や文化をはぐくみ、近隣市町の中心的な役割を果たしてまいりました。しかし、国際的な漁業規制などによる影響を受けての魚市場の水揚げ減少、あるいは物流形態の変化による港湾取り扱い貨物量の減少、さらには観光形態の変化による交流人口の減少などにより、まちの活力が徐々に失われつつあります。こうした状況を打開するため、歴史に学び海に活路を求め、水産業や港湾物流などの基幹産業を再生させる施策に関係業界とともに全力を傾注してまいります。

また、経済活動がグローバル化へ向かう時代でありますからこそ、地域資源を活用し、まちの個性を再構築し、新たな情報を発信することが求められております。本市の食文化や歴史資産が塩竈の魅力であることを再認識し、海辺の賑わい地区を核とする中心市街地の商業の活性化、さらに「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」などと連携し交流人口の拡大を図り、産業と歴史・文化を融合させたにぎわいと活力あるまちづくりを重点施策として取り組んでまいります。

かつて、本市にはまちを再興するために港を築き、再びまちに活力を取り戻した明治期の先人の歴史があり、市民生活や経済を支える「市民力」が脈々と受け継がれております。今、多くの市民の方々が「しおナビ」などの新たな情報発信や食を生かしたイベント、歴史・文化の薫る交流の取り組み、福祉や教育の分野でまちづくりに参画をいたしております。今こそこうした市民の力が経済再生の動きと連動し、大きなエネルギーとなって塩竈再生に向かうものと確信をいたしております。

今後とも、まちの主役であります6万市民の皆様が、誇りと愛着を持って生き生きと暮らせる「日本で一番住みたいまち：塩竈」の実現に向けて、市民と行政による協働のまちづくり

を進めてまいります。

こうした視点に立ち、平成19年度を新時代に向けたスタートの年として位置づけ、特に活気・元気の原点となる産業再生の施策を基軸としながら、以下の施策に重点的に取り組んでまいります。

第一に、基幹産業であります水産業振興の取り組みであります。

国際的な漁業規制や燃料油の高騰、さらに欧米やアジアでの魚食の普及により、我が国にとって安定的な水産資源の確保が困難となりつつあります。特に、水産加工業界における原魚不足と価格の高騰などにより、本市の水産を取り巻く環境は厳しさの一途をたどっております。このような状況を直視し、これまで蓄積された技術や研究施設などの水産関連機能の集積を生かし、観光的な視点を取り入れた食文化の情報発信や新たな商品開発、ブランド化等に取り組む、業界と一体となって塩竈の水産の再生に取り組んでまいります。

第二に、観光振興や中心市街地活性化により交流人口の増加を図る取り組みでございます。

本市の魅力は、まず、市街地と海や港が近接していることにあり、また、コンパクトシティとして狭い市域に都市機能が集中し、生活の利便性が高いことにあります。この特徴を最大限に生かしていくことがさらなるまちの発展につながるものと確信をいたしております。この5月、海辺の賑わい地区に商業施設がオープンをし、多くの方々が潮の香り、千賀の浦風を感じながら、駅と海に隣接する新しいまちの魅力を堪能していただいております。このにぎわいを中心商店街への回遊につなげる取り組みを商店主の皆様と協力しながら進めるとともに、海にはぐくまれた歴史や文化、食、さらには浦戸の島々といった本市の魅力を観光資源として生かしながら、交流人口の増加を図ってまいります。

第三に、少子高齢化時代を迎えての福祉への取り組みでございます。

全国的に少子高齢化が著しく、本市におきましても年間出生数がこの10年で200人近く減少するなど、少子化が急速に進行する一方、高齢化率は約25%と増加の一途をたどっております。このような状況で、子供たちが健やかに育ち、親が安心して子育てができる環境の整備が求められております。また、高齢者が住みなれた地域や家庭において元気に安心して暮らせることが課題であると認識をいたしております。今後とも、子育て支援や高齢者の健康づくり、また市民の健康を守る市立病院の経営改善などに取り組みながら、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

第四に、塩竈に誇りと愛着を持つ人づくりへの取り組みでございます。

地域に真の豊かさをもたらすためには、人づくりのための施策の充実が極めて重要であります。魅力あるまちづくりは、市民一人一人が地域社会で生き生きと暮らすことにより実現できるものであります。今後とも、学校教育や生涯学習、生涯スポーツ、さらに市民活動などを通して、ふるさと塩竈への誇りや愛着を感じ、市民一人一人が活躍できる地域社会づくりを推進してまいります。

市政運営の基本的な施策につきましては、引き続き、事業の選択と集中により推進をいたしてまいります。以下、政策のキーワードであります「元気です塩竈」「安心です塩竈」「大好きです塩竈」に沿って、ご説明をさせていただきます。

にぎわいと活力のあるまちづくりを進める「元気です塩竈」についてご説明をいたします。

まず、水産業の振興を図るための取り組みにつきましては、秋口から水揚げされるメバチマグロを「三陸塩竈ひがしもの」と銘打ち、ブランド化を進めてまいりましたので、引き続き、全国に情報の発信を行ってまいります。また、漁船の誘致活動にも努め、生鮮マグロの水揚げ基地としての塩竈市魚市場の優位性を確立することで、魚市場の水揚げの増大を図ってまいります。

生産量日本一を誇る本市の練製品などを紹介する「塩竈見本市」を本年度初めて開催し、商談会の提供など新しいビジネスチャンスにつなげ、本市のすぐれた水産加工品を全国に発信してまいります。また、若手経営者を中心として新製品の開発や販路の開拓など新たな動きが出てきておりますので、業界とともに取り組んでまいります。

魚市場背後地の再開発につきましては、本市と業界が一体となって誘致活動をしてまいりました水産加工業の全国組織が、東日本の拠点となる1万トン規模の冷蔵庫を建設し、年内の操業を目指しております。この組織は、傘下組合員に原魚の供給を行いながら、水産加工品を販売するなど、本市の水産加工業にとりましても大きな意義を持つ事業でありますので、操業開始に向け支援を行ってまいります。また、「水産物流センター構想」につきましても、その実現に向けて、地元水産業界と一歩一歩着実に取り組んでまいります。

沿岸漁業につきましては、漁協経営基盤の強化を図るために本年4月に県内の漁業協同組合が合併をいたしております。一方、この組合などが入居しております県水産会館が沿岸地域に移転することとなり、市を挙げて誘致活動を行いましたところ、第2会館が本市に建設されることになりました。この移転を契機に漁業関係者との新たな連携を図ってまいります。

次に、交流人口を増加させるための取り組みにつきましては、全国から観光客を呼び込む

「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が平成20年度に予定されており、それに呼応して今年度はプレキャンペーンとして多くの観光イベント等が開催されます。本市といたしましても、JR東日本を初め、観光物産協会や青年4団体などの市民団体と連携しながら、まちの魅力の発信やイベントを展開し、交流人口拡大の契機にいたしてまいります。

また、長い歴史と文化の中で培われた港町、門前町としての「塩竈」をブランドとして発信するための「塩竈ブランドイメージアップ事業」を行ってまいります。まず、本市のイメージを高め印象づけるロゴマークを制定し、さらに、本市ゆかりの著名人を「ふるさと大使」としてご委嘱し、その幅広い人脈や才能を生かしての取り組みを展開することで、本市のイメージアップにつなげてまいります。

旧亀井邸につきましては、地域の歴史や文化を新しい資源として積極的に活用しようとしておりますNPO団体などと連携しながら、歴史的な施設として保存、活用してまいります。また、まち歩きコースの設定や観光ボランティアの育成などを図り、新たな観光資源として活用いたしてまいります。

このような取り組みを通じて、本市の海・食・歴史・文化といった豊かな資源を活用しながら、交流人口の増加につなげてまいります。

次に、商業振興の取り組みにつきましては、まず、シャッターオープン事業として、商店街の空き店舗を利用した新たな商業展開やコミュニティスペース等の活用など、商店街ににぎわいを取り戻せる施設として事業に取り組んでいただける方への各種の支援を行ってまいります。あわせて、商人塾の活動を引き続き支援し、魅力ある個店づくりと後継者育成、連携の強化に努めながら、既存商店街への回遊性を創出いたしてまいります。また、商業協同組合では「とっとちゃんスタンプ」の改善を検討されておりますので、本市でも支援を行いながら買い物客の増加を図ってまいります。

次に、港湾の整備につきましては、昨年度は塩釜港の航路しゅんせつに向けて国が既に調査を行い、本年度から本格的なしゅんせつ工事を行いますので、物流機能の確保や船舶の安全航行のために事業の早期完成を要望いたしてまいります。また、平成21年度を目途として進められている仙台塩釜港の港湾計画の改訂につきましては、塩釜港区と仙台港区の機能分担を明確にし、港湾機能の強化などを利用者の方々と一体となって県に提案してまいります。また、塩釜商工会議所が中心となり、市民レベルで港の活性化を考える動きが芽生えておりますので、こうした取り組みを大切に、取り扱い貨物量が減少の一途をたどっております

塩釜港の再生につなげてまいりたいと考えております。

県事業として進めております北浜緑地護岸につきましては、防潮堤の機能とともに、市民が海に親しめる空間として整備が進められております。今後、本市の歴史や文化を醸し出す景観デザインを県の設計に反映させ、新しい海とのかかわりを創出いたしてまいります。

次に、海辺の賑わい地区土地区画整理事業につきましては、にぎわい商業ゾーンに続き、駅前広場や地区内の道路整備を進める一方、地権者による居住ゾーン整備が早期に実現できるよう環境づくりに努めてまいります。

また、北浜沢乙線につきましては、海と社を結ぶ歴史的参道として整備が進められてきましたが、いよいよ本年度をもって県事業による道路整備が完了しますので、「鹽竈海道」として本市が取り組んでおります景観整備の推進を図ってまいります。

こうした基盤整備に合わせまして、地元の商店街の方々による憩いの場の提供やまちかどコンサートの開催など新しい動きが芽生えておりますので、港から海辺の賑わい地区、さらには中心市街地へと買い物客や観光客が回遊できます魅力ある空間づくりを進めてまいります。

企業誘致につきましては、昨年4月に「塩竈市いきいき企業支援条例」を施行し、新浜町の加工団地や貞山地区石油基地内の遊休地への企業誘致に取り組んでまいりました。その結果、昨年度は県内外の多くの企業から問い合わせがあり、新たな企業立地も実現したところでございます。今年度に入り企業支援条例適用の第1号となる企業者を指定しており、このほかにも立地に意欲の高い企業もございますので、さらに働きかけを強め、地域経済の活性化や雇用の創出に努めてまいります。

次に、安全と安心を感じていただけるまちづくりを進める「安心です塩竈」についてご説明をいたします。

まず、防災対策につきましては、昨年10月の低気圧による高潮被害や11月と1月の千島列島地震による津波注意報など、津波・高潮対策の必要性を改めて痛感をいたしました。県事業として進められております北浜地区の緑地護岸や海岸通地区の防潮堤の早期整備が図られますよう、引き続き県に対し要望を行ってまいります。また、これらの施設整備とあわせまして、藤倉・新浜町地区における雨水排除の抜本的な解決を図るため、建設中の藤倉雨水ポンプ場の早期完成に向け努力をいたしてまいります。

また、「自分の地域は自分で守る」という防災意識を啓発するため、各町内会への出前講習会を開催しながら自主防災組織の設立や防災マップの作成を促進するとともに、本年度は地

域における防災リーダーの育成等を行い、防災体制の強化に取り組んでまいります。

学校施設の耐震化につきましては、本年度に予定をいたしておりました第一小学校と第二小学校の計画を前倒しし、昨年度から補強工事に着手をいたしております。本年度は、月見ヶ丘小学校と第三中学校の耐震化工事に向けた実施設計を行い、また、既に耐震補強工事を終えた玉川小学校につきましては、さらに大規模改修工事を行い、快適で安全な学習環境を整えてまいります。

少子化対策といたしましては、「のびのび塩竈っ子プラン」に基づき子育て支援事業を展開してまいりましたが、本年度は市営梅の宮住宅の集会所を活用した「つどいの広場事業」により、この地域における子育て支援の充実を図ってまいります。また、大きな社会問題となってきております児童虐待への対応につきましては、地域ぐるみの虐待防止ネットワーク組織や関係機関と連携して、児童の健全育成に努めてまいります。

さらに、小中学校の教育用コンピューターの更新に合わせ、すべての小中学校で希望する保護者の携帯電話等に不審者情報を提供するシステムを整備するとともに、防犯協会初め各関係団体と連携しながら、児童・生徒の安全の確保になお一層努めてまいります。

日曜、祝日における昼間帯での救急患者への診療を行っております塩釜地区休日急患センターにおきましては、この4月から地元医師会などの協力をいただいて、土曜日の準夜帯での小児科の診療を開始し、子供の急病への不安解消を図りましたが、今後も救急医療体制の充実に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、元気な高齢者をふやすための介護予防に努めながら、地域介護の拠点として地域包括支援センターを2カ所増設し、市民の方々が身近な場所で相談や支援が受けられる環境を整備してまいります。また、住みなれた地域でサービスを受けられる小規模特別養護老人ホームの整備に対しても支援を行ってまいります。

障害者福祉につきましては、障害者への活動の場の提供や、介護家族の生活を支援するため、障害者日中一時支援事業を開始してまいります。また、児童デイサービス事業につきましては、障害児通園施設「ひまわり園」の開園時間を試行的に延長いたしておりますので、利用状況を踏まえて、本格実施に向けた検討を進めてまいります。

精神障害者の共同作業所「藻塩の里」につきましては、新たな国の支援制度を活用し、民間事業者による施設の早期整備を支援してまいります。

塩釜駅へのエレベーター設置につきましては、JR東日本が交通バリアフリー法に基づき整

備をいたしますので、本市としても補助を行いながら、障害者や高齢者の方々が社会活動に積極的に参加できる環境を整えてまいります。

健康づくりにつきましては、まず、メタボリックシンドローム対策といたしまして、スポーツ活動を推進する関係機関と連携を図りながら、中高年を対象とした食と運動における望ましい生活習慣の定着に取り組んでまいります。また、近年、食生活をめぐる環境が大きく変化し、食育が大きな課題となっておりますので、本市ならではの食材を活用した食育推進の方向性を示す「塩竈市食育推進計画」を策定してまいります。

市立病院につきましては、平成17年度から医師の確保と経営の健全化を課題とした「再生緊急プラン」に取り組み、昨年度は累積債務を縮減するために一般会計からの繰り出し金を増額したところであります。本年度は医師3名を増員できましたことから、午後の内科外来の診療を再開するとともに救急医療にも取り組みながら、不採算部門の診療科の見直しや人件費の適正化などの取り組みを重ねることにより、単年度収支の均衡を図るとともに、累積債務の早期解消に努め、塩竈医療圏唯一の公立病院としての役割を果たしてまいります。

「おいしい水」として評価をいただいている本市の水道事業につきましては、老朽管更新事業や第5次配水管整備事業を継続して行うなど、予想される宮城県沖地震などに備えて施設の耐震化を進めるとともに、健全経営の維持に努めてまいります。

次に、誇りと愛着のあるまちづくりを進める「大好きです塩竈」についてご説明いたします。

まず、学校教育につきましては、塩竈を愛し、塩竈で生まれ育ったことを誇りに思い、自分を世界に発信できる児童・生徒に育成するために、教師の指導力とすぐれた教育計画、そして効果的な学校運営という三つの要素からなる「学校力」を高めていく必要があります。指導主事や教科指導員を活用した学力向上や、特別支援教育のための支援員の配置によるきめ細かな指導を行う一方、地域に開かれた学校を目指してまいります。また、感動支援事業では、子供たちに各界で活躍している著名人の体験談や実技などに触れさせることによって豊かな人間性をはぐくんでおりますことから、本年度も継続いたしてまいります。これらの取り組みをとおしまして、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成を目指してまいります。

人生80年時代に入り、生涯学習には大きな役割が求められており、第二の学習期を迎え、地域とともに生きる「フルタイム市民」になる団塊世代を初め、各世代の市民の皆様にも実りある豊かな生活を送っていただくことが、地域の活力につながるものと考えております。このため、生涯学習センターや市民図書館における芸術文化活動や塩竈学の推進を図るほか、

新たに地域デビュー講座や地域活動入門講座などを開催しながら、本市への愛着を深める施策を充実してまいります。

バス交通体系につきましては、利用者がふえ続ける「しおナビ100円バス」を、この4月から仲卸市場や市民プールにまで運行区域を拡大し、利便性の向上を図ってまいりました。今後は、100円バスの路線拡大の可能性や、市の中心部までおおむね15分で行ける「15分交通体系」について検討いたしてまいります。

浦戸地区の活性化につきましては、まず、週末や学校の長期休業期間に市営汽船の運賃を無料とする「うらと子どもパスポート事業」を今年度から県内の小学生へ拡大してまいります。また、豊かな自然や食・歴史などを生かした体験交流事業などを推進し、浦戸の交流人口の増加につなげてまいります。

さらに、青い海を守り生活環境を改善させるための野々島地区の汚水処理につきましては、本年度いよいよ汚水処理施設の建設に着手しますので、早期の供用開始に向け整備を進めてまいります。

桂島におきましては、地元の漁民の方々が実施主体となり、国の助成を受けながら、共同力キ処理場とノリ陸上採苗施設の整備を進めております。県事業として整備される新しい待合所や緑地広場を含めて、新たな観光資源としての活用も検討しながら、浅海漁業の振興に努めてまいります。

我が国はいよいよ人口減少時代を迎え、本市も平成7年をピークに減少局面に入っており、人口対策が課題となっておりますので、市内の人口動態や人口減少要因を分析しながら、居住環境の整備や転入者の増加に向けた取り組みについて検討してまいります。

昨年、本町に設置しました市民活動推進室は多くの市民に利用されておりますので、身近なところでもご利用いただけますよう、増設について検討してまいります。また、市民活動団体に対する新たな助成制度などについて検討し、分権型社会に対応した市民と行政による協働のまちづくりを推進いたしてまいります。さらに、本市では初となる住民参加型の公募債を発行いたしまして、資金の面でも市民の皆様にもまちづくりに参画していただき、教育環境の整備を図ってまいります。

男女が互いに尊重し合い、社会の対等な構成員として個性と能力を発揮する男女共同参画社会を実現していくため、塩竈らしさを取り入れた「男女共同参画推進条例」を制定いたしてまいります。また、各種審議会委員に占める女性委員の割合をさらに高め、政策決定の場に

多くの女性の参加を促進してまいります。

以上申し上げました施策により市民サービスを高めていくために、行財政改革のさらなる推進による財政基盤の安定と、地方分権時代にふさわしい行政組織の確立が急務となっております。

今国会に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「再生法制」が提案をされております。この再生法制は、一般会計だけでなく全会計の連結決算により財政の健全化を図ろうとするものであり、平成20年度決算から適用されることとなりますことから、本市といたしましても早急に、安定した財政基盤と自主・自立の財政運営の確立が求められております。

本市では平成16年度から3カ年を「新行財政改革推進計画」の集中改革期間として、内部改革を中心として聖域のない改革に取り組んでまいりました。本年度におきましても引き続き、職員定数の削減や職員給与の適正化、事務事業の見直しなど、徹底した行財政改革に取り組んでまいります。特に、再生法制に対応して本市を「第2の夕張」にしないために、累積債務を抱えております病院・魚市場・駐車場の各事業会計の健全化を喫緊の課題として取り組み、市全体の財政健全化に全力で取り組んでまいります。

これまでの行財政改革は、歳出の抑制を中心に進めてまいりましたが、今年度は、財政構造の弾力化に向け、受益者負担のあり方の議論を深め、各種使用料や手数料の見直しを図ってまいります。

また、入札制度の透明化をさらに高めるために、現在1億5,000万円であります一般競争入札の対象金額の引き下げについて検討いたしてまいります。

一方、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応していくためには、人材育成と機能的な組織づくりが必要でありますことから、昨年取りまとめました人材育成基本方針をもとに政策立案能力の高い職員の育成を図りますとともに、市民と連携できる機動的な組織を確立するため、平成20年4月実施を目途に組織の見直しを進めてまいります。

塩釜地区二市三町の重要な課題であります広域行政につきましては、住民サービスの向上と経費の削減に大きな効果が期待されますので、本年度は斎場業務の広域化に向けて、塩釜地区広域行政連絡協議会において協議を重ねてまいります。また、大きな政治課題となっております合併につきましても、今後積極的に議論を重ねてまいります。

ただいま申し上げました市政運営の基本的な考え方に基づき編成をいたしました当初予算並

びに今回の補正予算を含めた各会計予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

国におきましては、平成19年度の予算編成に当たり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、いわゆる「骨太の方針2006」に基づき、歳出全般にわたる抑制を図る一方、歳入では景気の回復による税収の大幅な伸びを背景に、国債発行額を前年度に比べ15.2%減の25兆4,320億円としております。これにより、国債依存度は30.7%と、前年度から6.9ポイント減の大幅な低下となっており、国の長期債務残高が平成19年度末で547兆円となりますことから、平成23年度までに基礎的財政収支の黒字化を目指して、さらなる歳出改革を進めることといたしております。また、この「基本方針2006」を受けました地方財政計画におきましても、人件費や投資的経費、一般行政経費において歳出が厳しく抑制をされております。

本市におきましては、歳入の根幹をなす市税収入が回復しておらず、あわせて地方交付税の削減が続く中で、少子高齢化の進行などから扶助費や保険・医療にかかわる会計への繰り出し金の増加が続き、歳入歳出両面において極めて厳しい環境下での財政運営が続いております。

これらの状況を踏まえ、平成19年度予算につきましては、新行財政改革推進計画に基づき、歳入の確保と歳出の抑制を基本に据えて、限られた行財政資源を緊急性や優先度の高い施策に効果的・重点的に配分することに努めております。

政策的経費につきましては、にぎわいと活力あるまちづくりを目指して事業の選択と集中を図るとともに、経常的経費につきましては、各部が主体的に経費の節減に努める一般財源枠配分方式を継続いたしております。また、定員適正化計画に基づき、事務事業の見直しを行いながら、職員数の縮減に努めるとともに、昨年度に行いました職員給与の独自削減を本年度におきましても継続いたしております。一方、歳入におきましては、職員定数の適正化など人件費の削減に総合的に取り組んだ自治体に許可される退職手当債を活用するとともに、下水道事業特別会計におきましては、引き続き、資本費平準化債を活用して、一般会計からの繰り出し金の抑制を図っております。

このような歳入歳出全般にわたる取り組みにより、基金からの繰り入れは縮小しており、一般会計におきましては、緊急避難的な措置をとりながらではございますが、収支の均衡に一步一步近づいております。しかしながら、地方公共団体の財政健全化を目指す再生法制によって、全会計を連結した財政指標の改善がこれまで以上に求められておりますので、今後行

財政改革をさらに推し進め、さらなる財政の健全化に取り組んでまいります。

各会計の予算額であります。6月補正後の一般会計予算額は、緊縮型の予算を継続したものの、扶助費の増加などから、前年度の6月補正後の予算と比較いたしまして、5億6,301万8,000円、3.3%の増となっております。

特別会計及び企業会計につきましては、10の特別会計の予算総額は229億4,611万8,000円であり、前年度と比較し、7.6%の増となっております。これは、国民健康保険事業会計における保険給付費や、老人保険医療事業会計における医療給付費が増加したことなどによるものであります。さらに、二つの企業会計の予算総額は53億7,558万4,000円であり、前年度と比較し、3.5%の減となっております。

私は「一燈照隅」を座右の銘として、塩竈に一つの明かりをともし、市政のあらゆる分野に出向いて、市民の方々と直接対話をさせていただきながら、市政運営に全力で取り組んでまいりました。初めにともした明かりは小さなものではありませんでしたが、この4年間で、市民の方々、議員各位、そして職員の力により、この明かりが十、百とふえていると実感しております。この明かりがさらに千になり万になり、塩竈市を明るく照らす「万燈照国」となる時が「日本で一番住みたいまち：塩竈」が実現される時であると信じております。

この確信のもと、私は、新たな任期の4年間も、さらに市民主体と現場主義を貫き、市民の方々のご意見を真摯に受けとめながら、市民福祉の向上と塩竈の再生に向けて邁進する所存でございますので、市民の皆様並びに議員各位のさらなるご理解とご支援、ご協力を心よりお願いを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長兼危機管理監（山本 進君） それでは、私から、主に議案第59号塩竈市一般会計補正予算の概要につきまして、第2回市議会定例会議案資料 10に基づきましてご説明申し上げますので、お手数ですが3ページをお開き願います。 10であります。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。

今回、歳入歳出を補正いたします額は、一般会計で1億9,748万8,000円、国民健康保険事業特別会計におきましては1,212万5,000円、介護保険事業特別会計では1,400万円、合わせて2億2,361万3,000円となるものでございます。

このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下段にお示ししておりますとおり408億1,670万6,000円となりまして、補正前と比較いたしますと0.6%の増

となるものでございます。

続きまして、一般会計の補正予算の概要についてご説明申し上げます。

説明の都合上、最初に歳出の補正内容について説明申し上げますので、6、7ページをお開き願います。

ここでは歳出予算を目的別に分類、比較してございます。

まず、費目2の総務費であります。1,366万円でございます。これは災害救助支援基金に対する積立金、それから、海辺の賑わい地区内商業施設に設置いたしました行政スペースの管理運営事業費でございます。それから、町内会が行う行事用の備品整備に助成いたしますいわゆるコミュニティ助成事業でございます。そして、藤倉集会所用地の取得事業等々でございます。

それから、費目3の民生費6,880万2,000円でございますが、これは障害者自立支援法に基づく利用者負担の上限額の引き下げなどを行う福祉サービス事業でございます。それから、市営梅の宮住宅敷地内に設置いたしますつどいの広場運営事業でございます。特別養護老人ホーム整備に助成いたします地域介護・福祉空間整備補助金でございます。それから、敬老行事開催支援事業、そして最後に、電算システムを整備いたします後期高齢者の医療広域連合事業費などでございます。

費目4の衛生費5万円でございますが、これは食育推進計画の策定事業費でございます。

それから、費目6の農林水産業費183万円でございますが、これは水産加工業活性化支援事業費でございます。

費目7の商工費1,171万円は、魅力ある商店づくりを目指しますいわゆる商人塾事業費であります。それから、シャッターオープン事業などを行う商店活性化促進事業の補助金、それから仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの補助金でございます。そして、旧亀井邸を交流拠点といたしますいわゆるまちづくり交流施設の事業でございます。そして、写真のまちホットフェスなどを行う「塩竈」都市ブランドイメージアップ事業などでございます。

費目8の土木費7,130万円でございますが、北浜沢乙線の景観整備などを行いますいわゆるまちづくり交付金事業費でございます。それから、市営住宅の火災警報器設置事業でございます。それから、市道藤倉庚塚線の整備事業、そして沿道民有地の景観整備に対し助成いたします北浜沢乙線整備事業などでございます。

費目9の消防費2,240万1,000円でございますが、これは防火貯水槽などを整備いたします消

防施設整備事業、それから、市内避難所の防災備蓄事業、そして自主防災組織に対する助成事業でございます。

費目10の教育費773万5,000円でございますが、これはカメイ文庫整備事業、それから、学習障害のある生徒に対する支援員を各中学校に配置いたしますいわゆる特別支援教育事業でございます。そして、小学校において実施いたします国際理解活動推進事業及び豊かな体験活動推進事業、それから、本市ゆかりの俳人であります佐藤鬼房氏を冠いたしました全国俳句大会の開催補助金などでございます。

次に、8、9ページをお開き願います。

ここではただいま申し上げました歳出予算を性質別に分類してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、歳入の補正内容についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、4、5ページにお戻りください。

費目14の国庫支出金5,217万9,000円は、地域介護・福祉空間整備事業、まちづくり交付金事業、それから、障害者自立支援給付費などに対する負担金及び補助金でございます。

費目15の県支出金3,167万8,000円は、消防施設整備事業に交付される石油立地交付金、それから、都市ブランドイメージアップ事業などに交付される市町村振興総合補助金、小学校における国際理解活動及び豊かな体験活動推進事業に対します委託金、そして、障害者自立支援給付費に対する負担金などでございます。

費目18の繰入金330万円は、カメイ文庫整備に伴う基金からの繰入金でございます。

費目19の繰越金8,443万1,000円は、平成18年度決算において見込まれます剰余金の一部を計上しております。

費目20の諸収入400万円は、コミュニティー助成事業に伴います自治総合センターからの助成金などでございます。

最後に、費目21の市債2,190万円は、まちづくり交付金事業につきまして市債を活用させていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは、建設部より議案第62号民事調停の申し立てについて、具体的な経過等につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入ります。議案冊子 7及び議案資料 10をご用意願います。

まず、議案冊子 7のページ、3ページをお開き願います。

本件は、現在建設に取り組んでおります藤倉雨水ポンプ場から塩釜港に放流するための放流函築造工事施工中に発生いたしました油混入土の処理費用についての民事調停申し立てでございます。

平成17年度繰り越し事業として取り組んでおりました藤倉放流函築造工事は、宮城県漁港道路の地下を利用いたしまして、前面海域であります塩釜港にポンプ場からの配水管として計画し、宮城県仙台振興事務所に占用手続を経て工事に着手し、基礎工事といたしまして掘削作業を実施いたしましたところ、掘削土砂から油分を含む土砂が検出されました。所有者であります県担当者も含めまして対応について協議を進めますとともに、原因といたしましては、土地の所有権、土地利用状況等の経過から、相手方の前身でございます乙社が設置した油槽所の構築物の残留油が原因と推認されているところでございます。

次に、具体的な箇所につきましてご説明申し上げますので、恐れ入ります。資料 10、14ページをお開き願います。

上の半分に油混入土の発生位置をお示しております。

藤倉雨水ポンプ場の前の漁港道路内で籬島の東に放流する箇所でございます。

次に、下半分の油分確認位置平面図をごらんいただきます。

今回の工事は、全体延長115.125メートル区間に3,200ミリ掛ける3,200ミリのボックスカルバートを設置し、図面の左側より右側の塩釜港に雨水を排除する計画でございます。油混入土の発生処理区間といたしましては、図面左側の約65メートルの区間であり、施工区間の最も左、多少色濃く表示しておりますが、道路下に埋設されておりました油送管9本であります。この中にありました油分が長い年月のうちにしみ出し、工事掘削箇所に流れ出したものと判断いたしております。

なお、掘削の施工順序といたしましては、最も海側より始めまして、ちょうど中間地点から油分土砂が発生した状況となっておりますところでございます。

油分発生に伴い、掘削作業を即座に中止し、油の成分分析を実施いたしております。結果としては、A重油の結果を得ておるところでございます。

大変恐縮でございます。また議案冊子 7の3ページにお戻りを願います。

これを受けまして、本市といたしましては、乙社がその後合併いたしました甲社に速やかに

状況説明を行い、処理費用等の負担等について協議を重ねてまいったところでございます。しかし、甲社におきましては、原因の特定や、32年前という時間的な経過などを理由といたしまして、協議に要する時間が必要というような判断もございまして、まだ協議が整っていない状況でございます。

一方、油分を含む土砂につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における産業廃棄物に該当することから、速やかな処理が必要なことに加えまして、現場を掘削状況のまま長期間放置することについての危険性や、藤倉ポンプ場の事業の進捗に多くの障害が生じることとなりますので、本市といたしましては、危険要因の早期解消と事業の進捗、確保を図るために、附帯工事といたしまして油分を含む土砂の最終処分を当面市の費用負担により実施し、その金額は1,286万4,600円となっているところでございます。

油槽所設置者であります乙社は、本件土地から施設撤去の際には、配管の撤去、流出した油分を処理する義務を負っておるところでございます。乙社がその後合併した甲社におきましては、同義務を継承しているということで考えておりまして、市が支出いたしました油分を含む土砂の処理費用等の支払いを求める民事調停の申し立てを行うこととしたものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いを申します。

議長（志賀直哉君） これより議案第57号ないし第66号の総括質疑に入ります。1番曾我ミヨ君。

1番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第59号平成19年度塩竈市一般会計補正予算に対する総括質問を行います。

ただいま報告がございましたように、今回の一般会計補正予算額は1億9,748万8,000円で、2月の当初予算と合わせて補正後は178億7,058万8,000円になるものと説明を受けました。

一つは、この補正予算は統一地方選挙後ということから、政策的予算の新たな事業も盛り込まれていると受けとめました。予算を組むに当たってどのような観点で組まれたのか、簡潔にお伺いいたします。

二つには、今回の補正予算には、商工費、とりわけ商業振興にかかわる予算が幾つか組み込まれております。市の統計書でも明らかなように、市内の商業全体は、平成3年度から平成14年度までの12年間の比較を見ましても、年間の販売額は60%も落ち込み、売上金額で見ましても112億円も減少し、深刻な状況になっております。地元商業振興の取り組みとして、今回商店街シャッターオープン事業などを予算化されておりますけれども、これまで空き店舗

対策事業も行ってきた経過がございます。しかし、途中でやめてしまったことも事実であります。今回のこの事業とこの空き店舗対策事業とどう違うのか、そしてこの商工振興費に盛り込まれている施策で本当に地元の商業振興になり得ると、つながると考えているのか、この点についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま曽我議員から、6月補正予算、どのような方針で計上したのかというご質問であります。お答えをいたします。

平成19年度の当初予算は、統一地方選挙を控えた骨格予算でございましたので、新規の政策的な経費につきましては、補助申請や事業の実施期間の関係から計上させていただいたものを除き、予算計上保留としたところであります。このため、6月補正予算では、施政方針でも述べましたように、やはりまちの活気・元気を取り戻すことこそが今塩竈に求められているというような観点から、産業再生を基軸に重点施策に取り組むこととし、今年度はそのスタートの年というふうに位置づけておりますことから、にぎわいと活力のあるまちづくりに向けた産業振興、そして、少子高齢化時代を迎えて安心して暮らしをいただけるまちづくりに向けた事業費を中心に補正予算として計上させていただきました。

繰り返しになりますが、主な事業といたしましては、塩竈ブランドイメージアップ事業であります。これは、ますます都市間の競争が激化していこうというふうなことの中で、塩竈らしさ、塩竈のよさをもっともっと積極的に発信をさせていただくということの目途であります。具体的には、ふるさと大使や写真のまちフォトフェスティバル、あるいは本町アート回廊等々が具体的な事業として織り込んでおりますが、そういったことによりまして、町中に多くの交流人口、あるいは買い物客の方々に回遊をいただきたいというような趣旨であります。

また、先ほども施政方針の中で触れました。仙台・宮城デスティネーションキャンペーン、20年ではありますが、ことしはプレキャンペーンが行われます。こういったものに塩竈市としても積極的に参画をしながら、まちの活気・元気を取り戻してまいりたいという趣旨であります。

また、シャッターオープン事業についても予算を計上させていただいております。議員の方から、旧来の取り組みとどういうふうに違うのかというようなお話でありました。委員会審議の中でなお詳しくはご説明させていただきますが、例えば、長期的なものではなく、短期

的なものでも一定の効果が商店街全体に波及するというようなものにつきましては、余り時間軸にとらわれなくて幅を広げさせていただいているところではありますが、なお、繰り返しのようになりますが、詳細については委員会の中で詳しくご説明をさせていただきたいと思います。

また、子育て支援ということで、梅の宮住宅の集会所を活用しまして、つどいの広場運営事業、新規で取り組みさせていただきたいと思っておりますし、また、特別養護老人ホーム整備費助成事業費なども盛り込まさせていただいたところでもあります。

このほかということではありますが、その後に補助採択になりましたものにつきましては、追加として予算を計上させていただいております。具体的に申し上げますと、町内会への行事務用品の整備に対するコミュニティー助成費事業などです。

また、国の制度改正に関連するものも予算計上させていただいたところでもあります。

さらに、障害者自立支援法による自己負担額上限引き下げに伴う福祉サービス費などにつきましても、所要の予算を計上させていただいたところでもあります。

以上、一般会計予算総額といたしまして、1億9,748万8,000円を計上させていただいたところでもあります。

また、商店街の振興活性化ということでもあります。

我々もこういった状況を何とか打開をしたいということで、さまざまな取り組みをさせていただいているところではありますが、残念ながら平成11年の塩釜商圈消滅以来、なかなか商店街に活気・元気が取り戻せずにあります。

そういった中、ようやく5月に海辺の賑わい地区がオープンをいたしております。買い物客あるいは周回客の方、かなりお越しをいただいております。こういった方々が中心市街地に幅広く回遊をしていただけるような取り組みをなお一層深めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 4番吉川 弘君。

4番（吉川 弘君）（登壇） 私は、議案第57号の塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例に対する総括質疑を行います。

この条例改正は、医療分の賦課限度額をこれまでの「53万円」から一気に3万円引き上げて「56万円」にしようとするものであります。

国保料となっている仙台市を除く県内12市での平成18年度の国保税の総所得金額別世帯の平均課税額比較では、本市は合併前の旧石巻市に次ぐ2番目に高い保険税となっております。

質問の第1点は、今回の国保税の賦課限度額を3万円引き上げる根拠は何なのか、お伺いいたします。

質問の2点目は、賦課限度額を引き上げることによる影響は何世帯で、どのくらいの影響額になるのか、伺います。

質問の3点目は、今後の国保税額の動向について伺います。平成18年度に行われた公的年金額140万円が120万円と20万円縮小されたことに伴い、年金者の国保税の所得割に大変な影響を与えております。2年間の経過措置はあるものの、2年後の平成20年度には年金生活者1人当たり2万3,400円の引き上げとなるものであります。同じ世帯で3人の年金生活者がいるならば、年間7万円もの負担増となる大変な引き上げであります。今回の国保税の賦課限度額の引き上げの影響との関連で、公的年金縮小に伴う影響世帯数と影響額は2年後の平成20年度にはどのようなになるのか、伺います。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 吉川議員の塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関するご質問にお答えをいたします。

初めに、根拠ということでありました。

国民健康保険における限度額につきましては、政令基準に準拠することを基本といたしております。地方税法施行令が改正されたことに伴い、本市国民健康保険税条例の改正を行うものでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、影響についてご質問いただきました。

本市国保の限度額に達している世帯につきましては、18年7月の本算定時で600世帯であります。全世帯の5.06%となっているところであります。

次に、公的年金控除見直しによる試算額についてということであります。

今回の条例は、基本的には限度額の引き上げであります。したがって、公的年金控除の見直しにつきましては、平成18年度に既に実施をされているものであり、今回の税条例改正による限度額世帯への影響については、直接的な関連性はないものというふうに判断をいたしております。よろしくお祈りをいたします。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 吉川 弘君。

4番（吉川 弘君） まず、ありがとうございます。

それでは、2回目の質疑をさせていただきますけれども、まず、確かに地方税法の施行令、

これが改正されたと。それに伴うということですが、私は本当にこの議案を議会の場でしっかりとやはり審議をする上でも、やはり必要な資料ですね、例えば、国保の運営協議会にこう示された、なぜそういう3万円の引き上げになるのか、やはりそういう内容の資料をきちんとやはり提出していただけるならば、もっと審議が深まるのではないかとそういうふうに思いますので、ぜひ委員会審議までやはりそういう必要な資料を提出していただければさらにいいのではないかとというふうに思いますので、要望しておきたいというふうに思います。

あと、確かに平成18年の4月、600世帯と、5.06%だと、こういうことで国の方についてはやはり今回のこの3万円の引き上げ、これを5%以下にすると、そういう立場でいろいろ税法のこの施行が改正されていると、そういうように思いますけれども、今回やはりこの改正によってこの5.06%がどのように変わっていくのかという……。

議長（志賀直哉君） 吉川議員、委員会でやりますので、中身は委員会でやるようにひとつお願いいたします。

4番（吉川 弘君） はい。あと、やはり特に今回の条例改正によって、先ほど言われた600世帯、5.06%、これがさらに3万円の引き上げになるわけですが、これによって多賀城の場合はやはり具体的に試算を出しているんですね。やはり多賀城の場合は412万ですか、412世帯で1,088万と。そういう面でやはり今回の条例改正ですから、やはりしっかりとその辺でも改正することによってどういう影響額ですね、どのような世帯が受けるのか、その点をしっかりとやはりこう示していただきたいと、そういうふうに思います。そういう面で資料をぜひ出していただきたいと、そういうふうに思います。

あと、確かに公的年金ですね、これは18年度変わったわけですが、（「議長」の声あり）ただ、やはりその影響によってこの限度額もさらに3万円ずつ上がるわけなので……。

議長（志賀直哉君） それは委員会で正式に。議事進行。はい。（「賛成」の声あり）菊地 進君。

15番（菊地 進君） 今の質疑の中で議事進行したニュー市民クラブの菊地でございます。

今の議論で、質疑の中で資料要求ということはないんですよ。これは議論の場で質疑なんです。その辺を吉川議員に猛省を促したいと思います。

そして、議長団におかれましては、適切な処置をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 吉川議員。あくまでも要望で、いろんなことないように速やかにやっ  
てください。お願いします。

4番（吉川 弘君） 私の方からは、やはりこう議会でしっかりと審議する上でも、そういう  
必要な資料をこう出していただきたい。そういう要望であります。そういうことで、やはり  
本当に議会の場としてしっかり審議をする上でも必要だということで終わります。

議長（志賀直哉君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明15日から17日までを休会とし、18日定刻再  
開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明15日から17日までを休  
会とし、18日に定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年6月14日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 伊勢由典

塩竈市議会議員 佐藤貞夫

平成19年 6 月18日（月曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第2日目）第9号

議事日程 第2号

平成19年6月18日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第57号ないし第66号(施政方針に対する質問)

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長 兼危機管理監	山本進君
市民生活部長	大浦満君	健康福祉部長	棟形均君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田 中 たえ子 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木 下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒 川 和 浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂 庭 秀 久 君
総務部総務課長	郷 古 正 夫 君	総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐 藤 信 彦 君	市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君
市立病院事務部次長 兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君	水道部長	佐々木 栄 一 君
水道部次長	大和田 功 次 君	水道部総務課長 兼経営企画室長	尾 形 則 雄 君
教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君	教育委員会 教育部長	伊 賀 光 男 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡 辺 誠一郎 君	教育委員会教育部 総務課長	小 山 浩 幸 君
選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監査事務局長	丹 野 文 雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安 藤 英 治 君
議事調査係主査	戸 枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉 藤 隆 君

午後1時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから6月定例会第2日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第1日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話などを持参している方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、7番東海林京子君、8番伊藤博章君を指名いたします。

日程第2 議案第57号ないし第66号（施政方針に対する質問）

議長（志賀直哉君） 議案第57号ないし第66号を一括議題といたします。

これより、市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。13番佐藤英治君。

13番（佐藤英治君） このたびの塩竈市議会選挙において返り咲きました佐藤英治です。

会派はニュー市民クラブの一員として、市民の負託にこたえられるよう努めます。

大胆な施政方針をされました今回2期目の佐藤市長に、順次質問をいたします。市長を初め、当局の皆様のご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、シャッターオープン事業についてでございます。

本町の商店街がシャッター通りと呼ばれて10数年になろうとしております。今や、さびれから空き地の商店街になりつつあります。塩竈の空洞化の象徴的な現況に、一般市民の活性化への要望も熱く、我がニュー市民クラブ議員の中でも、「何とかせにゃあかん」と頭を絞っているところであります。

先月、5月の「海辺の賑わい地区」のオープンや、平成19年度完成の県道北浜沢乙線の開通という、塩竈の中心軸が、今、大きく動きつつあります。このような状況の中で、市長はシャッターをオープンすると言われる。この事業の構想とはいかなるものかお尋ねします。

あわせて、中心市街地活性化法との整合についてもお考えをお聞きいたします。

第2に、「うらと子どもパスポート」についてお尋ねします。

昨年から、土曜・日曜日、市内の小学生が浦戸へ行く場合は、船賃が無料になっているとのことであります。私は、子供たちに塩竈の自然に直接触れるような機会を与えることはすばらしいことと思っております。まず、「うらと子どもパスポート」についての経過と実状についてお伺いします。

続いて、今年度は、県内の子供を対象に拡大するという提案が示されておりますが、その意図とする点についてあわせてお伺いいたします。

住民参加型公募債についてお尋ねします。

全国の自治体の財政は年々厳しく、国の補助金頼みから自主的・自立的な自治体にハンドルもギアも切りかえないとあかん地方分権時代に入ってきました。私は、市民の知恵、協働力、参画力、そして、財産を活用してまちづくり・地域づくりにするような施策がないものかと考えていたところ、施政方針に住民参加の公募債の活用への取り組みが示されました。そこで、他市の状況や今後の進め方、並びに、教育環境整備の具体案についてお尋ねいたします。

次に、再生法についてお尋ねします。

平成20年から実施予定の地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる再生法について質問します。

これまで、国から市町村まで決算が単年度収支で、税金のむだ遣いにならざるを得ない決算方式に対して、長年、有識者からの改正への要望が強かったものと理解しております。戦後60年の総決算の一つが、また一つ改革されることは、市民の汗と労苦の税金がむだなく有効に生きた税金に使われるものと、私個人として理解するものであります。

同時に、この法の効果はとてつもなく大きな影響を呼び起こすものと考えられるが、市としてこの再生法の根拠や目的をどのようにとらえているのか、また、今後、市はどのように対応するのかお伺いいたします。

次に、組織の見直しについて。

来年4月までに組織の見直しに着手するとの考えを市民や議会に示されたことは、市長の2期目への意欲と挑戦への熱意を感じるものであります。

組織の見直しや改革は、市長の専権事項であると思いますが、十分に市民や議会の声を反映され、市長の公約と塩竈の持続可能な行政の安定を願うものであります。

組織は、行政の方向を示すものと思います。そこで、組織の見直しの骨太なり幾つかの柱などの考えを示していただければ幸いと思っております。

また、組織は人なりと申しますが、行政経験者オンリーというのが長年の塩竈市政の人事政策と思われる。重要課題に民間人活用の考えがあるのかお尋ねいたします。

次は、広域化についてお尋ねします。

塩竈市制66年は、近隣の一市三町との長く親密なる相互関係を築いてまいりました。時代が変わろうと、一層親密なおつき合いになることでしょうか、ならなければならないと考えるものであります。

消防事務組合を初め、財政負担の少ない効率ある広域行政を築いてきました。この間、一部の市民や県の方では、この地区の合併の声がありました。しかし、合併への進展がないなら広域化の道を進めるしか道はないと考えるものであります。

今回、方針に斎場の広域化への考えが示されましたが、これまでの協議はどのようなものか、また、時代は新時代に突入した中で、これからの広域行政への考えをお尋ねいたします。

最後に、合併への議論についてお尋ねします。

平成17年度までの「平成の大合併」により、全国市町村3,232自治体から1,821自治体に統合されました。宮城県においても、71市町村から36へ、50%近く激減しました。塩竈市を含めた二市三町の合併の動きも注目されましたが、三升市政は、議会での議論や客観的情勢も受けとめず、塩竈市の将来の道筋を述べることなく佐藤市政に受け継がれてきたものと私は思っております。

佐藤 昭市長、2期目のスタートの方針に、合併について議論を積極的に進めることを述べたことは意義ある発言であり、近隣への影響はもちろん、県内の合併論への波及効果が大きなものと思います。

私は、議論のない町は活力がなく、その町はどんどんさびれてしまう、そういうものだと常に思っております。今、塩竈市の人口も減っております。人口の社会流出に一層拍車がかかって、市長の公約である「日本で一番住みたいまち」から、住みたくないまちに変わるものと推論します。市長の積極的な合併の議論へ転化した決意をお伺いいたしまして、私の7項目にわたる質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま佐藤英治議員から7項目にわたるご質問をちょうだいいたしました。

初めに、「シャッターオープン事業」についてお答えをいたします。

全国的な傾向ではありますが、中心市街地の空洞化が問題になってきておりますが、本市におきましても、既存の商店街でシャッターが閉じられているところが大変目立つようになり、また、近隣市町への大型店の進出によりまして、残念ながら、平成11年、塩釜商圏が消滅をいたしております。シャッターの閉まった店舗をいかに再開させるかは、本市の商店街活性化にとって極めて大きな課題でございます。

このため、空き店舗を活用して、新たな商業活動を展開されようとする方々を支援させていただくのが「シャッターオープン事業」でございます。対象地区といたしましては、市内の各商店会と考えております。また、シャッターをあけることによって、元気や活気を取り戻して、商業を振興することを目的といたしておりますので、建物の1階にする店舗を対象物件とする予定とさせていただきます。

対象となる事業内容につきましては、一つには、商店街団体などが行う活性化の核となり得る事業、二つ目といたしましては、短期間でありましても商店街の振興に貢献できるような事業、三つ目は、団体でなく法人や個人が行う事業を想定しているということでございます。

中心市街地活性化法との整合性についてご質問をいただきました。

平成10年に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」、いわゆる活性化法が制定をされておりますが、法律制定から8年を経過してもなお中心市街地が衰退しており、その対策が喫緊の課題となっておりますことから、昨年5月、内閣総理大臣による基本計画の認定制度の創設などを柱とする活性化法が抜本的に改正をされております。

改正されました活性化法では、都市機能の増進、経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが目的とされ、また、活性化の基本計画を国が認定するようにするなど仕組みが変わり、全国の市町村では新たに計画作成に取り組む必要が生じております。

今回、本市が取り組みます「シャッターオープン事業」などは、少子高齢化社会の到来と消費者ニーズの多様化などに対応するものであり、改正法の趣旨に合致するものと判断をいたしております。

なお、活性化法に基づく基本計画につきましては、現在まで13団体が国の認定を受け、15団体で申請等の具体的な作業に入っております。

本市におきましても、今年度に塩釜商工会議所と連携し、活性化に向けた基本計画の改定に取り組んでまいります。

次に、「うらと子どもパスポート事業」につきまして、2点ご質問いただきました。

初めに、「うらと子どもパスポート事業」の経過と実状についてご説明をいたします。

仙台都市圏広域行政連絡協議会におきましては、学校週5日制の完全実施に伴い、広く圏域内の相互交流や親子での体験活動の促進を図ることを目的とし、平成14年度から公共施設を無料で利用できる「どこでもパスポート事業」を実施をいたしております。

本市では、昨年7月より、市内の小学生に浦戸の豊かな自然を体感してもらうことを目的とし、土・日・祝日及び夏休みなどの長期休学期間、市営汽船の運賃を無料とする「うらと子どもパスポート事業」をスタートさせております。

平成18年度の利用状況であります。当初目標といたしておりました市内の小学生の4分の1に当たる700人を上回る873人の児童が利用をいたしており、子供全体の乗船数も、平成17年度より2%ではありますが増加をいたしております。このことは、潮干狩りの中止や冷夏の影響もあり、残念ながら、平成18年度の浦戸への観光客数が全体として、平成17年度と比較しまして2割減少している中で、プラス要因の一つになっているものと判断をいたしております。

市営汽船にどのような効果があったのかということであります。

市営汽船の経営面から見ました場合、子供10人に対しまして大人7名が同行をするという現象になっております。利用者数の増大と収入確保策としても一定の効果が上がっているものと判断をいたしております。

次に、住民参加型公募債についてお答えをいたします。

初めに、住民参加型市場公募債、いわゆるミニ公募債であります。地域住民の方々などを対象として公募債を発行するものでございます。

この制度は、地方分権と地方自立の流れの中で、住民の方々の行政への参画意識の増進や自治体の資金調達手段の多様化などを目的として、平成13年度に創設された制度でございます。

全国の発行状況であります。平成10年度で12団体、平成15年度で37団体、平成16年度で52団体、平成17年度で60団体、そして、平成18年度では66団体が発行する見込みと、年々増加の一途をたどっております。

活用自治体では、住民に身近な公共施設などの整備のために発行する事例が多く、発行の効果といたしまして、資金調達手段の多様化、住民の行政への参画意識の向上などが挙げられているところであります。

県内におきましては、平成18年度から、宮城県が希望する県内市町村との共同発行を開始いたしており、栗原市、登米市、加美町が参画をいたしております。

これからの進め方についてでございますが、本市におきましても、資金調達手段の一手法として、また、市民の皆様の行政参加意識の高揚が図られますことから、より広範囲な募集が可能となり、公募債の購入がより確実に行われます。宮城県との共同発行を予定いたしております。現在、共同発行に向け、県と協議を進めさせていただいているところでありますが、本年度は、本市のほか5市の見込みでございます。今後、県が中心となり、金融機関との調整などを行い、11月ごろに発行する予定で進めているところであります。

次に、利用目的についてご質問いただきました。

充当事業といたしましては、市民の皆様にとって身近な学校施設の整備事業である玉川小学校大規模改造事業を予定いたしております。この事業は、教育環境の向上のため、校舎及び屋内運動場の全面的な改修を行うものでございます。

このような公募債の発行を通しまして、より一層市政運営を身近に感じていただくような努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、再生法制についてご質問をいただきました。

今国会に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる再生法制が提案され、6月15日に可決成立をいたしております。従来は、財政再建団体制度では、一般会計が主たる会計であります普通会計実質収支が標準財政規模の20%を超えた場合に再建団体とされておりましたが、特別会計等の収支状況が反映されないこと、1年間の資金収支である実質収支を対象とすること等から、地方債残高との関連性がないこと、あるいは早期に是正措置の実施を促す機能が不十分であることなどの課題の提起がなされていたところであります。今回の再生法制では、このような課題解決に向け、このたび、地方公共団体の財政の健全化に関する法律を踏まえた制度化がなされたものでございます。

具体的には、一般会計に特別会計や公社等も加えた自治体全体の財政の健全性を判断する指標が設定されるとともに、算出された指標の公表が義務づけられているところであります。また、指標が悪化した場合には、早期の段階から財政健全化に向けた是正措置の実施が求め

られることとなります。

法制化の目的は、このように、比較的可能でわかりやすい指標で財政状況を判断することにより、自治体財政の健全性の保持と、悪化した場合には健全性の回復に早い段階から自治体が自主的に取り組むことを促そうとするものであると考えております。

具体的な判断指標といたしましては、従来からございました実質赤字比率及び実質公債費比率に、新たに創設されました連結実質赤字比率と将来負担比率を加え、計四つの指標で財政状況が判断されることとなります。この四つの指標が国で設定する基準を超えますと、是正措置の実施が義務づけられることとなります。

新たに設けられました指標についてであります。連結実質赤字比率は、全会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合であり、本市では、市立病院会計、魚市場会計、駐車場会計などの累積赤字の早期是正が課題となります。

また、将来負担比率は、全会計にさらに公社などを加えた負担額の標準財政規模に対する割合でございますので、市債残高などに対する十分な留意が不可欠となるものでございます。

市の対応についてであります。平成17年度決算をもとに連結赤字比率について試算をいたしました。普通会計に特別会計と企業会計を加えた連結赤字額は約19億円であり、約113億であります。標準財政規模に対する比率が16.8%となります。多額の累積赤字を抱えている自治体は少数であると思われるので、この比率は、全自治体の中でも高いものであると判断をせざるを得ないと考えております。

本市におきましては、これまで、このような累積赤字解消のため新行財政改革推進計画に基づき行財政改革を進めてまいりましたが、引き続き、職員定数の削減、事務事業の見直しなど、徹底した行財政改革に取り組み、財政の健全化を推進いたしております。

次に、組織の見直しについてご質問をいただきました。

本市の組織は、平成14年度の見直しをベースにし、これまで塩竈再生を図るための政策課題の解決に向けた組織といたしまして、行財政改革推進専門監や危機管理監、政策調整監を導入いたしますとともに、社会環境の変化や時代のニーズに対応する形で、例えば、市民活動推進室や子育て総合支援室、さらには、産業振興室や海辺の賑わい地区推進室等を設置し、現在に至っております。

しかし、時代は今、さらに急激に変化をいたしており、地方自治体は、新しい時代の要請に対し、柔軟に機敏に対応していかなければ、これからの厳しい自治体間競争を乗り切るこ

とはできない状況にあります。本市が抱えます政策課題、例えば、産業経済の活性化、人口減少対策、観光振興等、分権時代にふさわしい市民協働のまちづくりあるいは未来の人材を育てる学校教育の充実、これらの基盤となる行財政改革等、限られました財源の中での自治体経営、総合的なまちづくりを進めるためのハード整備とソフト事業の融和など、組織的に取り組んでいかなければなりません。

また、組織構造上では、団塊の世代の大量退職による年齢構成や職種構成のアンバランス等を解決していくことが必要となっており、新たに生じるさまざまな政策課題に対して、自治体組織としてより弾力的、横断的に対応し、さらに、将来の展望に立ったまちづくりを構築できる組織に最適化を図る必要があると判断し、平成20年4月に向けた組織機構の見直しに着手をさせていただくものでございます。

私は、組織構造機構の基本といたしまして、まず、市民が主役の市政運営を行うに当たり、市民の視点に立ったわかりやすく利用しやすい組織への転換を図ることが第一であると認識をいたしております。

また、市の組織は、政策・施策の執行体制となるものでありますので、時代のニーズを的確にとらえ、政策立案・課題解決に機動的に対応できる機能的な組織でありますとともに、さらに、本市の厳しい行財政環境を見据え、限られた財源、人的資源を最大限に活用し、効率的・効果的な行政運営を可能とする組織であるべきというふうに判断をいたしているところであります。このような視点・観点が、組織機構の見直しの前提であります。

見直しに当たっての人的な構想についてご質問いただきました。

民間のノウハウや幅広いネットワークを活用してはいかがかというようなご提案であったかと思っております。

例えば、法律、IT推進の専門分野、福祉・教育分野での資格を要する職域、建築確認等の資格者監査制度におきます公会計の専門分野等々、さまざまな公的なサービスに専門的な知識・技術・経験が、今、求められております。今後、そういった民間の皆様方の活用も視野に入れながら、組織機構の体制強化になお一層取り組んでまいりたいと考えております。

次に、広域化についてご質問いただきました。

初めに、斎場の広域化に係る協議状況についてご説明をさせていただきます。

塩竈斎場、昭和48年度に建設された斎場の老朽化に伴い、平成6年に改築をされておりますが、法律的には、本市の単独都市施設であります。二市三町が建設費・運営費を相互に

負担をいたしており、実質的には広域的施設として運営がなされているところであります。

この斎場の改築に際しましては、墓地埋葬法に基づきます斎場の経営許可の変更手続きに伴う周辺住民の方々の同意が必要となりましたことから、一市三町の同意のもと、地元町内会と本市の間で同意のための協定を取り交わした経過がございます。その中には、施設の公害防止対策を講じ、地元の環境整備を実施することを初め、改築は施設の老朽化により緊急避難的な措置として認めるもので、次回の建築はもちろん、改築・増築も認めず、当該施設についてもおおむね平成20年に移転することが含まれており、その期限が迫りつつあることから、二市三町において協議を重ねてきたところであります。

現在の状況を申し上げますと、二市三町として、この斎場20年問題を広域的な課題と位置づけ、共同して対応していくため、さらには、地域の方々からの交渉窓口を一本化してほしいとの地元町内会の要望にこたえるため、斎場の運営形態を、現在の塩竈市の施設の共同利用から、法に基づく一部事務組合化へ移行する方向で取り組んでいるところであります。

事務効率の観点から、既存事務組合の編入により対応する方策を模索いたしておりますが、所掌事務の現況や将来見通し、それぞれの組合の性質等にかんがみますと、環境組合が適切ではないかというような事務レベルでの方向性を模索しているところであります。

次に、新時代に合った広域行政の中で、広域化の目標は合併にあるのではないかというご質問をいただきました。

その前段としての広域行政のあり方についてお答えをいたします。

塩釜地区二市三町では、消防、環境、東部衛生の三つの一部事務組合を広域事務として取り組んでいるところであります。県内の各地区では、既に複合事務組合が設立をされておりますが、塩竈地区におきましては三つの事務組合がありますので、今後の複合的事務組合のあり方について、現在、検討を重ねているところであります。

二市三町が共同で取り組む事業といたしましては、介護保険の要介護認定業務に加え、昨年4月から障害者自立支援法に基づく認定審査会の事務を塩竈地区消防事務組合において共同処理をしており、業務を拡大したところであります。

前段、申し上げました斎場の広域化の次の段階といたしましては、消防事務組合と環境事務組合の事務統合が検討課題であるということが、本年2月に開催されました塩竈地区広域行政連絡協議会で確認をされたところであります。こうした広域での取り組みのその先に合併という議論が出てくるものと認識をいたしております。今後とも、塩竈地区広域行政連絡

協議会を中心として議論を重ねてまいります。

最後に、合併問題についてのご質問をいただきました。

市町村合併について積極的に転じたのではないかなというようなご質問でありました。市町村合併につきましても、申すまでもないわけではありますが、経費の削減による行財政基盤の強化、広域的な視点からのまちづくりの充実、市民サービスの向上など、多くのメリットがあり、より効率的で質の高い行政サービスを提供することができる体制を確立する手法として、なお地方分権時代にあつての重要な課題と認識をいたしております。

平成17年度には、新合併推進法が施行され、平成22年3月までに合併する場合、普通交付税の算定を初め、財政特例措置が設けられております。

宮城県では、平成の合併によりまして県北を中心に合併が推進され、市町村数は、平成16年4月の69団体から約半数の36団体になっている状況にあります。この新合併推進法を受け、県が策定をいたしました合併推進構想では、塩釜地区二市三町は合併が望ましい地域と示されており、昨年2月の村井知事と二市三町の首長との懇談会の際にも合併について議論し、おおむねの方向性としてはこのような方向であるということが確認をされたところであります。

また、市議会におきましても、平成15年6月議会以来、多くの議員の皆様方から、このことに関する質問をいただいております。私は、今後、やはり、合併に向けた動きにつきましても、議会並びに市民の皆様方と情報を共有しながら、この地域の大きな課題として進めてまいりますというようなご回答をさせていただいたわけでありまして、このたびの施政方針でもそのことを確認させていただいたところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 13番佐藤英治君。

13番（佐藤英治君） 非常に詳しくご説明いただきましてありがとうございます。

そこで、もう一回、私も確認するという意味合いにおきまして、また、提言するという意味合いにおきまして、質問等々という形でお話ししたいと思っております。

まず、シャッターオープンのことなんですけれども、やはり、私は今の説明の中で十二分に理解したわけではございませんけれども、これは前に商店街の活性化ということで、一時いろんな商売をする方に提供した経緯がありましたけれども、なかなかそれも根がつかず、活性化に大きく前進したと見られない。それで、このたびシャッターオープンするというこ

とで、今の説明だと、また同じようなことがあるのではないかなと思います。

それで、私はこの本町の中心市街地活性化法という考え方で歴史と文化の薫る町という、本町の軸といたしましては、ここら辺、やはり、まずそういう歴史と文化の薫る町をきっちりつくるためには、例えば、今、魚市場に水産資料室が眠っているような状態なんですけれども、ああいう水産資料室を活用するとか、あるいはまた、この間オープンしましたマックスバリュの中に行政の施設を設けましたけれども、ああいう形に塩竈の歴史が本当に写真で一目瞭然となるような、ああいう市民の憩いの場も、そういうような文化的なものをつくっていった方がいいと思うし、もう一つは、市民が、今、いろんな絵画とか芸術とかなさっていますけれども、そういう写真展とか絵画のギャラリー、そういう施設などにもすることによって、今回の市長の施政方針の中にもありますけれども、あちこち見られますが、人口の交流という、そういう部分が、まず、私はそのエリアが、その中心市街地活性化法の、新しい活性化法がどうなったのか詳しくちょっとわかりませんが、そういうものをまずつくることによって、この地区は歴史と文化の薫る町として位置づけることによって、市民やあるいはまたいろんな観光者の方が「ああ、なるほどな」というようなものをつくってから、それは商店街の賑わいに私はつながってくるのかなというふうに思っておりますので、そういう一つの提案をさせていただきますし、また、考え方がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

あと「うらと子どもパスポート」、これはすごく、全議員の方々も恐らく評価していると思うんです。ただ、私は小学生に限らず中学生にも、塩竈の子供なんですから、塩竈の誇るもの、塩竈に生まれてよかったなと思える今の塩竈の環境は、私は浦戸しかないのではないかなという意味におきまして、中学生も含めたパスポート事業をすることが大事ではないかなと思っております。そこから県内のそういう人たちにも拡大していくということは、人口交流のためにもすごくいいと思うし、塩竈の教育のレベルが私は上がってくるのではないかなというふうに思っております。

次に、住民参加型公募債なんですけれども、今、説明を受けましたけれども、玉小の改修に使う形で、今後、進めるというふうになっておりますけれども、これは、県と塩竈が共同で発行していくというんですけれども、これは大体両方で額的にはどのぐらいを考えているのか。

あともう一つは、この募集期間というのはどれだけの期間、これからずっと継続していく

ものなのか、そこら辺を2点目をお聞きしたいし、3点目は、教育環境だけの施設にしか利用できないのか。いわゆる、例えば、浦戸の、今、2校が空いています。眠っています。非常に税金のむだに私にはうつるわけなんですけれども、ああいうところを改修して、そして、いろいろ多様に市民に使えるようにしてほしいなど、そういう意味の浦戸学校の改修などに使えないのかなと思っております。

あと、もう1点ありますけれども、これは省きます。

次に、再生法の問題です。

これは、私もある人からちょっと記事をもらったんですけれども、日本経済新聞の中で、連結をした結果が出された記事があるんですね。それで、非常にこれを見ますと、本当に今までと違って全国の財政状況が一目瞭然になると。今、これをちょっと私は見まして、このワースト30の中に北海道が10市町村あります。もちろん、問題となっている大阪もあります。我が塩竈は23位というふうに位置づけられておりますけれども、何としても、佐藤 昭市長もこの4年間、赤字再建団体にならないように努力された、いわば人員削減とかあります。私も、選挙の演説の中でよくお話しするわけなんですけれども、夕張では市の職員がこの再建団体に陥ったことによって給料が30%カットになる。あるいはごみの有料化、手数料・使用料など上がってくる。そしてまた、福祉なんかにも大きな影響を及ぼしてくると。そして、これは結局は市民にサービスがどんどん失われ、その町が、人口がどんどん流出するという大変な危機的状況になってくるわけなんですけれども、この再生法によって、やはり、塩竈市は今23位に位置づけられておりますけれども、何としても私も含めながら、本当にこの再生法を通して公表をされる位置をどんどん下げて、そして、まず、赤字再建団体にならないような健全な方向に持っていかなければならないなというふうに思っております。

それで、私は、この今度の再生法の国のねらいというものは、そういう財政を市民に公表するという、また、再建団体にならないように早目、早目に手を打っていくという、そういうねらいもあると思いますけれども、もっと言えば、後に話そうとする合併問題にも触れてくるんですけれども、人口がどんどん日本は減っていくし、塩竈も減っていきます。5万や6万で、これから10年後、20年後、本当に大丈夫なのか。そして、年金の所得の人がいっぱいいます。本当に生活もぎりぎりで行っている人がほとんど多いのではないのでしょうか。もう一つは、病気にかかったら病院に行けないという人が大多数を占めてくるんですね。そういう中で、この再生法のねらいというのは、私はある面において、財政の健全化だけでは

なく、やはり、地方財政の基盤を5年後、10年後、20年後、本当に大丈夫なのかと問われた、そういう法ではないのかというふうに思うのであります。そういう意味では、本当に財政力の強い基盤というものをつくるには、やはり、広域行政よりもっと踏み込んだ合併の方向というものが一つどうなのかを真剣に、塩竈市として5年後、10年後、塩竈市民のためにどうなのかということの意思をきっちり示す、そういう内容に検討もさらに加えながら、市民にもその議論をどんどん市民が選択する、そういう方向に持っていかなければ、私は塩竈市は本当に取り残されてしまうのではないかなというふうに思うのであります。

塩竈市といえば、今まで私は、仙台市、石巻、古川市、そして塩竈という、このベスト4ぐらいのところに入っていたんですけども、今、この県内の人口の状況を見ますと、塩竈の県内的位置づけは、ベスト10の後ろから2番目、8位になってきます。もう本当に塩竈の面影は、私は薄れるような状況になってきます。名前はともかくとして、市民が安心していけるこれからの高齢社会に、本当にこの考え方を市民に提供していただきたいなということ要望しておきます。

次に、組織の見直しの件、非常に市長から基本的な柱についてお話をいただきました。こういう感じで進めることも私は大事だと思うし、もう一つは、私は塩竈市政において、やはり、国の動き、県の動きに対して非常に鈍感でなかったのかなと思うんですね。やはり、国の動きはどうか、県はどうかということをきちんととらまえて時代の流れをつくっていかないと、私はちょっとそこら辺が塩竈に欠如している問題ではないかなと思っております。

組織、新しく来年4月まで市長がいろいろ考えられると思うんですけども、私は、特に環境問題という、今、地球温暖化の問題がテーマになっております。世界中がこの問題がテーマになっているんです。これは行政の主軸、中心軸に恐らく今後置いていかなければならないかなと思っております。

あわせて、教育問題もしかりだと思っております。教育委員会に任せてきた、そういう問題も、やはり、塩竈市の中心軸的な政策の一つにきちっととらえて、やはり、塩竈が誇るの教育を輝かせることだと、私は思っておりますけれども、そういう観点をぜひひとつ考慮していただきたいなと思っております。

次に、民間人の活用についてお話ししましたが、東京都と塩竈を比べるのは論外なんですけれども、だけれども、考え方として述べさせていただきますと、やはり、行政は行

政の分野の経験であります。市長が今、これから進めようとする塩竈の経済の再生といたら、本当にそれは経済界の人とのお話し合いとかあるいはまた、そういう専門的な人を、やはり、人材を塩竈のために活用するという、そういう柔軟な考えがあってしかるべきではないかなというふうに思っております。

前、私は、1期目のときにも、やはり、市立病院の部長、あの点につきましても、やはり、専門的な人材というものが需要ではないかなというふうに思っておりました。

あと広域行政の問題について。私は、広域行政、今、いろんな意味の、今までやったのを統合するという答弁もいただきました。やはり、私は、国民健康保険事業とか福祉事業とか市立病院も、広域的な視点を持って進めてもいいのではないかなと思っております。やはり、どんどん提案して、そして、市民も議論に巻いて、そして、二市三町が議論の中から活性化していくというような、そういう地域づくりがこれから地方分権社会というものはそういうところが大事ではないかなというふうに思います。

第2の質問、以上で終わります。何か、そういう私の考え方に対してご回答をいただけますならばよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 「シャッターオープン事業」につきましてお答えを申し上げます。

ご質問の内容は、「シャッターオープン事業」を活用いたしまして、文化的・歴史的に蓄積されたものを表現することなどで交流人口をつくり出し、商店街の賑わい創出をつくり出すべきではないかというようなご趣旨かと思ひます。

私たちも、この町が蓄積してきましたもろもろのものを表現し、そして、それをまちの活力にしていく、こういったことが極めて大切なポイントだろうというふうに認識をしてございます。

既に、本町通りまちづくり研究会などでは、商店街でさまざまなイベントを行ったり、写真展などを行いながら、商店会の活性化をこれまで大変な蓄積をされてございます。また、東北文化学園大学などでも、町中居住などをテーマにしたワークショップを本町において行われるなど、研究活動がこの場で行われておるわけでございます。

それから、市内の若者の方を中心にいたしまして、まちづくり会社をつくらうというような動きもたまたま出てきてございます。

また、NPOなどでは、歴史を簡潔に表現されました歴史観光標識などを市内3カ所に展

示され、リーフレットボックスなどもつくられまして、回遊性を創出しようという動きなども行われております。

私たちといたしましては、この「シャッターオープン事業」でそうした活動をさらに支援しますとともに、一方では、塩竈の食材を使ったおいしいものを食べられるお店をつくりたいというような方々もいらっしゃいますので、そういった方もこの制度の中でご支援をし、そして商業活動等を活性化していきたいと、そのような趣旨で取り組ませていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 佐藤議員にお答えいたします。

いわゆる住民参加型ミニ公募債でございますけれども、今年度は、宮城県が主体となりまして募集しまして、総額で50億円の予定でございます。県が30億円、それから、6市町で20億円という形でございます。募集期間は1週間ということになってございます。いわゆるケヤキ債というような内容でございます。

今後も、この用途につきましては、ある程度まちづくり、それから教育環境ということで、形あるものに財源を確保したいということです。今後、いわゆる市民の行政に対する共同参画、まちづくり参画ということで、今後、財源の一つの捻出方法といたしまして、こういった形で、極力市民がこういったものに参画して、そして、自分たちがまちづくりに参加しているというふうな形での行政手法はふえてくるのではないかなというふうに感じます。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 大浦市民生活部長。

市民生活部長（大浦 満君） うらとパスポートの件についてお答えさせていただきます。

「うらと子どもパスポート事業」につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、仙台都市圏広域行政連絡協議会の活動として出てきております。この仙台都市圏広域行政連絡協議会では、小中学校という形でなっております。

ちなみに、うちの方のうらと子どもパスポートについては平成17年から出発しております。あくまでも試行的という形でやってきましたので、今後、中学生も含めて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（志賀直哉君） 10番小野幸男君。

10番（小野幸男君） 質問に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る4月22日施行の統一地方選におきまして当選させていただきました、公明党の小野幸男でございます。佐藤 昭市長の再選と先輩議員、同僚議員の皆様のご当選に対し、心よりお祝い申し上げます。

私は、塩竈市の発展と市民福祉の向上のため、全力でこたえてまいる所存でございます。関係各位の皆様のご指導、ご鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成19年度施政方針に対し、公明党を代表し、通告に従って順次ご質問申し上げますので、市長並びに当局の誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、事業の選択と集中による施策の中で、市長は「元気です塩竈」「安心です塩竈」「大好きです塩竈」の三つの政策キーワードを挙げております。

一つ目の「元気です塩竈」の中で、商業振興の取り組みについて、シャッターオープン事業として商店街の空き店舗を活用した新たな商業展開やコミュニティスペースの活用とっております。

少子高齢化が進む中、活気を失ったシャッター通りと呼ばれる商店街が全国で増加しております。そのため、高齢者が歩いて気軽に買い物に出かけられるような生活環境が失われつつあります。高齢者の方が言うておりました。「私たちの行くところがない」「楽しみがない」「みんなで集えて話のできる場所もない」と訴えておりましたので、そういったことも考えていただければ、まちのにぎわいも出るのではないかと考えております。

そこで、一つに、本町商店街の考え方、二つに、旧今野屋、旧徳陽銀行の跡地が何年も放置状態のようでありまして、空き地ではなく、にぎわいを醸し出す具体的なものがあるのか、その施策のお考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

また、「とっとちゃんスタンプ」の改善策の検討については、どのようにしていかれるお考えなのか、具体的にお尋ねいたします。

次に、二つ目は、「安心です塩竈」の中で、高齢者福祉につきましては、「元気な高齢者をふやすための介護予防に努めながら、地域介護の拠点として地域包括支援センターを2カ所増設し、市民の方々が身近な場所で相談や支援が受けられる環境を整備してまいります。また、住みなれた地域でサービスを受けられる小規模特別養護老人ホームの整備に対しても支援してまいります」と述べております。私も、介護福祉士として現場経験もあることから、こういった介護基盤の整備は大変すばらしい案だとうれしく思っております。

昔は、「人の世話になんかならない」といったマイナスイメージが強かった福祉が、最近では、「福祉の充実したまちに住みたい」などと、プラス思考にとらえるまでに変わっており、特別養護老人ホームに入所したくても入れない待機者が多く、在宅での介護も多いことから、介護されている方、介護している方の身になり、相談や支援、サービスが十分受けられるよう、さらなる福祉の充実をお願いしたいと思います。

団塊の世代がリタイアを迎えようとしている今日、さらに老老介護の問題も取りざたされている時代になり、そういった観点からお聞きいたしますが、地域包括支援センター2カ所増設について、どこの場所でこういった形のサービスをされるのかお尋ねいたします。

さらに、小規模特別養護老人ホームの支援もあわせてお伺いいたします。

三つ目に、「大好きです塩竈」の中に、バス交通体系について、「今後は100円バスの路線拡大の可能性や、市の中心部までおおむね15分で行ける15分交通体系について検討してまいります」とありますが、本市のバス交通体系の対応についてお伺いいたします。

1点目は、各地区の要望が多い交通空白地区への乗り入れはどうするのか。2点目に、15分交通体系はどういった内容でしょうか。私も、市民の皆様と対話をする中で必ず出る話が「しおナビ100円バス」の話でございます。交通不便地域の解消は、市民の足となり、高齢者の皆様も外出の機会も多くなり、生活の利便性の向上ともなり、介護予防や町の活性化にもなると思います。多くの市民の皆様の願いでもありますので、一日も早い交通空白地へのバスの乗り入れ実現をお願いしたいと思っております。そのお考えをお伺いいたします。

次に、浦戸地区の活性化についてお聞きします。

週末や学校の長期休業期間に市営汽船の運賃を無料とする「うらと子どもパスポート事業」を、今年度から県内の小学生へと拡大するとあります。本当にありがとうございます。

しかし、どういった宣伝をするのか。子供たちは親と一緒に来られると思うのですが、ともに学ぶという観点からどういった学習をされるのか。春、夏、秋、冬、子供たちに何を売り物にしてこの事業を推進しようとしているのかお伺いいたします。

次に、さらなる行財政改革の推進の中で、「本年度は斎場業務の広域化に向けて、塩竈地区広域行政連絡協議会において協議してまいります」と述べております。斎場は、地域町内会と斎場を運営する広域行政の中で、おおむね20年経過したならば新築移転するという覚書を取り交わしていると思いますが、もう20年問題が近づいております。移転の問題の経過と現在の進捗状況と広域化の今後の進め方についてどういうお考えをお持ちなのでしょうか。

また、地域住民の声をどう受けとめているのかお伺いいたします。私も、袖野田町に住んでおりますので、いろいろご意見・ご要望を聞いており、時々煙も見られ、においもするということも聞きますし、要望としては、斎場のところに集会所があるんですけども、夜になると明かりがなくて暗い、法務局隣の空き地にフェンスを張りグラウンドゴルフなど遊び場として使用したい、県道泉塩釜線の整備につきましても全然進んでいないなど聞いておりますので、早期実現に向け努力をお願いしたいと思っております。

最後に、平成19年度予算の主要事業、前立腺がん検診事業の拡充された具体的な内容をお聞かせいただきたいと思っております。

今、日本人の年間死亡数は約102万人、そのうち3人に1人ががんでなくなっています。また、2人に1人ががんにかかるといわれております。毎年、新たにがんになる人がふえており、近い将来、3人に2人ががんになり、2人に1人ががんで命を落とすと推測されております。

前立腺がんは、もともと余り多く見られるがんではありませんでした。しかし、近年、最も増加しているがんの一つとして注目されています。国でも、公明党は強力ながん対策を主張し、国民の健康を守るゆえから、特にこれまでのがん対策の中でおくれた部分を早急に解決するため、がん対策基本法の制定に尽力してまいりました。がん検診を毎年していただくと大変うれしく思います。

そこでお聞きしますが、平成17年から、これまでは前立腺がん検診は50歳から5年刻みで検診を実施されておりましたが、今度の拡充についてはどのような形で実施していかれるのか、具体的にお伺いいたします。

佐藤 昭市長は、現場主義を貫いていくと決意されておりますが、今後とも、市民の皆様の視点に立ち、「日本で一番住みたいまち塩竈」の実現をお願い申し上げまして、これで1回目の質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 小野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

5点にわたりご質問をいただきました。

初めに、商業振興の取り組みについてでございます。

佐藤議員の回答と重複するかもしれませんが、よろしく願いを申し上げます。

商店街の活性化に向けてということではありますが、先ほども触れさせていただきました。残念ながら、平成11年を境に、塩釜商圏が消滅をいたしております。このため、現在、「海辺の賑わい地区」に新しいまちづくりを進めながら、流出しておりました買い物客を何とか塩釜の市内に呼び戻す取り組みを進めさせていただいているところであります。

こういった中、既存の商店街の活性化を図るための取り組みといたしまして、今年度、「シャッターオープン事業」を新規に計上させていただいております。この制度につきましては、県が行っております空き店舗有効活用支援事業の制度に、本市独自の視点で対象を拡大し、家賃や改修費、運営費に補助をしようとするものでございます。

独自の支援策といたしましては、商店街団体などの活性化の核となる事業、短期間であっても商店会の振興に貢献する事業、さらには、団体ではなく法人または個人事業者が行う事業である等の三つの制約をお願いいたしております。

従来、商店会団体などが空き店舗を借り上げて出店する事業者を募集するというスタイルでございました。これは、結果といたしまして、商店会団体に家賃を肩がわりするリスクがあり、事業者が出店場所を自由に選べないといったような課題もございました。

今回は、これらの課題を解決しながら、シャッターをあけていただく取り組みを幅広く支援させていただく内容となっています。ただし、事業者への直接的な支援につきましては、地域の資源を主な商品とするか否かで補助率に差を持たせていただいているところであります。

また、あわせまして「とっとちゃんスタンプ高度化事業」について、具体的な内容のご質問がございました。

塩釜市商業協同組合が行っておりますこの事業は、市内での購買の循環を促進させる仕組みとして、平成5年度から市民に親しまれてまいりましたが、利用者の立場になりますと、台紙にスタンプをのりづけしなければならなかったり、保管に結構かさばったりというような不便な点がございました。この問題を抜本的に解消するため、カード化して使いやすくする内容であります。この改善には、循環の輪に今まで入っていなかった若年層などの利用や売り上げの増加が期待できますことから、県市町村振興総合補助金を活用し、支援を行ってまいります。

また、旧徳陽シティ銀行、今野屋跡地の今後の活用方策についてご質問をちょうだいいたしました。

旧今野屋、徳陽シティ銀行跡地につきましては、本町地区再開発事業の事業促進を目的に整理回収機構から、平成12年、本市が取得をしたものでございます。

しかし、事業主体となる再開発準備組合が解散し、その後、旧今野屋の建物につきましては老朽化が著しいことから、安全のために平成16年度に解体をいたしたところでございます。今野屋跡地につきましては、現在、イベント広場といたしまして、本町まちづくり研究会等が中心となる「本町夜市」や「本町通りくるくるクリスマス」の開催あるいは「大漁旗ツリー」への活用や塩釜市青年4団体連絡協議会が主催する「おいしおがま」への活用、ことしも「もとまちアート海廊」開催に活用されるなど、市民団体が主催するさまざまなイベントに利用し、商店街の活性化につなげているところであります。当面は、地域あるいは市によるイベントの開催でありますとか市民交流、または観光の拠点として利用するなど、本町地区のにぎわいを創出できるような活用を図ってまいりますが、本格的な活用方策につきましては、やはり、市が取得するに至った経過等を踏まえ、中心市街地の活性化に資する活用方策につきましては、今後、議会、市民並びに地元商業者の皆様と検討を重ねさせていただきたいと考えております。

次に、高齢者福祉問題についてご質問いただきました。

初めに、地域包括支援センターについてご質問をちょうだいいたしましたので、お答えいたします。

地域包括支援センターは、ご高齢者の皆様方ができるだけ住みなれたこの塩竈の地で安心して暮らしていただけますよう支援をさせていただくための地域の拠点施設となるものでございます。この施設は、ご高齢者の保健・医療・福祉を総括的に、そして継続的に支援できる体制として社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の専門職を配置し、相互に連携・協働しながら、介護保険や福祉サービスなどの提供を初めとして、ご高齢者お一人お一人の状態に応じた適切なご支援をさせていただく内容であります。

本市では、平成18年4月から、壱番館2階に地域包括支援センターを設置いたし、相談や支援業務を行ってまいりました。今年度は、新たに西部地域と北部地域に2カ所増設し、ご高齢者やご家族の方などが、より身近な場所で気軽に相談や支援を受けられますよう、体制の強化・整備を図ろうとするものでございます。

包括支援センターが増設されますことにより、ご高齢者の方々などの相談を総合的に受けとめ、訪問しての実態の把握でありますとか、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジ

メントの一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、小規模特別養護老人ホーム整備の考え方につきましてご質問をちょうだいいたしました。

昨年4月の介護保険法改正によりまして、高齢者が要介護状態になってもできる限り住みなれた地域での生活をご支援するため、新たな介護保険のサービス・手法として、地域密着型サービスが創設をされました。この制度により、市町村が介護保険事業計画に基づき、指定権限を有し、29床以下の小規模な特別養護老人ホームが整備できることとなりました。これまで、特別養護老人ホームにつきましては、二市三町の広域事務で、各市町に1施設ずつ整備してきた経過があり、本市には清楽苑50床の施設がございます。

また、特別養護老人ホームや老人保健施設などの入所サービスを受けておられますご高齢者は430名となっております。

特別養護老人ホームの待機者数につきましては、将来的な不安などから、比較的軽度の場合にも重複申し込みをしている方々も見受けられる実態でございます。これまでの状況を踏まえ、待機者は280名ほどと推定をいたしております。このような待機者の動向を踏まえ、本市では、第3期の介護保険事業計画に地域密着型として29床以下の小規模な特養施設計画を盛り込み、平成20年度からの開所に向け、昨年度は事業者の公募及び選定を行ってまいりました。今回の小規模特養の整備により29床が整備されることとなり、一定程度ではありますが、待機者の解消が図られるものと推察をいたしております。

なお、入所者の受け入れの際には、要介護度や身体状況あるいは介護するご家族の状況などを適正に判断するための入所判定委員会設置等の指導を行い、入所が必要な方々から優先的に入所ができるよう対応してまいりたいと考えております。

また、今後とも、ご高齢者の状況や介護給付費の状況分析等を行いながらサービス基盤のあり方等を検討し、平成21年度からの次期介護保険事業計画の中で、保険料とのかみ合いも考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

バス交通体系の本市の対応の中で、交通空白地区への乗り入れをどうするのかについてのご質問にお答えをいたします。

ご高齢者の方々がどんどんふえていく地域の状況でありますとか、中心商店街の振興といった観点からも、市民の足としてのバス路線の確保は大きな課題と考えております。

しかし、一方では、残念ながら利用者数が減少し、事業としては採算性に欠けるといった

ようなことから、路線バスが順次整理されている現況にあり、大変心を痛めております。このため、市内を通過する路線バスの存続のために助成を行い、また、乗りやすく改善したことにより利用者が急増いたしております、例えば、本市独自の「しおナビ100円バス」につきましては、この4月から新浜町にも路線を拡大し、仲卸市場でありますとかあるいはプール利用者の方々の利便性の向上に努めさせていただいたところであります。

今後、新たに路線を開設することにつきましては、本市が運営費の全額を負担することが条件とされておりますことから、費用対効果等を十分分析をしながら、既存のバス路線の存続に向けた取り組みをまずは第一に、さらに、バス運行にかわる交通手段の組み合わせによりまして交通空白地帯を縮小できないか、そのための財源をどのようにするか等につきまして真剣に議論を重ねてまいります。これらの検討結果を踏まえ、本市の総合交通体系のあり方を示してまいりたいと考えております。

15分交通体系についてご質問をいただきました。お答えをいたします。

15分交通体系は、塩竈のようなコンパクトシティともいえる地理的条件を生かし、路線バスやJRなどの公共交通を組み合わせることによりまして、市内各地から中心部に15分程度で訪れていただけるような交通システムを実現したいという構想であります。

このような取り組みによりまして、地域の足を確保するとともに、中心市街地に活気を取り戻し、あわせて車による排気ガスから地球環境を守っていくというようなことまでつなげてまいりたいと考えております。

次に、「うらと子どもパスポート事業」についてご質問いただきました。

初めに、「うらと子どもパスポート事業」の推進についてお答えをいたします。

浦戸の魅力は、春の潮干狩り、夏の海水浴、さまざまな伝説や歴史、それらに関する貴重な遺跡や史跡、豊富な海の幸と民宿の磯料理、そして、何よりも人情味あふれる素朴な人々との交流にあると考えております。

昨年度からスタートをいたしました「うらと子どもパスポート事業」は、このような浦戸の魅力を多くの方々に知っていただき、体験していただく機会づくりとして実施をしたものでございます。

また、「うらと子どもパスポート」と連動した形で、ことし3月に親子で参加できます「うらと探検ビンゴ」を作成いたしました。この「うらと探検ビンゴ」は、ビンゴカードに記載されている浦戸の自然や名所・旧跡などを、マップを片手に島内を探検していただくもので、

モデルコースを利用した場合、1時間半から2時間で島内をめぐることができるというよう  
になっておりまして、大変ご好評いただき、多くの方々に訪れていただいたところでありま  
す。

また、広報しおがま5月号で、「子どもパスポート」と「探検ビンゴ」をセットでご紹介を  
させていただきましたところ、早速、子供会や小学校などから多くのご予約やお問い合わせ  
をいただいているところでございます。今後とも、浦戸の魅力を生かした事業展開を進めな  
がら、浦戸を訪れる交流人口の増加につなげ、ひいては浦戸振興の一助となるよう推進をし  
てまいりたいと考えているところであります。

次に、さらなる行財政改革の推進の一環といたしまして、斎場業務の広域化についてのご  
質問をいただきました。

先ほど、佐藤議員のご質問にもお答えをさせていただきましたとおり、この施設、法的に  
は本市の単独都市施設であります。二市三町が建設費・運営費を相互負担し、実質的には  
広域的施設として平成6年度に改築をさせていただいたものであります。

この斎場の改築に際しましては、墓地埋葬法に基づき、地域の皆様方の同意が必要となり  
ましたことから、町内会と本市の間で協定書を取り交わさせていただいております。この協  
定書の中身といたしましては、住民住宅地の中に斎場を改築せざるを得ない状況から、施設  
の公害防止対策を講じることや、地元の環境整備を実施すること、さらには、改築または施  
設の老朽化による危険性があるため、緊急避難的な措置として同意をするもので、おおむね  
平成20年に移転することの内容が含まれており、その期限が迫りつつありますことから、二  
市三町では、平成16年度当時から担当課長会議を中心に協議を重ねてきたところであります。

現在の状況を申し上げますと、二市三町として、この斎場20年問題を広域的な課題と位置  
づけ、相互理解のもと対応していくため、さらには、地元からの交渉窓口を一本化してほし  
いとの要望におこたえするため、斎場の運営形態を現在の塩竈市の施設の共同利用から、法  
に基づく一部事務組合化へ移行する方向で取り組んでいるところであります。事務事業の効  
率化の観点から、この取り組みにつきましては、既存事務組合への編入により対応する方策  
を模索いたしておりますが、事務的な段階では環境組合への統合ということを目指す方向で、  
今、議論を重ねているところでありますし、方向性が最終確認の段階になりましたら、あわ  
せて議会あるいは市民の方々にも内容をお示しさせていただきたいと考えております。

なお、肝要となります移転問題につきましては、二市三町として協定に記されております

平成20年度時点での移転については、なお一層の努力を重ねさせてはいただきますが、候補地の選定、建設費の問題等々、課題が山積をいたしております。これらの条件につきましては、地元町内会の皆様方にもその状況をご説明、ご理解をいただきながら作業を進めさせていただきたいと思っております。

また、地域の皆様方からのお声をというお話でありました。

先ほど申し上げましたとおり、協定書の中身には環境整備あるいは県道泉塩釜線の歩道整備等々の課題がございました。既に取り組んだもの、まだ途中のもの、今後の課題といったような内容であります。残されました課題につきましては、本市のみならず二市三町がそれぞれ共通の課題として取り組みをさせていただきたいと考えております。

最後に、前立腺がん検診の拡充内容についてご説明をさせていただきます。

近年、高齢化等に伴い、前立腺がんが急増いたしておりますことから、本市におきましては、平成17年度から、前立腺がん検診を50歳以上5歳刻みの節目検診として導入し、419人の受診があり、がん発見率につきましては2.39%と、他の検診と比較いたしますと非常に高い発見率となりました。また、平成18年度につきましても376人が受診し、がん発見率は前年度とほぼ同様に高い発見率となっております。

早期治療に結びつきますことから、50歳を過ぎましたらぜひ一度は受診していただきたい検診と考えております。しかしながら、検診対象年齢を5歳刻みとしておりますこともあり、受診者数が伸び悩みの状況にございますため、平成19年度から対象年齢を拡大し、2年に一度の隔年実施といたしました。具体的には、50歳以上で偶数年齢の男性を対象として実施することといたしました。また、今年度につきましては、従来制度であれば今年度対象となった方で偶数年齢になることにより対象外となります55歳、65歳、75歳、85歳等の該当年齢の方につきましても、受診希望される方については検診対象とさせていただくことにいたしました。

前立腺がんは、早期発見で根治が望めるがんと言われており、簡単な血液検査で早期発見ができますことから、今後とも多くの市民の皆様方に積極的に受診をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（志賀直哉君） 10番小野幸男君。

10番（小野幸男君） 佐藤 昭市長からの丁寧なるご答弁をいただき、ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

商業振興の取り組みについて、まちの活性化推進からいえば、市民の皆様が気軽に来られるようなまちづくり、また、中心市街地では子育て親子が気軽に寄れる広場や、高齢者が楽しみに集える憩いの場所づくりも必要ではないでしょうか。お考えをお聞きいたします。

また、塩竈市民の方でも、車で来られて迷っている方もよく見かけられます。特に、海岸通地区、本町地区においては、交通弱者といわれる高齢者及び子供を交通事故から守るゆえに活性化とあわせて整備すべきものと考えられます。

さらに、この中心市街地を商業の振興からもコンパクトシティ策も考慮していただきたいと思っておりますので、あわせてそういったお考えをお尋ねいたします。

次に、高齢者福祉の考え方についてお聞きします。

介護保険では、介護認定区分として、介護を必要とする要介護の場合の5段階と、日常生活に介助が必要な要支援2段階の7段階になっておりますが、認定によって受けられるサービスが違うということでありますので、介護度の重度を望む声が少なくありません。その点については、市民がよく理解されていない点もありますので、ぜひサービス向上につながるような周知徹底をしていただきたいと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

さらに、団塊の世代が一気に高齢化時代に入ります。施設の整備も的確に推し進めなければ、市長の目指す「安心です塩竈」にはならないと思われれます。この点についてはいかがお考えなのでしょうか。

次に、バスの交通体系についてお聞きしますが、交通空白地乗り入れ地域については、地域名を挙げれば、母子沢、大日向、玉川、袖野田町ほか広範囲の地域の方から「何とかバス運行を」という要望がございます。この点については、優先順位を決めてふやすのか、それともどのような対策を講じていかれるのか、具体的にお聞かせください。

本市を取り巻く道路状況は、坂道とか狭い道路も多くあることから、今、使用しているバスでいいのか、コンパクトなバスにするのか、低床バスを使用するのか、いろいろなものが考えられると思いますが、市長は、今後、どう推進していくとお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

次に、「うらと子どもパスポート事業」については、親子の交流を図るということから、こういったことをしていくのか。例えば、スポーツ、ウォークラリー、親子釣り大会など、いろいろ考えられますが、どうされようとしているのかお聞きいたします。

また、野々島にはフラワーランド構想があるようですが、その辺の活用方法もあわせてお尋ねいたします。

さらに、浦戸の学校を利用した親子体験合宿とかを取り入れ、ブルーセンターなども活用すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、斎場についてお聞きしますが、斎場については、平成3年に協定書及び覚書書を取り交わしております。その中に、町内から上がった要望事項に、県道関係では道路の拡幅及び歩道の整備が要望されておりますが、その見通しは立っているのかお尋ねいたします。

最後に、がんについては、これからは2人に1人ががんの宣告を受ける時代に入ります。がん対策の住民検診をもっとさらに推進していただきたいと市民は願っております。

さらに、関連してお聞きしますが、前立腺がん検診と同じように、脳ドック検診の方はどうお考えなのかお尋ねいたしまして、2回目の質問を終わります。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 初めに、商店街の交通安全と、それから、商業振興等につきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

北浜沢乙線開通後におきましては、若干の交通量の変化等が出てくるかと考えております。既に地元におきましては、そういったことを想定した研究等も行われておるようでございます。私たちといたしましては、塩竈ならばこそコンパクトシティというようなことも、人口密度の東北・北海道一番の町でございますので、実現できるのではないかと、そんなふうにご考えておるところでございます。安全・安心のまちづくりを、ハード面・ソフト面両面から強力に推し進めたいと、そんなふうにご考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から、要介護あるいは要支援の対象者の内容によって具体的なPRの仕方も含めてどのように考えているのかというお話でございました。

確かに、要支援対象者、それから、要介護対象者のサービス内容というのは基本的に違うわけでございます。特に、要支援対象者につきましては、要介護にならないような取り組みあるいは健康な方が要支援の対象者にならないような、そういった取り組みをこれまでもしてまいりましたし、いろんな場面におきまして健康部門あるいは福祉部門、それぞれの担当が各種の教室等も開催しておりますし、それから、地域においていろんな形でいろんなお話

を聞いているということもございますので、折に触れてそういったきめの細かい対応ができるように、今後とも、広報誌の活用はもちろんでありますけれども、現場にまず入りまして、そういったご理解をいただくような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

それから、2番目の団塊の世代に対する対応ということで、確かに非常に大きな課題だというふうに受けとめております。

現在、居宅の介護を含めてあるいは施設の介護を含めて、いろんなサービス形態がありますけれども、特に、この団塊の世代を受け入れる受け皿も含めて、どのような体制をとれるのかということにつきましては、サービスメニューを含めていろんな形で大きな課題だというふうに受けとめておりますが、この辺につきましても、次期介護保険計画あるいはその次の介護保健計画等の中で、具体的な課題を整理しながら対応するようにしたいというふうに考えております。

それから、がん検診につきましては、私どもの方で基本検診を含めまして、乳がんあるいは子宮がん、胃がん、大腸がん、骨密度、歯周病検診、各種検診を実施しておりますので、ぜひこういった部分につきましても、これからPRに努め、多くの方に受診をしていただきますよう、なおPRに努めていきたいというふうに思っております。

具体的に、ここにございますように、市民の方々に配っております健康カレンダー、ここにございますが、これに毎月ごとにそれぞれの検診あるいは具体的な内容を記載しておりますので、この辺についても改めて周知をしてもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 大浦市民生活部長。

市民生活部長（大浦 満君） 私の方からは、バス問題について、まず第1点、お話し申し上げたいと思います。

バスについては、先ほどご説明を申し上げましたとおり、市内の循環バス等を含めまして、赤字がかなり出ているということで、これまでバス会社と協議をしてきております。

空白地帯の乗り入れ等につきましては、道路の狭隘の問題あるいは坂道等、さまざまな条件がありまして、なかなかバスの乗り入れということとはできない状況であります。

今後、先ほどご提案がありましたような低床バスあるいは路線バス、それから、民間活用ということも十分考えられますので、そういう点も考慮しながら、バス路線については検討してまいりたいと思っております。

それから、「うらとパスポート事業」でございます。

これまで、浦戸の自然を小学生の方あるいは市民の方に理解をしていただくということでパスポート事業を立ち上げております。今後、パスポート事業につきましては、ノリづくりあるいはカキをむいて食していただく、あるいは歴史的な史跡等も多くございますので、それらをあわせて島内のハイキングコースを歩いていただきながら浦戸を理解していただく取り組みを、今後とも進めていきたいと考えています。

平成19年度では、例えば、浦戸でとれた米を使いながらおむすびをつくっていただく、それから、いかだをつくって海を体験していただく、あるいは秋の散策等を含めましていろいろ事業展開を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、斎場に関連しまして、県道の拡幅あるいは歩道につきましては、平成3年度に町内会と協定を結んだ際にもご要望いただいております、これは県の道路でございますので、これまでも東土木を通じまして県の方に再三要望させていただいております。今後とも、協定に合った形での道路拡幅等、県の方に強く要望していきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願ひいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（志賀直哉君） 暫時休憩します。

再開は15時といたします。

午後2時46分 休憩

午後3時00分 再開

副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の施政方針に対する質問を続行いたします。19番鎌田礼二君。

19番（鎌田礼二君） ニュー市民クラブの鎌田礼二でございます。

今回、質問は初めてです。よろしくお願ひいたします。

本日は、質問の機会を与えていただきありがとうございます。皆様に感謝を申し上げます。まずは、市長の施政方針をお聞きしての感想を述べさせていただきます。

全体的に抽象的であり、具体性に欠けていると私は思います。タイトルは、「元気です塩竈」「安心です塩竈」「大好きです塩竈」とすっきりしているものの、内容がよく理解できません。これは私だけでしょうか。市の職員の皆様も市民の皆様もよくわからないのではな

いかと私は考えております。今回、発言通告をしておりませんが、市の職員の方に感想をお聞きしたいところであります。可能であれば、各部長さんのお一人お一人、一言一言、感想をお聞かせ願えればうれしいです。

さて、本論に入ります。

まずは、先月20日にまちびらき記念式典を行いました「海辺の賑わい地区」についてです。オープン後、ほぼ1カ月近くが経過しましたが、ネーミングのとおり、なかなかのにぎわいを見せているようです。これが、塩竈市の活気を取り戻す起爆剤になればと、大いに期待をしております。

1番目の質問は、この「海辺の賑わい地区」の計画段階での集客数や人の流れ、そして、付近を通行する車両など、いろいろ試算されたことと思います。計画段階での試算とオープン後を比較されているのでしょうか。オープンして間もないわけですが、されているのであればお聞かせをいただきたいと思います。

次に、施政方針の中で、「このにぎわいを中心商店街への回遊につなげる取り組みを商店主の皆様と協力しながら進める」ということや、「既存商店街への回遊性を創出してまいります」とか、「港から海辺の賑わい地区、さらに中心市街地へと買い物客や観光客が回遊できる魅力ある空間づくりを進めてまいります」と言っておられます。ここでの中心商店街とは、本町商店街だと私は思いますが、この回遊についての取り組みとは、具体的にどういった方策を考えておられるのでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

あわせて、今後の開発計画についてもお聞かせください。

次に、学校教育、教育関係についてお聞きしたいと思います。

私は、活気ある塩竈をつくるには、少々時間がかかるものの、青少年の健全育成が大きな要素であると考えています。また、少子高齢化を迎えるに当たり、私たちの未来を支えるしっかりした青少年を育てることが大切であると考えております。

そこで、塩竈市内児童生徒の学力は、他の市、町と比較した場合、どういったところに位置するのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、「教師の指導力とすぐれた教育計画、そして、効果的な学校運営という三つの要素からなる学校力を高めていく必要がある」と言っておられます。この学校力ですが、何ら具体性のないように思いますが、どういったことでしょうか、お聞かせを願いたいというふうに考えています。

次に、学校の安全についてです。

最近、何かと話題になる耐震関係について、特に学校の校舎の耐震についてお聞きしたいと思います。

6月9日の朝日新聞に、公立小中学校4,328棟、地震倒壊のおそれと大きく報道されました。この4,328棟については、構造耐震指数（Is指数）が0.3未満であり、地震による倒壊や崩壊の危険性が高いということです。宮城県内では、耐震性なしの棟数が384棟でした。そのうち、Is指数0.3以下が63棟ということでした。これを読んで、塩竈は果たして大丈夫なんだろうか、心配になりました。

そこでお聞きしたいのは、塩竈市内の小中学校でIs値が0.3以下の建物はあるのでしょうか、この辺をお聞きしたいと思います。

また、この記事では「診断方法が1棟につき10万円から30万円の簡単な診断にとどめる教育委員会も多い。耐震性なしのうち、6割近い2万5,698棟は200万円から300万円かかる2次診断に至っておらず、8,595棟は簡単な診断もしていない」というふうに報じられています。2次診断の実施率が上がれば、危険性の高い棟数はさらに増加しそうだと掲載をされています。

そこで、塩竈市ではどういった診断方法なのか。新聞に掲載された簡単な診断で済ませているものではないか。どうでしょうか。この辺をお聞きしたいと考えています。

最後に、広域行政についてであります。

先ほどの佐藤議員、それから、小野議員からの質問と重なるところがありますが、ひとつよろしく願います。

市長は、施政方針の中で、「本年度は斎場業務の広域化に向けて、塩釜地区広域行政連絡協議会において協議してまいります」と言っておられますが、これは極めて抽象的な表現であると私は思います。この広域化とは具体的にどういうことなのかをお聞かせ願いたいと考えています。

次に、続いて、斎場のサービスについてお伺いいたします。

だれしも人生最後にお世話になる斎場ですが、関係者より「ことし4月より斎場内の掃除が行き届いていないのでは」との声がありました。以前は、派遣された婦人が2人で清掃に当たっていたようですが、ことし4月より他の業者に変わったようですが、いかがでしょうか。

また、現在の斎場については、近隣の町内会との契約で平成20年、先ほど「おおむね20年」という話を私はお聞きしましたが、来年のことです。塩竈斎場の将来はどうなのでしょうか。現在の設備はまだしっかりしているようでもありますし、どこかに移転となると受け入れ先を見つけるのも大変であろうと思います。

また、移転したとしても、現在の土地はどうされるのか。市営住宅の建設も無理でしょうし、公園にしてもだれも来ないと私は思います。大きな問題だと思っております。私は、何とか存続する形が望ましいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。地元の町内会との話し合いはされているのでしょうか。

以上、ひとつよろしく願いいたします。

副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいまは、鎌田議員から4項目にわたるご質問をいただきました。

一つ一つご回答をさせていただきますし、なるべく具体性があるような回答にさせていただきますと思っております。よろしくお願いいたします。

初めに、海辺の賑わい地区土地区画整理事業についてお答えいたします。

中心市街地に元気を取り戻すため、「海辺の賑わい地区」では、貨物ヤード跡地を含む7.4ヘクタールではありますが、ここを区画整理事業で整備し、新しいまちづくりを進めるということで今日まで取り組んでまいりました。

5月20日には歩行者専用道路が完成し、市主催で開通式などのイベントも行わせていただきました。また、22日からは、新しい商業施設もオープンし、これまで多くの方々が海のすぐそばという潮の香りあるいは千賀の浦風を感じていただきながら、駅と海に隣接いたします新しいまちの魅力を堪能いただいているものと感じております。

計画段階の試算とオープン後の状況についてのご質問でありました。

平成16年のまちづくり参画事業者公募時におきましては、年間集客数が170万人、購買人口127万人と見込むとの計画内容になっております。オープンしてまだ1月もたたない時点でございますが、これまでの推移等から見て、ほぼ当初計画どおりの来客数を見込めるのではないかとこのような話をいただいております。

こういったことにつきまして、市の計画目標値についてちょっと触れさせていただきます。

「海辺の賑わい地区」整備の計画上の市の目標値といたしましては、平成17年策定の都市再生整備計画の中で、中心市街地内歩行者交通量を平成21年度までに平成12年値より6,500人

であります、2%増加させることを目標といたしております。

まちびらき後の歩行者の状況を見ますと、商業施設の従業員や買い物客に若い世代の方々が見受けられるようになり、今までにない階層の流れが出てきていると思っております。今年秋には、歩行者交通量の調査等を予定いたしておりますので、その結果が出ました段階で、議会等へもご報告をさせていただきたいと考えておりますが、このことによりまして、商品販売額の減少に歯どめをかけ、塩釜商圈の復活の足がかりにしていきたいと思いますと考えているところであります。

次に、中心市街地への回遊の具体的な方策についてご質問いただきました。

今回、中心市街地で駅や海辺に隣接する場所に核となる施設ができ、連日、市内はもとより市外からも多くの方々が訪れ、にぎわいを見せております。ここへ集まった方々に、中心部まで回遊をしていただき、にぎわいをまち全体へと波及させていくことが課題ととらえております。

議員の方から、中心街というのはどの部分かということではありますが、当面、中心市街地活性化法に定められております地域を、我々は「中心部」というような呼び方をさせていただいているところであります。マリンロードしおかぜから本塩釜駅への入り口として、アクアゲート口を設置するとともに、本塩釜駅前1号線でありますとか、今、整備促進中の北浜沢乙線の整備、そして、案内板の設置等によりまして、マリンゲートからこの「海辺の賑わい地区」、本塩釜、本町商店街を通して、表参道までの基幹となる道路整備が一定程度行われたというふうに判断をいたしております。

一方、地元商店街の回遊へとつなげていくためには、やはり、個店それぞれの魅力が不可欠であります。お客様がわざわざ足を向けていただけるお店として、その商品、人柄、知識、サービスなど、大型小売店舗にはまねのできない対面販売の持ち味になお一層磨きをかけていくことこそが非常に重要だというふうに考えております。これらにつきましては、商工会議所でありますとか商業協同組合とともに、商人塾によるスキルアップにつきまして、本市としても応援をいたしてまいります。

今年度は7月1日から8月10日まで、本町通りまちづくり研究会によりまして、「もとまちアート海廊（ウォーク）」が開催されます。100人程度のアーティストの作品を旧徳陽シティ銀行や協力店に展示し、本町地区を町中アート美術館としてマップを手にまちめぐりをいただき、商店街とお客様の出会いのきっかけをつくる試みでございます。市といたしまし

ては、このような試みにより、新たな回遊を生み出すのではないかとということで、協働して商業振興を図ってまいりたいと考えております。

また、このほかにもJR東日本のすし街道日帰りの旅に、例えば、関東方面から多くのお客様にご参加をいただいております、しおナビマップを片手に中心市街地を散策する姿が散見をされております。

この6月、JR東日本20周年の特別プランが実施され、1週間の実績では約1,000名の方がこの塩竈においでをいただきました。経済効果としては、県の指標で算出いたしますと1,500万円ほどになるものと想定をいたしております。

さらに、11月には、塩釜青年4団体連絡協議会が、昨年に引き続き、町を回遊しながら食べ歩きをする「おいしおがま」を行う予定となっており、こちらも実施期間を2週間と大幅に延長して実施される方向でございます。

「海辺の賑わい地区」のまちびらきを契機といたしまして、地区内の商業施設や周辺の商店街、商工会議所、マリゲート等の関係者がそれぞれ集まり、イベントの開催などに向けた相互連携や協力についての話し合いが持たれるようになっておりますが、こういったことも、今回のまちびらきがきっかけではないかというふうに考えております。

市といたしましては、こうした市民レベルの取り組み等を応援させていただきながら、歩いて楽しめるまちづくりを進め、中心市街地の活性化を図ってまいります。

今後の区画整理事業の進め方についてお答えいたします。

海辺の賑わい地区土地区画整理事業は、JR本塩釜駅東側に接する約7.4ヘクタールの区域において、平成14年度から事業に着手をいたしております。この事業は、施工区域の所有者から土地を提供していただき、土地の形状と配置を変え、施工者である市が道路や公園などの公共施設を整備するものでございます。

事業を開始する段階では、この地区の総宅地面積は約6ヘクタール、公共施設等、道路等に代表される施設であります。総面積は約1.4ヘクタールでございましたが、実施後におきましては、総宅地面積が4.3ヘクタールに減少し、公共施設の総面積は約3.1ヘクタールと2倍以上になりまして、快適な都市空間が創造できるものと考えております。

具体的には、歩行者専用道路と駅前交通広場を新設いたしますほか、港町海岸通線や港町公園、地区内の区画道路などの改良整備もあわせて進めていくこととなっており、新しい海辺の都市空間の形成をなお一層推進いたしてまいります。

事業の進捗状況でございますが、仮換地指定は総宅地面積4.3ヘクタールのうち約3.8ヘクタールを指定いたしまして、88%の進捗状況でございます。事業費ベースでは、平成18年度末の累計で約21億円となり、45億6,000万円に対しまして47%程度の進捗状況でございます。

今後の事業につきましては、建物移転を進めながら交通広場、しおかぜ通り及び区画道路を平成20年度に、港町海岸通線は平成21年度の完成を目標に進め、当初計画どおり、平成23年度の事業完了を目指してまいります。

次に、学校問題についてご質問いただきました。

学校力と学力向上についてお答えをいたします。

最初に、学校力とは抽象的ではないかとお尋ねであります。昨今、児童生徒を取り巻く環境が目まぐるしく変化をいたしております。学ぶ意欲や生活習慣、規範意識など、義務教育をめぐる状況には多くの課題がございます。教育の基本は、子供たちがよく学び、よく遊び、心身共に健やかに育つことでございます。そのためには、質の高い教師が教える学校、生き生きと活気あふれる学校を実現しなければならないと考えております。

本市の教育の取り組みといたしましては、豊かな人間性を備え、わかりやすい授業ができるなどの教師の力量、授業時間や学校行事等、各学校の創意工夫を凝らしたすぐれた教育計画、そして、地域や保護者の意向などを受けとめながら学校としてのビジョンを示し、実際に運営していく効果的な学校運営の3項目を基本といたしております。これらを総合いたしまして、学校力というふうに申し上げたところであります。

児童生徒の学力は、他の市町と比較してどうかというご質問でありましたが、後ほど、教育長からご答弁をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

次に、校舎の耐震工事についてご質問いただきました。

学校校舎の耐震化につきましては、本市におきましては、平成16年度から順次耐震診断調査を行い、平成22年度までにすべての学校の耐震化工事を完了させる計画で事業を進めております。

耐震診断調査には、大きく分けまして二つの手法がございます。一つは、文部科学省が定めた簡易的な1次診断調査で、例えば、コンクリートのコアを抜き取りまして強度検査を行うでありますとか、外壁のひび割れなどの目視調査で行える程度のものでありまして、10数万円の費用で実施が可能です。しかし、極めて簡易的な調査でございますので、この診断をもとに、耐震補強の実施設計をできるものではございません。

もう一つは、国土交通省の監修に基づき実施される本格的な診断調査で、コンクリートの強度以外に鉄筋の強度や配筋の状況も調査して、建物の現況の強さを求め、さらには壁や柱の強度などを詳細に診断する内容となっております。この調査結果は、その後の耐震補強工事の実施設計につながるものであり、費用は、1棟当たりおおむね200万円から300万円を要します。

本市では、建物の建築年度や耐震補強工事の実施年度などを念頭に置きながら、これらの診断調査法を使い分け、第三小学校と玉川小学校、第一小学校、第二小学校、月見ヶ丘小学校、第三中学校につきましては、既に本格的な耐震診断調査を終了いたしております。このうち、第三小学校と玉川小学校は、昨年度、耐震補強工事を完了しており、第一小学校と第二小学校は平成18年度から耐震化工事に着手し、月見ヶ丘小学校と第三小学校は今年度、実施設計を行い、来年度に工事施行の予定であります。建設年次の比較的新しい杉の入小学校、第一中学校、第二中学校、玉川中学校の4校につきましては、昨年度、簡易的な1次診断調査を行っておりますが、来年度は、再度、本格的な診断調査を行い、平成21年度の実施設計につなげてまいりたいと考えております。

なお、浦戸第二小学校と浦戸中学校の校舎は、いずれも昭和56年5月以降の現行耐震基準に基づき建築をされておりますため、今回の耐震化事業の計画には含まれておりません。

子供たちの安全で安心な学習環境を整えるため、また、災害時の避難場所としての機能を十分に果たしていくためにも、平成22年度までにすべての学校の耐震化を図ってまいります。

次に、広域行政につきましてご質問をいただきました。

初めに、斎場の広域化についてでございます。

小野議員、佐藤議員のご質問の際にもお答えをさせていただきました。

法律上、現在の斎場は本市の単独都市施設に位置づけられておりますが、建築維持管理運営につきましては、二市三町共同で運営をいたしている状況にあります。

今後、斎場20年移転問題に二市三町が一体となって対応していくためには、広域化は不可欠な取り組みであると認識し、現在、本年度中に環境事務組合へ斎場業務の事務移管が図られますよう、鋭意、課長レベルで協議を重ねているところであります。今後、二市三町が足並みをそろえ、相互理解と協働のもとに組みながら、一部事務組合化の手續に必要な事項を議会にもお諮りを申し上げさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

サービスについてお尋ねをいただきました。

厳粛な人生終焉の場でありますことを踏まえ、私どもといたしましては、常日ごろから斎場を訪れるご遺族の皆様方にはくれぐれも失礼のないような対応を心がけさせていただいているところであります。

また、斎場の待合室の利活用につきましては、利用者相互にご協力をいただき、セルフサービスでの後片づけ等もご協力を賜っているところであります。

繰り返しになりますが、斎場は市民の方々の人生の終焉を迎える厳粛な場でありますので、利用に際しましては、行政としても細心の心がけを行ってまいりたいと考えております。

将来についてのご質問をいただきました。

先ほど申し上げましたとおり、平成6年度に向けた斎場の改築に際しましては、地元町内会の同意が必要でありました。これは、墓地埋葬法によるものであります。こういった観点から、地元町内会と協議を重ね、協定を結んでおりますが、その中に、平成3年度時点では、この施設については老朽化が著しいための応急的な対策であるというようなことで、二市三町が協力して協定書にサインをさせていただいているところであります。

一方、昨今の自治体財政を取り巻く環境や現斎場の耐用年数なども考慮しながら、さまざまな課題を総合的に調整しながらの判断が、今後、必要になってくると考えております。

今後は、地元町内会の皆様には誠意を持って対応すると同時に、20万人の二市三町圏域住民が不安を抱くことのない安定した斎場運営が確保できますよう一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

副議長（今野恭一君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から、塩竈市内の児童生徒の学力は、他の市町と比べてどうかというご質問にお答えいたします。

これまでは、いわゆる学力とは知識・理解・技能の習得といったものだったんですが、その後、自分で課題を見つけ、みずから学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であるということに変わりまして、塩竈市としてもそのようにとらえております。

これに伴い、2002年から評価の仕方も、例えば、クラスの中の順位で評価しているいわゆる相対評価ということから、子供たちに一人一人が学習内容をどこまで達成できているかを

見る評価、いわゆる絶対評価に変わりました。

学力を向上させるには、児童生徒の学ぶ意欲を高めること、わかる授業を行うこと、学ぶ習慣を身につけることが不可欠であると考えております。そのために、少人数学級により個に応じた指導法の改善や授業研究等を通じ、教員の指導力の向上に鋭意努力しているところでございます。

このような中、平成16年度から、宮城、岩手、和歌山、福岡4県で児童生徒の学習内容の定着を調査する目的で、小学校5年生と中学校2年生を対象にした学習状況調査が実施されております。平成18年度、昨年10月に実施されましたけれども、宮城県の結果を見ますと、これら他の3県から見ても、小学校4教科、中学校5教科とも3県を上回っており、また、塩竈市では、各学校の教科別に多少のばらつきがあります。

例えば、塩竈市の子供たちで小学校5年生ですと、算数の場面や目的に応じておよその数を求める問題等は県平均より上回っております。また、中学校2年生の英語についても、対話の流れや会話の内容を聞き取るリスニング問題等も県平均より上回っておりますけれども、しかし、小学校・中学校ともやや作文の力が平均よりも下がっており。そういうことで、全体的には、残念ながら塩竈市は県平均より若干下回っているのが塩竈市の子供たちの現状でございます。

教育委員会としましては、指導主事や教科指導員を中心に、家庭学習の定着化やわかる授業の工夫、改善などにより、具体的な学力の向上に向けた取り組みを推進してまいりたいと思っております。

次に、耐震のIs値が0.3を下回った建物はないのかと、これにつきましては、先ほど市長が説明しましたように、これまで小中学校6校の耐震診断調査を行ってまいりました。調査は、棟ごとに行われるものでありまして、学校数は6校でございますが、棟数では全部で29棟になります。建築物の耐震改修の促進に関する法律では、Is値0.6以下は危険性が低いとされておりますけれども、文部科学省はさらに厳しい基準を設けて0.7未満の建物は補強するようにと求められておるところでございます。

これまで、耐震診断調査を行った29棟のうち、11棟はIs値0.7以上で、残りのIs値は0.7未満でありました。倒壊または崩壊する危険性が高いとされている0.3未満の建物はございませんでした。

以上でございます。

副議長（今野恭一君） 19番鎌田礼二君。

19番（鎌田礼二君） 丁寧な回答をありがとうございます。

まずは、海辺の賑わいについてでございますが、やはり、計画においては旧商店街への気配り、配慮が必要だろうと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと考えております。

それから、学力向上、今の教育長の回答であります、どうもありがとうございます。そうすると、これは総合的にとらえて中の下か中ぐらいというところなんですか。私はそういうふうにとらえましたが、いかがなものでしょうか。

それから、この教育に関しては、私はこの施政方針の中にもうたっておりますとおり、知・徳・体の調和が必要だと書いてありますが、その中でも徳についてはかなり重要なことかなと私は考えています。やはり、心を育てるといいますか、それが先に来るといいますか、これが必要ではないかと、重要ではないかというふうに考えています。やはり、それが育てば志も持てるようにもなりますし、それがひいては学習への意欲につながると、私は考えておりますので、その辺の対応についてもいかがなものかちょっとお聞きしたいというふうに考えています。

それから、学校の安全についてでありますけれども、そうすると、0.3以下はないと。このIs値などを利用して優先順位を決めて耐震工事をやられているかと思いますが、少しでも早いタイミングで進められるようお願いしたいと思っております。やはり、災害の場合の避難所などに当たっている学校が多数ありますので、そんな関係もありますので、財政的な問題もあるだろうけれども、なるべく早いタイミングで改修をお願いしたいというふうに考えています。

それから、広域行政についてですけれども、サービスについてお話をさせていただきましたが、多分、業者の方に依頼をしているかというふうには私は思っているんですが、この選定についてはどういった方法で選定されているのか、その辺を再度お伺ひしたいというふうには考えています。

以上、よろしくお願ひいたします。

副議長（今野恭一君） 大浦市民生活部長。

市民生活部長（大浦 満君） 斎場の業者の選定です。

まず、うちの方の待合室につきましては、先ほどもご説明、ご回答申し上げましたけれども、利用者そのもののご協力をいただきまして、セルフサービスで後片づけをしていただい

ています。そのほかの部分につきましては、入札行為を行いながら業者を選定しております。

以上でございます。

副議長（今野恭一君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、学力の方で、先ほどお話ししました例については、4県の結果をもとにお話ししましたけれども、各学校で、また市販されているものについての標準学力テスト等の結果を見ますと、やはり、全国的に見ると塩竈の子供は中くらいという結果は出ております。私も大体、中からちょっと、4県の結果から見ると下がるかなという気はしておりますけれども、中程度と認識しております。

徳育につきましては、学校での道徳教育は、学校教育活動全体を通じて行うものでありまして、また、週1回の35時間道徳の時間等も、これで道徳の実践力等を養うものでありまして、そういうことにおいて、各学校には充実するように話しておりますけれども、また、塩竈市の「カメイ夢基金感動支援事業」におきまして、著名な方々からの体験談等を聞いて、子供たちの心を揺さぶるようなそういう講演会等を開いて、子供たちの心を揺さぶっているような事業もしております。

以上でございます。

副議長（今野恭一君） 19番鎌田礼二君。

19番（鎌田礼二君） 再度の回答、ありがとうございます。

教育については、時間数が週1時間でしょうか。何かそういった形のように聞こえましたが、機会をとらえて徳を積むような教育が重要だと思いますので、今後ともひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、斎場の件ですが、入札ということではありますが、入札後のチェックと申しますか、そういったことは、斎場に限らず市でいろいろそういった業者選定をしてやられることがあるかと思いますが、その辺のチェック機構と申しますか、フォローと申しますか、確認と申しますか、その辺をちょっと再度お伺いしたいというふうに考えています。よろしくお願いたします。

副議長（今野恭一君） 大浦市民生活部長。

市民生活部長（大浦 満君） お答えさせていただきます。

契約に際してこちらから条件等を提示しています。その条件に合わせて、例えば、月ごとに確認事項を出していただきながら、それに基づきまして、現場の職員あるいは担当者が現

場をチェックしながら履行確認をさせていただいています。

以上です。

副議長（今野恭一君） お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、明19日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明19日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時41分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年6月18日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会副議長 今野恭一

塩竈市議会議員 東海林京子

塩竈市議会議員 伊藤博章

平成19年 6 月19日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）第10号

議事日程 第3号

平成19年6月19日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第57号ないし第66号(施政方針に対する質問)

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長 兼危機管理監	山本進君
市民生活部長	大浦満君	健康福祉部長	棟形均君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田 中 たえ子 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木 下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒 川 和 浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂 庭 秀 久 君
総務部総務課長	郷 古 正 夫 君	総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐 藤 信 彦 君	市立病院長	伊 藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君	市立病院事務部次長 兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	水道部次長	大和田 功 次 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾 形 則 雄 君	教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊 賀 光 男 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡 辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小 山 浩 幸 君	選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君
監査委員	高 橋 洋 一 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安 藤 英 治 君
議事調査係主査	戸 枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉 藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから 6 月定例会 3 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話などを持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、9 番浅野敏江君、10 番小野幸男君を指名いたします。

#### 日程第 2 議案第 57 号ないし第 66 号（施政方針に対する質問）

議長（志賀直哉君） 日程第 2、議案第 57 号ないし第 66 号を一括議題といたします。

これより市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。2 番中川邦彦君。

2 番（中川邦彦君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、施政方針に対する質問を行います。

第 1 に、港湾の整備と塩釜港の港湾の機能強化について伺います。

まず一つ目に、塩釜港区の役割についてであります。

塩釜港は、歴史的にも古くから東日本の経済の発展に大きな役割を果たしてきた港でもあります。東北各地の港が整備されたり、貨物輸送の多様化の影響を受け、本市の港湾の機能低下による貨物の取り扱い量の減少などで、年々落ち込んでまいりました。そのような中で塩釜港整備促進期成同盟会や塩釜の港を考える会などは、塩釜港の今後のあり方での議論や提言を取りまとめております。商工会議所の水産加工部会では、2 月 27 日に、漁港、魚市場を核とした水産振興シンポジウムを開催し、今後の業界活性化のための具体的方策について意見交換を行いました。

シンポジウムでは、一つは原料の安定的確保が重要である。その戦略として、手狭になっている仙台港に冷凍運搬船を入港させるのではなく、水産加工基地である塩釜港に入港させる。

二つは、販路の拡大や食の安全安心を求める声が高まり、生産者の責任が強く求められている。また、工場内の設備や加工団地の環境を向上させることが急務である。

三つ目は、他の都市で行っている見本市を塩竈でもやるべきではないかなど、積極的な意見が出されたと商工会議所のニュースで紹介しております。

本市として提案されている意見について、どのように考えているのか見解を伺います。

さらに、塩釜港の再生に向けて、平成21年度をめぐりに進められている仙台塩釜港の港湾計画の改定では、機能分担を主としてどのように考えているのか伺います。

二つ目に、施設の老朽化について伺います。

貞山埠頭の改修がされましたが、中埠頭では地盤沈下によって利用できない埠頭もありますが、施設の老朽化もあり、改修と同時に将来的な利用計画を立てる必要があると思います。本市として、国や県の関係機関に働きかけるべきと思いますが、見解を伺います。

また、企業の廃業や撤退した跡地の利用については、構想を明らかにして取り組むことが大事ではないでしょうか。施政方針の中で、進出企業への企業支援条例適用の第1号となる企業者を指定しているとありますが、具体的に伺います。

大きな第2は、北浜造船各社の移転計画についてであります。

一つ目に、移転計画の進捗について伺います。

県の事業として進めている北浜緑地護岸工事に伴う造船各社の移転の計画が、当初の説明と違って、本塩釜駅に近い方から進められた結果、移転が完了し、操業を始めている数社の企業が見られますが、いまだに移転についての話し合いがされていないところもあり、移転先も決まらず、いつになったら営業ができるのか不安を感じているという企業もあります。

本市としても移転に伴う問題解決のために、県に働きかけるべきと思いますが、見解を伺います。

大きな第3は、移転後の緑地計画と住環境の整備について伺います。

昨年10月6日に、低気圧通過に伴う高潮被害が発生しました。1週間にも及ぶ床上浸水や、道路の冠水など、海岸に面した市内各所で被害が発生しました。本市としても対策本部を設置し、対処してきた経過があります。北浜地区でことしの5月にも床下や道路が冠水し、住民は不安を感じているのであります。この地域は、年に何回かの大潮のときにも冠水すると言われております。

本市として、このような大潮や雨水での浸水に対する対策は、行政の責任で進めていく

べきではないでしょうか。また、緑地護岸工事が終了しなければ対策がとれないのか。行政の責任として、暫定的な対策を講ずるべきと思いますが、当局の見解を伺います。

大きな第4は、人口対策と交流人口対策についてであります。

一つ目に、人口対策について伺います。

本市では、平成7年をピークに人口が減少し、現在では6万人を切り約5万9,000人となっております。何といても中心部の商店街の衰退が、中心部での居住者の減少につながっている点もあると思われます。また、住宅地が丘陵地に集中するという本市特有の条件があり、生活していく上での不便が定住者の減少にもつながっていると思われます。人口減少の対策にとって、働き盛りの世代が安心して住みやすいまちづくりをしていくような施策が大事ではないでしょうか。

そのためには、一つに、住宅の確保が必要条件ではないでしょうか。

二つ目に、少子化対策に力を入れる。

三つ目に、医療、教育など、安心して子育てできる環境を整えるべきではないでしょうか。行政として、福祉に対する施策を充実すべきではないかと思いますが、見解を伺います。

二つ目に、交流人口について伺います。

この塩竈は、歴史、文化、そして社と魚のまちとして、また歴史的な建造物や埋もれた文化遺産が数多くあるまちでもあります。鹽竈海道としての景観整備が、港から中心市街地へと買い物客や観光客が回遊できる魅力ある空間づくりとありますが、何といても魚と観光を前面に押し出し、塩竈の魅力を全国に発信することが大事だと思いましたが、見解を伺います。

大きな第5番目は、市民と行政による協働のまちづくりについてであります。

平成18年度の市民満足度調査を見ると、市民活動参加意思の項目では、23%の方がまちづくりがトップで関心の高さがあらわれております。2番目には20.6%の方が福祉を、3番目が環境問題となっております。

調査結果からも、まちづくりに対する市民の関心の高さが示されております。市民活動推進室がまちづくりにとって大きな役割を果たしていますが、今後の取り組みの方向について伺います。

また、市民活動団体に対する新たな助成制度とありますが、どのような取り組みになるのか具体的に伺います。

大きな第6番目は、職員定数の削減を職員給与の適正化、そして事務事業の見直しについてあわせて伺います。

本市では、職員の定員適正化計画が平成17年10月に策定し、その内容は、一つに行政運営の効率化、二つ目に行政の守備範囲の見直し、三つ目に職員の資質向上とあります。それに基づく定年退職者不補充を原則とする職員定数の適正化の推進を図るというものであります。職員定数の問題では、効率化を優先するあまり他市との比較だけを見るのではなく、本市ならではの事業と業務もあるわけで、単純に見るべきではないと思います。適正化を推進していく中で、職員を減らしてパート化する。平成19年4月1日現在で一般職員は731名、嘱託とパート含めて約300名を超えるものであります。職員を減らしてパート化する。安上がりの雇用政策というものではないでしょうか。見解を伺います。

職員の給与の問題ですが、平成19年4月時点で、平均年齢が45歳で月平均給与が38万9,000円であります。これまで本市で行ってきた独自の削減額は、平成18年度は約35万6,000円となるものです。18年度を比較しても約1カ月分に匹敵するもので、職員の中には子供の教育費、住宅のローンなどの支払いで頭を抱えていると聞いております。減給が職員の生活にどのように影響があらわれてくるのかについて、調査を行ったのか伺います。

また、昨年からはサービス残業が常態化していると聞いていますが、その実態について伺います。

職員の健康問題は、極めて重要な問題と考えております。今回はメンタル問題だけで伺いますが、厚労省の調査研究によりますと、1,000人以上の事業所で病気休業の割合は平均で0.4%という結果になっていますが、本市の場合について伺いますが、どのような実態になっているのか。現状に対してどのような手だてをとっているのか伺います。また、昼休み時間の短縮で、職員の福利厚生施設の問題や健康問題で影響が出ていないのか、調査をしたことがあるのか伺います。

最後に、受益者負担について伺います。

施政方針では、各種手数料や使用料を見直すというしておりますが、これでは市民への負担増になるのではないのでしょうか。具体的にどのようなものなのか伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま中川議員から、3点にわたるご質問をちょうだいいた

しました。順次、ご説明をさせていただきます。

初めに、港湾の整備と塩釜港の港湾機能の強化についてのご質問でございました。

現在、県におきましては、平成21年度を目標に特定重要港湾仙台塩釜港の港湾計画の改定作業を進めております。港湾計画は、おおむね10年から15年を目標年度に定め、港湾の能力、施設の規模と配置、港湾の環境の整備と保全の事項を定めるものでございます。

現在、長期構想委員会が設置され検討を重ねておりますので、塩釜港区の今後の海上物流の拠点として果たす役割について、議論が深められるものと考えております。

さらに、今後の塩釜港の港湾活用の方策につきましては、民間レベルでの意見交換のため、塩釜商工会議所で商工観光港、漁港にかかわる利用者の方々を中心に港を考える会が発足し、塩釜港のあり方について議論を重ねていただいております。議論の経過におきまして、仙台港区と塩釜港区の機能分担の必要性でありますとか、水産と連携した冷凍貨物船の塩釜港区へのシフトなどの特化策が示されております。

市といたしましては、今後とも港湾関係の方々との連携を深めながら、提言を踏まえ、その実現のために行政と市民の皆様方の連携により、塩釜港区の再活性化に取り組んでまいり所存であります。

なお、暫定的といえますか、当面の対策というお話でありました。

当然のことながら企業誘致活動を積極的に進めることによりまして、臨海型の貨物をふやしていくということが大変重要な課題であるというふうに考えております。幸い、臨海部にあります企業撤退跡地につきましては、今現在数社から引き合いがございます。今後の立地に向けて地道な努力を重ねていき、港湾の持つ潜在力を活用してまいりたいと考えております。

具体的な企業名ということでございましたが、東北造船跡地に、地元建設業の方が新たな工場建設をされるということで、第1号という取り扱いをさせていただいているところであります。

施設の老朽化対策というご質問でありました。貞山2号埠頭につきましては、リニューアルされて、今現在活発な利活用がされている状況にあります。塩釜港のやはり最大の課題は、本航路のしゅんせつにあるのではないかとこのように考えております。本航路の水深、マイナス9メートルであります。しかしながら、今航路埋没等によりまして7メートル程度の水深しか確保されていないという状況にあります。貨物船が年々大型化の一途をたどっている

現状を考えると、やはりマイナス9メートルの航路の保持ということが、本市の塩釜港の今後のあり方として大変重要な課題であるというふうに考えておりますが、直轄事業として今年度から本格的な工事に着手する計画でございます。

また、見本市等のお話もいただきました。塩竈見本市、ことしはぜひ開催をしてみたいということで、今関係者と具体的な調整に入っているところであります。

次に、北浜造船各社の移転計画についてご質問いただきました。

なぜ港区部からというお話でございましたが、関係造船8社の方々と県並びに市が間に入りましてお話し合いをさせていただきました結果、権利者の方々から港区部の方から着工してほしいというようなご要望をいただき、現在、県におきましては港区部の方から工事を進めている状況にあります。

進捗率であります。面積ベースでは61%、事業費ベースで36%という程度の進捗状況であります。また、県有地であります東北造船跡地につきましては、既に造船業者2社、それからマリンサービス関連業者が2社移転をし、一部操業を開始している状況にあります。今後とも事業促進につきまして、県とともに頑張ってみてまいりたいと考えているところであります。

次に、移転後の緑地計画と住環境の整備についてのご質問でありました。

この計画は、港湾の環境整備と高潮対策を目途といたします北浜地区緑地環境整備事業であります。平成25年度の完成を目指し、整備が進められております。

県におきましては、買収が完了した土地から暫定盛り土を行う等の措置をとり、完成までの間の海岸線からの浸水防止に努める予定といたしており、市といたしましても一部民有地の低地部の暫定盛り土でありますとか、流入が予想される箇所への土のう設置を行いますとともに、抜本的には、藤倉第2ポンプ場を最大限稼働させることなどにより、極力浸水被害の軽減に努めてまいります。

今後とも災害に強い、安心して安全にお暮らしいただけるまちづくりになお一層取り組んでまいります。

次に、人口問題についてご質問いただきました。お答えをいたします。

全国的に人口減少社会に転じておりますが、本市の人口は平成7年6万3,000人をピークに年々減少し、平成17年国勢調査におきまして5万9,357人となり、6万人を割り込む状況となっております。人口減少の要因といたしましては、やはり少子高齢化の急速な進行のほか、

近隣市町等への転出による社会現象が著しく、特に20代から30代の若い世代の転出が際立っております。また、本市におきましては高齢化率が24%を超え、就労人口である15歳から64歳人口が減少するなど、人口構造についても課題があり、人口減少に歯どめをかける対策は大変重要な課題であると認識をいたしております。

今後とも転入者の増加と転出者の減少に向けた取り組みとして、例えば子育て支援策や学校教育を推進するための環境整備、あるいは100円バスの運行など、安心してお暮らしいただける環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

人口問題につきましては、このような本市の課題を踏まえ、庁内に人口対策に関する検討組織を設置し、近年の人口構造や転出理由の調査等の現状分析を行いながら、今後の人口増加の具体的な施策等を検討してまいりたいと考えているところであります。

中心市街地におきます居住環境の整備につきまして、若干触れさせていただきたいと思っております。

本市は、JRの4駅があり、またしおナビ100円バス等により交通の利便性が高く、中心市街地に医療機関、商業、文化施設も含め、さまざまな都市機能が集積しておりますため、生活の利便性が高く、暮らしやすいまちではないかと考えております。

最近では、駅周辺にマンション等の立地も見られ、海辺の賑わい地区におきましては、商業ゾーンのオープンにより中心市街地に多くの方々が訪れ、本市ににぎわいが創出されまるとともに、共同化事業による居住空間の整備も計画されておりますことから、町の中心部に快適でにぎわいのある空間を今後とも創出してまいりたいというふうに考えているところであります。

交流人口対策として塩竈らしい景観整備について、ご質問いただきました。

鹽竈海道の今後の景観整備につきましては、県事業で進められております北浜沢乙線の整備にあわせ、塩竈神社の門前町としてふさわしい空間を創出するため、鹽竈海道と銘打ち、歩道や沿線の景観整備を実施させていただいております。

現在、工事が進められております本町、宮町地区については、今年度で県事業が完了する予定となっております。それとあわせまして、市事業として本市を訪れていただく方々に、歴史文化を体感していただくために、例えば塩竈を読んだ歌碑の設置でありますとか、観光サイン等に配慮した景観の整備を進めますとともに、横丁の整備を進めさせていただき、交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、市民活動推進室の役割と具体的な取り組みについてご質問をいただきました。

平成15年に策定をいたしました塩竈市市民活動促進指針によりますと、一つには市民活動の担い手をはぐくむこと、二つ目に町の活性化と市民活動を生かすこと、三つ目として市民と行政の協働を促進することを市民活動推進のための基本目標といたしております。

本市は、この基本目標を実現するために市民活動推進室を設置し、市民活動の人材の育成を図りながら、まちづくり等に関する情報提供の充実に努めますとともに、行政との連携や、市民活動団体相互の交流を図り、市民活動団体が地域社会を支える組織へと発展していきまそう支援をさせていただいているところであります。

昨年度の具体的な取り組みといたしましては、市民活動推進室への相談業務はもとより、在仙の大学と市民活動団体が協働で開催をいたしましたまちづくりワークショップ、4回開催されておりますが、支援を行ったところであります。また、市民活動団体の会議や活動への支援策等も行ったところであります。

より市民の身近で市民活動団体のPRを行うため、昨年は市内を4ブロックに分けて都合8回移動市民活動推進室を開催いたしました。また、初の試みとして宮城県及び二市三町が共同で開催しました後援会及び交流会などを通し、市民活動の担い手の育成を図ってまいったところであります。今後とも、なお一層市民活動を推進しながら、市民協働のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

そういった中、市民活動団体に対する新たな助成制度についてお答えをいたします。

この制度は、市民の方がみずから企画し、自主的自発的に取り組むまちづくりに資するような事業に対し助成することにより、今までにない新しい形の市民と行政の協働によるまちづくりに結びつけていくことを目的としたものでございます。

現在、市民活動団体のニーズや先進の事例なども調査いたしておりますので、今後市民の皆様方のご意見を広く伺いしながら、そのあり方を検討してまいりたいと考えております。

なお、助成金の財源につきましては、財政状況が非常に厳しい時期ではございますが、例えば入札差金等の活用等も検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、行財政改革の推進につきまして、3点にわたりご質問をいただきました。

現在、地方分権のさらなる進展、三位一体改革に続く歳出歳入一体改革の影響、さらに北海道夕張市の財政破綻、自治体再生法制が現実化する中で、本市を取り巻く行財政環境は新たな厳しい局面に立たされていると認識をいたすものでございます。

今回、2期目として市政のかじ取り役を担わせていただくに当たり、さらに行財政改革を推進し、地方分権時代にあって真に自立したまちづくりを実現するため、本市の財政基盤を築くことに全力を傾けてまいる所存でございますが、その中で職員定数の適正化についてご質問いただきました。

本市は、平成17年10月に定員適正化計画を策定し、具体的な数値目標として15年度846名でありました職員数を平成22年度において661名とし、185名を削減することを掲げ、職員定数の適正化を推進いたしております。19年度の状況は、目標の758名に対し731名となり、計画を27名既に超える状況にあります。自治体独自の特殊事情を除く類似団体と比較した場合、本年度の推計ではなお121名超過する見込みとなっているところであります。

この状況を厳しく受けとめ、まずは計画の目標値であります661名の職員数を達成するために、22年4月までにさらに70名の職員を削減することに、さらなる努力を傾けてまいりたいと考えております。

本市の職員構成におきましては、2007年問題と称されます団塊の世代の大量退職が今年度を境に始まり、現在の職員数の約40%に相当する職員が、今後10数年、毎年30名前後の規模で退職していく時期を迎えます。この大量退職に対応し、市役所の生産性を高め効率的な行政運営を行っていくために、多様な雇用形態の活用を計画に位置づけ、例えば業務の性質に応じた臨時職員や嘱託職員の活用、さらに職員の弾力的な配置と、事務系、技術系の職種にとらわれない配置でありますとか、技能労務職の活用方策等を位置づけさせていただいたところであります。

さらに、現在市が直営で行っております現業部門におきます施設等の管理業務、公共施設の管理運営業務、また行政の内部事務や窓口業務などについて、委託あるいは指定管理者への移行など、民間へシフトすることで効率的、効果的な行政サービスを提供させていただく方針で進めているところであります。

なお、嘱託、パートにつきましてはのご質問につきましては、後ほど担当よりご答弁をいたさせます。

職員給与の適正化についてのご質問をいただきました。

給与の適正化につきましては、職員定数の適正化とともに行財政改革の大きな柱として位置づけ、17、18年度の集中改革期間において重点的な取り組みを行ってまいりました。

その内容といたしまして、まず17年度におきまして特殊勤務手当の29種類を廃止し、18年

の末で水道部企業手当の廃止を行いますとともに、時間外手当の圧縮につきましても、振替休日の徹底や時差出勤の試行等を行い、効果を上げているところであります。

また、給与関係では退職時特別昇給の廃止を行いますとともに、国の制度に準拠する昇給抑制措置を制度化し適正化を進めておりますが、本市の逼迫した財政状況を打開するためには、なお踏み込んだ対応をしなければならず、平成18年度から19年度の2カ年、緊急の財源対策として職員の勤務手当の独自削減を実施をしたところであります。その規模は全職員を対象に2億9,000万円の人件費の削減を生み出し、職員1人当たりの平均では年36万円の給与減額となる、まさに職員の身を切る思いでの取り組みでございます。

こうした取り組みを進める中、新行財政改革推進計画の財政見通しで18、19年度の2カ年間に見込まれました28億円、収支不足額を解消いたしますとともに、18年度においては病院事業へ大幅な繰出金の増加を行う等、市民サービスの確保に最大限の取り組みを行いながら、収支均衡した財政運営に結びつけているところでございます。

本市の財政状況は、職員に痛みを強いる給与カットにまで踏み込まなければならないほど、非常に厳しいものであることに改めてご理解をいただきますとともに、本市職員の痛みを伴いながらもふるさと塩竈を第二の夕張にはしないという思いで、塩竈市にかける思いであることをぜひご理解をいただきたいと思っております。

なお、サービス残業、昼休み時間等の短縮の問題につきましては、後ほど担当よりご説明をいたさせます。

受益者負担についてのご質問、いただきました。

自治体の基本的な財源は、市民の皆様の税の負担とサービスを受ける方々の受益者負担を根幹として成り立っており、受益者負担はさまざまな行政サービスの中で利用する特定の方が利益を受けることから、サービスの対価として負担をいただいている性質のものでございます。そのため受益者負担を設定するに当たりましては、利用する方と利用しない方の均衡を考慮し、行政としてどこまで税を投入する必要があるかを明確にし、市民負担の公平性を確保していくことが求められていると思っております。

本市は、この基本的なあり方に基づき、市民の方に納得をいただける適正な料金を設定するために、今年度、使用料、手数料の基本的考え方を取りまとめ、一定のルール、手順に基づくコスト計算を基本とした見直し作業を進めていく考えでございます。

その趣旨は、まず第1にコスト計算により料金算定の根拠を明らかにすることで、行政と

しての説明責任を果たし、市民の皆さんの理解に結びつけること。

第2といたしまして、職員のコスト意識を高めることで、より少ない経費でよりよいサービスを提供する経営努力に結びつけていくこと。

第3といたしまして、市民の相互の負担の公平を確保するためでございます。

国におきましては、平成18年12月、地方分権改革推進法を制定し、その基本的な考え方として、自己決定、自己責任、受益と負担の明確化を目指すべき方向に位置づけております。今後の地方分権のもとでまちづくりを進めるに当たりましては、自己責任のもとで地域住民が主体的に政策を選択、決定するシステムへの転換が大変重要でありますし、限りある財源の中で行政が提供できるサービスと市民負担のあり方が大きな課題になるものと認識をいたすものであります。

今後、市民の皆様には本市の受益者負担についての現状につきまして、幅広く明確にご説明をさせていただきながら、将来に向けた負担のあり方について議論を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしく理解をお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長兼危機管理監（山本 進君） 2番中川議員にお答えいたします。

ご質問のありました2点について、私の方から具体的な事案でございますのでご説明申し上げます。

まず、臨時職員の雇用の実態でございますが、議員ご指摘のとおり年々ふえてきてございます。が、決して職員定数を減らして、その振りかえとして臨時職員を雇用しているということではございませんで、あくまでも定員適正化計画の中で示しております適正管理の具体的な手法の2番目、議員ご指摘の行政守備範囲の見直しの中で、あくまでも定型的な業務、あるいは内部管理業務、それから年間通じて季節的に必要とするような業務、そういったような業務につきまして、これは通業として1名の正規職員を雇用するというのは極めて不効率であるというような発想から、臨時的にパート職員を雇用しているというような実態でございます。

今後は、定員管理計画に基づきまして平成22年まで、先ほど市長が申し上げますように粛々と計画実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、昼休み時間の問題でございますが、これは2月の議会におきまして条例案を認

めていただきました。これは、昨年から国家公務員におきまして、いわゆる休息時間の廃止ということがありましたので、これはあくまでも我々市民サービスのために我々の勤務時間というのは定められておりますので、国に準拠した形で45分という形になりました。この4月1日で県内一斉にやっているところでございます。

それから、残業の問題でございますが、定数が減れば確かにそういう業務量がふえるというふうな考えがあろうかと思えますけれども、我々はやみくもに定数を減らしているだけではなくて、やはり既存の業務についてももう一度その原点に返って、事務事業を見直すべきだというような問題。それから、単独でやっている分等について複数で行うことというような工夫をした中で、現在17年度決算ベースとして、30%減の時間外の予算額を計上してございます。18年度も同様でございました。その結果、17年度決算ベースで大体15ポイントほど減少してございます。そういった面におきましては、各部、課の職員の皆様方は大変なご協力をいただいているというふうに考えております。

それは、ではサービス残業になっているのではないかとということでございますが、本市といたしましては、当然振替休日の励行を行っておりますし、それから代休取得も極力取るようにということの指導もしてございます。さらには、いわゆる時差出勤も始めてございます。特に、外部団体を持っている部署におきましては、どうしても夜間とか、あるいは土日に出勤せざるを得ないということにつきましては、その相当時間数を時差出勤していただくという形でなっております。それについては人事担当が折に触れまして現場に出向き、前月の実績報告を見ながら、十分ヒアリングを行って対応しておるところでございます。そういったことで、我々はとにかく職員の大きな協力を得ながら、何とか現下の危機的な状況を打開し、そして今進めている塩竈市の行政をとにかく当初の目的どおり達成し、決して市民サービスの低下を来さないような形でやっていきたいということでやっております。以上でございます。（「メンタルの部分」の声あり）

議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長兼危機管理監（山本 進君） 大変失礼しました。メンタルヘルスの部分でございまして、これは決して本市に限ったことではなくて、全国的には大変大きな問題になってきてございます。それもいわゆる定数が減って仕事がふえたから即健康を害するというのではなくて、いろんな条件があろうかと思えます。それにおきましては、我々といたしましても可能な限り、管理監督者の皆様には職員の日ごろの動向に十分注意して、そしてやっていくよ

うにということで対処はしてございますが、なかなかやはり個人的な内面的な部分でございますので、我々としても何か力が及ばない部分があるわけですけれども、それぞれ所属する管理する立場の者は、それぞれのご家庭を訪問したり、ご本人にお会いしたりというようなことで、いろいろやっているということについてはお答えしておきます。以上です。

議長（志賀直哉君） 2番中川邦彦君。

2番（中川邦彦君） 2回目の質問をさせていただきますが、最初に、今部長からの答弁もあったように、まず職員の問題から伺いたいというふうに思うんですが、何ととっても、私は全体で661名にしていくんだと。これは平成21年度までなんだというふうに思うんですが、やはりこの状態の中で、結局は現業部門だけを委託していくとかという話を市長はしていましたけれども、何ていったって、やはり指定管理者制度とか民間委託を最優先しなければならないというものも出てくるのかなというふうに思っております。

きょうの河北の新聞の一面でも、仙台で12カ所でしたかしら、保育所の民間委託を進めていくとかということもニュースに出ていますけれども、やはりそういうものも全体、仙台の例ですけれども、念頭に置いてそういうことが考えられてくるのではないかと私は懸念するのですが、それと同時に給与問題で、先ほどサービス残業のことを言いましたけれども時差出勤としてきちっと認めているのであれば、それはあるというふうに思うんですが、やはりどうしても残業しなければならないとか、そういう問題というのはやはり業務の量がふえてきているというのも実態だというふうに思うんですね。ですから、今全体でサービス残業すべてがそうだというふうに言わないですけれども、きちとした形でされていくということがやはり必要だと思いますし、出されている問題なんかもこれから明らかにしていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

それから、職員のメンタルのことで聞いたんですけれども、一つの例を挙げて申し上げたいと思うんですが、市長も県庁に在職していたということもありますので、その県の方でもトータルで出していた資料で若干言いますけれども、県の職員のその10%に当たるというのが長期病休者含めメンタルも必要とすると。結局、知事部局の1割に当たるのがやはりそういう心配もあるんだと。それで、私は個人的な問題も確かにあると思うので数とかそういうものは言いませんけれども、県の方でのそういう結果もあるということも実態ですし、ほかの自治体がどうのこうのではなくて、問題は市の職員がやはり安心して働ける。そういう環境。それから、先ほど私が第1問の中で言ったように、こういう問題だというのはやはり重要だ

と思うんですね。ですから、よく調査して、やはりアンケートもとっていくと。そういうことも含めて給与の問題、それから削減、減額された分でどうしてもローンが払われないという方もいるというふうに聞いておりました。それで、共済からいろいろ手だてをとっているとかですね。そういうことも聞いておりますけれども、それでいいのかどうかまた別問題として、やはりきちっとした生活できる。そういうものをやはり保障するということも必要だというふうに思うんですね。市長も再三、夕張どうのこうの言いますけれども、夕張と塩竈、基本的に違うんですよ。夕張は炭鉱のまちですから。炭鉱のまちが閉山したときに、国からの補助が出たときに、それを炭鉱の廃業ということでの国からの補助が回ったときに、どういうまちづくりをするかということにかけたことが、そもそも破たんする原因だったんですよ。ですから、塩竈と同等に見ると。第2の夕張にならないようにという言い方は、私は違うと思うんですよ。その点はやはり改めてそういうことのないようにしていただければというふうに思います。

それから、最初に戻りますけれども塩釜港区の役割ということで、漁港の問題も含めて言いますが、ある業界の方、貞山埠頭の水揚げをして、ここに冷凍船とかそういうものを実際しているんですけども、輸送費をかけてまで魚市場に持ってきているんだと。そして、競りにかけて。そうであるならば、魚市場のその岸壁のしゅんせつをきちっとして、100トン、200トンの大型漁船とか、大型の1万トン、2万トンの冷凍船ということではなくて、5,000トンとか、そういう形でも冷凍運搬船が直接水揚げできるような、そういう水深の確保が必要ではないかということも言われております。そういうことについて、一つお願いしたいと思います。

それから、企業の支援条例の適用の第1号ということで、東北造船跡地にということだったんですけども、私は疑問に思うんですね。あそこは、造船8社の移転のための土地なんだというふうに思うんですよ。それで私はあそこの、よく見てきましたが、企業というのはあそこの場所を県から借りてやってきた企業だというふうに思うんですね。それで、それが支援の適用の第1号となるのかどうか。私はそこで営業をしていたのではないかなというふうに思うんです。それで、そこにその矛盾があると思うんですけども、実際は造船8社が入るんだと、何度も言うようですけども、造船8社が入らなければならないときに、その方に譲渡するといいますが、県の方では売ったわけですけども、それでいいのかどうか。それが適用されるかどうかについて伺います。

それから、北浜造船の移転と同時に環境の問題で言いましたけれども、やはり暫定的に市長はその藤倉の第2ポンプ場の稼働の間ということでありましたけれども、1年ないし2年もたつわけで、最近のニュースなんかの報道でも低気圧の影響が相当これから強まるだろうと。ことしの特徴はその低気圧での海岸部の浸水。そういうものが心配されるというのがニュースでも報道されております。そういうときだからこそ、土のうも積む、そしてポンプの、暫定的でもいいですから、やはり早急に排水できるようなそういうものをやはり考えていかないと。何ととっても市民の暮らしと営業を守ることが市長の前提条件にありますれば、なおのことそういうところにも力を入れてお願いしたいというふうに思います。

それで、次はあと交流人口の問題についてですけれども、私はやはり塩竈は、魚と観光のまち、そういうものを前面に出していくということだというふうに思います。そして全国に誇れるまち、この塩竈に、私も誇りを持っていますし、皆さんもそうだというふうに思います。そして、魅力ある塩竈をどういうふうにつくるか。そして観光客が安心して滞在するまち。そういうものをつくるためにも、私は場外馬券売り場そのものというものはすぐわないのではないかなというふうに思うんです。やはりそういう面でも塩竈は何ととっても社と魚と観光のまち。そういうところを前面に出したまちづくりをぜひ進めてもらいたいと思いますので、この点についても伺いたいというふうに思います。以上、よろしく申し上げます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私の方からは、北浜造船跡地の問題について、ご答弁申し上げたことをもう一度確認させていただきたいと思います。

工事が完成するまでの間、県におきましては買収が完了した土地から暫定盛り土を行う等の措置をとり、完成までの間の海岸線からの浸水防止に努める予定にしており、というご答弁を申し上げました。

なお、市といたしましても一部民有地の低地部の暫定盛り土や、流入する箇所への土のう設置を行いますとともに、もしそれを超えてくるようなことがあればという意味合いで、藤倉第2ポンプ場を最大限稼働させることにより、浸水被害の軽減に努めてまいりますというご回答を申し上げたわけであります。決して暫定盛り土をやらないという意味ではなくて、暫定盛り土に早速取り組みますよう県にも働きかけますとともに、我々もそういう対策を講じていくつもりでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

残余の部分については、それぞれ担当よりご答弁をいたさせます。

議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長兼危機管理監（山本 進君） 2番中川議員にお答えいたします。

まず、定数の問題でございますけれども、私先ほども申しましたように、決してやみくもに減らすということではなくて、やはり一つ一つの事務事業を棚卸する中で、そしてこれは逐次職員の手でやるべきだと。これは民間でやっても十分できると。あるいは、これはその市民協働の中でやった方がより効率的だというようなことも整理をする中で、やはりその定員管理というものをしていく必要があるんだと。先ほど、第1回目の質問のときに、決して他市と比較するべきでないと言いますけれども、一定程度やはり比較する尺度がなければ、実際本市における定員というものはどれが一番ベターなのかということの、やはり見通しは立たないということがございますので、実際まだ全国の各自治体では、類似団体でまた比較しますけれども、かなりその部分での定員の管理が進んでおりまして、現時点でも約120名の差が出ておると。したがって、全国そういう意味では本当に必死になって、そういった定員の抑制に努めていると。また、努めざるを得ない状況にあるんだと。そのためにどういう工夫をしていくかということでございます。基本は、あくまでも先ほど申し上げましたように、市民サービスの低下は来さない。維持、向上するんだというふうなことでこれからも進めていきたいというふうに考えています。

それから、職員のメンタル等につきましては、これはご指摘のとおり、我々は可能な限り親身になって相談に乗っていくということでございます。

それから、夕張の問題でございますけれども、確かにそれは夕張の地勢とうちの地勢、全く異なります。向こうは炭鉱のまちであったし、我々は漁港のまちでございました。ただ、過日新聞でも報道されておりますように、いわゆる再生法制、今国会で通過しておりますけれども、いわゆる連結赤字の比率が今後その大きな問題になってくるという中では、残念ながら県内で唯一連結赤字が本市だけというふうな状況でございます。そういったことを何とか回避しようということでございます。そのために、やはり単なる歳出抑制ではなくて、行政システムそのものを変えていかなくてはいけないということで、我々は今それを取り組もうとしているわけでございます。それにおきまして、確かにいろんな部分で我々職員に犠牲を強いている部分もございますけれども、それ以上に我々はやはり先ほど市長がおっしゃいましたように、塩竈市というまちづくりのために、また塩竈市民のサービス向上のために我々は働いているんだというふうな使命感に基づいて、今後とも行政改革に職員一丸となって取

り組んでいきたいと考えます。以上です。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） まず、魚市場岩壁に冷凍船を直接入港させるような取り組みということでございます。

私たちといたしましては、過去においてこのような計画を漁港地域において持ったこともございましたが、その後の流れの中で、その計画はなくなったというふうな経過もございました。ただ、今回関係する方々、皆様方がご協議をされまして、こういった計画づくりを今日指そうとされているわけでございますので、私たちといたしましては、今後ともそういった方々との協議、連携を踏まえながらできる限りの実現が図られますよう努力をしまいたくはないのではないかと。そんなふうにご検討いただいております。

次に、いきいき企業支援条例の第1号適用企業についてのご意見でございました。

私たちといたしましては、この事業を適用されました企業につきましては、防災の観点からの北浜緑地、これらを促進する意味での移転であったらうし、そしてまた市内にあります空き工場、空き地、こういったものを一刻も早く活用して、塩竈に産業的な活性化の灯をもう一度取り戻すための事業でもあるというふうにご検討いただいておりますので、この企業を第1号の指定をさせていただいたという経過でございます。

それから、交流人口をふやすというふうなことのご意見をちょうだいいたしました。

私たちといたしましても、交流人口をふやすもとになりますのは、やはり塩竈ならではの魅力を掘り下げていったときにこそ、初めて他の地域の方が塩竈に行ってみようかというふうに言っていただける。そんな地域になっていくのではなかろうかと考えております。今後ともそういった視点から交流人口をふやすような形で一生懸命取り組んでいきたいというふうにご検討いただいております。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 2番中川邦彦君。

2番（中川邦彦君） 時間もないので簡潔に伺いますが、今産業部長も言いましたように、企業支援の条例第1号ということを出されておりますが、具体的にどういう点でされていくのか。私は、先ほどの会社というのは塩竈で仕事をしていた会社ですから、どういうふうな形で適用になっていくのか。その点についてできればご報告いただきたいというふうに思います。

それから、やはり人口対策ということでいろいろ市長さんからも言われましたけれども、私

は何といっても、やはり塩竈が安心して暮らせるまち、だれもが塩竈に住んでみたいということは、先ほどの三つの点を挙げたんですけれども、働き盛りの世代ももちろんそうです。それから20代から30代の方たちの若い方の転出が多いということも言われましたけれども、何といっても住宅の確保とか少子化対策、医療、教育とかです、そういう面での福祉に対する施策をやはり充実していくということでもあるというふうに思うんです。ですから、市長もその今度の施政方針の中で言っているけれども、改めてこういうところももう一度施策を充実させる意味でも、行政として、また市長としてどんなふうにこの件についても考えていくのか。その2点についてお願いします。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） まず、いきいき企業支援条例でございますが、条例で定めております内容をクリアされているということでの今回の適用第1号というふうな判断をさせていただきました。

具体的には、工場や事務所を増設するとき。そして、それらの土地、建物、設備への投資が2,000万円以上で、市内在住の新規雇用者を2名以上採用したときと、こういった内容に合致するという判断をさせていただいたものでございます。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 人口増加対策。本当に我々にとりまして、大変重要な命題であります。具体的にということでありました。まずは、我々今この塩竈にお住まいの方々が他に転出するようなことではなくて、やはりこのまちの中にとどまっていただくような、そういうまちづくりが非常に重要ではないかなと考えておりますし、あわせて外部からもちろん大勢の方々が塩竈に移り住んでいただくというようなことも、これ大切な課題だと思っております。まずは、市内の方々にこのまちに誇りと愛着を持って住んでいただけますようなまちづくりをなお一層進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 7番東海林京子君。

7番（東海林京子君）（登壇） 社民党の東海林京子です。

市長の2期目の最初の施政方針に対する質問の機会を、今期また私に与えていただきました市民の皆さんに心から感謝を申し上げます。

さきの統一地方選の中で、市民の皆さんから寄せられましたご意見、ご要望について、施政方針の項目に沿って、市民の皆さんの寄せていただきましたものに対しまして私が代わり

まして質問させていただきたいと思います。

先月末から今月にかけての政局は、松岡農水現職大臣の自殺問題、不明年金問題、さらには訪問介護最大の大手コムスンに対する介護事務所指定打ち切り処分が出され、施設入居者の不安ははかり知れないものがあり、塩竈においても年金問題、介護問題に影を落とすことになるのではないのでしょうか。

憲法改正を前提とした国民投票法の、数に物を言わせた強行採決など、国民の政治不信を募らせるような問題が次々と出され、来月行われる参議院選挙では、国民がどのような結果を出すのか有権者一人一人に、今その選択が問われているのだと思います。私たち有権者は、国政も地方政治にもしっかりと目を向けて、多数派の横暴を許さない選択をしていかなければと心に念じながら、早速質問に入っていきたいと思います。

最初の質問は、「元気です塩竈」のタイトルの中で、商業振興の取り組みについて伺います。

塩竈の海、食、歴史、文化などの豊かなお宝資源を活用しながら交流人口の増加につなげていこうとしていることが、ただいまも述べられていたとおりでございます。塩竈はおいしいものがたくさんあるまち。特に海から恵みをいただける魚、寿司、練製品、伊達政宗の時代から保護されてきた地酒や菓子など、他県からは、私塩竈ですと言えば、地元塩竈の人より詳しく正確にそのものの名前や会社名までわかっているものを聞くと、塩竈の有名さが半端ではないなと驚くことがしばしばあり、私はすっかり気をよくしています。

市当局は、商業振興の取り組みについては、まずシャッターオープン事業として、商店街の空き店舗の活用による新たな商業振興の展開や、コミュニティスペースとの活用などで、商業地域の商店街ににぎわいを取り戻せる施設としてその事業に取り組んでいただける人へ各種支援を行っていくとありますが、その内容については昨日も質問があり、市長答弁もありましたが、さらにおさらいのつもりで具体的にどんな支援をしていくのか、また教えていただきたいと思います。

私もこの発想のシャッター街の活用については、大賛成です。昔からずっと先祖代々その店を守ってきた人たちが、まちに人通りが少なくなったり、後継者がいなくなったことで、老舗の店を閉店してしまうのは本当にもったいないし、残念だと思います。あの店は続けてほしいと思う店もたくさんありましたが、さきに言ったような事情で閉店せざるを得なくなったところも多いと思います。だれか、他人でもその技術と信用、商品を受け継いで、お店を装いも新たにしながら開店していただければ本当に素晴らしいことだと思います。

私たち住民は、自分の住んでいる近くで毎日の食材や伝統の味が受け継がれ、残して守られることを望んでいます。私は、後継者は必ずしも親子や家族だけでなく、その仕事をやりたいと思って一生懸命やってくれる人があれば、何らかの支援のもとで継続できたらいいなと思っています。今後ぜひ後継者育成によって、シャッターオープン化を続けてほしいと思います。カフェや出店の並ぶにぎやかな塩竈を期待したいものです。

「元気です」第2の質問は、地域経済の活性化、雇用対策について伺います。

先ほど述べたシャッターオープン事業については、雇用の獲得にもつながる問題です。塩竈は元気がない。昔のような元気なまちにしたいと言われてから久しくなりました。しかし、昔のような元気は、今どうしたら取り戻せるのかは難題です。そう簡単ではありません。まず、塩竈に雇用の場である企業が年々少なくなってきました。つい最近までは、近隣市町村から働く人たちを大募集して、早朝から夜遅くまで仕事をしていた水産加工場、まちの中を会社の送迎バスで勤務先に向かう従業員の人たちの明るい笑顔が、足早に勤務先に向かい私たちに窓越しに注がれていたときは、七、八年前だったでしょうか。これまでは地元で働く場所があるということで、県内外や二市三町から働きにきて、やがて結婚して子供を育てながら働き続けられた方もたくさんいらっしゃると思います。しかし、今は働く場所もなく、特に先ほども言われましたように、若い人たちはほかの行政区へどんどん流出していております。日本一住みたいまちは、まだまだ手の届かないところのような気がします。

まず、若い人たちが地元で雇用があって、いきいき生活できる場を行政がどうつくり出すのか。人口減少にどう歯どめをかけるのかについてのお答えをいただきたいと思います。

生活の基盤は、何といたっても雇用の安定にあると考えます。雇用の場の提供、そして働き続けられる労働条件、制度の整備、確立について行政は指導的立場にあると思いますが、市当局の考え方をお伺いいたします。

次の質問は、「安心です塩竈」の防災対策について伺います。

宮城沖地震及び津波対策については、市民の生命財産を守る立場で、学校や保育所、老人施設、病院などを優先的に防災対策に努力していることについては、市民の1人として敬意と感謝をあらわしてきたいと思います。もう一方の防災対策として、早急に取り組みなければならない問題も数多くあることも、市当局はご承知していると思います。

危険箇所の点検は常に現場で、その把握もできていると思いますが、なかなか進まないのが実態です。点検の後でどうするのか。つまり、対応のところで行き詰っている問題が多い

と思います。しかし、万が一のことを考えると、命にかかわる問題ですから重大な責任問題になりかねません。これまで何年も手つかずでそのままの状態が続いている現状を見れば、解決は難問題であることが伺い知れます。しかし、例えばがけ崩れの心配のある下に住んでいる人たちのことを思えば、難しいと言っているだけでは何の解決にもなりません。がけの下の方はぐらっと小さな振動でも、地震かと思って体がこわばってしまうとか、風の強い日や雨の強く降っている日はいつも頭の上が気になって寝られないと言っています。持ち主不在、あるいは市内在住者であっても何年も人が住んでいない家屋がそのまま放置されて、今にも倒壊するようになっています。戸や窓がなくなっていたり、自由に出入りできるところもあり、子供たちや不審者の格好の隠れ家や遊び場になってしまったりすれば、火遊びや放火による火災が起きたらと心配の絶えないご近所の方々も多いのです。また、ごみ屋敷になっていて、猫がたくさん住んでいたりしています。近くに住んでいる人たちは、町内会や議員さんから苦情を行政側に訴えて、何とかしてくださいよと市民の要望も強いのです。市当局に対しても、これからの問題は、具体的に町内会や個人から要望も寄せられていると思います。市当局は大変困っていると思いますが、いつまでも引き延ばしできない問題だと思います。具体的なご回答、いつどうするのか、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問は、少子化対策について伺います。

塩竈市は、働く女性の子育ての側に立った子育て支援については、歴代市長のところで理解を示し、取り組んできたと思います。保育所増設、新設、ゼロ歳児保育開設、障害児保育、保育料減免、長時間保育、また家庭保育など、働く女性の意見や要望に沿った形で、県内では他市町をはるかに上回る制度化で子供を大事にする取り組みがされてきたと思います。今でもその心は変わりないと思います。しかし少子化には歯どめがかからず、他市町村と同じように進んでいます。少子化の原因はいろいろあります。若い男女がなかなか結婚に積極的でない部分もあります。それにはやはり結婚して、安心して暮らしていける経済事情が整っているとは今言えないところに大きな問題があると思います。また、いろんな面で子供を育てる自信がないから産まないという人もいます。そんな悩みにしっかりこたえてやるのも政治だと思います。

今、各企業や行政がいろいろな形で働きながら子供を産みやすい、あるいは育てやすい環境を整えている職場もふえています。今は人余りの時代ではありませんから、企業は優秀な人材は残したいという考えに変わり、出産で退職していく人を職場にとどめる方向で労働環

境を整備する制度を、今はむしろ競争のようにつくり変えています。しかし、それは大企業の話で、中小企業では出産退職はまだまだ当たり前のようになっています。女性の働き方が半分が非正規職員で、子供を産めば退職当然の世界です。若い夫婦にとっては、子供を産めば一方の収入がゼロになるので、安易に子供が欲しいという願望がかなえられなくなってしまいます。ここのところへ、行政と企業がどのように手助けをしてくのかがかぎだと思われるのですが、塩竈市の少子化対策について、一步踏み出した画期的な対策について、ぜひお願いしたいと思います。

例えば、経済的支援など考えていくかどうか。日本一住みたいまちは、このような対策に自信を持って取り組む姿勢にあると思っています。

次の質問は、高齢化福祉の医療についてお尋ねします。

現在、医療費や介護費の自己負担が高くなったことで、病院やショートステイ、デイサービスに行く回数を減らしている老人も多くなったと聞きます。そのため、経営する側にとっても大変苦しい状況があるということです。それでも、市内を行き交う老人福祉施設の車の数はとてもふえていると思います。特に夕方、車いす用のワゴン車や、バスで家まで送ってもらい、玄関で出迎える光景をしばしば見ます。ただいまと子供のように大きな声で家族に声をかければ、迎える方の声もおかえりなさいと明るく出迎えている姿は、ああいいよね、幸せそうだと私は見えています。しかし、一方まだ施設に入所できないでいる人もたくさんいると思いますが、現状とその対処について伺います。

次の質問は、市立病院について伺います。

現在は予約制になり、時間的に待ち時間が少なくなって、スムーズに人が流れています。先生方の増員についてもスムーズにいつていることは本当によかったと思います。しかし、診療報酬等の改正によって患者さんの負担が大きくなった分、病院の収入が減ってしまうような仕組みの中で、どこの病院も苦しい病院経営になっていることもあります。ことさら公立病院の経営は、損得ばかり言っていられないところでの公立病院の役割分担を担っていただいていると思います。今、医師、スタッフ不足、金不足の中で頑張っている市立病院の皆さんに敬意を表したいと思います。今、患者さんの中に市立病院で人工透析を再開していただきたいという声も少なくありません。これについて、市立病院の当局はどのように考えているのか、近い将来の展望について伺います。

また昨年、診療報酬改定によって、医療費の抑制という命題のもとに厚生労働省が打ち出

した療養型病床38万床ある医療介護病床を、5年後の2011年末までに医療病床のみの15万床に削減しようという方向性のようですが、塩竈市立病院の療養型病床はどのようになっていくのか。これまで病院と家庭を結ぶ緩やかなりハビリ、回復コースとして市民には大変喜ばれてかつ必要な施設ですが、このことの方が大変心配されます。医療難民をつくらない方向で、ぜひとも現状維持を堅持していく方向で頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いたします。

次は、「大好きです塩竈」の項に移りたいと思います。

学校教育について伺います。

平成19年度施政方針を読んでいて、一番引っかかりを感じたのが学校教育について述べているところでした。ページ、13ページの真ん中から始まるわけですが、学校教育につきましても、塩竈を愛し、塩竈で生まれ育ったことを誇りに思い、自分を世界に発信できる児童生徒に育成するために、教師の指導力とすぐれた教育計画、そして効果的な学校運営という三つの要素からなる学校力を高めていく必要があります、となっています。何か、これまでの学校教育の方針とかなり違うニュアンスになったと思います。

昨年の学校教育については、思いやりの心と健康な体、そして豊かな創造力と郷土愛をはぐくむことを目指してまいりますという文章でした。すんなり心に入ってくる文章でした。

一昨年は、子供のひどいいじめやそのことに起因する自殺、肉親や友だちなど大切な人を平気で殺害する問題が数多く起こりました。ですから、思いやりの心というものが前面に出され、命や心の問題を大事に考えた学校教育をしようという内容になっていたと思います。いじめや自殺なども、今は表には出なくても、その状況はまだ変わっていません。

しかし、ことしの学校教育の内容は、いきなり塩竈を愛し、塩竈で生まれ育ったことを誇りに思い、と非常に押しつけがましいと言われそうな、しかも自分を世界に発信できる児童生徒に育成するために、何のことかよくわかりません。なぜ、自分を世界に発信しなければならないのか。発信するとはどういうことか。日本にとどまっては どうしてだめなのですか。何が言いたいのか具体的に、どんな子供になってもらいたいのか。その子供は大人になるために何を目標したらいいのか、全然見えてこない気がします。これまでの教育方針をなぜがらりと変えるのか。これからの教育方針の違いは何なのか。どんな情勢からそう変えるのか。学校力を高めるといふ力は、具体的にどういう力なのかを伺います。改正教育基本法の方針の方針のように見えて仕方がありません。

最後の質問は、しおナビ100円バスについて伺います。

昨日も質問がありましたが、100円バス発足以来、市民の皆さんからは大変便利だ、助かる、毎時同じ時間の発車はわかりやすく覚えやすくとてもいい、ずっと続けてほしいと喜ばれています。バス停にベンチが欲しいなどの要望も出ています。しかし、しおナビ100円バスの通っていない地域、大日向、母子沢、玉川方面、野田方面、舟入、牛生、芦畔方面の人たちからは、ことしこそはぜひ路線を拡充して開通してくださいという強い要望があり、一部でもう署名活動も始まっているそうです。また、身近に交通機関があっても、まちのにぎわいをつくるためには、本町、マリングートへの乗り入れ、循環バス発足当時から要望であった伊保石公園のある千賀の台や青葉ヶ丘方面への路線拡充も要望が出されています。

市当局はそんなに路線を拡充すれば、赤字がふえるばかりだと一部におっしゃる方もいらっしゃいますが、むしろ市民が100円バスで出歩くことで、商工会への消費拡大ということで貢献するし、まちのにぎわい、高齢者の健康づくり、公共の足である地域公共交通を守ることへ貢献していくこととなります。100円バスの東西線の実現、さらなる拡充とますますの利用者増を目指し、市が思い切った予算配分の実現を進めていただけるよう、また勝手なお願いになりますが、今回もてんこ盛りの質問になってしまいましたので、答弁をできるだけ簡潔にして、中身の濃いご回答にさせていただきますようお願いして、私の第1回目の質問を終わります。

ご清聴まことにありがとうございました。

議長（志賀直哉君） 質問者からも要望がありましたので、当局、答弁を。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまは、東海林議員から大綱3項目についてご質問いただきました。簡潔にご答弁をさせていただきます。

シャッターオープン事業につきましては、今議会におきましても再三ご質問いただきました。既にシャッターが閉まっております中心市街地の商店街のシャッターを再度あけさせていただき、地域の活性化につなげていきたいという趣旨であります。

後継者育成等もできないのかというお話も含まれておったかと思いますが、後継者問題につきましては、なかなか行政として踏み込みが難しい分野だと思っております。例えば、商工会議所が毎年行っております空き店舗調査等では、シャッターを閉ざされている店舗のうち、将来も借り手を探している店舗が80%ぐらい、残りの20%は個店の事情によりあける意思がないという方々もおられるわけです。また、プライバシー保護といったような観

点からも、行政からこういった後継者問題にどこまで関与できるかということについてはなかなか難しい問題だと思っておりますが、話し合いをさせていただきながら、行政側にそういう行司役を求められれば、喜んで対応してまいりたいというふうに考えております。

地域経済の活性化、雇用対策についてであります。

初めに、若い方々が安心して働けるような雇用環境という問題であります。

本市といたしましても平成15年度から新規卒業者の雇用拡大を図るため、市内の企業を訪問させていただいており、地元高校からの採用等について働きかけを行ってまいったところでもあります。そういった成果もあるものかと思っておりますが、新卒者に対する有効求人倍率3.9倍と、高い数値に上ってきております。

しかしながら一方では、新卒高校生の方々、自分が希望する職種と違うというような事例も残念ながら数多く発生をいたしておりますが、こういった調整役を根気強く果たさせていただきながら、多くの方々がまたこの塩竈の地で自分の職場を見つけられますような努力をいたしてまいりたいと思っております。

人口減少の歯どめ策として、こういった雇用の場ということも大変重要ではないかということでありました。そのとおりであります。特に20代から30代の若い世代の転出が数多くなっているということにつきましては、職域が少ない等といったようなことも懸念されるのかなと思っております。また、すぐれた住環境、日常の利便性の向上という総合評価といたしまして、総合的な暮らしやすさが定住につながるものと考えております。その中には、当然のことではありますが、子育て支援の問題でありますとか、教育環境の充実といったようなことも含まれているものと認識をいたしているところであります。

防災対策についてご質問をいただきました。がけ崩れ対策についてのご質問であったかと思えます。

市内には、県が土砂災害危険箇所として明示しております傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上で住家などに被害が生じるおそれのある急傾斜地は85カ所、指定をされております。これらのがけ地のほとんどは、個人の所有地となっておりますが、これらの土地のがけ崩れ防止対策については、現有の制度の中ではみずから施工を原則といたしております。理由等につきましては、資産価値が向上するとかそういったことになるのかと思っております。

そういった中で、公的立場で施行できます条件が、以下のとおりであります。高さが10メ

一トール以上、災害により道路等の公共施設等と多数の人家の上に被害を及ぼす場合及び第三者の人命を脅かす場合に限り、公共財産の保全と人命の保護という観点から、急傾斜地崩壊対策事業として、国の補助事業、県の単独事業として行政が対策を講じることとなります。

なお、その際におきましても、整備に伴い所有者の方に一定の受益者負担をいただくこととなります。

持ち主不在、あるいは持ち主があっても廃屋の状態で放置されている家屋についてのご質問、いただきました。

空き家に関する苦情、要望につきましては、結構数多く寄せられております。我々も早速現地に参りまして調査を行い、その対策について検討させていただいているところであります。ほとんどが持ち主がおられる建物であります。

我々といたしましては、まず所有者に状況をご説明しながら、早急に改善策を講じていただきたい。場合によっては撤去をとということを文書でお願いをさせていただいているところであります。しかし、所有者ご自身の事情、あるいは相続の方々が亡くなられると、管理する方を特定することができない場合等もございますので、市や消防署あるいは関係機関などが連携してパトロールなどを実施いたしますとともに、緊急を要する場合や近隣の住民に被害を及ぼすようなことが想定される場合には、一時的な応急措置を市としてとらせていただいているところであります。

次に、少子化対策に関する塩竈市としての考え方についてご質問いただきました。

この少子化対策につきましては、さまざまな課題があるものと考えております。本市の少子化対策の基本は、だれもが安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進であり、そのために地域社会全体で子育てを支える施策を継続していくことが、極めて重要であると認識をいたしております。この考え方のもと、さきに策定いたしましたのびのび塩竈っ子プランに基づき、さまざまな子育て支援事業を展開いたしますとともに、市民参加の各協議会を設置し、子供の子育て支援事業のあり方に市民の方々のご意見、取り入れながらさまざまな子育て支援事業を展開をさせていただいているところであります。

次に、高齢者福祉に関してのご質問でありました。

施設入所の待機者等の対応についてというご質問であったかと思っております。

介護保険の施設サービスにつきましては、市内に介護老人保健施設が2施設、定員200名であります。特別養護老人ホームは1施設、定員50名、このほか介護療養型医療施設が2施設

で15床が存在をいたしております。また、施設サービスを利用されている方々は、市内の各施設を初め県内外の施設等を利用いただいておりますが、全体で430名ほどになっております。特別養護老人ホームへの待機者の状況であります。各施設におきまして入所判定基準が整備され、心身の状態や介護者の状況などを入所判定委員会で客観的に判断し、優先的な入所というように制度は変更になりましたことを受け、現在の待機者数は約280名程度と見込んでおります。

次に、療養型病床の現状と今後の方針についてご質問をいただきました。

初めに、人工透析の再開についてお答えいたします。

平成16年度人工透析の担当医師が市立病院を退職され、常勤医師を確保できるめどが立たず、また人工透析の医療機器が老朽化するなど、その整備に多額の費用を要する状況となりました。このようなことから、人工透析の継続をやむなく断念し、当時の患者様につきましてはご理解をいただきながら、担当医師が誠意を持って他の医療機関への定員調整、紹介を行ったという経過がございます。医師不足が全国的に大きな問題となっております中、市立病院はこれまで何とか医師の確保に努力をまいりました。しかし、透析の専門医につきましては、現時点では非常に困難な状況にあります。塩釜医療圏内には、人工透析の治療に取り組んでいただいております医療機関が存在すること等を考慮し、当面当病院につきましては、他の診療科目の充実強化に努めてまいりたいと考えているところであります。

なお、人工透析室として使用してまいりました病室につきましては、今大変需要が高いがん治療の科学治療室に活用させていただいているところであります。

また、療養型病床の現状と今後の方針についてお答えをいたします。

平成18年度の医療制度改革で、現在38万床全国にございます医療介護療養病床を医療療養病床のみの15万床まで削減する方針が掲げられております。このため、社会的入院を多く抱えてきた医療機関では、大変重要な問題となっております。

現在、市立病院では38床の医療療養病床を保有しており、18年度では延べ8,244人の方々が利用いただいております。しかし、医療の必要性の低い患者が全体の8割に上っております。今後、医療療養病床の選択し得る取り組みといたしましては、医療療養病床として踏みとどまるという案を選ぶか、一般病床に変更する、あるいは回復期リハビリテーション病棟に転換する、老人保健施設への移行といったような四つの選択肢が考えられると思いますが、2011年度までに結論を出さなければならない状況に立ち至っております。

今後の方向性につきましては、市立病院だけの問題にとどまらず、地域の医療福祉にとっても大変大きな課題でございますので、皆さま方のご意見を徴しながら決定をしてみたいと考えているところであります。

学校教育。これまでの教育方針を変えたのかということであります。

教育の不易と流行を十分配慮し、これまでの方針で取り組んでみたいと考えているところであります。そういった中、学校力を高めるということについては、具体的にというお話でありました。昨日もご説明をさせていただいたところでありますが、教育は人なりと言われますように、信頼される教職に対する強い情熱や、教員の専門家としての子供の理解力、授業力、そして豊かな人間性や社会性などの総合的な人間力等の教師の力量を高めることであります。また、授業時間、学校行事等、各学校の創意工夫をこらしたすぐれた教育計画を持ち実践することです。

もう一つは、地域や保護者の意向を受けとめながら、学校のビジョンを示し、実際に効率的に学校運営を展開することにあるかと思っております。学校力を高めることは、学校が今抱える課題と向き合い、それを乗り越えていく中で形になっていくものと考えているところであります。今後とも、一生懸命頑張ってみてみたいと考えております。

しおナビ100円バスの東西線への拡大につきまして、ご質問をいただきました。

今年4月から一部循環線を拡大をさせていただいたところであり、多くの利用者の方々からご好評いただいております。今後の方向性につきましては、現在置かれましたバス交通の現状、具体的に申し上げます、新設路線につきましてはすべて全額運営費を本市が負担するといったような内容等々を考え合わせますと、今後の大変重要な課題ではあります。費用対効果あるいは今置かれております財政環境の中でこういった対応が可能かといったようなことを、総体的に検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡潔にご説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 7番東海林京子君。

7番（東海林京子君） ありがとうございます。

それでは2回目の質問に入らせていただきます。

最初の方からお願いしたいと思いますが、シャッターオープンについてですけれども、私が後継者育成の問題について話をいたしました。できれば今まであったお店。たとえばお菓子屋さんならお菓子屋さん、それから、何ていうんですか、小料理屋さんとか、そういうも

のをそのままの形で本当は残していけるのが後継をするという意味なのかなというふうにも思いますけれども、今市長からお聞きしましたように、借り手を探しているというのが80%だというふうに聞きました。なかなか、先ほど私も言いましたように、今までの同じものを同じ家の人で後継できないという部分でやめていっているという状態もありますので、ただやはりいろんな形で募ってみると、私は豆腐づくりが好きだとか小料理が好きだとか、いろんなお菓子づくりが好きだとか、そういうものってあるんだと思いますね。いろんな人がですね。それで、そういうものを他人でもそこを貸していただいて、例えば機材とかなんかというのは持っているわけですから、そういうものも活用させていただいて、そういう人を募っていけば、私は何か集まるような気がする。そして、例えば今でしたらジェラートとかアイスクリーム屋さんとか、そういうものも集まってくる。若い人もつくるのが大好きだから、お菓子なんかもつくるのが大好きだから、そういうことでレストランのようなものをやるとかですね。そういうものに対して育成をしながら教えていき、今までつくってきた方々が教えていただいて、そしてそのところでご商売ができるような、そういうことに対して市が口ききをしていただいたり、そういうことをしていただければいいのではないかとこのように思います。

あと、今観光客、かなり最近中年の方々がご夫婦で来ているのを見ます。やはり神社に行くとか、おいしいもの、ここ塩竈では何がおいしいんですかとか、よく駅なんかで私も聞かれます。神社に行くのはどうだとか、神社に行ったら食べ物を、お休みしてそこでお茶が飲めるのかとかいろいろ聞かれますので、やはりそういうことに対して、私たちが見ても神社には何もありません。神社だけだということでは、やはりだめなのではないか。やはり観光客を集める方向で、一発のイベントだけで月に何回とか年に何回集まってくるのでは私は、それは全部だめだとは言いませんけれども、そうじゃなくて、やはり常にこう人のにぎわいがあるような、そういうまちにしていきたいなと思うんです。

そこで、塩竈は、やはりこれまでも小料理屋さんとか旅館とか、そういうものが多かったわけで、そういうノウハウを持っている人たちがたくさんいらっしゃるのではないかとこのように思います。ですから、昔のものを食べさせる。昔若かった人、今中年の方々が本当にこういうものを食べてみたいとか。例えばですね、塩竈でしたら本当にくるみ豆腐の本当においしいお店とか、ずんだもちのおいしいところとか、それから茶碗蒸しのおいしいところ。塩竈の精進料理はどこにも負けない私、味があるのではないかとこのように思います。そういうもので売

り出してもいいのではないかなというふうに思っていますので、そういう点で少し市の方でお骨折りをしていただいて、昔懐かしいそういうお料理なんかで人を集めるというのも例えば、今言いましたけれどもくるみ豆腐もですけれども、アンコウのともあえとか、茶碗蒸しとか、そういうものをうんと好きなおばさん方がいるんですね。何か、そういうものを食べさせてくれるお店ありませんかとか、塩竈で焼き魚を食べさせてくれるところがありませんかというような、そういうものもありますので、ぜひそういうお店を私はシャッター街につくってほしいなというふうにも思っています。

それから人口減少、少子化の問題ですけれども、その問題についても、先ほど雇用の問題とあわせてです。もちろん雇用が塩竈にあればいいわけですが、雇用は余り今のところないわけです。若いお母さんが、やはり子供が産めないというような中身も先ほど言いましたけれども、いろんな施策についてはのびのび塩竈っ子の中を見ますとたくさんやっているわけですが、やはり今の方々は毎日の生活に困ると。これ以上家族がふえたら。そうなったら、やはりいろんなところでいろんなことをやっていますけれども、いろんな都市でいろんなことをやっています。そういうものをまずお金で援助するような中身とかです。そういうものはないのかとか、ぜひそういう点でお考えがあったらなというふうにも思います。

例えば、千代田区とかでは家賃や住宅ローン、実家の方に来たいと思っている方に、じゃあ家賃を1人1万円上げましょうとかね。8年間だけ上げましょうとか、そういうような子供さんが大きくなるまでですね。そういうものを助成するとか、いろんな形で子育て支援をやっています。

それからまた、子供さんのタクシー。いろんなところへ行くのに車を持っていない方もいらっしゃるから、そういう方に対してドライバーが、運転手がきちんと研修を受けた人たちがチャイルドシートをつけてタクシーが来るとか。市原市では、幼稚園の送迎にそういうものを使っているとか、それから男性の育休に対して援助をしているとか、いろんなところでそういう少子化対策についてやっているわけですので、塩竈市はやはり少しはそういう人たちにお金を出して、いいね塩竈ってこういうことをやっているんだってねというところで、やはり若い人たちが喜んで来ていただけるようなそういう政策についてぜひお願いしたいな、私はそういうふうに思います。ぜひそういうことの思い切った対策がなければ、若い人の足は踏みとどまらない。

それから、よく本町を男子高の子供たち、女子高の子供たちが歩きます。あそこで私たまた

ま街頭演説をしていたことがあったんですけれども、そこへ来て、おばちゃん塩竈っておもしろくないねって。塩竈は全然遊ぶところがない。おもしろくないんだ。やはり塩竈はおもしろいまちにしてほしい。我々がここから出ないような何か、仙台に行かなくても、利府に行かなくてもいいような何かないのすかというふうな形で私言われました。やっぱり若い人たちが踏みとどまるような何かおもしろいこと、楽しいことがなければ、私はやはり人口の流出なりにぎわいというものがなくなっていくのではないかというふうに思いますので、ぜひそういう点で、市の方にも何かぜひそういうものを見つけてほしいなというふうに思います。

せっかく二つの学校があるわけですから、子供たちはおもしろいと思ったら、よその学校からも連れてくる。よその学校の友だちもどんどん呼びこんでくるのではないかというふうに思います。そういう点で、にぎわいをつくるのには余り金を使わないような、それでもおもしろい。昔は私たち小さいときに、学校、学生時代にお好み焼き屋さんが1軒あったんですね。あの辺の女子高から帰ってくるあたりに。そうすると、どこからでも子供たちが集まってきた、そういう時間になると満杯になって、本当に楽しそうな子供たちが集っていたのではないかというふうに思いますので、そういう点でもぜひ子供、あるいは若い人、お年寄りが、きのうも言っていましたけれどもね、だれかがおっしゃっていましたが、おれたち行くところないんだと。そういうまちではなくて、やはりこのまちで楽しく安全に暮らせる。そういうまちにぜひしていただきたいと思いますので、もし市長にお考えがありましたら、2回目のお答えをぜひいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 今、シャッターオープンに関しまして、具体的なご提案をいただきました。例えば、塩竈らしい食文化というくくり方をさせていただきたいと思いますが、そういった塩竈ならではの食材を活用したレストラン等ということではありますが、私どものシャッターオープン事業は、特定の業種という意味ではございませんので、先ほど申し上げましたように、地域全体の商店街へのより波及効果といったようなものに配慮しながら、場合によっては2年、3年ではなくても、短期間でもというような選択ができるような制度にさせていただいております。

私も塩竈市内の食材、大好きであります。本当にすばらしい食材が至るところにあります。ぜひそういったものを多くの交流人口の方々に味わっていただけるような工夫、努力を我々

もいたしてまいりたいと思っております。

人口減少対策であります、雇用の拡大ということでもあります。例えばであります、海辺の賑わい地区に今度新しくオープンいたしました店舗につきましては、約400名の雇用の場が確保されております。また最近、本市に進出をいただきましたリサイクル企業等におきましては30名ぐらいの現地採用をしていただいております。また、新浜町に進出が具体化してまいりました水産加工の全国組織でも10名程度の採用といったようなことで、誘致企業につきましては、それぞれ新たな雇用ということに取り組んでおりますが、一方ではなかなか気に入った職種といたしますか、働く方々がなかなかそういった場所ではというようなすれ違いがあることも事実であります。ハローワーク等とも一度そういった就職懇談会的な場を設けようかというような話も進めさせていただいているところでありますが、できる限り若年層の方々がこの塩竈のまちに職場をみつけれられるような努力をなお一層重ねてまいりたいと考えております。

男性の育児休暇の問題。今年度に策定を予定をいたしております男女共同参画条例の中でもこういった問題について、一步踏み込んでまいりたいと思っております。子育ては男女共通の課題というふうに認識をいたしております。なお一層、子育てがしやすい塩竈のまちというような評価をいただけるような努力を重ねてまいりたいと思っております。家賃の助成等につきましては、先ほど申し上げました。負担の公平性あるいは税負担の中からそういったところまでどれぐらい踏み込めるかといったようなことにつきましては、先ほど改めて全面的にコスト計算を行わせていただけるということをご説明をさせていただいておりますが、そういった中で再度整理をさせていただきたいと思っております。

高校生の方々が関心を示していただける場所ということでもあります、最近、高校生の皆様方が海辺の賑わい地区に足を運んでいられる姿も散見されるようになっております。こういった方々が、なお街中全体に足を運んでいただけますような努力を行政としてもいたしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（志賀直哉君） 7番東海林京子君。

7番（東海林京子君） あと、先ほど防災のがけ崩れと家屋の問題なんです、さっきお昼のテレビでちょっとやっておりましたけれども、そういうものに対して例えば固定資産税の問題というのはどうなっているんでしょうかね。例えば相続者がいないとか、いても全然塩竈

には全く関係ないとか、そういうものというのはどういうふうな状況になっているんですか。

議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長兼危機管理監（山本 進君） 所有者が明確になっている限りは、それは固定資産が適正にかかっています。あと、相続人がいればもちろん相続人にいきます。それがいなければ当該財産は国庫に帰属します。以上です。

議長（志賀直哉君） 暫時休憩します。

再開は、15時10分といたします。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 再開

副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の施政方針に対する質問を続行いたします。17番阿部かほる君。

17番（阿部かほる君）（登壇） ニュー市民クラブの阿部かほるでございます。

施政方針に対する質問に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、質問の機会を与えてくださいました先輩、同僚の議員の皆様、厚く御礼を申し上げます。

初めてこの壇上に立ちまして、改めて職責の重大さに身の引き締まる思いをいたしております。市民の皆様の負託にこたえ、市政発展のために全力を尽くしてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

通告に従いまして、施政方針に対する質問に入らせていただきます。

私は、選挙期間中に、市民の皆様の魅力ある塩竈に生まれ変わりたいと訴えてまいりました。そこで、塩竈市の将来ビジョンについて考えを述べながら、市長の目指す日本で一番住みたいまち塩竈についてお尋ねいたします。

皆様もよくご存じのとおり、天然の良港として栄えた私たちの住む港町塩竈は、近年に至り、仙台港、石巻港などの近隣港湾の発展に伴い、総体的にまた時勢の変換と相まって衰退の一途をたどってまいりました。各界関係者の皆様は、産業再生に向けて懸命のご努力をされている状況のもと、2期目の佐藤市政が今年度を新年度に向けたスタートの年として位置づけ行財政改革を進めながら、市の基盤産業であります漁業、水産加工業の再生を重点政策の基軸に据え、施政運営に取り組む決意を表明されたことは大いに歓迎するところでござい

ます。

私たちの住む塩竈市は、塩竈神社の門前町、多様な魚の食文化、そして景勝松島への海の玄関口として知られております。地理的に大変優位な位置を占めながら、なぜか周辺の市や町の中に埋没している感じを持つのは私だけでしょうか。今回海岸に出店いたしました大型ショッピングセンターが、地域の景気浮揚の起爆剤になり得るのかは、今後しばらく経済動向や地元商店街への普及効果などを見なければなりません。

市長は施政方針で、塩釜築港に当たって、先人の努力と偉業に触れられましたが、まさに塩竈は港の発展とともに歩み、海から運ばれる富によって繁栄してまいりました。また、市長は産業と歴史、文化を融合させたにぎわいと活力あるまちづくりを強調されております。このたび、本塩釜駅周辺の基盤整備が完了し、マリロード塩釜、神社参道口などの愛称も生まれたようですが、門前町らしい雰囲気を感じられるものが見当たらないのは少し残念に思います。

今、私たちに求められているのは、塩竈の歴史に学び、伝統文化の中から新しい価値、新しい意義を見出し、今に生かす発想力と応用力ではないかと考えております。

例えば、伊勢市内に伊勢神宮の鳥居があるように、鎌倉駅前の若宮大路に鶴岡八幡宮の鳥居があるように、塩竈市にも海からの参道口として湾奥部の海辺に神社の大きな鳥居があってもいいのではないのでしょうか。

行政と歴史、文化の融合したまちづくりの一環として、それは市民の目から見れば鳥居ですが、行政の立場からは鳥居に検潮器を取りつけ、潮位を観測する。異常水位や津波のときに光や音によって警報を出す防災機能を持ち、津波や高潮から市民を守る防災施設として、また夜は電飾し観光スポットとして、お正月には初日の出を遥拝する場所として、門前町のシンボルとなることでしょう。

もう一つつけ加えさせていただければ、鳥居の周辺海域は、市民の占用水域として市民に開放する。塩竈は港町です。町の身近なところに海に親しみ、海に学ぶ場があってもいいのではないのでしょうか。ヨットや手こぎボートの学習の水域として操船技術を教えるスクールも必要になるでしょう。このように一定海域に海の意義を見出し、開放することによって、自然に人が集まり遊びが生まれます。こうした人的交流は、地元企業や商店街の需要を刺激し、循環型の経済効果が創出されるのであります。

塩竈の港は入江型の港です。整然とした町並み、緑の鮮やかな公園が港を取り巻き、松島

の景勝を背景に、自然環境と調和のとれた美しい港。そして、港湾機能を十分に確保しながら、港と海に歴史的文化的香りのある海洋都市塩竈に生まれ変わるからこそ、魅力あるまちと言えるのであります。

まず、初めに市長の目指す日本で一番住みたいまち塩竈の将来の都市像についてお聞かせください。

次の2点目は、道州制の問題と、市町村合併への塩竈市の基本的考え方と今後の取り組みについてお伺いいたします。

今、私たちは地方分権という大きな潮流の中に置かれております。そして、その先にあるのは道州制です。道州制導入によって実現される地方社会、地方自治の姿。形は今後の各界、各層の識者の議論を待たないとなりませんが、当面する課題として、周辺市町との合併問題があります。

先ごろの新聞報道によりますと、宮城県は市町村合併について、合併推進構想で提示した枠組みを実現するため、調査費や合併協議会設置費などを助成する交付金制度を創設すると報じられております。それによれば塩竈市の場合は、多賀城市と七ヶ浜、利府、松島の宮城郡三町との合併が望ましいと位置づけられ、機運の醸成を図るとされています。

市長は、施政方針の中で、合併は大きな政治課題。積極的に議論を重ねていくと述べられておりますが、新合併特例法による地方交付税の上乗せされる平成22年3月までの期限内に結論を出すのか。その場合、市民の意見をどのように集約するのか。また、関係市町との協議など、積極的な対応が求められていると思いますが、具体的な方針について市長のご見解をお聞かせください。

3点目は、教育環境についてであります。

教育は、家庭から始まります。家庭教育は学校教育、社会教育につながる生涯学習の起点であります。生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で、極めて重要な事柄であると思います。家庭環境が大きく変化し、家庭教育力の低下が社会に暗い影を落としている昨今、学校教育と同様に家庭教育力の活性化は、行政が取り組むべき重要課題の一つであると考えます。家庭教育の支援について、どのような具体的施策を講じられているのかお伺いいたします。

次に、教育環境といたしまして、子供たちの学び舎についてであります。

安全で快適な学習環境を整えることは、学校設置者の責務であります。そのため、大規模地震に備え、各学校では耐震補強工事が進められております。他方、保護者の中から、各学

校のトイレの悪さが指摘されております。特に、小学1年生は不なれな学校生活の中で、トイレが使えなく家まで我慢して帰ったとか、トイレが嫌で学校に行きたくないといった子供たちの声を耳に入れております。これは不登校の要因になりかねない重大な問題と受けとめております。早急な改善を要望いたしたいと思っております。

各学校のトイレ改修工事計画についてお聞かせください。

3点目の最後になりますが、今年度から浦戸地区の活性化のため、土日夏休みなどの市営汽船運賃を無料にするうらと子どもパスポート事業の対象を市内から県内の小学生に拡大されました。これは大変喜ばしいことと思っております。

このことに関連して、野々島にあります行政施設浦戸諸島開発センター、ブルーセンターの有効利用についてであります。

児童生徒に対し、単に浦戸諸島のすばらしい大自然の体験の利便性を提供するだけでなく、学校とブルーセンターと連携した臨海学校などセカンドスクールとしての活用、また団塊世代の社会経験豊富な人材を登用したカリキュラムを開設し、多様な学習の機会を提供する。そういった取り組みが私は求められていると思っております。ブルーセンターを拠点に地元の方々と交流を図りながら、社会教育、学校教育、家庭教育の融合した場として積極的な利活用を希望いたします。パスポート事業に、社会、学校、家庭、そしてブルーセンターの連携した利活用によって、地元活性化に相乗効果を生むものと考えますが、市長はどのように考えておられるかお聞かせください。

私の最後の質問は、しおナビ100円バスへの配慮についてであります。

しおナビ100円バスは導入以来着実に利用客をふやし、市民の足として定着してまいりました。そして、さらに運行区域を拡大し、市街地中心へ15分で行けるようにする15分交通体系を検討するとしていますが、そこで、利用客に対して配慮していただきたいことを1点だけ申し上げます。それは、バス停にイスと案内板の設置について検討していただきたいということです。

高齢化社会を迎え、つえをつきバスをおりようとしている高齢者の方たちの姿をみかけます。また、観光客の利用もこれから多くなるでしょう。より親しまれ、利用しやすくするためには、目配り、気配り、思いやりの施策が必要であります。これは施政全般についても同様な心構えが求められると思っておりますが、市長はいかがお考えかお伺いをいたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 阿部かほる議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、本市の将来像について、魅力ある塩竈、あるいは海洋都市塩竈としてどういったまちづくりを目指していくのかというご質問でございました。

まちづくりにつきましては、そのまちの個性を生かし、市民の方々が本当にいきいきと暮らしていただける住んでよかったと言われる地域社会づくり。そして、子供世代などの次世代への責任を持って伝えることができるような長期展望に立ったまちづくりの方向性を確立することが大変重要ではないかと考えております。

本市は、歴史を振り返りますと、海のかかわりの中で、海の恵みを享受しながらさまざまな歴史、文化、産業、食文化をはぐくみ、また塩竈神社の門前町としてまさに海と社とともに発展をいたしてまいりました都市でございます。例えば、浦戸諸島を中心とした海に囲まれた松の緑の豊かな自然、日本有数の生マグロの水揚げを誇る水産業や、これを生かした日本一の水産高を誇る水産加工製品、さらにはのり、カキ、寿司などの食文化、神社、門前町として町並み、神社からの千賀の浦の眺望や歴史的な建造物等を含めた景観など、全国に誇れる魅力ある資産が市内に数多く存在をいたしております。よく、景観十年、風景百年、風土千年という言葉がございますが、塩竈はまさに海と歴史の中でこのすばらしい資産、そして風土を市民の方の力で築き上げてきたものと改めて認識をいたしているところであります。

今後のまちづくりにおきましても、海、社を中心としたこのまちの魅力ある資産を最大限に活用しながらさまざまな取り組みを進めていくことが、本市のまちづくりの基本的な方向性として、どなたにも認識をいただけることではないかと考えております。

また、まちづくりの将来像につきましても、我がまちはこうありたいと。市民の皆様とともに問題を共有しながら、全国にも数多くの情報を発信し、まちづくりを進めていくことが大変重要と考えております。

現在、将来像、特に本市の都市像といたしましては、平成13年に議決いただきました第4次長期総合計画で、海・食・人が活きるまち塩竈と掲げ、まちづくりの資産であります海や食を存分に生かし、市民一人一人が輝き、誇りや愛着を持っていきいきと暮らすことができる塩竈を目指しております。私もこのような未来のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

時代は今、次の世代、時代へ大きく動き始めております。このような時期でありますからこそ、私はこの将来像を基本とし、海との歴史を生かしたまちづくりをさらに推し進め、だれもが安心して暮らせる日本で一番住みたいまち塩竈の実現に向けて、市民の皆様とともにまちづくりに邁進をさせていただきたいと考えております。

そういった中、議員から直接市民の方々が海に触れられる場所等も必要ではないかというようご提案がありました。

今現在北浜地区で、県事業として進めていただいております緑地護岸工事ではありますが、この前面は極めて緩やかなのり勾配で、市民の方々が足をまくって海の中に入っただけというような、そういったウォーターフロント構想に基づく整備を進めていただいております。当然のことながら、小舟を操るでありますとか、あるいはボートをこぐでありますとか、そういった楽しみもこういった整備によりまして、また新たな空間ができ上がるのではないかとといったようなことを、期待をいたしているところであります。

次に、市町村合併の基本的方針の中で、特に議員からは道州制導入について触れていただきました。

地方分権が進展するとともに、道州制への移行が真剣に検討されている現状にあります。地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方が、地方分権改革推進委員会から示されております。その中で、初めて中央政府に対しまして地方政府という言葉が登場いたしております。この地方政府は、まさに市町村などの地方自治体を指すものと我々は考えております。これは、地方自治体を持つ補完性、近接性の原理に従い、やはり地方自治体としての基礎自治体優先という考え方に立ったものというふうに歓迎をいたしているところでありますし、一方、こういう改革が進められますからこそ、今後各地域の自治体はどうあるべきかということが真剣に検討されなくてはならない課題だと考えております。

この合併問題におきましては、かつて市民の意見を徴した経過がございます。これまで塩竈市、多賀城市と宮城・黒川両郡の各町村二市六町一村から構成する未来都市づくり研究会におきまして、平成15年12月に構成市町村の住民を対象とした市町村合併に関する意識調査を実施させていただいております。その中では、9市町村の枠組みでの合併の検討につきましては6割近くの住民の方々が必要である、またはどちらかという必要であるということが示されたところであります。

このように市民の方々の合併に関する意識は、確実に高まっているのではないかと考えてお

ります。本市からの合併に関する情報提供につきましては、広報しおがまにおきまして、市町村合併を考えるシリーズを平成16年2月号から都合3回掲載し、合併の背景やメリット、デメリット及び県内の状況、本市の考え方などを掲載し、積極的に情報を提供させていただいたところであります。

次に、法定期限内の合併の方向性についてご質問いただきました。

17年の新合併特例法により、平成22年3月までに合併を行う場合には、本庁舎や子育て支援施設等の建設、あるいは電算システムの統合などに対しまして、合併推進債の活用や、普通交付税の措置などの財政支援を国から受けることができます。また、県からは合併協議会への助言や職員派遣、合併後の事務が円滑に進むように職員の業務支援を受けることができることとなっております。

県の合併推進構想では、塩釜地区二市三町、合併が望ましい地域として示され、合併を想定する場合は基本的に二市三町枠組みとの共通認識であります。一方各市町にはそれぞれの事情があり、調整を必要とする課題も存在をしております。また、合併に対する認識にも二市三町で若干の温度差もあるものと理解をいたしております。まずは、本市におきまして行財政改革を推進し、財政基盤に対する周辺の懸念を払拭するとともに、自立した自治体へ転換していくことが何よりも肝要ではないかと考えております。

今後の合併論につきましては、塩釜地区広域行政連絡協議会にて十分な議論を重ねながら、市民の方々にも情報提供させていただきながら、合併に対する議論を喚起してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、教育問題についてご質問をいただきました。

議員からは、家庭教育、学校教育、社会教育の今後の取り組みという生涯学習に関する質問をいただきました。全体的な考え方と取り組みの方向性につきまして、私から答弁をさせていただきます。

生涯学習とは申し上げるまでもなく、市民お一人一人が生涯にわたる学習を通して、自己充実の啓発あるいは生活の向上を図ろうとする取り組みでありまして、家庭教育や学校教育、そして社会教育をも含む大きな概念であるというふうに認識をいたしております。こうした生涯学習の初期を形づくる家庭教育は、極めて大切なものであると考えております。

本市におきましては、乳幼児や未就学児の子育て時期からの家庭教育として、生涯学習課が行っております子育て講座などの施策のほか、子育て総合支援室による各種の子育て支援策

も、広い意味での生涯学習施策であるとの考えのもと、取り組んでまいったところでございます。もちろん、学校教育におきましては、知育、徳育、体育の調和のとれた児童生徒の育成と、みずからの学習意欲を高めるという点を大切にされた教育を行い、社会教育におきましては、市民一人一人の要望と社会の要請にこたえられますよう、施設の整備と各種サービスの提供、そしてみずから学べるための環境づくりを行っているところであります。

市といたしましては、このように、人生のあらゆるステージにおいてみずからの人生を豊かにするために、みずから学ぼうとする市民の方々に学びの機会の提供や環境整備に取り組んでまいります。

なお、個別のご質問に対しましては、後ほど教育長よりご答弁をいたさせますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

私からはバス交通体系、しおナビ100円バス、特にご高齢者利用者への配慮についてお答えをさせていただきます。

バス停留所へいす、あるいはベンチの設置ができないかという内容のご質問であったかと考えておりますが、大多数の停留所は残念ながら道路そのものが極めて狭いことから、道路敷きの路肩を利用し、バスの乗降を行っていただいている現状でございます。

先日も、時刻改正したことの実態把握として停留所表示のあり方を調査した際も、停留所のある隣接者のご好意でいすを置いていたところが、わずか数カ所あった程度でありました。いずれにいたしましても、既設の道路上におきましては狭い歩道敷きを利用していすあるいはベンチの設置ということになり、歩行者の安全対策にも十分配慮が必要かと考えております。

交通安全は極めて重要な課題でありますので、まず現状の停留所の実態把握を行い、バス待ち合い者、特にご高齢者や体のご不自由な方々の利便性に配慮した停留所のあり方について、改めて検討させていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

副議長（今野恭一君） 小倉教育委員会教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から、個別の質問についてお答えさせていただきます。

まず、家庭教育についてお答えいたします。

家庭教育は、子供たちが調和のとれた心豊かな人間に育つために、生きる力の基礎的な資質

や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点であると考えております。しかしながら近年、家庭教育力の低下が社会的な課題となっております。本市では、家庭教育に関する事業として、学校、エスプ、公民館、保健センター、浦戸ブルーセンターなどさまざまな場所で関係各課と連携しながら事業を展開しているところでございます。

例えば、各学校などでの保護者を対象とした子育て講座や、テーマを絞った子育て講演会、陶芸体験などの親子体験学習、中高生を対象とした保育体験学習など多様な事業を展開しております。また、親子を対象とした各種ワークショップの開催におきましては、数多くのボランティアの参加もいただいております。今後も家庭教育力向上支援のために、親、子供、幼児、おじいさんおばあさんを対象とした効果的な事業を提供したいと考えております。

次に、学校教育における学びの環境についてお答えいたします。

学びの場として学校環境を整えることはとても大切なことでもあります。最近、トイレを含め家庭における暮らしの環境が格段に向上していることもあり、特に入学後間もない低学年の子供たちは、家庭と学校の環境のギャップになれるのに時間がかかることもあるようでございます。

トイレの補修につきましては、排水の詰まりなど修繕に随時対応しておりますが、トイレ全体の環境を向上させるための改修工事につきましては、年次計画により実施しております。平成13年度から15年度にかけては、各年度五、六千万円の事業費を投じて、第三小学校と第二中学校、玉川中学校のトイレを全面的に改修し、明るく使いやすい快適なトイレにいたしました。

また、平成11年度には玉川小学校、昨年度は杉の入小学校のトイレも部分的に改修しておるところでございます。

現在、安全性の確保という観点から、各学校の耐震補強工事を重点的に行っておりますが、この進捗状況を見ながら年次計画を立てて、トイレの改修にも順次取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、浦戸諸島開発総合センターの利活用についてお答えいたします。

教育委員会では、浦戸諸島開発総合センターなどを中心に、地元関係者の協力をいただきながら、生涯学習の場として利用しております。例えば昨年は、まず当該の方々にさらに活用していただけるように、市の図書館から1,000冊の本を整備し、島の方々を対象に貸し出しを行っております。また、市内5、6年生を対象とした塩竈魅力を探究する地元体験学習「し

おがま何でも体感団」においては、浦戸を会場に船釣体験や文化財ウォークラリー、ノリすき、カキむき等の学習体験を実施しております。また、ジュニアリーダー等青少年活動の研修会場として、あるいは学校教育におきましても市内小中学校において、総合的な学習の時間や遠足等で浦戸を利用しており、児童生徒たちは浦戸の自然を肌で体感しております。さらに旧浦戸第一、第二小学校の校舎を利用し、若者が実行委員となったライブや野外アート展の開催など、新しい活動もしているところでございます。

次に、施政方針でも触れましたが、団塊の世代の大量退職のときを迎え、地域のあり方も変化していくものではないかと思われまます。新たな学習意欲に燃えている方のニーズにこたえていくことはもちろんでございますけれども、豊富な知識と経験をお持ちである団塊の世代の方々のキャリアを生かしていただくことも必要だと考えております。

現在、市民ボランティア講座の開催を初め、まちづくり塩竈出前講座に市民の方々が講師となったメニューもございますので、これらの拡大、充実を図ると同時に、浦戸ブルーセンターを利用した講座も考えたいと思っております。今後も自然の残る貴重な財産である浦戸を積極的に活用してまいりたいと思っております。以上でございます。

副議長（今野恭一君） 17番阿部かほる君。

17番（阿部かほる君） ただいま、市長また当局から大変ご丁寧なるご答弁をちょうだいいたしましてありがとうございました。

2期目の佐藤市政に対する市民の期待は、従来の行政の枠組みにとらわれない強力な政治的リーダーシップを発揮されることを望んでいることだと思います。そして、目に見える実績を積み重ねていく。そのために、私たち市民一人一人が持てる力を持ってこの市政に協力していきたいという思いが大変高まってきております。

ただいま人材育成、市民と連携できるような、そういった組織の確立も市長はうたっておりますが、私はそのことと同時に、市民と連携する機動的な組織に外部の有能な人材を登録し、適宜に活用する人材バンク制度の採用も一つの方法ではないかをご提案申し上げます。

本日は本当にありがとうございました。以上でございます。

副議長（今野恭一君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明20日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明20日定刻再開するこ

とに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 4 8 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 1 9 年 6 月 1 9 日

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉

塩竈市議会副議長 今 野 恭 一

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江

塩竈市議会議員 小 野 幸 男



平成19年 6 月20日（水曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 4 日目）第11号

議事日程 第4号

平成19年6月20日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第57号ないし第66号(施政方針に対する質問)

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第2

出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長 兼危機管理監	山本進君
市民生活部長	大浦満君	健康福祉部長	棟形均君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行政改革 推進専門監兼政策課長	田 中 たえ子 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木 下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒 川 和 浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂 庭 秀 久 君
総務部総務課長	郷 古 正 夫 君	総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐 藤 信 彦 君	市立病院長	伊 藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君	市立病院事務部次長 兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	水道部次長	大和田 功 次 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾 形 則 雄 君	教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊 賀 光 男 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡 辺 誠一郎 君
教育委員会教育部 総務課長	小 山 浩 幸 君	選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安 藤 英 治 君
議事調査係主査	戸 枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉 藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから 6 月定例会 4 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 4 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、11 番嶺岸淳一君、13 番佐藤英治君を指名いたします。

#### 日程第 2 議案第 57 号ないし第 66 号（施政方針に対する質問）

議長（志賀直哉君） 日程第 2、議案第 57 号ないし第 66 号を一括議題といたします。

これより、市長の施政方針に対する質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。9 番浅野敏江君。（拍手）

9 番（浅野敏江君）（登壇） 初日の小野幸男議員に続き、平成 19 年度佐藤 昭市長の 2 期目の施政方針に対しまして、公明党を代表して質問させていただきます浅野敏江でございます。塩竈の発展と安心、安全の町づくりを目指して、誠心誠意働いてまいりますので、何とぞ関係各位の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。市長を初め、ご当局の誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず 1 番目に、市政運営の基本的な考え方から、少子高齢化時代における本市の取り組みについて伺います。市長は、塩竈の歴史を振り返り、かつての水産都市塩竈、近隣市町の中心的役割の塩竈が、国際的漁業規制や、物流形態の変化、さらに観光形態の変化による交流人口の減少が主な要因となって、まちの活力が失われつつあると見解を披露されております。

また、施政方針の初めに、我が国は世界に例のないスピードで少子高齢化が進み、さらには人口減少に転じておりますが、本市においてもその動きが顕著にあらわれております、と述べられております。この少子高齢化がもたらす地域産業への影響もはかり知れないものが

あるのではないでしょうか。

市長は、少子高齢化時代を迎えての福祉の取り組みの中で、本市の年間出生数がこの10年で200人近く減少していることなど、少子化が急速に進行している現状を明らかにしていってほしいと思います。そして、このような状況の中、子供たちが健やかに育ち、親が安心して子育てできる環境の整備が求められていると言われております。

そこで、お尋ねいたします。

市長のおっしゃる「子育てしやすい環境の整備」とは、どのような整備を示されているのか、具体的な事例をお示しいただき、ご見解を伺います。我が国の合計特殊出生率は、1970年代前半まで2.0を上回っていました。しかし、1975年に2.0を割って以降、ほぼ一貫して下がり、2001年以降も5年連続で過去最低を更新しております。2005年には過去最低の1.26まで落ちてしまいました。しかし、今月厚生労働省が公表した人口動態統計で、6年ぶりに1.32まで上昇し、前年比0.06という大きな上げ幅は、実に39年ぶりの高い数値になるという、うれしい報道がなされました。これで、やっと出生率の回復の兆しが見られるのではと期待されております。

国立社会保障人口問題研究所の全国調査による出産をためらう要因として、子育て、教育にお金がかかり過ぎる、高年齢出産のリスク、育児の心理的、肉体的負担、仕事とのバランス、健康上の理由等々が挙げられており、特に子育ての経済的負担感の増加は、多くの親に共通の悩みであるようです。

公明党では、これまで出産育児一時金を30万円から35万円に拡充したのを初め、児童手当を小学校6年生までに拡大、さらに、本年4月より乳幼児加算として、ゼロ歳から3歳未満の第1子、第2子に対しまして支給額を2倍にし、月々1万円の児童手当を開始いたしました。子育ての経済的負担の解消に努めてまいりました。

本市におかれましても、これまでものびのび塩竈っ子プランの行動計画により、子育て支援センターの設置、ファミリーサポート事業、保育所における延長保育、一時保育、また、病後児保育への取り組みなど、多彩な子育て支援を展開していただきました。大変にありがとうございます。

今回、新聞報道によりますと、全国で出生率が上がった大きな要因は、景気回復に伴い雇用が改善した、婚姻数がふえた、団塊ジュニア世代の女性を中心に出産がふえたなどが挙げられております。このことは、安心して産み育てられる環境を整えば、出生率が上昇す

るとの証明と思われます。

本市において、景気回復の兆しはまだ余り見えておりませんが、未来への先行投資的に子育ての環境整備に力を注ぐ必要があると確信するものです。これからは、生まれてくる子供たちのために、子供を産み育てようと考えている女性のために、社会全体で出産の安心と安全をサポートしていく妊婦支援が大切ではないでしょうか。

近年、高齢での妊娠、ストレスを抱えている妊婦がふえている中、経済的理由で妊婦健診をなかなか受けられない妊婦も多いと聞いております。母子ともに健康で安全なお産のためにも、妊婦健診は一段と重要性を帯びております。妊婦健診は、妊娠初期より中期までは4週間に1回、中期より後期までは2週間に1回、臨月以降出産までは1週間に1回が妥当とされております。受診回数は出産までおよそ平均して14回程度行われております。1回の健診料金は約5,000円から6,000円。血液検査など特別な健診のときは、約1万二、三千円だそうです。保険は適用されず、出産まで健診だけで約10万円ほどかかり、大きな負担感があります。

現在、妊娠前期、後期と2回公費負担されておりますが、今回厚生労働省の方から、経済的理由で受診をあきらめる妊婦を生じさせないために、公費負担で5回ぐらい実施することが原則であると考えられるとの見解があったと伺っております。

本市におきましても、母子ともに健康で安全なお産のためにも、妊婦健診の公費負担回数の拡大を考えるべきと思われまますが、市長のお考えをお聞かせください。

私は、本年3月の予算特別委員会で、この趣旨のことをお尋ねいたしました。しますと、既に本市の平成19年度の予算は確定されているとのことで、今年度は見送られました。その後、この点についてのご検討はなされたのでしょうか。国の予算を見ますと、これまで地方が単独で子育て支援に使われていた金額は、子育て支援分200億円、妊婦健診費用助成として別枠で130億円ありましたが、今年度は子育て支援、妊婦健診と枠配分をしないで、総額約700億円となり、各自治体に平均3,000万円程度拡充されているとのことです。この予算を踏まえて、重ねて市長のお考えをお聞きいたします。

次に、「元気です塩竈」について、2点お伺いいたします。

その1点は、ブランド化についての市の考え方です。本市では、水産業の振興を図るため、秋口から水揚げされるメバチマグロを三陸塩竈ひがしものとしてブランド化を進めてこられました。これまでの事業展開の様子と、ブランド化の効果をお聞かせください。また、市

場の反応、販路の形態もあわせてお聞かせ願います。

さらに、練製品などを紹介する塩竈見本市を本年開催する旨記述されておりますが、その形態と、この企画が単発的なものなのか、それとも継続的な展開を図られるお考えなのか、さらに、練製品のブランド化など、マグロのほかにもお考えがあるのでしょうか。お尋ねいたします。

今日、さまざまな地方自治体で、地場産品を少しでも多く全国に売り出そうとさまざまなブランド商品がちまたにあふれています。宮崎県の知事は、自身の知名度を100%生かし、鳥インフルエンザの悪条件を逆にとり、宮崎地鶏の全国展開をし、経済的効果を大いに図られたことは、マスコミの報道でも明らかです。市長は今後、塩竈の地場産品をどのような手法で全国に展開し、販路を広げるとともに、塩竈の味と名前を広めようと考えられているのでしょうか。

私たち公明党は、視察研修で各地方の市や町に訪問させていただくとき、必ずと言っていいほど地元の特産物をお土産にお持ちし、塩竈をアピールしております。塩竈のすばらしい味の数々は、まさに全国に自慢できる一流の品々です。市長のトップセールスの具体的なお考えをお聞かせください。

次に、ロゴマークの制定と活用についてお聞きいたします。

市長の施政方針の中に、観光面から、塩竈のイメージアップ事業としてロゴマークを制定するとのお考えですが、その具体的な内容をお知らせください。また、どのように活用していくおつもりなのかもお聞かせいたします。

平成18年度の施政方針のときもお尋ねいたしました。宮崎県都城市のイメージ戦略のロゴマークは、キャッチコピーとともにポスター、のぼり旗、パンフレット、名刺、はたまた公用車にも使用され、まず市民が親しみ、観光に見えられた人々にもアピールされておりました。道の駅ならぬ町の駅と称したアンテナショップにおいても、都城市の特産物や工芸品にロゴマークを張り、大々的に展開しておりました。市長がお考えになっているロゴマークの展開、活用についての具体的なお考えをお聞かせください。また、商工会議所との連携、今後の計画などもあわせてお知らせ願います。

3番目に、「安心です塩竈」についてお聞きいたします。

今回、各小中学校で、希望する保護者の携帯電話等に不審者情報を提供するシステムが整備され、子供たちの安全がより一層図られるとあり、我が公明党でも議会で不審者メールの活

用を推進してまいりました経過がありましたので、大変感謝しております。

そこで、お尋ねいたします。

このメールの配信のシステムと、関係団体はどこなのでしょう。かつて議会で質問した大阪の池田市における不審者メールは、教育委員会、各学校、防災課を初め、警察などとリンクされており、情報の信用度と配信のスピードの速さが、父兄及び市民に安心をもたらしているとのことでした。また、この不審者メールの活用は、いつごろから開始されるのでしょうか。父兄以外に利用はできないのでしょうか。また、同じ市内に通う二つの高校には配信しないのかも、あわせてお尋ねいたします。

本市のホームページでの不審者情報は、今市民の皆様にご好評ですが、これらのホームページの情報とのリンクもどうなされるのかをあわせてお聞きいたします。

最後に、「大好きです塩竈」から質問させていただきます。

市長は、人口減少時代に入っの少子化対策とは別に、社会的動向による人口対策として、市内の人口動態や、人口減少要因を分析しながら、居住環境の整備や、転入者の増加に向けた取り組みを検討されているとのことですが、具体的な内容をお聞かせください。

また、浦戸諸島における人口減少対策としましては、これまで主にハード面での整備に全力を注いでいただきました。現在、野々島の汚水処理施設の工事も本格化してまいりました。これまでは、現在島にお住まいの住民の方の暮らしの向上のために、また、島を訪れる観光客の方のために、多くの心血を注いでこられました。しかし、若者の人口流出に歯止めがかからないのが現状です。4島5部落の中でも、特に朴島は、現在17世帯で、ひとり暮らしの年配の方も多く、島全体で一つの家族のようにみんなで助け合って生活していらっしゃいます。今こそ島を出て働いている若者がUターンして島に移り住んでもらえる施策を考えると、きか来ているのではないのでしょうか。

また、都会に住んでいた人々が安らぎを求めて移り住める、ウェルカム政策ともいえる施策を、島の方々と協議しながら進めてはいかがでしょうか。まだまだ元気な団塊の世代に魅力ある島をどうアピールできるのかも、大切な人口施策ではないのでしょうか。市長のご見解を伺いまして、第1回目の質問を終わります。

ご清聴まことにありがとうございました。(拍手)

議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま浅野議員から4点のご質問をちょうだいいたしました。

順次ご答弁を申し上げます。

初めに、少子高齢化時代における本市の取り組みについて、特に、子育てがしやすい環境ということについてどう考えているのかというご質問でありました。

施策体系につきましては、さまざまな切り口があるかと思えます。例えば保育所の充実でありますとか、町中で子供さんたちが安心してお暮らしいただける環境の整備でありますとか、さまざまな切り口があるかと思っておりますが、私は地域社会全体が子育てに応援をするという、そういうような地域体制を構築していくことこそが、究極の子育てしやすい環境ということになるのではないかとこのように考えておりますし、今後ともそういった観点、視点でさまざまな施策に取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

そのような中、先日、厚生労働省2006年の合計特殊出生率、6年ぶりに上昇に転じて1.3になったと発表いたしております。前年比0.06ポイントの上昇となり、理由としては議員もお話しいただきましたが、景気回復等で雇用が改善し、団塊ジュニア世代を中心に婚姻と出生者数がふえたためというような分析であるかと思っております。

しかしながら、宮城県におきましては1.25と、0.01ポイントの増というような状況にあります。本市の状況につきましては、市町村別の合計特殊出生率は出しておりませんので、全体的な把握はできておりませんが、18年度は前年に比べ31人減の357人の出生数となり、残念ながら少子化の傾向はまだまだ継続しているというふうに判断をいたしております。今後ともこのびのび塩竈っ子プランに基づき、さまざまな子育て支援策をしっかりと展開をいたしてまいりたいと考えております。

次に、妊娠中の健診費用の問題についてご質問いただきました。

少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減のため、市町村における公費負担の充実に積極的に取り組むよう、平成19年1月16日付厚生労働省から通知をされたところがあります。妊婦健診につきましては、本市におきましては、母子健康手帳交付時、前期及び後期の2回分の無料受診券を発行し、健康管理に役立てていただいておりますが、昨年度は前期の受診率が95.8%、後期の受診率は96.6%であり、特に後期につきましては、16年度に比較し13.2%の高い伸びを示しており、本年度は極めて有効に利活用されたものと考えているところであります。

しかしながら、妊婦健康診査の望ましいあり方についての通知によりますと、妊婦健診の最低限必要な受検回数は5回と考えられており、経済的な理由により受診困難な方々もおられ

るとお伺いをいたしております。本市におきましても、現在実施をいたしている2回の無料受診券の活用をさらに周知をさせていただきますとともに、拡充策につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。ちなみに、19年1月16日付厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課長からの通達につきましては、母体や胎児の健康確保、少子化対策として健診費用の負担軽減といったような観点から、公費負担の充実というようなことを求められているところであります。

また一方、宮城県の健康福祉部子ども家庭課におきましては、情報提供という形ではありませんが、地方交付税措置につきましては、妊婦健康診査を含む地域の子育て支援のための措置として、総額が内示をされているというような状況にあります。このような内容につきましては、なお県の方と十分調整をとりながら検討させていただきたいと考えているところであります。

次に、ブランド化につきましてご質問いただきました。

これまで本市の酒やマグロ、すし、菓子などと、個別の物産品につきましては、業界の方々のご努力もあり、全国にその名前が浸透してきております。大変うれしく感じております。水産加工品につきましては、本市や県の調査によりますと、関東地方を中心に、関西や中国地方、さらにアメリカへも出荷され、酒もフランスなどへ輸出するというように、世界をシェアとした経済活動が行われてきております。物産だけではなく、本市には奥州一の宮塩竈神社が鎮座され、歌枕の地である千賀の浦、日本三景松島に位置する浦戸諸島の島々というような、すばらしい資産を有しております。このように、個別のものにつきましては、全国的に知られるブランドとなっているにもかかわらず、これが塩竈産であるということを知らなかったり、他の地域の特産として名称を用いられている商品があったり、塩竈市と必ずしも結びついておらないケースがたびたび見受けられるわけであります。

今回の塩竈ブランドにつきましては、まさに塩竈という、都市そのものをブランドとしてイメージアップを図り、その相乗効果により、本市で生産される物産の付加価値を高めることを目的として取り組もうという考えでございます。塩竈でものづくりを行う意義が高まることにより、企業の流出防止と誘致による産業の活性化が図られ、本市の市民が郷土に誇りと愛着を持つことにより、若年層の転出を防ぎ、定住人口拡大にもつながっていくものとして推進をさせていただきたいと考えております。

トップセールスについてご質問いただきました。

私もさまざまな機会をとらえ、塩竈に所在します、これらのすばらしい商品のPR活動をさせていただいているところであります。例えば過日、横浜に出向きまして、横浜市長さんとお会いし、三陸塩竈ひがしものというようなすばらしいブランドをPRをさせていただいてまいったところでありますが、7月には、京都市長さんにお会いいたしまして、京都と塩竈のえにしをひもときながら、物産品の交流等を積極的に図らせていただきたいというようなお願いもさせていただきたいと思っております。さまざまな機会をとらえて、なお一方、トップセールスに努めてまいりたいと考えているところであります。

ロゴマークの制定と活用についてご質問いただきました。

ロゴマークにつきましては、既に他都市でも行われておりますように、特定のすぐれた商品に対してのみ、商号のようにつけていくような取り組み方をされているようですが、本市につきましては、また違った観点から取り組みをさせていただきたいと思っております。基本的には、本市で生産されている商品すべてを対象に、産地表示の部分に本市を一目で連想、イメージできるおしゃれなロゴマークを事業者の方々のご協力を得て表示していただき、商品とともに塩竈をイメージできるようにすることが最大の目的でございます。このロゴマークには、携帯電話で読み取ることができるコードを添付し、インターネットを通して本市のさまざまな情報を提供してまいりたいと考えております。

ロゴマークの作成につきましては、長い歴史と文化に培われた塩竈らしさを探究し、他にはないユニークで芸術性にあふれ、本市のイメージアップにつながるすぐれたデザインにしてまいりたいと考えております。そのため、全国の方々も視野に入れた公募を行ってまいりたいと考えているところであります。

また、シンポジウム等を通して、広く啓発活動等も行いながら、各業界団体の方々には、ロゴマーク選定時からかかわっていただき、ご意見をお伺いさせていただきながら、普及のためのシステムを構築してまいりたいと考えております。

また、このロゴマークの添付につきましては、市内で生産されているものすべてを対象とし、例えば行政機関における刊行物や公用車、名刺、封筒などにもぜひ活用をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、「安心です塩竈」の中での不審者情報システム活用方法について、ご質問いただきました。

「安心です塩竈」に関しまして、不審者情報システムを今構築をいたしているところであり

ます。昨今、子供さんたちが犠牲になる痛ましい事件が、残念ながら全国的に発生している状況にあります。本市といたしましても、子ども安全サポーターの方々を初め、多くの市民の皆様の協力をちょうだいしながら、地域ぐるみで登下校時の安全対策に取り組んでいるところであります。

今回、小中学校の教育用コンピューターを更新するのに合わせまして、不審者情報を提供するシステムを立ち上げ、子供たちの安全で安心な環境づくりをさらに行っていこうというものでございます。なお、不審者情報システムの詳細につきましては、後ほど教育長よりご答弁をいたさせますので、お聞き取りをお願い申し上げます。

次に、「大好きです塩竈」の中で、本市の人口対策の具体的な取り組みについてご質問をいただきました。

本市の人口問題につきましては、昨日、一昨日もいろいろご質問をいただきました。平成7年の6万3,000人をピークに年々減少し、平成17年国勢調査におきまして5万9,357人となり、残念ながら6万人を割り込む状況になっております。人口減少の要因といたしましては、やはり少子高齢化の急速な進行のほか、近隣市町等への流出による社会減による減少要因が著しく、特に20代から30代の若い世代の流出が目立っております。また、人口構造も高齢化率が24%を超えるなど、今後とも人口減少が予測され、人口増加維持対策は重要な課題であると認識をしているところであります。本市は中心市街地に医療福祉機関も含め、さまざまな都市機能が集積しており、コンパクトシティとして大変高く評価され、町の魅力につながっていると考えております。

また、海辺の賑わい地区におきましては、商業ゾーンのオープンにより、中心市街地にもたくさんの方々が訪れ、にぎわいが創出されるとともに、共同化事業による居住空間の整備も今後計画されておりますことから、まちの中心部が快適でにぎわいのある都市空間に生まれ変わり、定住化へつながるものと期待をいたしているところであります。

また、全国的に人口減少社会に転じておりますことから、庁内に人口対策の検討組織を設置し、近年の人口構造、転出動向等の現状分析を行いながら、具体的な施策体系を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

あわせて、浦戸地区の人口減少につきましてご質問いただきました。

平成17年度末で690人でございます。平成18年度末では662人と、さらに人口減少が著しい状況となっております。浦戸の4島の現状を見ますと、平成18年度末で桂島が250人、石浜70人、

野々島119人、寒風沢185人、朴島が38人となっております。

これまで浦戸地区におきましては、生活雑排水の処理施設整備や、バリアフリーに対応した浮き桟橋の設置、小中学校併設しての小中一貫的教育の実施など、生活環境の整備、浅海漁業の振興を図る漁業等の整備などに努めてまいったところであります。

また、浦戸には、島ならではの豊かな自然や歴史資産、食文化等が存在し、島の魅力を多くの方々に堪能いただいているというふうに考えております。島民の皆様方が中心となって開催をいたしておりますお盆の花火大会でありますとか、JR本塩釜駅が企画をいたしました島をめぐる小さな旅などは、県内外から大変好評をいただいております。さらに、本年4月からは、子どもパスポート事業の対象を県内の小学生に拡大したことで、さらに浦戸の魅力をアピールをしてまいりたいと考えております。

浦戸の定住対策といたしましては、現在団塊世代の大量退職時代を視野に入れ、島内の空き家情報を市のホームページに掲載し、県内外へ情報を発信しており、実際に空き家見学のため島を訪れる方々もふえてきております。

また、近年、本土から島に通いながら、ノリやカキの養殖をするといった、Iターンといってよろしいのでしょうか、浅海漁業に従事する方々もふえてきておりますが、なお一層、さまざまな浦戸の魅力を発信し、定住人口、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。さらに、このような方々が浦戸へ移住していただけますよう、具体的な支援策の検討も重ねて進めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の現在の配信の主な連携団体ということですが、現在、不審者情報等の連携団体は、多賀城市、本市を含めた二市三町の教育委員会、小中学校、それに塩釜警察署、それから塩竈市の防災安全課等と主に情報交換をしております。

今回の情報提供発信のシステムについては、あくまでも校内の教育機器、子供たちのためへの機器の中での整備の一環として、今回の各希望する保護者へ配信できるような設備を入れたところでございます。

その配信の時期はいつごろかということですが、これについては、夏休み中に市内小中学校でその教育用コンピューターの整備を予定しておりますので、2学期早々になると思

われます。

それから、保護者以外の方々にも利用できないかということですが、一応保護者を中心としておりますけれども、それで、今回のメール発信は日ごろから子供たちのためにいろいろ登下校を温かく見守っていただいていますスクールガードリーダーや、またサポーターの方にも声がけをしていきたいと考えております。

次に、塩釜高校、塩釜女子高の不審者情報の配信はできないかということでございますけれども、今回計画しておりますのは、先ほどもお話ししましたように、小中学校のコンピューター整備事業の一環としております。したがって、その発信する対象者は児童生徒と保護者、それから小中学校関係者に限定した整備内容となっておりますので、ご理解願いたいと思います。

なお、現在、本市の児童生徒に関する不審者等に関する情報につきましては、県立学校であります塩釜女子高校には、ファクスで情報を提供しておりますし、今後男子校にも情報をファクスで情報提供したいと思っております。

ただいま本市のホームページの不審者情報の中で、ではリンクはどうなるか。ただいま申し上げましたとおり、今回の不審者情報の配信につきましては、小中学校のコンピューター整備事業の一環ということでありますので、システムの関係から本市のホームページのリンクは困難な状況にあります。今までも市防災安全課と情報を共有し、市のホームページ等に掲載してまいりましたが、今後も引き続き情報の提供を図りながら、児童生徒の防犯対策に万全を期していきたいと考えております。以上です。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 私からブランド化等に関します具体的な内容についてご説明を申し上げます。

まず、三陸塩竈ひがしものの効果と市場の反応等でございますけれども、おかげさまで定着に伴いまして、塩竈にぜひ水揚げをしていきたいというような生産者の方たちが出てきてございます。それから、市場、一般的な消費者の方の反応でございますが、まず商工会議所連合会が調査された結果を見ますと、塩竈の市民の方にはかなり定着してきているという分析結果が出てきてございます。テレビ等の報道を受けまして、ぜひこれを食べてみたいという問い合わせが販売をされているところにも入ってきていると。おかげさまで大半好評な結果になっているかと把握しておるところでございます。

次に、見本市の件でございますけれども、来年2月に水産業界が中心になりまして、塩竈フード見本市を開催する予定となっております。これにつきましては、市といたしましても、地場産品の販路拡大や商品開発等につながるものにとらえてございまして、本市の食材を全国に発信する大きな機会であるということで、積極的に支援をしてみたいと考えてございます。その後の取り組みにつきましては、第1回目でもございますので、そうした実態を把握しながら業界ともども検討をさせていただくことになるかと考えております。

次に、練製品のブランド化でございますが、関係する組合におきましては、既にこのブランド化を図るべく登録商標等の手続を進められている途中というふうにお聞きしてございます。この練製品も含めまして、地場産品の販路拡大につきましては、今回提案申し上げております都市ブランドイメージアップ事業、この中で塩竈という名前をお聞きになられただけで、ぜひ塩竈の物は食べてみたい、行ってみたい、そんな都市イメージをつくり上げていく中で、全体の底上げを図るというふうな取り組みをさせていただきたいと、そんなふうにご考えておるところでございます。

議長（志賀直哉君） 9番浅野敏江君。

9番（浅野敏江君） 大変ご丁寧なご回答ありがとうございます。

妊婦健診の費用助成、市長が大変前向きにとらえていただいたと確信してよろしいのでしょうか。妊婦健診の助成費用につきましては、私も今回初めてわかったのですが、妊婦健診の公費負担というのは、実は昭和44年から低所得世帯の妊婦を対象に、国が3分の1、県が3分の2ということで、前期、後期1回ずつ始まったのがそもそもだそうでございます。昭和49年以降はすべての妊婦を対象に、今言ったように国が3分の1、県が3分の2という中身、平成9年より、本当にごく最近、実施主体が市町村に移行したと。このことが今回私も初めてわかりました。妊婦健診が経済的な理由で受けられないという方は、私も身近に知っておりまして、これは決して妊婦の側だけの問題ではなくて、ややもすれば健診を受けなくても大丈夫だというふうに思って、いよいよ出産するときに産婦人科に行ったとき、産婦人科の方では受け入れてくれない、そのような実例もございます。

今のお母様方で喫煙している方もいらっしゃいます。たばこを吸っている方も結構いらっしゃる中で、母子ともに健全なのか、保健センターの方でも本当にさまざま身近にご指導していただき、また、より相談にも乗っていただくと、本当に手厚い対応をしていただいております。本当にうれしく思っております。

そういった中で、やはりこの妊婦健診がいかに自分の体、そして生まれてくる子供の健康にとって大事かという認識が、今薄らいでいるのではないかという考えもございませう。ぜひこの公費負担、14回のうち5回最低でも受けた方がいいという厚生労働省の考えでございませうから、せめてこの回数を何とか総額の中で、さまざまな子育て支援に使われるお金ではありますが、ぜひ優先的にこのことを市長に考えていただきたいと思っております。

また、市内、先ほど特殊出生率が公表されましたが、たまたまけさの河北新報にこの宮城県の特特殊出生率もやはり6年ぶりに上がったという記事が、けさの新聞に出ておりました。それを見ると、一番上がっているところはどこかといいますと、何とお隣の多賀城市なのです。それと、富谷町とかありまして、やはり若い世代が集まってくるという、その原因が何かということをややはり今後も私たちは検討していく材料ではないかなと思っております。

また、ブランド化につきましては、先ほど市長の方からと、あと部長の方からも詳しくお聞きいたしまして、今は三陸塩竈ひがしものが物すごく好評だと伺って大変うれしく思っておりますが、石巻でも最近金華山沖でとれたカツオをブランド化したということも、これまた新聞報道に出ておりましたが、こちらの方は同じ金華山でとれたカツオであっても、1.4キロから4キロの間の鮮度が優れていて、また脂肪が一定量あると認めたものを委員会が決めて、その基準に見合うものだけ買い付け業者の方が上級品と判断してシールを張っているというようなことでもございました。三陸沖でとれるもの、また、金華山沖でとれるもの、すべてがブランド化といいますと、やはりそれにはいろいろ行程があると思います。塩竈がこのブランド化のものを全国に、また全世界に発信していくのであれば、その辺の基準の方もやはり厳しくといいますか、ひとつ規定を設けていただきまして、とれたものはすべてOKだというわけではなくて、こういうふうに吟味したものだから、私たちはこれをブランドとして皆様に安心して提供するのですと、そういうふうに加価値をつけていただけたらいいかなものではないでしょうか。

また、ロゴマークにつきましては、先ほど市長がお話ししましたように、公募で求めてすばらしいものができるような予感がして大変楽しみでございませう。本当にそのロゴマークを見ただけで、この商品が塩竈のものだと、塩竈の物はおいしい、本当に人に差し上げて喜ばれると、そのようなものを定着させていただきながら、私たち市民にもこのロゴマークを喜んで皆さんにお示しできるというようなものを、私たちはやはり頑張るそこに近づけていかなければならないのではないかなと思っております。

先ほど商工会議所との関連事項の部分もお聞きいたしました。それについてはまた後で詳しくお聞きしたいと思います。

ロゴマークも大事でございますが、ちょっと関連して、商工会議所の取り組みの中で、ぜひ塩竈を発信するもう一つのものとしまして、塩竈ではたくさんの写真家の方がいらっしゃいます。プロ、アマを問わず、本当にすばらしい景色もたくさん撮られております。さまざまなか所でも展示されております。これを前にも産業部長の方にお話ししましたが、ぜひ絵はがきのような形をとって、塩竈の景色もあわせて全国に発信していただけたら、その塩竈の絵はがきの中にロゴマークを入れて発信できるとなれば、塩竈に来た観光客の方がここではがきを書いてふるさとに出すと。そこで一石二鳥というわけではありませんが、塩竈の映像を見てもらい、そしてロゴマークを認識していただいて、そして塩竈に来よう、行ってみたいという思いをさせていくのも大事ではないかなと思っております。

また、不審者メールの方は、教育長のご説明で大変よくわかりました。今後、個人情報の流出とか、また、さまざまなインターネットを通じてのトラブルということも懸念されますので、ぜひその辺をご注意願いながらしていただきたいと思っております。

また、「大好きです塩竈」の人口対策につきましては、市内におきましてそのような取り組みをなお一層していただきたいと思っておりますし、浦戸におきましては、今団塊の世代の方が大変時間をつくりまして、よそに土地を求めながら畑をつくっている、土に親しむ世代がふえているように思われます。ぜひ今野々島で展開していますフラワーアイランドの方にも、その団塊の世代の方たちの方向性を、隣の松島の方に土地を借りて行っていますというご夫婦もいらっしゃいますので、そこをハンドルを島に向けていただいて、島に来て畑を、そして花を耕してつくっていただくという方向性に持っていかたいかと思っております。

また、地元の子供たちも、また、お年寄りの方も参加していただきながら、そして島を離れた世代の方も、地元のフラワーアイランドを構築していこうということで、いろいろ参加できる施策も考えていただけたらいかがでしょうか。

先ほど、空き家のことをインターネットで配信しているとお聞きいたしました。やはり空き家をただ貸すだけではなくて、そこで体験できる漁業があるとか、体験できる農家があるとか、そのような家と、そしてそこで何ができるのかも合わせたものもインターネットに載せていただくと、やはり関心のある方はもっともっと塩竈にいらっしゃるのではないかなと思っておりますので、その辺をあわせてお聞きいたしまして、2回目の質問といたします。よろし

くお願いします。

議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から妊婦健診の関係につきましてご回答申し上げたいというふうに思います。

妊婦健診につきましては、議員が今お話しされましたように、私どもといたしましても、非常に重要性があるということで認識をしているところでございます。国からの1月16日付の文書につきまして承知しておりまして、公費負担のあり方、あるいは具体的な妊婦健康診断のあり方についても、文書が通知されておりますので、これも十分事務方としても踏まえていきたいというふうに考えております。

それから、若い方、それから妊婦さんの喫煙の問題が今ご指摘されました。私どもといたしましても、そういった実態を把握しておりまして、非常に心配もしておりますし、非常に憂慮しているという状況でございます。保健師が通常の妊婦指導とあわせまして、きめの細かいそういった喫煙の害につきましてこれまでもやってきておりますし、これからもなお一層きめの細かい喫煙についての指導を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、回数の拡大の件につきましては、現在県内の35の市町村のここの1月1日現在の方を私どもで調べてまいりましたが、33の市町村が2回という状況になっているのが実態でございました。ただ、市長からこうやって申し上げておりますように、拡大について今後の検討課題にするということで指示をいただいておりますので、私の方といたしましても、今後の検討課題にさせていただきたいというふうに考えております。

議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長兼危機管理監（山本 進君） 浅野議員にお答えいたします。

私の方から少子化対策の問題と、それから浦戸に団塊の世代を中心とした人たちを呼び込めるような施策ということの、2点についてお答えいたします。

本市の場合、残念ながら少子化が進んできているわけでございますけれども、やはり人がまちに住む場合に求められるのは、一つは、住みやすさと、それから利便性だというふうに思います。それで、どちらかという新しいまちということだと思います。そういう意味では、塩竈の場合、成熟したまちということでございますが、いわゆる塩竈にはほかのまちにない大自然というものがございます。まさにそれが海であれ、島であれ。そういった若い世代がそういうものを子育てのために、そういう自然の中で育てられるというような一つの方向性

を見出すこともこれからは大事なことではないかなと。

そういう意味におきましては、今年度早速塩竈から転出していった理由、あるいは他市他県から塩竈に転入された方に対して、可能な限りインタビューさせてもらって、そういったものを分析し、やはり塩竈が持っているそういった歴史的な財産というものを、もっともっと広くアピールして、そしてこういった環境の中でしっかり子育てができるんですよということをやはり打ち出していきたいなというふうに考えております。

浦戸につきましては、大変貴重なご提言を今浅野議員からいただきました。我々も全くそのとおりだと思います。単に空き家情報をインターネット等で発信するだけではなくて、まさにその地元の方々とどういうふうな触れ合いができるのか、どういった体験ができるのかということが非常に大事だと思います。したがって、今年度につきましては、できれば移住を想定した1泊2日ぐらいの田舎体験ツアーとか、あるいは島の方々と地引き網を教える体験交流とか、そういったものをやっていけたらというふうに考えます。また、特に具体的にご提案ありました、NPOフラワーアイランドにつきましても、今新田圃の方で花づくり大変努力されております。こういった方々の力も一方でかりて、先日質問されました、現在廃校になっています浦戸の学校施設を開放して、そこに何か一つの事業展開をできないかというものも、そういうのはNPO、そして地元の方々と協力してやっていきたいというふうに考えます。ありがとうございました。

議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 三陸塩竈ひがしものでございますけれども、やはりブランド品というものは、一定の基準が常に厳格に守られていること、これがブランドの命だろうというふうに考えてございます。こうしたことにつきましては、ブランド委員会、こちらの方で既にいろいろと研究がされておまして、今回ももう23回目の研究会が開かれるというところまで来てございます。そして、塩竈のマグロのブランドの基準、これが実際のいろいろな脂肪とか調べましたが、なかなか難しいというところまでわかってございます。

そうした中で、具体的に塩竈に蓄積されたマグロを見分ける技術を持った方々、この方々を目きき人というふうに一般的にしておりますが、こういった方をまずそのブランド委員会の中で認定をします。そしてその認定された目きき人の方が認めたもの、これをもって初めて、塩竈のひがしものとして出せるもの、これを売り出していくという基準で取り組まれております。この基準を今後とも厳格に守っていくことが、この三陸塩竈ひがしものを塩竈が

ら全国へ発信していく、大変一番重要な点と私たちも認識してございますので、厳格に守るようにこれからも業界の方々ともどもさらに研究を深めていきたいと、そんなふうに考えてございます。

次に、ロゴマークに関しまして、塩竈を発信できる方法としての絵はがきのご提言をちょうだいしました。今回の予算の中で、私ども都市ブランドイメージアップ事業というものを予算化をさせていただきたいという上程をさせていただきました。

その中に、具体的な事業といたしましては、一つはフォトフェスタというものを組み込んでございます。これは、教育委員会が中心になってこれから取り組まれることになるわけですが、本市出身の著名な写真家の方々、そういった方々をお呼びして、写真を主眼としたイベント等を開催していこう、そしてまちににぎわいを持ってこようというようなことでございます。

また、近くはアート回廊ということで、本町を中心にいたしまして、現代アートの作家の方々の作品展示、そういったものの中からまちににぎわいを、回遊性を創出していく、そういったイベント等も現在考えておる最中でございます。こうしたものの中から、ただいまご提言をいただきましたような、本市を全国にPRできるような素材、こういったものをぜひ探し出して作り出していきたい、そんなふうに考えております。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 9番浅野敏江君。

9番（浅野敏江君） 大変ありがとうございます。

最後に、ぜひ来年度からこの妊婦健診が公費負担でできることを祈りつつ、これを要望しながら終わります。大変ありがとうございました。

議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。

3番（小野絹子君）（登壇） 日本共産党市議団を代表し、中川議員に次いで施政方針に対する質問を行います、日本共産党市議団、小野絹子でございます。

第一に、市民生活の実態把握と、福祉施策について、4点にわたりお伺いいたします。

市長は、市政の取り組みは選挙中に出したマニフェストに沿って取り組むと述べられており、施政方針もマニフェストをもとにつくられたものと思います。施政方針では、まちの主役であります6万市民の皆様が誇りと愛着を持っていただき、生き生きと暮らせる日本で一番住みたいまち塩竈の実現について、市民と行政による協働のまちづくりを進めていくと述べております。

かつて前市長時代、塩竈は住みやすさ県内一と言われ、市民の誇りでありました。ところが、今どこへ行っても暮らしが大変と、市民から訴えられ、水産業や商店街も不況に立たされております。また、18年度で市が行った市民満足度調査の結果にも出ております。市政に対する総合評価は、満足に思う人が38.2%、一方不満に思う人は53.4%となっております。前年度との調査比較では、満足だと思う人は5.4ポイントダウンし、不満だと思う人は6.1ポイントもふえた状況であります。

この6月初め、塩竈市民に一齐に平成19年度の市民税、県民税納税通知書が送付され、市民からは市役所が計算違いをしたのではないかと、何でこんなに上がるのだと、驚きと怒りの声が出されております。市民から税務課に問い合わせが多かったと思いますが、問い合わせ件数はどれくらいあったのかお聞きします。

定率減税の縮小、廃止、また、老年者控除の廃止、公的年金控除の見直しなどで、市民税の負担増はこの3年間で9億円にも上っております。1人当たり3万6,000円の増税になります。市長は、増税による市民生活への影響についてどのように認識しておられるのかお伺いいたします。

少子化対策として、子育て支援策がいろいろと述べられておりますが、乳幼児医療費の無料化について一言も触れられていません。年間出生数がこの10年で200人近く減少している中で、昨日中川議員の質問にもありましたように、若い人たちが住み続け、安心して子育てできる施策が今こそこの塩竈に求められております。

その一つに、乳幼児医療費無料化の外来の年齢を、入院同様に当面小学校入学時まで拡大すべきと思いますが、市長の見解をお聞きします。

高齢化率が25%になっている塩竈で、まさに介護保険は深刻になっています。先日、保険料が年金から天引きされるので、生活がとてもできない、支払いをしないのではないので、終身保険でまとめて支払いをする方法はないのかと、高齢者の方から切実に訴えられました。市役所にも相談したそうでもあります。当市議団としても、これまで介護保険料や利用料の減免、軽減等について求めてきましたが、どのように検討されているのか、されてきたのかお伺いしておきます。

施政方針で、精神障害者の共同作業所「藻塩の里」につきましては、新たな国の支援制度を活用し、民間事業による施設の早期整備を支援してまいりますと述べられております。藻塩の里は、市が直営で行ってきたものでありますが、今後は民間事業に移行し、民間での整

備の方向のようではありますが、なぜそうなったのかお伺いするものでございます。

また、民間での恒久整備や運営に当たり、会の方から出されました4項目の要望について、市が責任を持って対応すべきと考えますが、どのようになっておられるのかお伺いいたします。

第2に、地域公共交通について、2点にわたりお伺いします。

施政方針では、100円バスの路線の拡大の可能性や、市の中心部までおおむね15分で行ける、15分交通体系について検討してまいりますと述べております。今回多くの議員から質問がありました。当市議団は、しおナビ100円バスを、全市への路線延長と、低床のマイクロバスを走らせてほしいと、再三議会で質問してまいりました。仲卸市場やプールなど、新浜町への路線延長は、私たちも要望してきたことですし、評価できます。しかし、バスの走っていない地域住民にとっては、切実な要望であり、1日も早くバスの乗り入れを待っているのです。3年半前に、青葉ヶ丘、吉津、梅ヶ丘にバスの乗り入れを求める署名800筆を市長に提出して以来、昨年も要望書を提出しております。当議員団は、各地域で、地域の皆さんとともにバスの乗り入れの署名運動に取り組み、署名や要望書を市長に提出してきております。

バス問題は、まちづくりや少子高齢化対策、商店街対策などからも、急がなければならないと思います。これまでも、当局の答弁では、総合交通のあり方の検討とか、民間活力とか、低床バスなどの答弁をもらっておりますけれども、変化がありません。返答の時期を明確にし、先に見える取り組みを求めるものでございます。改めてお考えをお聞きします。

次に、北駅設置についてお伺いいたします。

市長は、後援会ニュースで、今後の取り組みはこれ、まちの骨格として塩釜北駅の設置で、北部住宅地帯のアクセスを改善と述べております。ところが、施政方針には一言も触れられておりません。私は昭和59年の2月議会で、東北本線と仙石線の乗りかえのできる北駅設置の提案をして以来、議会で質問し、また当議員団が毎年市長に提出している市政要望書に、北駅設置の要望も入れております。北部地域の方々は、大変な関心と期待を持っております。施政方針になぜ北駅設置について触れていないのか、また、北駅設置の市長の公約実現の見通しについて、あわせてお聞きいたします。

第3に、まちづくりと産業施策について、5点にわたりお伺いいたします。

まず、中心市街地への回遊策についてお伺いいたします。

施政方針では、この5月、海辺の賑わい地区に商業施設がオープンし、多くの方々が潮の香り、千賀の浦風を感じながら、駅と海に隣接する新しいまちの魅力を堪能しております。

このにぎわいを中心商店街への回遊につなげる取り組みを、商店主の皆様と協力しながら進めるとともに云々と述べられておりますが、イオン塩釜開店を報じた新聞紙上では、地元商店主は危機感を募らせている、本町商店会の会長は人の流れが変わってしまった、決定的な打撃だ、地元商店街は複雑な反応、酒店店主は何もないよりはましだ、だけれども小さな商店では太刀打ちできないと報じております。当市議団が心配し、指摘してきたことが現実化しているだけに、中心市街地の回遊策についてどのように考えているのか、また、商店主の皆さんとの話し合いがどのようにされているのか、あわせてお伺いいたします。

次に、大型商業施設開店後の地元商店街やマリゲートへの影響、交通問題等についてお伺いいたします。

大型商業施設イオンは、イオン直営の食料品や日用品の雑貨類などを取り扱っている、24時間営業のマックスバリュと45のテナントで開店したと報じられております。

ところで、地元ではテナントに何社入れたのでしょうか。テナントの多くは若い人向けであります。開店後、まだ時間は浅いのでありますが、地元商店街やマリゲートへの影響について把握しておればお答え願います。

さらに、今後とも定期的に影響調査をすべきと考えますが、市の対応についてお伺いいたします。

さらに、交通問題であります。マリゲート、歩行者専用道路からいな長前の横断歩道と、港町、海岸線と、マリゲートのT字のところへの信号機設置について、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

次に、区画整理事業の今後の取り組みについてお伺いいたします。

施政方針では、にぎわい商業ゾーンに続き、駅前広場や地区内の道路整備を進める一方、地権者による居住ゾーン整備が早期に実現できるよう、環境づくりに努めてまいりたいと述べております。居住ゾーン地域の開発は法人化を目指すということですが、この事業を行うに当たって、開発公社や市のかかわりはどうなるのか、まずお伺いします。

さらに、この地域の地権者は、民間3人で1,200平米の所有、そして開発公社が600平米、塩竈市が1,100平米と、以前にお聞きしたのでありますが、この約1,900平方メートルの居住ゾーンを整備するためには、約1,900平方メートルの公共用地を活用することになるわけですが、そのようになるのかどうか。その場合、公共用地は賃貸にするのか、売買にするのかお聞きしたいと思います。

次に、浦戸の産業振興についてお聞きいたします。

施政方針で、桂島におきましては地元の漁民の方々が実施主体となり、国の助成を受けながら共同力キ処理場とのり陸上採苗施設の整備を進めておりますと述べられておりますが、19年度の当初予算で、国の助成9,300万円が計上されただけで、市の助成はびた一文組まれておりません。これではとても浦戸の産業振興に力を入れたことにはなりません。市長は、2月議会で曾我議員の質問に、今後とも組合の皆様と協議を行いながら、着実に事業が実施されるような支援策を模索してまいりたいと考えておりますと答弁されたわけではありますが、その結果はどのようになっているのか改めてお聞きいたします。

最後になりますが、越の浦春日線の整備についてお伺いいたします。

越の浦春日線は、基幹産業である水産業の流通や、観光や、産業振興に必要な、三陸縦貫道路にアクセスする道路であり、宮城県沖地震時の国道45号の代替道路としても重要な路線であることは、ご承知のとおりであります。ですから、市長も後援会ニュースに公約として載せたものでしょう。県の整備であります。市の越の浦春日線の整備に向けた熱い意気込みが問われると思います。残念ながら、施政方針には一言も出ておりません。市長の越の浦春日線への考えと、19年度の県の取り組み状況についてお伺いをいたします。

以上3項目で、11の質問になりましたので、簡潔なご答弁をお願いしたいと思います。大変ありがとうございました。(拍手)

議長(志賀直哉君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 小野議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、税の問題についてご質問いただきました。

議員よく御存じのとおりであります。今回住民税が大幅にふえましたのは、国が進める三位一体改革の一環として、本年より国税であります所得税から、地方税の住民税、約3兆円の税源移譲が行われたためでございます。この税源移譲は全国一律で、国と地方の税の割合の見直しを行ったものであり、所得税と地方税の合計負担については、原則変わりがございません。所得税が下がった分住民税が上がる形で、国税から地方税へ移譲が行われており、所得税につきましても、給与から天引きされる方々につきましても1月受取分から、年金天引きの方々におかれましては2月受取分から既に減額をされておりますし、それ以外の方々につきましても来年2月の確定申告時に減額して計算されることとなります。

しかしながら、いずれの場合でも、所得税の減額時期と住民税の増額時期のずれがございま

すので、住民税の負担増分のみが実感をされているということが実情でございます。

また、ことしは景気対策として行われておりました定率減税も廃止されましたので、住民税について一層の負担感があるのではというふうに憂慮いたしております。

この税制改正につきましては、広報紙等を含め、機会をとらえ情報提供を行ってまいりましたが、市民の皆様方からも一定の問い合わせが寄せられております。その方々に対しましては、制度の内容を十分にご説明し、一定のご理解をいただいているところでございます。

さらに、所得税の減額時期とのずれなどで、一時的に税負担が大きくなりました方々に対しましては、分割納入や徴収猶予等の制度をご利用いただくよう、積極的にご説明をさせていただいております。今回の税制改正は、今年から開始された過渡期でございますので、なお市民の皆様方に十分にご理解をいただけますよう、一層努力をいたしてまいりたいと考えております。

乳幼児医療費の無料化の年齢拡大についてでございます。

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児が健康保険で診察を受けましたとき、診療費の一部を助成する制度で、現在県の補助事業として実施しております内容は、入院につきましては就学前までの児童、通院につきましては3歳未満児までを対象とし、県と市が対象医療費の2分の1をそれぞれ負担をいたしております。この制度は、急速に少子化が進む中、子育て支援施策の大きな柱でありますので、本市では通院について4歳未満児に拡大して実施をいたしているところでございます。

本市の少子化対策の基本は、子供たちが健やかに育ち、親が安心して子育てができる環境づくりの推進であり、そのために地域社会全体で子育てを支える施策を継続していくことが極めて重要でありますことから、のびのび塩竈っ子プランを推進し、本年度新たに集いの広場事業を実施し、子育て支援のさらなる充実を図ってまいることといたしております。

乳幼児医療制度につきましては、県内全市町村を初め、全国の自治体で実施をされておりますが、対象年齢の拡大など、それぞれの市町村で助成内容に違いがございます。少子化対策は本市のみならず全国自治体共通の課題でもあり、独自にさまざまな施策が取り組まれておりますが、安心して子育てができる環境づくりのためにも、乳幼児医療制度は国においても極めて重要な課題ではないかととらえております。

このような観点から、本市といたしましては、これまでも塩釜地区広域行政連絡協議会、宮城県市長会を通じて、国に対しては乳幼児医療制度の創設、県に対しましては外来について

の対象年齢を就学前まで拡大するよう要望しております。今後も子育て家庭の経済的負担軽減を図るためにも、塩釜地区、県内の各地との連携を図りながら、要望の実現に向け努力をいたしてまいります。

介護保険料の減免についてのご質問をいただきました。

昨年の介護保険改正で、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、介護保険料の所得段階設定が見直され、国の標準的な段階設定として、従来5段階制から6段階制となりました。内容といたしましては、世帯全員が非課税で合計所得額と課税年金収入の合計が80万円以下の方について、第1段階と同様の負担率に軽減することとした内容であります。本市では、前期の事業計画期間において、所得段階第2段階の中でも、収入が110万円以下で資産や預貯金など一定の条件を満たす方に、市単独で減免措置を講じてきたところではありますが、今回の国の制度改正の中で、新たな所得段階設定が設けられましたことで見直しを行ったところがございます。

さらに、本市では国の基準である6段階に、本市独自に1段階を追加して7段階制で実施をいたしており、保険料全体の中で低所得者の負担軽減対策を講じてきたところであります。介護保険制度が実施されて8年目に入り、急激な高齢化社会における社会全体で支える介護の理解とサービスの普及が定着をいたしてきておりますので、引き続き努力をいたしてまいります。

藻塩の里の恒久整備についてお答えをいたします。

精神障害者共同作業所「藻塩の里」は、昨年耐震補強工事に着工したものの、想定以上のシロアリ被害があり、通所者の安全確保の観点から、施設全体を解体することとし、暫定施設で作業を現在継続いたしております。このため、早期の施設整備を図るため、国、県、民間が行う施設整備の補助制度について調査を行ってまいりましたが、自治体が整備する施設への補助制度が廃止となっており、有効な補助制度が見出せずにおりました。

このような中、昨年末、障害者自立支援法に基づく、法内施設への移行を前提とする障害者自立支援法臨時特例交付金制度において、障害者自立基盤整備事業がメニューとして創設され、本制度につきましては民間優先との方針が打ち出されていることもあり、民設民営での整備手法について検討してきたところであります。

具体的には、共同運営者であります家族会とともに、市内の社会福祉法人を訪問し、意向調査を行いました。その調査の結果、長期的に安定した運営を図っていくためには、法内施設

である地域活動支援センターへの移行が望ましいこと、また、既存福祉施設と併設することにより、民間の持つノウハウを活用し、利用者に合わせたさまざまな作業種目を用意できること、就労支援の観点から、これまで以上によりよい障害者支援が民間委託することにより提供できるとの結論に至りました。

家族会からは、藻塩の里を障害者自立支援法に基づく施設である、地域活動支援センター移行を前提に、施設整備が可能な事業者に市が運営委託を行い、早期の施設整備を図ることを要望する旨の要望書が5月18日に市に提出をされております。本市といたしましては、これらの内容を履行してまいりたいと考えているところであります。

このような経過を踏まえ、今後は民設民営により早期の施設整備が行われるよう、委託先となり得る事業者の選定手続を早急に進めてまいります。さらに、選定された事業者への施設整備補助が19年度事業として採択されますよう、市としても強力に県に働きかけを行ってまいります。

また、地域活動支援センター事業委託に当たりましては、委託者の立場から運営委員会の設置と、本市保健師や家族会代表を運営委員会の構成メンバーに加えることを条件づけ、運営にかかわってまいりたいと考えているところであります。

バス交通の問題についてご質問をいただきました。

新たな路線整備につきまして、全額本市が運営費用を負担するといったような昨今の状況につきましては、既にご説明をさせていただいたところでありますし、こういった中で、しおナビ100円バスを初めとするゴルフ場線、利府線など、既存のバス路線の保持のためにさまざまな活動を行わせていただきましたことについては、既にご報告をさせていただいているところであります。

なお、財源面の工夫をしながら、今後こういった拡大ができますか検討させていただきたいと考えておりますが、昨今の厳しい財政状況の中、いついつまでということについてはご容赦をいただきたいと思いますと思っております。

北駅設置についてご質問いただきました。

施政方針としては取り上げてはおりません。これはあくまでも私のマニフェストの中で取り上げた内容であります。そのような観点で所見を述べさせていただきます。

昭和58年、北駅設置の必要性につきまして、JRと協議を開始し、その後平成4年から10数年にわたり、宮城県鉄道整備促進期成同盟会に対し、要望活動を行ってきた経過がございます。

す。

このような経過から、北駅は請願駅となり、多大な事業費が地元負担となりますことから、現下の財政状況を踏まえ、現時点で速やかに取り組むことは大変厳しい状況にあります。

一方、本市の総合交通体系を今後検討する中で、例えば15分交通圏構想を促進する意味で、北駅の可能性等につきましても検討させていただきたいと考えているところであります。

中心市街地への回遊策について、何点かご質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、イオンタウン塩釜ショッピングセンターがオープンした後の動向についてであります。従来の塩釜ジャスコは徒歩での来客が主だったのに対しまして、現時点でのこのお店につきましても、これらに加えて車やJR利用での来客者が増加しているとの報告を受けております。

具体的な回遊に結びつく整備として、マリンロードしおかぜから本塩釜駅への入り口として、アクアゲート口を設置いたし、本塩釜駅前通一号線、あるいは北浜沢乙線の整備、案内板の設置等により、マリンゲートから海辺地区、本塩釜駅周辺を通じて、本町商店街等へ回遊できる基盤づくりを今進めているところでございます。海辺の賑わい地区へ集まった方々が周辺の商店街など町中を回遊していただきながら、にぎわい、町全体へと波及させていくことが我々の最終の目標と考えております。そのために、魅力ある中心商店街を形成していく事業として、魅力ある個店づくりを目指す必要がありますが、商人塾等で支援をさせていただいているところであります。

また、本町通りまちづくり研究会が主催する約40日間に及ぶもとまちアート海廊（ウォーク）などとの連携も図りながら、より一層回遊が図られますよう努力をいたしてまいります。

大型商業施設開店後のマリンゲート等への影響ということについてのご質問でありました。

まず、概況についてであります。各店舗の開店からまだ1カ月弱ということでもございませぬため、具体的な影響につきましては、今後の確に把握をしてみたいと考えています。しかし、現時点におきましての従来駅前にはありましたとき以上に、車や電車での来客数が増加しているとの報告を受けているところであります。

また、例えばこれまでと違った新規の来店客が出てきているというようなご意見もいただくようなことあれば、以前と余り変わっていないというようなご意見も確かにあるような状

況にございますが、なお一層にぎわいの創出が図られますよう努力をいたしてまいりたいと考えております。

このような中、マリングートでは、5月20日の海辺の賑わい地区まちびらきの後、22日から27日にかけて、テナントで組織する事業振興会を中心に、共催イベントを開催をいたしているところであります。具体的には、遊覧船各社の松島湾クルーズ特別乗船割引や、館内各レストランでの特別メニューの提供、あるいは古川八百屋市を開催させていただいております。中でも、松島湾クルーズ特別乗船割引券につきましては、100人の利用があったというような報告も受けているところであります。

マリングートに関しましては、ショッピングセンターの進出や、マリロードしおかが完成し、さらには今年度中に海岸高潮対策事業も完了いたし、遊歩道が整備される予定でありますので、複数の動線ができ上がることになり、本塩釜駅や町中の商店街と結ばれることになり、これまでより以上に身近な施設になるものと期待をいたしているところであります。

なお、地元のテナントの参加数等については、後ほど担当よりご説明をいたさせます。

商業ゾーン周辺道路の交通条件についてでございます。

開店初日にはやや混乱も発生したと思われませんが、進出事業者ともども交通対策を実施してまいりましたことにより、当初懸念されたほどの渋滞発生とまでには至っておりませんが、なお一層周辺の道路交通の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

また、いな長さん前の交差点の信号設置につきましては、既に公安委員会へ早期設置を申し入れさせていただいているところであります。

次に、区画整理事業の今後の取り組みについてご説明申し上げます。

海辺の賑わい地区土地区画整理事業につきましては、実質的には平成17年から仮換地作業を行い、18年度までに都合3回に及ぶ区画整理審議会を開催し、面積で3.8ヘクタールに及ぶ仮換地を指定することができました。施行区域内全体約7.4ヘクタールのうち、計画の宅地面積は約4.3ヘクタールとなっており、88%の仮換地指定率となっております。

一方、区画整理事業は、権利者の方々が移転先に建物を再構築していただいてその効果が発揮される事業でございますので、今後は実質的な移転を向上してまいりたいと考えております。

また、区画整理後の換地を有効活用するために、共同事業の区域を設定してまいりました。賑わい居住ゾーンでは、秋の着工に向け、マンション建設の準備を受けているとの報告を受

けているところでありますが、具体的な取り組みにつきましては、後ほど担当からご説明をいたさせます。

また、駅前商業複合ゾーンでは、権利者の方々による法人化の検討が進められつつあります。市といたしましては、これらの共同化事業を継続してご支援をさせていただきたいと考えております。地域全体のにぎわいを早期に創出していくため、区画整理事業、23年度までの事業期間でございますので、なお一層計画どおり事業の進捗が図られますよう努力をいたしてまいります。

次に、浦戸のカキ処理施設への市の助成についてであります。

宮城県では、平成17年度に水産業づくり交付金要綱を制定し、漁場環境の保全、つくり育てる漁業の一層の振興を図ってまいりました。これを受け、本市におきましても漁業経営の強化、浅海養殖漁業の生産性の向上を図るため、県と同等の支援を行う内容の塩竈市漁業経営構造改善事業補助金交付要領を定めております。

そうした中、地元の組合、塩釜浦戸支所では、今年1月に入り、19年度に良好な種網生産ができるノリ陸上採苗施設と、浄化施設を備えた近代的な共同カキ処理場を整備することを決定いたしております。

一方、県におきましては、19年度からの新規事業につきましては、水産業づくり交付金要綱による県交付金10%を廃止するとの方針が打ち出されました。このことにつきましては、計画段階から組合へそのような状況をお伝えさせていただきますとともに、本市といたしましては、一時的に多額の費用が必要となる現計画を見直し、段階的な事業実施などの提案などをさせていただいたところであります。組合には一定の理解を得られたものと考えておりますが、最終的には国からの交付金50%以外は、施設を利用する組合員と共同で負担するとの方針を立てられ、利用施設を同時に整備する実施計画書を国に提出、4月に計画が承認され、準備作業に入っているところであります。

本市といたしましては、市の補助金は県と同額としてきた経過もございますことから、その後も県に対して激変緩和措置等も含めてお願いをいたしてまいったところでありますが、県といたしましても大変厳しい財政状況下で、方針が残念ながら変わらず、県交付金廃止との対応については決定事項というような状況にあります。今後とも組合員の皆様と協議を行いながら、金銭的な面ということではなくて、着実に事業が実施されますよう、本市として最大限のご協力をしてまいりたいと考えております。

越の浦春日線の整備の見通しについてご質問をいただきました。

越の浦春日線につきましては、平成18年3月に県道利府中インター線として認定していただき、宮町庚塚線との交差点から西側につきましては、今後県道として供用を開始いたしているところであり、未整備区間であり、国道45号までの2キロの整備につきましては、本市選出の県議会議員からも、県議会を通じ働きかけをいただいているところであり、昨年度、県は事業の着手に向けた調査を発注しており、現在県と市の間で意見調整を実施中であり、越の浦春日線は災害発生時には、国道45号の代替路線として最も重要な路線でありますことから、今後とも早期事業着手を県に働きかけを行ってまいりたいと考えているところであり、

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長兼危機管理監（山本 進君） 3番議員にお答えいたします。

私の方からは、税制改正に伴いどれだけの電話照会があったのかということでございますので、件数をお答えいたします。

その前に、まず市の対応でございますけれども、今回の税制改正につきましては、昨年12月の広報紙を通じまして、制度改正の特集号を掲載してございます。2月の申告受付の記事の中にあわせまして、その紹介のチラシを入れております。それから3月には、全世帯税制改正のチラシを配布してございます。それから6月号には、さらに特集記事として具体的なモデルケースを示しながら掲載してございました。

それから、具体的な納付書送付に当たりましては、いわゆる給与天引きされる方、つまり特別徴収の方々に対しましてもそのためのチラシ、さらには自営業者の方々を初めとした普通徴収の方々にもそのチラシを同封させていただいたということで、かなり丁寧にPRさせていただいた結果、納付書が送達されたであろう4日から昨日までの間で、照会件数は180件。うち窓口の対応が50件。残りが電話照会130件でございます。そのうち、納税相談に移行したケースが20件ということでございまして、このケースにつきましては、例年よりは少し多いかなという程度でございました。したがって、昨年暮れからの、本市のそのPRがかなりの部分市民の方々にご理解いただけたと思います。

いずれにしましても、今回の税制改正につきましては国の制度でございますけれども、税務課職員一丸となりまして納税者の方々の立場に立って、親切丁寧に対応しているということ

を申し上げておきます。よろしく申し上げます。以上です。

議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは、3番議員に、ショッピングセンターに地元の企業が何社入っているかというようなご質問にお答え申し上げます。

まず、具体的には9社入っております。個々の企業名はご紹介申し上げませんが、業種で申し上げたいと思います。まず食品関係で2社。水産物関係で4社。衣料品で1社。和雑貨1社。あとその他の雑貨で1社の計9社でございます。そのほか、ショッピングセンターの方では、塩竈市の特産品でございます水産物、あるいは加工食品、さらには野菜等の特産コーナーを設けていただきまして、塩竈市の地産地消にご努力をいただいております。

次に、港町地区、いわゆるBブロック地区の共同化についてのご質問でございます。

まず、まちづくりの運営会社に対して、市がどのようなかかわりを持っていくのか。そして市の持っている普通財産である土地、それと公社の土地をどうするのかということのご質問でございます。

まず、まちづくりの運営会社が立ち上がっております。登記も済ませてございます。この経過につきましては、まず18年4月以降でございますが、地権者の三者と、あと市の方が積極的に指導、助言をしながら、16回にわたる会議を開催して一緒に検討を重ねた上で、一定の結論を得た上で、まちづくり運営会社ができ上がっております。二つの運営方針を持って立ち上がっております。

まず一つは、共同化ゾーンの目的に合致した、一体的土地利用を図ることを前提といたしまして、ランドデザインに沿ったまちづくりにより、居住人口の増加に資すること。

第2には、民間でできることはできるだけ民間において事業化を図り、軽々しく市に財政負担をかけないように努力したいというような、二つの理念のもとで事業の運営会社を立ち上げてございます。

そして、市のかかわりでございますが、市で持っている土地の面積でございますが、塩竈市は普通財産として、1,344.82平米でございます。これはさきの所管の常任委員協議会の方にご報告させていただいております。また、塩竈市の土地開発公社については、589.15平方メートル所持してございます。

それで、まず塩竈市の持っている普通財産の管理処分の方針でございますが、まず売却を

前提としてまいりたいということで、所管の協議会の方に報告してございますので、先ほど運営会社の理念を申し上げましたが、やはりランドデザインと合致いたしますので、我々建設部といたしましては、総務部所管のこの普通財産については、ひとつ事業化に資するようお願いしたいということで、所管部の方にはお願いしてございます。

また、塩竈市の土地開発公社の所有地につきましては、まだ具体的な事業化は示されていませんが、できますならば、この共同化、いわゆるマンション事業でございますが、その敷地面積としては利用していきたいのですが、永久構築物までのというようなことは考えていないみたいで、具体的には駐車場で賃貸借をしたいような意向がございそうですが、まだこれは具体的な話としては来ておりません。以上でございます。

議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。

3番（小野絹子君） いろいろありがとうございました。時間もないようですので、2回目の質問については簡単にしたいと思います。

一つは、乳幼児の医療費の関係であります。今回、非常に人口の問題とか、少子化の問題、そういったことを含めて、かなりこの議会でも論議になりました。市長の施政方針にもそれは指摘されております。そういう点で、乳幼児の支援策、子育て支援を含めて、どういう観点でやはりやるのかと、子育て支援関係ですね、これが非常に重要だと思います。

私は、ちょっとご紹介したいと思いますのは、先ほど浅野議員の質問の中に、最近多賀城と富谷町が出生率がふえているということでお話がありましたけれども、まさに富谷はなるほどなと思うような状況です。といいますのは、今回富谷町は、ちょっと読ませていただきますが、乳幼児医療費の助成に関しまして条例の一部改正を行うということで、住民の意見募集を行いながらそういう方向でやるということになっているようでありますが、これは実は町長さんが出したのを見ますと、富谷町乳幼児医療費助成制度について十分検討した結果、子供を持ちたいと思っている人が安心して子供を産み育てることに夢と希望を持ち、町民皆さんが幸せを実感できる笑顔輝く、あったか富谷となるために、制度内容を拡大し、子育て制度の経済的負担軽減と、適正な医療機会の確保、そして人口集積、安定化策の一環として、現行制度の3歳児から、義務教育就学前までとして、所得制限については撤廃することの条例の一部改正を行いたいと考えております。それで、この改正については子育て世帯の方々への経済的負担の軽減が図られる一方、町の財政面での負担増が見込まれるために、事前に内容改正について皆さんに意見をお聞きしながらやるということで出されたものなのです。

それで、佐藤市長の場合には、いろんな子育て支援をやっていますが、それはそれとして必要だと思います。しかし、医療費の方がなぜ手がかからないのか。それは、端的に言えばお金がかかる。先ほど富谷町の町長さんでさえ財政の負担がかかるというふうに述べているわけです。しかし、それでもやるというふうになったわけです、向こうはね。そういう点で、やっぱりどういう観点に立ってやるのかということが問われるのではないかと。いろんな施策を、子育て施策をいろいろ並べてみても、やっぱり子供が一番、入院よりも外来で病院に行くのが多いですね。どうしても、特に乳幼児の場合には多いわけです。ですから、そういう点で、医療費は今ばかりにならない状態ですから、そういう点で安心して、それこそ先ほどもありましたけれども、きのうもありました、塩竈に行けば安心して子育てできるという、こういう状態をつくる上では、実際子育てしていく上での悩みの解決とか、そういうのも当然必要ですが、こういった乳幼児医療費の助成を本当に考えるということが必要ではないか。特に、佐藤市長になってからは、たしかまだ全然やっていませんね、年齢拡大はね。前の市長の時代に年齢拡大をやったと思いますので、そういう点では、子育てについていろいろ、支援策についていろいろ述べている市長でありますから、当然このところまで広げたら、取り組みが私は求められているのではないかとこのように思いますので、それについてぜひ、もちろん国に対しての要望というのは当然です。国がひど過ぎるんですよ、本来なら国が助成を出すということが必要なわけで、しかも県の方も年齢が低いというのがありますから、それは当然当局がやっていることはそういう取り組みは必要だと思います。同時に、それができなければ、できるまでの間ではどうするんだということを含めた対応策をぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、次にバスの関係なのですが、これもまた、この議会でバス問題については多くの議員から出されました。それだけ切実なんですね。ですから、全くお金のかかる話なわけですよ、それはね、確かに。しかし、そうはいっても、ではいろいろ工夫によってどういうふうにやればいいのか、今はっきり言いまして、1社にお任せしてやっているという状態ですね。ですから、そこが赤字になればどうしてもそれを補てんしてもらおうというふうになっている。そういうのも含めて、本当に塩竈のどこにいても町場に出て行ける、便利だと、そういうことになれば、黙っていても人は集まるわけですよ。ですから、そういうふうな施策ができないのかと。

今やそういう点では、北回り、南回りだけでは、とてもその延長線は新浜やっていただき

ましたけれども、しかしそれだけでは、それはそれで大事なことです。今必要なのは、走っていない空白の地域をどうするのか、これを、これほど施政方針の中で集中的に出されたときはないのではないかと思うぐらい、私は出たのではないかと思うんですよ。皆さんも本当はやりたいという人がいっぱいいると思います。そういう点で、この問題についてやっぱり前向きに、いつになるかわからない、検討の時期がいつになるかわからないなんていうようなことではなくて、いつぐらいまではきちんとこういう方針で取り組んでいきたいという意向を示していただきたいというふうに思います。

それから、質問の関係で、藻塩の里の件ですが、状況は経過も含めてわかりました。そういう点で、19年度の申請に間に合うようにということで取り組まれるということではありますが、実際に19年度の申請に対して、県とのその前の打ち合わせとか、そういうことがされているのかどうか。何とか中がまとまって、19年に申請をした、そしてそれで事業が進められていくというふうな見通しになっているのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、市長の方から、実は親の会から出されました要望書については履行していききたいということでしたので、それはぜひそういう方向でお願いしたいというふうに思います。

回答もいただく関係上、2回目の質問はこれで終わります。

議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

健康福祉部長（棟形 均君） 私の方から、乳幼児医療の関係につきましてご質問がありましたので、お答えをしたいというふうに思います。

今、議員がお話しされました富谷の条例につきましては、私どもの方も十分承知をしております、内容についても理解をしているところでございます。

私どもの基本的な子育ての支援につきましては、もちろん乳幼児の医療という部分もございますけれども、これまで何回も議会の方に申し上げておりますが、子育ての支援プラン、これをまず今まとめている状況にありますし、具体的に重点項目を八つほど挙げまして、具体的に21年までに数値目標を定めておりまして、その数値目標に沿った形で今重点項目、ことしはつどいの広場とかやるような形になりますけれども、そういった重点項目、重要施策の達成をまず目指したいというのが基本的なスタンスでございます。確かに、乳幼児の問題というのは非常に重要な問題というふうに認識はしてございますが、まず基盤的な整備、こののびのび塩竈っ子プランでまとめている項目の達成に万全を期したいということが第一でございます。

それから、要望の内容についてご質問がございましたけれども、これにつきましては、市長の方から申し上げましたように、県の市長会の方から具体的に国の方の要望をしておりますし、その要望の内容につきましても、かなり詳しく市町村の動向とかをお話し申し上げながら、なぜその乳幼児の医療費助成制度が国において必要なのかということについても、要望書の中にきちっと明示をして要望しておりますので、この辺はやはり国の方できちっとしたこういった少子化対策の全国的な施策の中で、やはり国が一定程度の役割を担っていただく、これが基本的なスタンスだろうというふうに考えております。

それから、藻塩の里の件であります。採択の見通しはあるのかということでございますけれども、事前に私どもの方含めて、県の方にお邪魔をいたしまして、いろいろ情報提供を含めて打ち合わせをしておりますけれども、採択につきましては万全を期して採択できるように努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（志賀直哉君） 大浦市民生活部長。

市民生活部長（大浦 満君） 私の方から、バスの問題についてご回答させていただきます。

これまでも、新設路線につきましては全額負担を求められております。また、既存路線についても、赤字を全額自治体に負担を求められている状況にあります。もし負担しなければ路線を廃止するという強硬な姿勢をバス会社ではとっております。

このような中、多額の負担金について、自治体では財源的にかなり苦慮している状況がございます。バスグループでは、2005年に路線バス114系統の合理化を決定しまして、これまでに85カ所を廃止している状況にあります。相次ぐ地域バス路線の廃止など、交通環境の急激な変化に伴いまして、宮城県では宮城県交通計画の全面改訂に本年度乗り出すという発表もしております。新計画では、数値目標を掲げながら、マイカーから公共交通機関の利用へと需要を誘導する方策を打ち出す方針であるとお聞きしております。より具体的で実効性のある施策を盛り込める、既に地域交通確保に取り組んでいる県内市町村の参考となる計画に仕上げたいという県の意向でございます。これらの県の計画等も考慮に入れながら、今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の施政方針に対する質問を続行いたします。

14番伊藤栄一君。

14番（伊藤栄一君）（登壇） 去る6月14日、定例会において佐藤市長より平成19年度の施政方針が表明されました。今回も施政方針に対する質問のトリを務めます、ニュー市民クラブの伊藤栄一でございます。

このたび私が最後の質問者となりましたので、極力重複を避けたいと思いますが、重なる点がありましたらご容赦のほどお願い申し上げます。

ニュー市民クラブを代表し、通告に従って質問をいたします。

質問の前に一言ごあいさつを述べさせていただきます。

過般の統一地方選において、1期4年にわたり市政に対し八面六臂のご活躍をされ、市民から評価され、2期目も見事当選されました佐藤市長を初め、同僚、先輩議員と新しくご当選された議員各位に対し、心からお喜びとお祝いを申し上げます。おかげさまで、私も多くの市民のご支援を受け当選させていただきました。これからも市民の負託を受け、市民の代弁者として活力とゆとりある住みよいまちづくり、市民のために政治で市民の利益になるよう追求しながら、市政発展のため一生懸命頑張る決意であります。今後ともよろしく願いを申し上げます。

さて、国内は山積してある諸問題の中、特に、毎日テレビ、ラジオ、新聞で報じられておる年金、介護等について質問いたしたいと思っておりましたが、今回は施政方針に基づいての質問と限定されておりますので、そこで、市長の19年度の施政方針に基づいて、何点かをお尋ねいたします。

初めに、市政運営の基本的な考え方として、第1に、主幹産業である水産振興の取り組み、第2に、観光振興や中心市街地活性化による交流人口の増加、第3に、少子高齢化時代を迎えての福祉への取り組み、第4に、塩竈に誇りと愛着を持つ人づくりの取り組みと述べられております。塩竈に誇りや愛着を感じ、市民一人一人が活躍できる地域社会づくりを推進すると結んでおります。さらに、事業の選択と集中といたしまして、政策のキーワードを「元気で塩竈」、「安心です塩竈」、「大好きです塩竈」に沿ってご説明されております。

そこで、質問をいたします。

市政運営の基本姿勢について、市長は平成15年当選以来4年間、施政方針の基本姿勢として五つの柱に沿って進めてまいりました。今回の政策のキーワードを3項目に変更されましたが、方針の内容としては、文章や言葉の入れかえにすぎず、実効性に欠けているように思われますが、その真意についてお尋ねいたします。

次に、2点目について、「元気です塩竈」の中で、水産業の振興についてお尋ねいたします。

漁船誘致活動と塩竈市魚市場の優位性とあるが、県内の気仙沼、石巻、女川各港と比較した場合、塩竈市魚市場の優位性は何かをお尋ねいたします。

次に、商業振興シャッターオープン事業について、前の質問者にも何人かおられました、具体的にもう一度お伺いいたします。

次に、第3点目ですが、「安心です塩竈」の中で、市立病院についてお尋ねいたします。

私は、市民一人一人の病気に対する心構えは、市立病院は心のよりどころとしておと思っていますが、毎年少額の繰り出しぐらいならば存続すべきであると思っております。しかし、平成19年2月の議会において、累積赤字の補てんとはいえ、約8億の繰出金がありました。今後毎年のように多額の繰出金を行うとなれば、それ以外別の考え方があるかをお尋ねいたします。

次に、第4点目、「大好きです塩竈」の中で、学校教育についてお尋ねいたします。

今国会でも、教育再生法の改正の内容でも、ゆとり教育週5日制や教師の再教育、また体験学習などの改正が盛り込まれております。私は当局に何度も質問をいたしてまいりました。ゆとり教育にしる、塾通いか宿題を山ほど出される子供たちにとって、かえって土曜日の学校の方がよいと申しております。

また、教師の再教育についても、学校卒業後すぐ教壇に立つより、1年ぐらい研修、また再度の研修が必要と、さらに研修も必要と、免許の更新もあるのではなかろうかと思っております。

さらに、体験学習については、塩竈に住んでおりながら、まだ船に乗ったことがない小中学生がおります。私は宝の島、浦戸諸島に泊まり、道徳、きずな、マナー、ルールなど、自然に学ばせる体験教育が必要と何度も質問をいたしてまいりました。

そこでお伺いいたします。塩竈独自性にカリキュラムを組んだ教育をすることができないものかどうかをお伺いいたします。

次に、浦戸地区の活性化についてお尋ねいたします。

ここ20年、浦戸地区の活性化、活性化と言葉では言っておりますが、年々人口の減少が進み、歯どめがかからないほどの今日です。そこで原点に戻り、過去から現代までどのような過程を経て現在の姿になったのか検証し、どのような対策を講じ、それにより将来像を計画することが第一と思います。私は国や県の縛り、例えば文化財指定の網を外し、荒廃した土地などを思い切った開墾を行い、農林水産業の振興、海の仕事ができないときは農業でとなると、安定した収入を得ることができます。昔と違い、船の交通もよくなりました。仕事があれば若者は戻ってきます。

さらに、さきに述べたように、体験教育で生徒たちが学校ごとに農作物の収穫の喜びを味わわせたり、美しい島をつくるためには、一部をフラワー栽培に対応するなど、夢を与えれば島の活性化につながるのではなかろうかと思います。ご当局のご見解をお尋ねいたします。

次に、本町市民推進室についてお尋ねいたします。

現在借用中の推進室は、多くの市民に利用されておりますと記されてありますが、さらに今後増設を検討しておると述べておられます。

そこでお伺いいたします。

現在地近くにある今野屋跡地、徳陽銀行の建物などの利用をどのように考えておるかお伺いをいたし、第1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

副議長(今野恭一君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、施政方針につきまして、これまでの長期総合計画の5分野から3項目に整理をした理由についてというご質問でございました。お答えをいたします。

施政方針は、まさにその年度における本市のまちづくりの方向性を示す基本的な考え方を述べさせていただいたものであり、その基本は言うまでもなく平成13年度から22年度までの10カ年を計画期間とする第4次塩竈市長期総合計画でございます。今年は統一地方選挙がございまして、2月議会におきましては骨格予算ではありましたが、一般会計で約177億円の予算規模となり、予算特別委員会の設置のもと十分にご審議の上議決をいただいたところであります。

このことを踏まえながら、今回の施政方針につきましては、統一地方選挙後の新たな任期のスタートの年として、また、今回の統一地方選挙より、首長選挙では初めてマニフェストが導入され、私も活用させていただいたところでありますが、施政方針にこのマニフェスト

がどのように反映されたかということ、議会並びに市民の皆様方に明確に判断いただきやすいよう、このような手法をとらせていただいたところであります。

なお、長期総合計画の都市像である、「海・食・人が生きるまち塩竈」を、あくまでも基本としながら、特に産業、経済の活性化を本市の最重要施策として取り組むための戦略をより明確化するために、市政運営の基本的考え方と、4項目の重点事項を明らかにし、さらに具体的な施策につきましては、三つのキーワードに沿ってお示しをさせていただいたところであります。

施政方針の平成19年度主要事業につきましては、長期総合計画で掲げております5分野の都市目標に沿い、具体的な事業等について記載をさせていただいたところであります。

また、本定例会に合わせまして、本市の実施計画書を議員各位にご配付をさせていただきましたが、長期総合計画の都市像、都市目標を実現するための具体的な3カ年事業を記載させていただきました。ご一読をいただければ大変幸いと考えているところであります。

次に、水産業の振興についてご質問をいただきました。本魚市場の優位性についてというご質問でございました。

私も平成15年5月市長に就任させていただいて以来、水産業振興活性化のために、さまざまな地域を訪問させていただきました。特に、残念ながら不適正な事務取扱がございまして、生産者の方々に大変ご迷惑をおかけした地域にもおわびにお邪魔をした経緯等もございました。大変なおしかりをいただいたわけではありますが、最後には、すべての地域の方々が、しかしながら我々の水産業は、塩竈市魚市場あってのものだというようなお言葉をちょうだいいたしました。大変ありがたいと思いながら、先輩諸兄の皆様方が今日まで営々と築いていただきました歴史に培われました信頼こそが、この塩竈市魚市場の最大の優位性ではないかなというふうに私は考えておりますし、こういったきずなをなお一層深めることによりまして、生産者の皆様方の本魚市場の利活用を進めてまいることこそが、優位性という表現をとらせていただきました最大の目的、理由であります。よろしくご理解をいただきたいと思います。

次に、商業振興の中のシャッターオープン事業の内容についてご確認いただきました。

この事業内容につきましては、これまでの答弁でも繰り返し申し上げておりますので、将来的な展望について若干触れさせていただきたいと思っております。

シャッターオープン事業では、最長3年間の家賃、運営費の補助を予定しております。こ

の間、年ごとに補助率は減少することとなりますが、これは事業者に自活できる経営を目指していただくとするもので、空き店舗を活用した創業支援の側面もあわせ持つものと考えております。市といたしましては、この事業につきましては、当面3カ年間継続して実施をしていきたいと考えております。これによりまして、シャッターの閉まったお店を再開させ、まちににぎわいを取り戻し、さらには、市内での営業活動を継続されますよう、事業者の募集、支援に努め、商店街の再生につなげてまいりたいと考えております。

市立病院問題につきましてご質問いただきました。今後とも多額の繰り出し金を行うのか、それ以外の考え方についてというご質問でありました。

繰り返しになりますが、市立病院の役割は、地域の中核的医療機関として高度先進的医療を担うこと。救急や訪問介護などの不採算政策医療を行うこと。さらには、医師、看護師、栄養士、救急救命士など、医療従事者の研修教育機関として大きく寄与していくものと考えております。今後とも、塩釜医療圏唯一の公立病院として、このような役割を担っていくことが多くの市民から期待されているものと考えておりますし、この認識のもと、市立病院では平成17年度から3カ年の再生緊急プランに基づき、経営健全化に取り組んでいるところであります。

病院会計の繰り出しに当たりましては、再生緊急プランに基づき、単に赤字補てんのための財源補てん措置ということではなく、一般会計との負担区分を前提とした対象経費に再生緊急プランに基づき、政策医療を推進するための経費を加え、これまで毎年4億円ほどの繰り出しを行ってきた経過がございます。

一方、平成18年度の繰入金は、再生緊急プランに基づいた4.2億円に加え、現在今国会で成立いたしました、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の対策として、不良債務縮減措置として3億8,000万円の繰り入れと、水道部から2億円の長期貸し付けを実施いたしました。このことにより、累積不良債務を24億3,000万円から22億4,000万円に縮減をいたしましたところであります。

それ以外の考え方についてということのご質問でありました。

やはり、市立病院の一番大切な果たすべき役割は、市民の命を守ることではないかなと思っております。一方、経営状況は大変厳しい環境にあります。平成19年度は、市立病院にとってまさに正念場の年と位置づけており、収支均衡を大命題として一丸となって取り組んでおります。医業収益のかなめとなる医師数、平成17年度当初10名まで減少いたしまし

たが、平成19年度は4月から16名体制でスタートし、さらに7月には1名の循環器系医師の採用が内定をいたしております。

また、収支均衡を図るための新たな財源対策といたしまして、今後の内科外来診療の再開、内科外来診療室の増設、不採算部門・診療科見直しによる、看護師の重点・効率的な配置、きめ細やかな医療サービスの提供による、入院診療単価アップを目指して取り組んでいるところであります。市立病院の経営は予断を許さない状況が続いておりますが、あくまでも自立再生を目指して、何としても単年度収支均衡を図るべく収支改善策に全力で取り組んでまいります。

また、不良債務解消策といたしましては、新しい再生法制の内容がいまだ明確に示されてはおりませんが、現時点では国の制度を活用し、国の財政措置を仰ぎながら、一般会計としても一定の支援を行い、不良債務の解消を図ってまいり所存でございます。

次に、学校教育につきましてご質問をいただきました。後ほど教育長よりご答弁をいたさせます。よろしく願いをいたします。

次に、浦戸地区の活性化として、浦戸の農地を開拓し、市民に開放してはというようなご提案をいただきました。現在農作業に従事する方が高齢化しており、耕作されないで放置されております田畑がふえ続けているのが現状であります。この休耕地の有効活用が課題でありますので、今後、本土の農家との協力や、貸し農園、さらに、観光農園などにつきましても検討をいたしてまいります。

また、これからの農業は、国の施策によりまして、大規模農家への転換が迫られておりますので、小規模農家が多い浦戸地区での今後の方向性について、議論を重ねてまいりたいと考えております。

浦戸諸島には、豊かな自然や歴史、さらには、ノリやカキなどの食文化など、島ならではの資源が数多く存在をいたしております。今年度は、ブルーセンターを中心に、この豊かな自然や食、歴史などを生かした体験交流事業、地元の方々と一体となっていながら、浦戸の魅力を紹介いたしてまいりたいと思っております。

今定例会でも、浦戸の振興活性化に向け、さまざまなご提言、ご意見をいただきました。浦戸振興には、確かにさまざまな課題が山積をいたしておりますが、やはり日々この地域で生計を営まれておられる島民の皆様方の理解、協力なしには解決に結びつかないと判断をいたしております。徐々に手段となるさまざまな取り組みが、一つ一つ浦戸諸島では実をつけ

始めております。こういった一つ一つを大切にしながら、夢の実現に向け、地域の皆様のご理解を深めてまいりたいと思っております。

そういった中、フラワーの栽培についてというご提案もいただきました。ご案内のとおり、フラワーアイランド、今悪戦苦闘中ではありますが、必死の努力をいただいております。週末になりますと、島外からもボランティアの皆様が野々島を訪れ、作業を行っていただいておりますし、職員も休日にはお手伝いに訪問をさせていただいているところであります。残留塩分濃度がまだ土地の中に存在するというので、土壌改良等から着手しなければならないということでは、今まさに私が申し上げましたような悪戦苦闘の最中ではありますが、いずれ大きく花開くことを我々も期待してやまないところであります。

次に、市民活動推進室についてご質問をいただきました。増設ということについてであります。

市民活動推進室は、昨年4月に本町にオープンして以来、町内会活動及び市民活動の拠点として、1,800名を超える皆様方にご活用いただいております。現在、より市民の皆様方の身近な場所でご活用いただけるよう、施設の増設について検討を始めたところであります。具体的には、基本的に東西南北の町内会連絡協議会を単位に、相談業務や情報提供及び少人数でのミーティングを中心とした、コンパクトな施設を配置できますような取り組みを考えていきたいと思っております。

旧徳陽シティ銀行の活用についてご提案いただきました。3年前に市民活動推進室の候補地として検討した経過がございます。そのときの検討経過を簡単にご説明させていただきますと、建物の老朽化が考えていた以上に進んでおり、地震の際の不安があること、あるいはトイレの改修や、消防法で義務づけられておりますスプリンクラーの設置、あるいは建物本体の改修など、市民活動推進室として利用するための必要最小限の改修に約2,000万円程度の費用がかかることが判明し、市民活動推進室の設置を断念した経過がございますが、なお今後の有効活用について引き続き検討を重ねてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（今野恭一君） 小倉教育委員会教育長。

教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から、塩竈市独自の教育を行うべきではないかということでお答えいたします。

本市では、21世紀を担う児童生徒の生きる力を育てる学校教育の充実を重点に掲げ、確かな

学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた子供たちの育成に努めております。また、子供たちにとって落ち着いた教育環境のもと、わかる授業、何でも話し合える友達、また、何でも相談できる教師ということで、そのような学校教育を努めておりますが、それについても、議員お話しのとおり、教師の指導力が大事だと思っております。

教師の指導力につきましては、塩竈市独自として、去年から指導主事や教科主任、市内の中堅教員、並びに校長会から推薦されました優秀な教員から成る教科指導員制を採用しまして、教師同士がお互いに磨き合う、そのリーダーシップの教科指導員制を図り、それぞれ各校内の一斉授業研究会等で教科指導員等を活用しているところでございます。

それと同時に、確かな学力を身につけさせるためには、字をきれいに書くとか、むだな話をしないとか、忘れ物をしないなど、基礎となる学習を支える姿勢、態度を育成することが大切だと考えております。今年度は塩竈市は全市内の小中学校で、心のあらわれとして靴箱の整理整頓、靴をきれいにきちんとそろえようということを一つの目標にしまして、各学校でそれに今向かって取り組んでいるところで、そういう心の問題を含めて、塩竈市としては独自に子供たちの心から入る、それが学力なり、生活全体の道德のものに結びつけばということ考えております。

また、このような市の学校教育全体の取り組みについても、昨年県内で初めて教育フェスティバルを開催し、広く市民にアピールしたところでございますけれども、本年度も11月に塩竈市体育館で第2回フェスティバルを開催する予定となっております。

また、塩竈市独自の一つの方法として、浦戸ということもお話ありましたが、塩竈市の子供たちや浦戸についても、それぞれ各学校に浦戸との交流ということ呼びかけておりますが、今年度主だったものについては、例えば一小では1年生が9月に浦戸の浜辺探検をし、地域の生き物や自然との触れ合いを深めるとか、月見ヶ丘小学校の3年生は7月にPTA行事の一環として浦戸の自然を観察し、地域の特色を知ったり、発展的学習、水産業の歴史などを知るような、そういう企画もしておるようですし、各学校、学年、差はありますけれども、塩竈市の子供たち4年生から6年生まで浦戸へ行ったことがあるか、ないかと、児童生徒数と調べたところ、やはり100%の学年もあれば、まだ半分くらいという学校もあるようです。今後ともそれについては、やはり浦戸も塩竈市であるということで、塩竈市の自然体験をさせるように各学校に指導してまいりたいと思っております。以上です。

副議長（今野恭一君） 14番伊藤栄一君。

14番（伊藤栄一君） 1回目の質問に対して、懇切丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。それと、1回目の質問のお答えで、足りなかった点といたしますか、もう少し踏み込んだ質問をしたいと思っておりますので、よろしくご回答お願いしたいと思います。

市長の市政運営の基本方針について、1期4年の五つの柱で、ともに支え合い、健やかな安心に満ちたまちから始めまして、五つの柱でこの4年間実施されてまいりました。私は、これらの今までのプラン、計画には大賛成でございましたし、また、市長は2期目から今後このプランの実行だというふうにおっしゃっておいりましたので、内容についてはいろいろ取りざたされておるようでございますが、その中で、平成18年度の施政方針の最後の最後に、厳しい状況にありながら、一方では明るい兆しが見え始めておると結んでおります。今回の施政方針では三つのキーワードが変更され、細部にわたり説明されておりますが、その実効力、どの部分が明るい兆しなものか、また、今後の三つの項目の中でも、前の五つの柱にどの部分にどういうものが入って今後実施していくのだというような、細々としたようなことがお聞きしたかったわけでございますが、時間の都合もございまして、この点は時間があれば最後にお答えいただいて結構だと思います。

あと、二つ目の水産業の振興についてから再質問等させていただきたいと思っております。

天然の良港ということと、それから、塩竈は陸上の輸送、汽車とか、それから貨物、あと古い方はご承知のように、ガンガン部隊というので、昔は駅から人間がガンガンに背負って運んだと、そういういろんな輸送力があつたということで、少し思い上がりがあつたのではないかなと。今はそういうものを見た気仙沼、石巻、女川などは、いろいろそういう各地方への流通、それから、鮮度のよい魚の今度は交通量の輸送ということで、今三陸道、そういうものが開拓され、道路もよくなりまして、前は陸の孤島といわれた気仙沼や石巻などは、揚がった物が塩竈より早くほかに移動するような傾向にもなってきたというのが現況ではないかと。

そういうものを見ますと、宮城県に揚がっている魚は、やはり分散はしているのですが、塩竈が今まで一番だ、一番だというのは、やはり流通機構とか、隣に100万都市の仙台の政令都市がありますが、そういうところへの流通、そういうものがいかに考えられているか、そういうものからまず原点に返っての私は魚市場の活性化ではないかなというふうに思っております。

そういう面では、道路の輸送なんかも考えても、あれ以来余り塩竈は変わっていない。そ

ういう面で、今中断されている越の浦春日線などは、今45号までになっていますが、本当に市場の方を考えるのであれば、今の現時点で変更され、市場まであれが延長するのが、私は本当はいいのではないかと、そういう輸送力も原点に戻った場合、やはり考えるべきではなからうかなというふうに私は思っております。昔のガンガン部隊とか、汽車の輸送、ああいものから見た場合、本当に塩竈の輸送というものとか、人間の交流、そういうものが大変にぎわいを増してきた一つの原因だったのではなからうかなとも思っております。

そういう面で、塩竈が石巻、気仙沼に負けないこれからの輸送力を考えるのであれば、まず道路とか、得意先、近隣に対しては一番塩竈は近いのですから、そういうところの開拓というのはまず必要ではなからうかなというふうに思っていますので、その辺はひとつ当局としてもお考えいただければと思います。

なお、今現在では、魚は海からばかりではなく、空からとか、陸からも来ているような状況ですから、完全なる陸送が、道路の輸送というものは最重点に置くべきではなからうかなというふうにも思っております。漁船誘致も確かではございますが、やはり輸送力のこれからのさばけるやつをよく考えることによって、塩竈にも魚もどんどん来るのではなからうかなというふうに思っていますので、ご当局の方ではその辺にもひとつお力を入れていただきたいというふうに思っております。

次に、商業振興シャッターのオープンということですが、これは塩竈だけではなく、気仙沼、石巻でも町場の個人商店はみんなシャッターが下りております。それと同時に、今日本ではそういうシャッターのまちが至るところで見受けられるのですが、今大都市圏の東京、名古屋、大阪方面では、ビルのラッシュになっています。それは何であるかという、そういうシャッターのまちになったところが集合住宅のマンションということで、下の1階は地元商店街、そして2階に事務所とかを置いて、3階以上が住民の住めるマンションというようなことで、まちの中心部の近くにはみんなマンションが今相当ラッシュになって建ち上っているということが、今私らの調査でわかっております。

そのマンションの中にも、ここ20年くらいまでは退職した方々、退職金で山とか、安い土地を目当てで外へ出ていた方が、やはり65で退職、それから10年農業とか、そういう庭の花とか、そういうものをつくる労力は10年でおしまいだと。やはりそうなると、また都会に戻って病院とか、学校とか、買い物のできるどころという、町場に戻っているのが今の大都市の現象だというふうに聞いております。

そういう面から、ここの本町、釜の前あたりも、2代、3代とのれんのあるまちもありますが、もとは七、八十万から100万した土地も、現在そういうふうなマンション化になるとなれば、いろんな不動産屋が入りますが、やっぱり10数万ということになると、その辺の温度差が大変だということで、契約する人はもうなかなか先に進まないというのが現状ではなからうかなと。これから個人経営のシャッターをオープンしても、これはなかなかぎわいまずというのは難しいのではないかと。私は、ここの塩竈は仙台都市とか、いろんな通勤、交通も便利だし、そういう面ではマンションがいたるところに集合体としてでき、そして空き地はやはり公園、そして道路もそれなりに広くできるということから、少し考え方を別にしたらいいのではないかなというふうにも思っております。その辺もご当局のお考えをひとつ勘案していただきたいなと思っております。

それから、3点目の市立病院ですが、私らは素人なのでよくわからないのですが、これは間違っていれば失礼なことなので、お医者さんたちには失礼かと思いますが、先生方1人約年間の水揚げ1億というふうにご考えておるといふふうにお聞きしているのです。そういうと塩竈は、15人、または来年16人、17人とふえるみたいですが、そうすると15億、17億くらいの水揚げと。それを逆算すれば、それ以上のものをやるとなれば何かというふうなことが踏んでくれるのではなからうかなと。それに少しくらいのプラスアルファについては、私は当局でやはり市長が先ほど説明されたように、あるいは市民のための市立病院ですからぜひ残したいというのは、私は十分考えております。しかし、そういう収入面で、一生懸命先生方が働いて、24時間働いてもそういう水揚げが大体決まってくるとなれば、逆算してそれらの差をどうするかということが、まず原点ではなからうかなというふうにご考えておりますので、その辺も十分検討はされておるとは思いますが、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、学校関係でございますが、一昨日河北新報に、とっさの判断ということで載っていますが、私は前に防災関係で質問いたしております。やはりとっさの判断によって、いろいろの方々動きぐあいとか、あと安全性、そういうものが出てくるということなのですが、今回学校問題で申し上げたのは、やはり体験教育、これは本当にそのとっさに触れる面で一番重要ではないかなと。それで、私は何回もきずな、ルール、マナーなどは至るところにぶつかってくるのではないかなと。それで、体験した人らがやはり自分らのとっさの判断によって、その人の評価もされるというふうにご、新聞にも出ております。そんなことから、私ら

は学校では余り頭はよくなかったので、今もそうなのですけれども、学校で頭いい人は余り今世の中でも出世していない。それで、こんなことを言って失礼かもしれませんが。やっぱりそういう何と申しますか、子供たちの訓練、体験、そういうものがいっぱい出てあることによって、積極的にやる人らがやっぱり世の中に出てやはり飛び出しているというようなことから、私は常に研修とか、あと子供たちを連れて少し外回りですか、そういうものを再三推薦してきたわけでございます。それには教育長何度も耳にたこよっているのではないかと私は思っておりますが、そういう面で、今回も実際教育改正においても、体験教育というものは今度は1週間ぐらいというふうなものが盛り込まれておるようです。やはり考えていることは皆同じではないかなというふうに思っております。そんな関係で、やはりこれからの地方分権時代には、塩竈の教育方針として独自の教育があってもいいのではないかなというふうに思っております。

これは私ごとですが、今度浦戸の海浜掃除、これは毎年やっているのですが、今度7月の3日に行くのですが、子供たちの態度ががらっと変わるわけですよ。本当に積極性ある子供は、ごみを拾って、あと要領のよいのは、ところに集積して、そして後片づけると。しかし要領の悪いのは、掃除したよというのを人に見てもらいたいために、袋にいっぱい積んでそれを引きずってどこまでも持って歩いていると。そういう体験が、やっぱり一つのとっさの判断というふうなことではないかなと私は思っております。そういう面で、ぜひ学校教育には、体験教育というものを時間を相当取り入れていただきたいなと思っておりますので、教育長の方でひとつその辺のご判断をいただきたいと思っております。

次、市民活動推進室なのですが、市長から先ほど徳陽のお話も出たのですけれども、私もあその点についてはどうせ耐震とか、何か使いようなければ保護した方がいいのではないかなということをあの当事述べておったのですが、やはりそのときは何か使えるというお答えでした。今現在私はあそこに水道なんかの、今の市民活動センターぐらいの内装をするのであれば、やはりあその銀行は人集めの窓口、カウンターですから、水道とかトイレとかの整備では、私は100万ちょこちょこで出るのではないかなというふうに踏んでおったわけです。何もそのコンクリートの壁の中に金をかけて埋め込まなくても、ある程度のそういう人集まりとか、中の事務的なことはできる可能性があるというふうに踏んでおりました。今現在、家賃が12万3,000円で今のところ借りておるのですが、もう1年半、2年くらい近くになるのですが、これは150万から200万になっているのではないかなと。こんなところを見ると、

せっかく買い取った徳陽のところは、やはり利用して隣の今野屋さんの駐車場なんかで、人がやはりそういうところ交流すれば、あの本町の流れも随分変わってくるのではないかなというふうに思っております。そんなことを踏まえ、この今の市民活動推進室、今度当局の方ではまたさらに増設を考えているということでございますので、その辺のご検討も願いながら、第2回目の質問を終わらせていただきます。ご回答をお願いいたします。

副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、水産業の活性化について、特に、陸上交通体系の整備ということが極めて重要ではないかと、果たす役割の重要性についてご提案いただきました。高速交通体系の整備、本市にとりましては、一定程度高速交通体系の整備の恩恵にあずかっているわけでありまして、恐らく沿岸都市につきましては、今後は一日も早い常磐道の開通ということが大きな課題になるのかなと思っております。水産関係者の方々、よくお話をお伺いしますと、東京方面に参る場合は、国道6号線を参りますというようなお話をよくお伺いします。やはり、この地域と首都圏を連絡する上で一番近い道路が、どうも国道6号のようであります。そういった観点から、本市におきましても常磐道の整備促進等について役割を果たしていきたいと考えております。

また、流通機構についてお触れいただきました。今残されたコスト縮減の最後の道が流通機構だと言われております。非常に注目を浴びている分野であります。幸い、港町として発展しました塩竈市には、これらの流通機構に関するノウハウを数多く保有しているわけでありまして、こういったことも、水産業の活性化にぜひ役立てていきたいと考えているところであります。

越の浦春日線、魚市場まで延長という問題でありました。まずは45号まで、先ほど小野議員からもご質問いただきましたが、一日も早くこういった整備に着手いただけるように努力を重ねてまいりたいと思っております。

シャッターオープン事業の中で、旧商店街を例えば居住空間、具体的にはマンション等に活用してはいかがかというお話でございました。都市計画の用途地域指定の中で、実は、県内十三市の中で、商業地区の面積割合が一番大きいのが本市であります。恐らく旧来から商都塩竈と言われてまいりましたのが、こういった部分にもあらわれているのかなと思っております。我々も今後の商業展開をどのようにしていくかという考えの中で、用途指定等につい

ても当然一定程度の見直しが必要ではないかというふうに考えているところであります。

市立病院、医師1人当たりというお話がありました。この内容については、若干の温度差があるのかと思います。ただ、当たらずと言えども遠からずというふうに我々も理解をいたしております。現有16名であります。7月からは17名態勢になります。これらの医師の総力を結集していただき、収支均衡を図るということで頑張ってもらいたいと思っております。

学校について、とっさの判断等というようなそういう部分も大切ではないかというお話がありました。そのための体験教育ということであります。塩竈市におきましては、体験教育の一環といたしまして、豊かな経験を保有する方々のお話をお伺いする、あるいは直接触れ合って、ともにスポーツ等に取り組むといったような、感動体験学習も取り組んでいるところであります。いずれ、知育、徳育、体育のバランスのとれた教育が実現してこそ初めて到達できる目標ではないかなというふうに考えているところであります。

市民活動推進、今具体的にどの部分にどういう形で増設というところまで、まだ踏み込んだ状況ではありません。ただ、先ほど申し上げましたように、現在の市民活動推進室、かなり多くの方々から活発にご活用いただいております。それぞれの地区、東部地区、南部地区、西部地区、北部地区、ぜひ我が方にもというようにお話を数多くいただいているわけですが、やはり地域の方々を利用しやすいということが大前提になるのかなと思っております。今後、そういった部分も含めて研究をさせていただきたいということであります。ちなみに、今回新たにオープンした施設、海辺の賑わい地区の商業施設の中に、市民交流の場を設けさせていただいております。結構活発な利活用をいただいておりますが、こういった場所も多くの方々に開放させていただきたいと考えているところでございます。

以上、第2回目のご質問に対するご回答とさせていただきます。よろしく願いいたします。

副議長（今野恭一君） 14番伊藤栄一君。

14番（伊藤栄一君） 2回目のご回答もいろいろとご当局のこれからのやろうとしていることを理解するところでございます。

あともう一つ、先ほど浦戸活性化でちょっと向こうの島民の方からの要望があったのですが、やはり1回目で市長にご回答いただいたように、荒廃した土地を今整地するには、若者とか機械などが入らないとできないということで、あそこをひとつ応援してくれるのであれば、やはり今大きな重機があるので、その機械とか、それから若者が入って整備されれば、それ

を引き継いでいく方々がまた戻ってくるだろうというお話がありましたので、これをつけ加えさせていただきたいと思います。

さらにもう一つ、県や国の指定を外してくれということで、なかなかいろんな問題もあるようですが、何かそれも島民の方に言えば、それが邪魔になって畑がちぐはぐになってみたり、農地として使いづらいとか、そういうものがひっかかるというふうなことを言っておりましたので、その辺の検討もひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 浦戸につきまして、恐らくは特別名勝松島の問題かと思えます。やはり、この浦戸の魅力はすばらしい手つかずの自然という部分もあるかと思っております。そういった自然の方と、それから開発という部分が、お互いがかみ合って進められるようなことであるべきだと思っておりますので、今の問題につきましても、個別、個々の問題について改めて調整をさせていただければと思っております。

また、最後に、長期総合計画云々のお話をいただきました。私の思いにつきましては、先ほど申し上げたとおりであります。いずれ議会並びに市民の皆様方に理解をいただきやすい資料、あるいは施政方針に、今後とも心がけてまいりたいと考えておりますので、よろしくご指導賜りますようお願いを申し上げまして、ご回答とさせていただきます。

副議長（今野恭一君） これをもって市長の施政方針に対する質問は終了いたしました。

ただいま上程中の議案第57号ないし第66号については、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明21日から26日までを常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、27日定刻再開いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明21日から26日までを常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、27日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年6月20日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会副議長 今野恭一

塩竈市議会議員 嶺岸淳一

塩竈市議会議員 佐藤英治



平成19年 6 月27日（水曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 5 日目）第12号

議事日程 第5号

平成19年6月27日(水曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第57号ないし第66号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 請願第1号(産業建設常任委員会委員長請願審査報告)
- 第4 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員(20名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君

欠席議員(1名)

21番 香取嗣雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長 兼危機管理監	山本進君

市民生活部長	大浦 満 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	三浦 一 泰 君	建設部長	内形 繁 夫 君
総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君	総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君
総務部総務課長	郷古 正 夫 君	総務部財政課長	菅原 靖 彦 君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信 彦 君	市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君
市立病院事務部次長 兼業務課長	伊藤 喜 昭 君	水道部長	佐々木 栄 一 君
水道部次長	大和田 功 次 君	水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則 雄 君
教育委員会教育長	小倉 和 憲 君	教育委員会 教育部長	伊賀 光 男 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部 総務課長	小山 浩 幸 君
選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君	監査委員	高橋 洋 一 君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤 英 治 君
議事調査係主査	戸枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（志賀直哉君） ただいまから 6 月定例会 5 日目の会議を開きます。

本日欠席の通告がありました 21 番香取嗣雄君の 1 名であります。

本議場への出席者は第 1 日目の会議と同様であります。

これより去る 6 月 19 日、東京日比谷公会堂で開催されました第 83 回全国市議会議長会定例総会において、同会の規程により表彰の栄に浴されました方々に対し、表彰状の伝達式を行います。

議会事務局長（佐久間 明君） それでは、全国市議会議長会の議員在職 40 年以上の表彰でございます。

佐藤貞夫議員、演壇にお進み願います。

議長（志賀直哉君） 表彰状、塩竈市佐藤貞夫殿。

あなたは市議会議員として 40 年の長きにわたって市政の発展に尽力され、この功績は特に著しいものであります。

第 83 回定例総会に当たり、本会表彰の規程によって特別表彰をいたします。

平成 19 年 6 月 19 日

全国市議会議長会会長 藤田 之

どうもおめでとうございます。（拍手）

議会事務局長（佐久間 明君） 続きまして、全国市議会議長会の正副議長在職 4 年以上の表彰でございます。

菊地 進議員、演壇にお進み願います。

議長（志賀直哉君） 表彰状、塩竈市菊地 進殿。

あなたは市議会正副議長として 4 年市政の振興に努められ、その功績は特に著しいものでありますので、第 83 回定例総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 19 年 6 月 19 日

全国市議会議長会会長 藤田 之

どうもおめでとうございます。（拍手）

議会事務局長（佐久間 明君） 以上で表彰状伝達式を終わります。

議長（志賀直哉君） 本日の議事日程は、日程第 5 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願い

いいいたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、14番伊藤栄一君、15番菊地 進君を指名いたします。

#### 日程第2 議案第57号ないし第66号

議長（志賀直哉君） 日程第2、議案第57号ないし第66号を一括議題といたします。

去る6月20日の本議会において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果につきまして、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。13番佐藤英治君。

総務教育常任委員会委員長（佐藤英治君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6月25日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第58号塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号平成19年度塩竈市一般会計補正予算については、歳出において商業施設内行政スペース運営事業に伴う設置運営費、災害救助支援基金積立金、消防施設整備事業に伴う防火貯水槽及び消防団員用資機材の整備費、防災備蓄事業に伴う備蓄用備品購入費、自主防災組織助成事業に伴う育成補助金、特別支援教育事業に伴う教育支援員賃金、佐藤鬼房懸賞全国俳句大会開催補助金等が計上され、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たり、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、消防施設整備事業については、防火貯水槽及び消防団用資機材を整備するものであるが、地震等大規模災害発生時に、地域の被害を最小限にとどめ、市民の生命と安全を守るため、今後も市内各地域における事業の計画的な推進に努力されたい。

1、豊かな体験活動推進事業については、市内小学校をモデル校とし、体験活動等を通じ、

小学生が命の大切さを学んでいく事業である。昨今、人々の安全を脅かす凶悪な事件が各地に頻発していることから、高齢者を初めさまざまな人々との触れ合いを通じ、子供たちが命の大切さについて身をもって理解することができるよう取り組まれない。

次に、議案第63号あらたに生じた土地の確認については、宮城県が施工していた貞山通一丁目地先の公有水面埋め立てが竣功したので、新たに生じた土地として確認しようとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号町の区域を変更することについては、本市の区域内に新たに生じた土地を貞山通一丁目に編入しようとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更については、宮城県市町村職員退職手当組合から河南地区衛生処理組合が脱退することに伴う宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体の協議を行うに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を必要とするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号浦戸地区辺地総合整備計画の変更については、平成15年3月7日、議案第20号として議決された浦戸地区辺地総合整備計画の内容の一部を変更し、同地区における公共的施設の整備を図ろうとするものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。総務教育常任委員長、佐藤英治。

議長（志賀直哉君） 次に、民生常任委員会委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月22日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第57号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税分（医療分）の賦課限度額を引き上げ

るため所要の改正を行おうとするものであり、質疑、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号平成19年度塩竈市一般会計補正予算については、歳出において、財団法人自治総合センターから補助を受けて行う新浜町内会、母子沢町内会の町内会行事用備品購入に対しコミュニティ助成金、藤倉集会所用地取得に係る土地購入費、高齢社会対策費として特別養護老人ホーム整備に対する補助金等が計上され、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号平成19年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算については、歳出において、後期高齢者支援金積算システム改修事業として電算業務委託料、国保被保険者の生活習慣病予防対策事業として疾病予防費が計上され、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号平成19年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算については、歳出において、地域包括支援センター業務委託料が計上され、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

地域包括支援センターは、昨年の介護保険法の改正に伴い創設され、これまで介護予防並びに高齢者支援を包括的に行ってきたが、高齢化の進展に伴い、高齢者やその家族がより身近な場所で気軽に相談や支援が受けられるよう、今後新たに西部地域及び北部地域に同センターを設置しようとするものである。市当局においては今後も被保険者等の実情を踏まえ、きめ細やかな対応を行うとともに、地域ケア体制の確立を目指し、適切な事務の施行と福祉サービスのより一層の向上に努められたい。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。民生常任委員長、浅野敏江。

以上であります。

議長（志賀直哉君） 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。17番阿部かほる君。産業建設常任委員会副委員長（阿部かほる君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月21日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査

の結果についてご報告いたします。

まず、議案59号平成19年度塩竈市一般会計補正予算については、歳出において、水産加工業活性化支援事業補助金、中心市街地商業活性化事業費、塩竈都市ブランドイメージアップ事業費、まちづくり交付金事業費等が計上され、また地方債においては都市計画街路事業が追加され、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望、意見の主なるものを申し上げます。

1、中心市街地商業活性化事業については、商店街の空き店舗を活用し、商業振興やまちのにぎわいづくりに寄与する事業を行う団体に対して、出店経費の一部を助成するシャッターオープン事業並びに魅力ある個店づくりを目指して商業者の育成等を行う商人塾事業等を実施するものである。今後は本市における商店街振興のあり方や、消費者ニーズ、地元事業者等の意向も踏まえた事業の推進に努められ、本市の活性化に資するものとなるよう取り組まれない。

また、塩竈都市ブランドイメージアップ事業については、本市における芸術的、文化的な資産を活用しながら、まちの回遊性を高める事業、施策等について鋭意検討を深められ、本市の交流人口の拡大や地場産業の活性化に向けなお一層努力されたい。

次に、議案第62号民事調停の申し立てについては、藤倉放流函築造工事に伴う油混入土の処理費用等の支払いを求める民事調停を申し立てることについて議会の議決を求めるものであり、質疑、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。ご報告といたします。産業建設常任委員長。

議長（志賀直哉君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

議長（志賀直哉君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第57号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。4番

吉川 弘君。

4番(吉川 弘君)(登壇) 私は、日本共産党市議団を代表しまして、議案第57号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

今回の条例改正の理由は、国において平成19年度税制大綱に基づき地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の医療分に係る賦課限度額を平成19年度から現行の53万円を56万円に引き上げたことに対して、本市においても国と同じように3万円の引き上げを行おうとしているものであります。

国においては、国保税は医療費充当の目的税の性格から一定の限度額を設けることが適当であるとして、賦課限度額を設定して国保税の最高限度額世帯割合を5%としています。本市においては平成18年度現在、賦課限度額超過世帯は600世帯、5.06%となっており、今回の税制改訂によって賦課限度額超過世帯を5%から4%にすると説明しております。

私は、反対討論を4点にわたって述べさせていただきます。

1点目は、市民所得との関連であります。市民の所得とのかかわりでは、本市の市税収入は、平成9年度まではほぼ毎年伸びてきましたが、平成9年度の77億5,200万円をピークにして、その後は長引く不況の影響を受けて毎年減少し、8年後の平成17年度には60億1,600万円となって、最高時の77.6%まで落ち込んでしまいました。市民の所得が減少する一方、本市での国保税はこの間平成16年度に10.3%、平成17年度に5.88%の2年連続の引き上げが行われ、現在県内12市の比較では、旧石巻市に次ぐ第2位の高い国保税となっているのであります。あわせて国保税の所得割11.7%は、県内の市の中で一番高くなりました。さらに私は、総括質疑の中で、賦課限度額世帯への影響額について質問しましたが、市長からは影響額に対する答弁はありませんでした。条例改正は行うが、しかし条例改正によって市民への影響額は示されないのであります。

隣の多賀城市においては、税制改正に伴う影響額を資料として議会に提出し、その影響額は412世帯1,087万5,300円と試算を行っているのであります。市民の所得が年々減少し、一方国保税は逆に年々大幅な値上げになっているのであります。もっと市民の生活実態を踏まえて提案すべきではないでしょうか。

2点目は、当局は、所得の二極化が国保でも同様であるため、その結果高所得者にさらなる負担を求めるとともに、負担感が強いとされる中間所得者に配慮するためと、このように述べております。委員会審議の中でも同じように中間層対策にもなると、こういう意見もあり

ました。しかし、本市においては所得が300万円から400万円の世帯でも、国保税限度額に近い49万4,218円となり、さらに400万以上の所得世帯になれば、限度額の53万円に達するのであります。隣の多賀城市では、所得700万以上になって初めて限度額の53万円となるのと比べれば、大きな違いであります。このことは国保税滞納世帯の所得階層分布を見ても明らかであります。滞納世帯全体の平均では21.9%の滞納ですが、しかし所得が限度額に達する400万円から500万円までは38%の世帯が滞納、さらに所得500万円から600万円の範囲では41.1%にもなっております。

このような中、さらに国保税の限度額を引き上げることは、滞納の拍車をさらにかけることとなります。滞納世帯がふえることは、資格証明書の発行や保険証なし世帯が広がってきている問題にもつながります。平成18年度の資格証明書の発行と保険証なし世帯を合わせますと369世帯であります。これは前年度と比べましても1.8倍にふえているのであります。このような保険証なし世帯は、事実上病院にかかれない状況に追い込まれ、重症になってから病院に運ばれて死亡する。このような痛ましい事件は全国的にも問題となっております。

市長は、市の財政が厳しいと。財政だけを強調しますが、国保税の負担増による市民の大変な痛みに対しての言葉は一言もないのであります。高過ぎる国保税に対して今行政に求められるのは、福祉の心、福祉の思いやりではないでしょうか。

3点目ですが、国では平成9年度に国保税の限度額を、それまで50万円だったものを53万円に引き上げました。このような中、本市においては前市長が限度額を国の53万円よりも1万円低い52万円として、平成9年度より7年間続けてきた経過がありました。このことは国民健康保険法の第1条の、この法律の目的として定めています社会保障という考え方に沿った政策的観点での内容だと思えます。その後減少に変わって、市長就任後の次の年平成16年度に限度額を1万円引き上げて、国の基準の53万円にあわせ、さらに今回国の56万円の改定にあわせた引き上げの提案であります。

今回の条例改定の説明理由は、地方税法施行令の改定に伴うもの、このように述べております。しかし、現市長は国の改定をうのみにする、このような立場だと考えます。

4点目は、国保会計の運営が大変になってきている問題と、さらに国保加入者の大きな負担となっている原因は、今から23年前の1984年度に国の負担割合をそれまでの医療費の45%、このようにしていたのを38.5%に引き下げたことでもあります。この結果、1984年度から20年間で、一世帯全国平均の負担は10万3,000円から15万2,000円と1.5倍に国保税がふえたのであ

ります。不安定な国保会計を安定化させ、さらに国保加入者の大変重い負担をなくして、今後とも国民皆保険の制度を維持させていく上でのかぎは、国の負担割合をかつての45%まで引き戻すことが決定的な解決策だと考えます。

以上のことより、今回の議案第57号の国保税条例の一部を改正する条例、賦課限度額3万円引き上げて56万円にすることに反対するものであります。以上です。(拍手)

議長(志賀直哉君) 次に、議案第57号に対して、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。13番佐藤英治君。

13番(佐藤英治君)(登壇) 議案第57号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成する会派を代表して、賛成討論をいたします。

まず、我が国の少子高齢社会は、一層拍車がかかっております。我が塩竈市の高齢化率は、再来年になると超高齢化率と言われる25%に入ってきます。長寿高齢社会は、国民のすべてが加入している健康保険によるものであり、まさに世界に誇るものであります。

今、アメリカの大統領選挙の政策の一つに、健康保険制度の動きがあると聞いております。国民の命と安心した生活を守るすばらしい健康保険を維持していくことを、市民が最も切に願っております。しかし、将来の健康保険の安定した道のりは大変厳しい状況はご存じのとおりであります。20年後には、医療費が現在の倍の60兆円ともいわれ、健康保険への抜本的な改革が緊急の課題であると思います。私は、健康保険特定財源を国で確保していただきたいと考えるものであります。

さて、今回提案されている内容は、国の国民健康保険税基礎課税分の賦課限度額を53万円から56万円に改定するものであります。国民健康保険税は、他の社会保険や共済保険と異なる算定方式で税額を決定しております。それゆえ、国民健康保険は一定の限度額を設けており、国の地方税法施行令に具体的な限度額を設定しているものであります。全国の市町村は、この政令基準に基づき、自治体に適した条例を制定しております。

今回の改正は、健康保険の限度額、いわば最高の保険税は53万円でありましたが、その方々の負担が3万円増額する条例で対象者は600世帯であり、よって1,800万円の歳入増となり、財源が多少なりとも安定確保されるわけであります。

なお、中間所得者や低所得者の増税の負担はありません。このような条例に、何ゆえ日本共産党市議団が反対なのか理解に苦しむものであります。

保険とは、助け合いであります。高所得者の福祉の心を踏みにじることにもなりかねませ

ん。今回の改正に伴い、県内各市町村はもとより、全国市町村ではほとんど改正している状況であります。いわばこの改正に反対し、条例化されていない市町村はどこにあるのかお聞きしたいものであります。私は、速やかに条例化することが塩竈市の国民健康保険事業の安定と、市民の安心感のためと考えるものであります。

安定財源なくして国民健康保険の将来もありません。国民健康保険事業のさらなる充実に、我々議員も市民の負託にこたえるため全力で取り組むことをお誓い申し上げまして、議案第57号に賛成の討論といたします。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(志賀直哉君) 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第57号について採決いたします。

議案第57号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(志賀直哉君) 起立多数であります。よって、議案第57号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号ないし第66号について採決します。

議案第58号ないし第66号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(志賀直哉君) 起立全員であります。よって、議案第58号ないし第66号については原案のとおり可決されました。

### 日程第3 請願第1号

議長(志賀直哉君) 日程第3、請願第1号を議題といたします。

去る6月14日の本議会において、産業建設常任委員会に付託されておりました請願審査の経過とその結果について、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。17番阿部かほる君。

産業建設常任委員会副委員長(阿部かほる君)(登壇) ご報告いたします。

今定例会において産業建設常任委員会に付託されました請願第1号「日豪EPA/FTA交渉に対する請願」については、6月21日に委員会を開催し、紹介議員並びに市当局関係者

の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査した次第ですが、本請願については今後の国の動きを見きわめながら、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。産業建設常任委員長。

議長（志賀直哉君） 以上で産業建設常任委員会委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

議長（志賀直哉君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、請願第1号については委員長報告のとおり決しました。

#### 日程第4 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

議長（志賀直哉君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より委員会所管の特定事件について、議会閉会中においても審査、調査したい旨の申し出が議長あてに提出され、その内容はお手元にご配付のとおりであります。

お諮りいたします。各委員長より申し出のありました閉会中の継続審査・調査については、これを認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、各委員長より申し出のありました閉会中の継続審査・調査については、これを認めることに決しました。

以上、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 1 時 4 3 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 1 9 年 6 月 2 7 日

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉

塩竈市議会議員 伊 藤 栄 一

塩竈市議会議員 菊 地 進